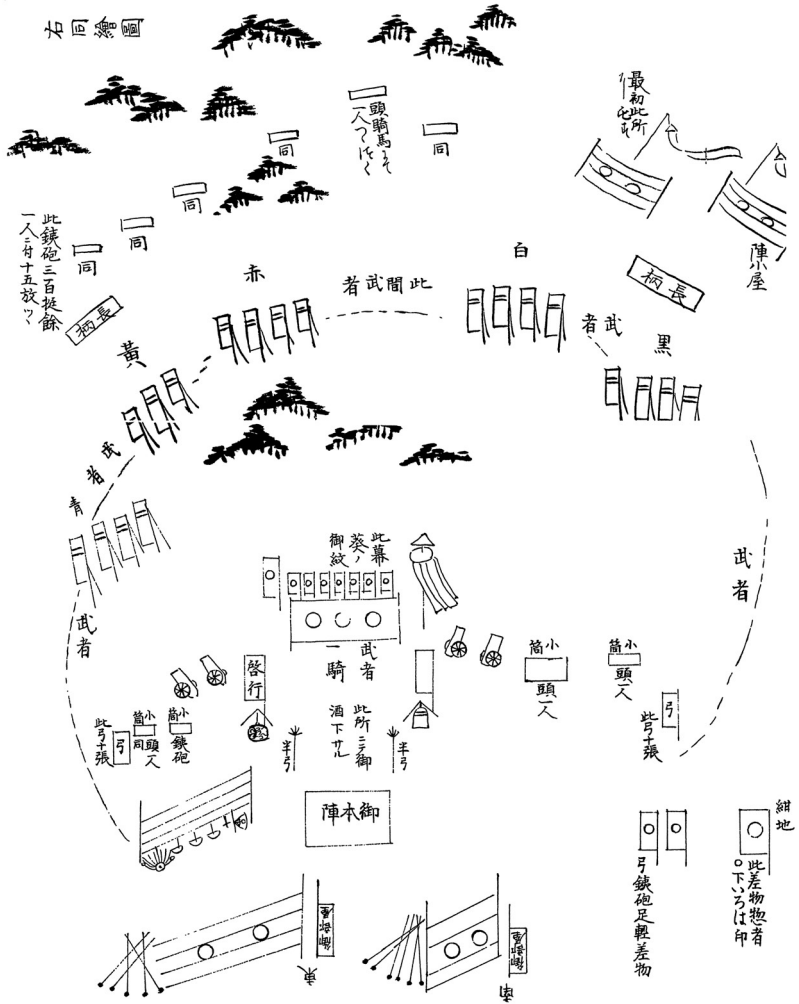


右回繪圖



紺地  
○此差物敷者  
○下ろは印

筒小頭入  
箭小頭入  
此所三御酒下才

此鎧砲三百挺餘  
一八三付十五放

二日甲寅 曇、稀小雨、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、今晚ハ八ツ

時臥事、

一日新公御遺言被成候ハ、軍と云ハ敵咎ありて、味方

に理なくハ成間敷との由二候、

一山中鹿之助ハ七難七苦ニ合セテ玉ハリ候ヘト、仏神

ニモ祈シトナリサレハ其故ヲ尋ケルニ、答曰、我心

ナカラ事ニ逢テタメサミレハ気量ノ程知レス、サレ

ハ事ニ逢テ心ノ程モタメシ度存ル故也ト申セシト、

カ、ル心ノ人ハウロタヘハ有マシ、誰々モ斯ハ思フ

ヘキ事也、

一小古善太夫トイフ者ハ山城守戸田侯家臣也、耽カ人

ニ越早業打物ノ達者也、八刀坊トカ云ヘル大力ノ悪

僧手ニアマリシヲ、此人取ラヘタルトイフ、其辞世

ノ歌、

口おしやたゝミの上ののたり死

一目出度すくる御代に生て

ト読リ、北方ノ強君子ノ望所ニアラスト云ヘ共、彼

戰場ニ闘死シテ、屍ヲ馬革ニツ、ンテ故郷ニ帰ルヲ

以テ榮トストイヘル氣象有、此風ヲ聞カン者、奮然  
トシテ勇氣ヲ、コサ、ルヘケンヤ、

一義見不<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>勇也トイヘリ、勇ハ義有ヲ以テ尊ムナ

リ、若不仁不義ニシテ忍ル者根戾暴惡到サル処也、

何ノトル処カアラン、能々吟味アルベシ、昔ハヤリ

タル男立杯言者ヲ武辺モノ、様ニ心得違ヘル者有、

大ナル誤ナルヘシ、謂ユル男立ノ張本ハ山中源左衛

門・水野<sub>(成之)</sub>十郎左衛門・三浦<sub>(小次郎)</sub>小治郎等也、源左衛門ハ

知行五百石大番与ノ御旗本也、隠ナキ曲者、命シラ

スノ馬鹿者也、或病氣医師ヲ招キケルニ、フト繩ヲ

以テ天窓ヲカ、ケ、寄カ、リテ、爰ヘ来テ脈ヲカツ、

カント見サルトイフ、医師肝ヲツフシ恐レ、鬼ノ様

成病人ノ側ヘニシリ寄、脈ヲ見て、薬ヲ調合シ暇ヲ

乞フテ立ントシケレハ、羽織ヲヒカヘ、時分モヨシ、

出来合戦ヲ申付タルト引留、勝手ヨリ作病ノ大ノ男

紺ノ袴ノ膝カシラ切ナルヲ差シ、山折敷ニ盛切ノ黒

米飯・塩汁、皿ニ塩鰯ヲソヘテ持来る、医師アキレ

果テ一口モ食ハレスツキチラシテ居タル、亭主初ヨ

リ汁打カケ二三盃モリ切ヲサラ〜ト喰テ、飯椀ニ

テ冷酒スツト傾テ、こなた衆ハ下戸かといふて酒を  
入られ、医師ハ鬼谷ニ入たる心地して逃帰ると也、

常に白小袖を著し蚤ほと縫紋を付て、御目付衆被  
咎たるにハ申合仕、又或時ハ黒髪を作り道具持にな  
り、松平相州侯へ奉公二掛り、取替として金一枚を  
受取、後ハ我儘をいふて行す由、如此の行跡積悪超  
過して、正保年中麴町真法寺といふ浄土宗之寺ニ而  
切腹被仰付たり、辞世に、

わんざくれふんそるへいき(かカ)今日計

明日ハ烏かつかしるへい

と読けるとかや、十郎左衛門ハ水野雲州重助の長子

なり、幡随長兵衛といふ男立と傾城町ニ而口論仕出

して塩付られ扱に成て事済けれとも、其意趣を以終

に長兵衛を召寄、酒興之席にて切捨られたり、如此

積悪ニ而松平阿波侯へ御預被仰付、程なく切腹なり、

小治郎ハ大御番也けるか、後御納戸役となる、十郎

左衛門よりも年上の者にて異名を吉屋といふ、赤坂

祭礼之時あわれけるを紀伊大納言頼宣御覽有て、御

老中へ被達けるゆへ父小右衛門(小左衛門カ、義屋)へ御預被仰付たり、

右小次郎事、世上鬼神のこたく唱ければ、少し成と

も男立するものは吉屋風とて肩にて風を切、目立た

るさまをしけると也、此者もミな刑罪せられ、世に

隠れなき事なれとも、武刃者之様ニ心得違の事あれ

ハ、壮年の人々者誠となすへし、為に粗是を記すと

也、又伊達といふ事ハ、寛永三年二条御城へ行幸之

時、政宗公の家来皆目立たる衣類を著し諸国の人に

替けれハ、其時の人風流なる出立をは伊達人と言し

より初しと也、

一むかし都妙心寺といふ寺ニ大休和尚とて名知識まし

ます此和尚の前ニ而、人か人をほむれハ、それハ死

たるかと問給ふ、今に存生と申者そこにて大休申給

ふハ、ほむる事無用、何たるしそこなひあらんこと

も存せずとの給ふ、又人をあしふいへハ、大休問ふ、

其人死しか、今に生て居るといへハ、和尚譏る事無

用、又何たる手柄もあらんもしらす、人の善悪ハ死

後にならて申さぬものと大休和尚つねの言葉なり、

私曰、右通ニ候得共、死候共善悪ハ難知候、致死去

候人未善事之不発内致死去、悪事ヲ被言触候而ハ残

多事二候半哉、

一元祿の比、殿中二而喧嘩ありしに、所々御門々に御目付中より御使を馳られ、御門を閉て人を留よと触られけるに、神田橋の目付に詰る番頭に大道寺強九郎とて者馴たる人有之、籠ならずして上の閉門と申事あるへき事ならず、是必触違なるへしとて、御門ハ其儘二而足輕を配り人を留けり、程なくまた触直し有て、御門者不閉、人はかりを留よと申来ければ、人々其心付を感心し語り伝へけるより、世人此事を知りて称嘆しけるとなり、

一堀田加賀守(正盛)二男筑前守、綱吉公御老中二而別而出頭

人也、驕高して諸人之迷惑之事のミ有之、其上御旗本諸士及困窮候二付、稲葉石見守正返(永力)より諸士二拝借可被仰付候由、遮而被仰候へ共、筑前守上聞二不達、右之次第其外悪逆至極之人也、依之石見守乱心之体二而筑前守を差ころし被成候、其時石見守書置、

子孫を思ひ家を立んとするは愚の至也、家中なかん事思へとも、忠の道にハかへかたし、只世者夢なり、なけくへからず、

稲葉石見守

貞享元年八月廿八日

家中参

一慶長四年九月拾日野々美谷二働なされ、敵合ハ大谷之頭二而鎧合須田藤七兵衛殿一所仕候、証人有之、(利基)其日之太刀初ニ罷成候、其刃敵くつれ、野々美谷千童寺馬場中程城戸有、但かうし也、そこにて小杉丹州伝同之鎧二同前仕候、追くつし中城の下二堀有、其橋大はし也、城戸二重御座候、外城戸ハかうし、

同板城戸其二重あひにて刀打、拙者鎧にて式人突申候、右此分也、此仕合二浜之市へ御申被成候二、其夫二ハ其場を拙者存候間御上可有候へと須田被仰候と承候、浜之市へ参候、其場存候と(北郷丸、二久)作左衛門様御状二被遊候条、御前二被召寄、直二聞召候手柄仕候と御意二而、鳥目三貫文給候、

(義久)龍伯様江者伊勢弥次郎殿めしつれ御参被成候、御前二聞召候而、殊之外作左衛門殿御褒美、又ハ得一度不成両度之合戦場を存候、さてもひるひなきものと

御意ニ而候、小袖壹ツ給候、但いちやう紋付也、誠之末代之面目外聞此上ハ有間敷、拙者名字跡ニ残し置候得、小袖けいつたるへく候、仍如件、

但、庄内ニ籠城也、

行年三拾五才也  
伊地知諸右衛門 印

亀丸生年十才

次郎丸生年三才

兄弟ニ形見けいつたるへく也、

一(綱久)泰清院様御父公(光久)寛陽院様、或時泰公之御部屋へ御入

被遊候節、そふちかたなど御手つから被遊候而御待被成候、御入有而御側衆より右そふちかたまで被遊候由 寛陽院様江被申上候、其時何之御返事茂無御座候へハ、些泰公御不興ニ相見得申候、寛陽公御立跡ニ而押通り左様被成御座候、御近習衆より、何故ニ御不興之体ニおハしまし候哉、定而御そふちまで被遊候段を申上しに、何之御答もなきに御立腹かと奉伺候へハ、曾而左様之儀ニ而無之、然共其節ハ成程むつといたし候、其事ニ付、御父様へ対し何故に左様之心何方より出候哉と出所を御たゝし、則御捨

被成思召ニ而、今に御考被遊候由御意被遊候、誠ニ賢明之君子ニもかゝる御心の出くる、まして凡夫の身能々可恐慎事也、

一むかし曾子父の為に瓜をくさきれり、あやまちて瓜の根をたつ、曾哲怒て大杖をあけて曾子をうつ、曾子たへて地に伏したり、しかれとも狂者なれハ捨て家に入ぬ、しはらく有而曾子よミかへれり、父のころもとなく思ひ給はん事をいかりて、曾哲の前に跪き、さきに不孝の罪あり、大人力を用て教給ふといつて我方へ帰り、琴を弾し詩を詠して、父に痛なき事をしらしめたり、遠近となく朋友となく聞人泪を落し感しあへり、門人悦て夫子に告たり、孔子聞召て、吾道の学者あらず、門にいたる事なかれと、侍者驚て其故をとふ、孔子曰、われ人に孝を教ふるに、大舜を師とせずといふ事なし、舜ハ父の小杖を持て打ときかうたれてのき給ふ、大杖を以て追ふときハ其あたりになつかつきたまハす、父をして人を殺の罪にいたらしめしとなり、今曾子幸によミかへれりたれハこそ、打れ所悪しくて其儘死なハ、曾哲ハ孝子

を殺すの罪を免かれじ、何そ大杖を見て早く退かさ  
るや、心を用ひざるの甚しきなりと、門人曾子に告  
たり、曾子其罪を謝せしとなり、

一 山岡右京殿所之小床二枚立舞戸ハ清竜丸御修補之  
節拜領之由二而、至極結構なり、

三日乙卯 小曇、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後(退城脱カ)、七ツ後横山安之  
丞殿江參、暫して帰り、大鐘過より鑓場江出張、暮

二 引入、

一村田藤兵衛殿ハ、小幡景憲の弟子ニ而新納又左衛門  
殿より御当地之兄弟也、度々江戸往來勤方ニ而致さ  
れし人なり、藤兵衛老後江戸往來難叶して景憲二書  
状被遣、とても再御対面茂難成、故二貴公之御像御  
下し可被下と頼まれし、景のり左様の儀ならば甲冑  
前の図をとて、直二著用の鎧を著、絵者をして写さ  
せ下されしと也、此図今世にある五字の指物(朱書「マ、一」)の図也、  
此以前迄ハ村田氏二伝へ来りしかとも今ハなしとな  
り、田中家にある右の像いまた村田家所持の時、静

隠二頼写置かれしよし承候事、

一 或人伊作より古き書付写来られし人二、天草陣之時、  
郷士三人二下人壱人ツ、之御究、然共下人所持之人  
ハ勝手次第之咎候、今ニも何事あらは此様なくハな  
るまし、甲州などもとハ此たくひならんかと承候、

一 甲州穴山梅雪之手下二大山無辺之介と申たる人被居  
候由、此人本ハ薩州横川の生也、淵脇一林坊といひ

し山伏ニ而候、其比御当地へ山本勘助(晴老)被參し時之知  
人ニ而候、一林坊些親へ不孝之沙汰あり、追出され、  
夫より甲州二山本勘助奉公せしと聞付、夫を便り甲

州二行穴山手に居られしと、梅雪死後又 家康公へ  
仕へ、老年ニ及び又々横川に帰終たる人也、伊集院

源次郎一乱之時家康公より使者山口勘兵衛(直友)殿度々被  
參、此人或嘯ニ、御当地へ大山無辺之介徳川家より

帰被居候か、今二息才(息災カ)かと尋られしに、御当地二ハ  
もとよりしる人なし、方々相尋候処、横川ニ被居候

由、後二相知申候、勘兵衛殿ニも被逢しと、其時之  
応対山口殿甚尊敬し給ひける、それより何れも存た  
る庄内陣最中之事ニ而、ケ様の人たるをしり、人数

くはり、下知など被致候様申候得共、成程甲州二而  
ハケ様の有つれと、御当地と違ひ一林坊辞被申候者、  
(朱書ニマ、)

甲州の軍二ハかゝれといへハ懸り、引といへは引、

人数一身のことく候、左候而、某か武功も皆々存と

て下知いたし不被成候よし、此時横山地頭何之次郎

左衛門とやらいへる人二家康公より拝領いたし候刀

一林坊より差上候と、其後名字不承本田氏・高橋氏

など出人被致候人右もらい、今ハ高橋家二有之由、

長光二而無之哉、右一林坊御感状など持被居へしと

見二差越申候処、我等こときの者左様の儀有間敷と

て、ゆるいの上の繩に挟ミ有しをことくく火にや

かれしとなり、徳川家より拝領之鏝為有之由二候得

共、是ハ下町質屋二入り式参年前迄ハ有之しとなり、

一無辺之介、ケ様之武功の人故、児玉筑後殿太刀合二

被行候へハ無辺介申候ハ、甲州二而ハ鏝下之高名場

の高名仕候得共、左様二気かのり不申候間、御断と

申されし、

一山口勘兵衛とのハ余ほど御心易被申上候にや、二男

ハ御抱被成候よし、山口五郎兵衛とやらいひ候而、  
(直行)

蔵方目付動られしと、右先祖勘兵衛二男のよし二而  
候、

一権現様、長篠合戦前日軍評定之時、いまた甲州威勢  
(家康)

強かりしにや、座席氷りて不興なりし時、酒井左衛  
(左衛門)

尉海老すくひの狂言と申てせられしに、一座とつと  
(尉丸、忠次)

笑ひそれより評議始しと、

一古書付に金打と云ふ事有、是はちかひをするに、互  
キンチョウ

に刀のはゞき本二而ちんときり合て伐けを付ること

也、

一都之城とくげん寺といふに古き鐘有之由、年号  
長平

とやら四字年号之比之鑄物也とぞ、  
(朱書ニマ、)

一栗野稲葉崎といへる所に鬼之辻とて有之候よし、右

之処二も建武二年三月二日と書て石建居候由、

一佐土原之松木左門桶籠りし時、村田伊左衛門との會  
(高澄)

父など被差遣、其時連行れたる下人伊左衛門殿若き

時分迄生居、嘶しハ、村田氏下人多くハ雇人二而候

嘶、佐土原二行著右左門桶籠所二差越候処、鉄砲二

被射たる者ひくくいたしたるを戸板などにのせ行

しを見候而、やとひ人共頭分五百文ツ、なれとも甚

沢山にもかりしと也、右下人之嘯二ハ、私二者おそろしく、其上小二才二而候故、石のあひ有之、ここに入居見物仕候、其時鹿兒島一左右有しと皆々勢ひ強く、そこより馬乗之武者出て城(朱書マ)ひたちまち攻寄せられ候、城より鉄砲甚射出候二当り馬より落も御座候、其間二誰か一人梯子かけ一番二塀二飛上り候処、直二城より右之者を射落申候故、又一人直二梯子二乗り塀を越候へハ、それより皆々乗入、門を無間茂明候而、終二落城二及ひしと、頭鉄砲配り能候而人二能あたり候、庭に茂りたる大木有、是に内之者二功者居候而下知いたしたるよし、後に寄手知り、射殺し候故、次第二弱しとなり、

四日丙辰 霽、

一六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、大鐘時分一刻、横山安之丞殿江参る、帰候而鎧場江暮迄出張、八ツ後今晩臥事、

一安永二三年之比迄ハ町踊之踊子ともハ小兒二而為有之由候処、吉野橋辺二而(朱書マ)だき旁妨働をいたし候二付、

翌年より女之子二相成候由、

一鳩巢小説に、権現様御時、矢田作十郎と申者武勇の士也、阿部四郎五郎、作十郎(朱書マ)今云様、其方鯉の立物の兜はさりとてハ見事なり、我に借せよ、その兜著て働かんと云時、作十郎云様、腰ぬけの云分かな、左様成腰ぬけにハ此兜著する事不叶といふ、四郎五郎気色損して、腰ぬけの子細聞んとて既二事出来んとす、其時作十郎云様、我かぶと呉よといはゞとらすへし、かせとハ返さんと云事也、然者其方は戦場にある時生て帰る心得二而あると見得たり、此作十郎ハ此かふと著て、終に二度生て帰る心得二而戦場二出る事なし、此兜其方が様成腰抜たる覚悟のもの二ハ不相応也といふ、其時阿部も流石の者なれば、殊之外誤りたるとて謝しぬ、士ハ一言も不吟味なる事云ましき也、さて四郎五郎其兜著て戦ふに、敵はや見付て何もの鯉の立物ほとに武者ふりなしといふ、其後其兜を作十郎に返す、死鯉なりたるとて不請取、四郎五郎其場のとき一度に其場二居合たる者二おくれたる仕形はなきよしをいはせければ、其時石かぶ



と受取し也、作十郎八後に一揆に与して権現様へ奉敵戦ほろひぬ、惜き事也、

五日丁巳 晴天、

一朝六ツ少シ前起、郷十郎殿を起し、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後横山安之丞殿江参る、暮より前内記様御出、碁打ニ而九ツ半時分御帰、八ツ時臥事、

一高麗国きぬはへ表御見せ候衆(宋書ニマ、)片切終善守殿・藤垣三(藤懸カ、永勝)河守殿彼御大将之御前ニ而数万騎之敵くつし申候事

無其紛候、辱御意候、於日本ニ可有御披露由被仰聞候、於日本高麗ニ辛身仕候へ共、一道其手立無之候、先年(木崎原カ)氣崎合戦之時も一二番あらそへ合戦仕候、其時(弥四郎カ)も各八鐘ニ而被召候へ共、我等ハ長峯弥七郎と申者を刀にて打取申候、無其紛候、如此度々辛身仕候事、

瀬戸口八郎右衛門(重勝)

右書付、久保金左衛門と云人之処江于今有之由、

一御親父郷左衛門殿御事、関ヶ原ニ而打死之儀、私慥

二見届申候、義弘主真丸御備ニ而、三町計御退去被遊候時、御跡より柳右衛門も可奉追付存急申候処、郷左衛門殿馬上ニ而手繩控御座候間、某申候者、士(綱カ)の面白き事ハ今日ニ而候と申候得者、兎角之返事も

不被成、我等に向ひ、につこと笑ひ、則馬をかけ出し向ふの関東勢之中に被乗入候処、鐘数本を以二三

度つきあけ申候、井伊兵部殿備ニ而無御座候哉、某

も急申候故遠く成、夫より見分不申候、戦死無異見(議脱カ)届申候、為御知せ之如此御座候、以上、

四月十九日 貴島柳右衛門丞

小野郷右衛門殿

右書付、于今小野家ニ所持之由ニ候、

六日戊午 天晴、

一日出前起、四ツ後よりたんとふ野屋敷へ参る、益

用二花立竹伐、仙香立も父上様親子ニ而五拾余作候

事、大鐘帰り、直二横山安之丞殿へ参候へハ、留主

故直ニ帰る、日入前鐘場へ出張、暮引取、出席拾人

位、今晚者四ツ過臥事、

一新納又左衛門尉、諱久了、号魏瓠齋、厥祖豈自清和源氏、世仕薩州太守勤老臣之職、先生自幼稚之時兼学文武弓馬劍法攻戰彈丸之術、儒仏風雅草隸種樹之道尽究其妙也、昔時与余逢于江城相語以武田甲州公之軍術、先生從茲從余学攻戰之道、積日累月能得其要、余感其志、付属小幡道牛先生所伝之甲州家法三世之軍於先生、自爾以来勢薩兩國雖隔海雲朝談夕話之書、若同門者既垂二十五年、元禄乙亥<sup>(八年)</sup>之春請辭老臣之職、斯年初夏三日卒于薩州鹿兒島郡私館、行年七十有七、謚倍声軒無悔道雲居士、蓋聽其下風者無不悲歎也、同年下旬遠訃卒於洛陽旅寓、余不忍觀其書、千悲百哀、猶扁舟失楫、仍而命仏工雕其影像、以贈其家、聊呈慕之無窮云爾、

杉山八藏公憲謹誌

黒田如水遺言之事

(孝節)

一 黒田如水ハ慶長九年三月廿日伏見ニ而死去なり、其時子息長政ニ遺言ニハ、世上ニ親より生れ増したる子といふとも、実ハ親に生まましたる子ハなし、乍去

其方計ハ我ニ増たり、増たる所五ツ有之、第一二者信長公・秀吉公御意ニ違ひ三度迄あたまをそり逼塞するに、其方ハ秀吉公・家康公・秀忠公御意ニ入、御前ニ而仕なしたり、第二ニハ我ハ一生十式万石也、其方五十万石迄取上り、第三ニハ我ハ手に掛たる働なし、其方ハ自身の働直取之高名七八度<sup>(朱書ニマ)</sup>任り物も兩度致したり、第四ニハ我は無分別、其方は分別者也、第五ニ我は其方一人子を持たるに、其方ニハ右衛門佐忠元<sup>(忠之方)</sup>・甲斐守長興・千之助迄三人男子もちぬれば、皆生れ増たり、去ながら其方に我生れ増たる事二ツあり、今我戦死せは十二万石之手勢ハ不及申、其方家中之者も扱も残念、如水存生ならハ何之幸か、是に増らんと残念かりなけくへし、其方死して吾生たらハ、連なる事ながら如水居られ苦しからすとて力を落者在間敷候、思ひ付処其方我に及事なし、是は其人使様悪敷故也、嗜へし、次に我ハ博奕の上手也けるに、其方ハ下手也、其子細ハ、関ヶ原陣之時に家康公と治部少輔<sup>(百田三政)</sup>と百日と手間取らハ、筑紫より切て上り勝相撲に入て天下を取、其時は秘蔵の一子な

れとも其方を捨殺し、一博奕打入らんと思ひし也、

天下を望む者ハ親子も顧ミてハ不可叶、此一博奕は中々我に及ましきと申され候、聞衆感心いたし候、

如水ハ小姓を呼紫のふくさに包たるものを出し、是

は讓る訳は、軍は生死の境なれば分別するほど大儀之合戦はなりかたし、草履かた／＼木履かたあしにて

二ツものかけ二而なければ、大合戦思ひきりたる

大切の功ハ立かたし、其方はかしこき故に先の手か

見へ過、何とし而も大き成武辺はなるまし、又此め

んつうは飯入にて、高きもいやしきも兵糧なけれハ

何事もならず、不入事に物を費さんより兵糧をたく

はへ、一戦の用意常々考なりといふことをしらせん為に遣候と云々、逝去の後皆舌をふるひ感入たるよし、

一 津曲正兵衛殿ハ又左衛門などより御当地二而ハ兄弟

と聞得候、節々かけのり所江御屋敷より被行候、

一 摂州大坂の城一之高ミニハ、今ニも余り行て見たる人は多からず、入佐助八殿はなしに、江戸之人自分

二差越見候処、何方も草生茂り、真中ニ何ニ而候哉、

式枚敷計之石蓋かぶせ有之者御座候由、彼者ハ御城

交代代之節、奴僕に成供して能見為申由二候、金銀

の水とて今にも井ニ金の入たる二銀の入たる者有し

由承る、

七日己未 霽、

曉八ツ半時分起、於虎之間ニ御鎧御虫干ニ付大鐘よ

り出勤、日出退城、四ツより又々出勤、出勤掛前内

記様・町田主馬殿・升形権五郎様江參候而、九ツ時

退城、今日者同席中諸子祝・生身魄祝ニ付、小林座

敷上下五拾余出張、退城掛直ニ彼方江參る、暮過帰

候へハ、町田主馬殿事、極々之由申來候ニ付直ニ差

越候、最早死去ニ而誠ニ驚人次第二候、町田家より

八ツ前帰、同刻臥事、

八日庚申 風雨烈シ、

一六ツ時起、八ツ後より町田家ニ參り、夜七ツ時帰、

直ニ臥候事、

九日辛酉 雨甚強シ、

一朝六ツ過起、八ツ後より町田家江参る、今晚葬式二  
て福昌寺迄参り、五ツ過福昌寺より又々町田家江ま  
ひり、八ツ前帰り、暫して臥事、

十日壬戌 大雨大水、

一朝六ツ過、暮より町田家江参る、外二三原七郎右衛  
門殿・伊藤万次郎殿なり、四ツ後帰、九ツ過臥候事、

十一日癸亥 大雨大洪水、

一朝六ツ時起、昨日大水二付たんとふの辺洗崩し候  
二付、見物としてさよみ坂迄行掛候得ハ、今朝も大  
水二而不被行、引返し葛原橋之様参候得ハ、二王堂  
馬場大水、雖然踏通候得ハも、にかゝる、左候而、  
坊中馬場踏通大乘院橋江参候へハ、猪飼家角物見下  
石垣纔二尺位すく、夫より諏訪の鳥居へ出て上馬場  
筋、直二帰る、四ツ時出勤、八ツ後退城、戸柱墓よ  
り拙家墓江参、華舜軒江参り、馬つなき馬場方江行  
かゝり候得ハ、未大水難被通、又々黒門江廻り候而

帰ル、九ツ半臥事、

一 吉野御牧は川上一学先祖川上村居住之時仕立置ける、  
慶長年中川上尉(戀方)久隅(俗名左衛門尉)村家久公二差上られ、夫よ  
り公領と成る、夫故に今にかねさしは川上家より勤  
らるゝなり、

一流鏑馬は 義弘公朝鮮御渡海御帰朝之御立願二而、  
義弘公之御帰朝之翌年より稲荷神前二而始而流鏑馬  
興行有、射手十六騎ありけるとなり、

一 太平寺にておかし様人質として御出之折、秀吉似せ  
(泰平寺之) (龜寿力)  
者哉とうたかひ、御容貌美しくありければ、猶いふ  
かしく思ひ給ひ、御前にありし菓子台を事々しく御  
投出有けるに少も驚き給わす、一目御覽したる計に  
て候得ハ、其時落著にて (義心) 龍伯公実子などの給ふ、

一 五月節句に昇立るは大坂夏陣之時、両將軍家五月五  
日二条伏見御出陣之御吉例二始りける、御国にてハ  
佐多右近殿始而立られけると也、

一 桑名之渡しにて毛利好雪多人数と乗合しか、十三四  
人船の舳先へ居て四方山の物語したりしか、諸大名  
之批判に成り、中国四国を評議し、九州二成て黒田

家などをこと／＼しくそしる、好雪心に思ひけるハ、扱も苦々敷事哉、御家杯議られんは案の内也、如何せんと思案しけるかせんかたなく、此上ハ一人も残らず切倒してくれんとこふしをにきりて待居たり、脇に年若き男壱人居けるか立出て、某は細川越中守内の者ニ而候、旦那批判は御無用ニ願まするといふに、是より批判を止ける、好雪感心して、扱々薩摩者之考二者、一円に切捨る外はあらしと思ひしに、中々及さる処也と感して嘸されしと也、

一 光久公御時、御城之松之老木有て景色甚よし、御秘藏ニ而御出入ニ御詠ありけり、或時如何なる故にか、若き者共此松をこと／＼く切倒したり、公御立腹被遊、いかに了簡なきとても、我秘藏の木を無体に切折事言語道断なり、一人も残らず切腹させしと被仰、島津図書久通是を聞被罷出ニ御怒甚しく、此不屈定而聞つらん、切腹させと被仰しかハ、久通承り、成程承候、乍去人倫と草木と替る之法はなく候と、しきりに諫奉る、少も御承引なし、久通弥諫奉る、頓而御休息所入給ふを、久通謹而入り諫奉りけ

れとも、猶以御聞入なし、久通つと庭に飛をり、御秘藏の松之鉢に植し有るを一枝折て御前に畏り、私ニも如此不屈仕候、御殺し被遊、其上ニ才共御殺可被下と、思ひ切たる体なりければ公少御笑被遊、其方は左様成男故成らぬよと御意ニ而、以後何之御沙汰もなかりしとなり、

一 税所弥五太夫為人質直、家甚貧、新納又左衛門是を知て極月晦日之夜米一俵を送る、弥五太夫使者ニ逢辱き御心志言語ニ難述候、乍去又左衛門殿ニ者兼而きらひ之人ニ而侍る、左様の人より送らるゝへき道理なし、此旨申給るへし、使者帰て其旨をいふ、又左衛門聞打笑ひ、左様云へる男故とふもならぬとて、少も不快之色なし、誠に寛仁之器なりと人是を感す、弥五太夫則上下を著し玄喚に行て、御志辱御厚礼ニ参上仕候と言捨て帰ける、

一 題しらす

諏訪兼利

朝か、ミ見る度毎に思へ人

こゝろ正すの神の向ひて

一 日本名物の甲は浦野若狭守が小水牛、原隠岐守が十

王頭、日根野織部が唐冠、黒田長政の大水牛、福島正則が四侯鹿の角、本田中務か忠信甲、秀吉の八日の月、蒲生氏郷が鯨尾、伏見久内か割蛤、細川三斎(忠興)が山鳥、武田信玄諏訪法性、竹中半兵衛が一の谷、明智左馬介が二之谷、柴田伊賀守が鉄拐か嶺、(秀徳)台徳院殿の御角頭中の御甲、矢田作十郎か鯉の甲、是皆天下に名高し、加藤清正の長帽子(鳥脱)、藤堂新七が帽子なども世に名高し、

花園会約

学校壁書

一 古人の善をなす日を不足とするものは何事ぞや、良智の人心に有、其職に居て其職に任せざる者皆不快故也、此に我輩弓馬の家に生れて、武士の名を得る人なれハ、武士の徳に味く武士の業を勤さる者自良智に恥る所也、それ武士ハ民を育む守護なれば、守護の徳なくてハ叶ふへからず、其徳の心に有を仁義と云、天下の事業にあらハるゝを文武と云、故に明にして慈愛有は文徳也、明にして勇強なるハ武徳也、良智明なれば此徳もとより我に備れり、是故に今諸

士の会約致良智を以宗とす、誠二得かたき此生を得、難聞聖教を聞、遇難き同志教輩集れり、三難の時いかて黙止すへきや、三難の福を得るに当て、徒に悠々として、飽煖に安んし、此生を空ふせは天威明也、其罪寔に一生而已矣、(古事類苑より補)可<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>戒<sub>レ</sub>ノ甚シキモノ也、夫文武二徳有、芸有、徳ハ△猶苗の生意の如く、芸は猶耕耘の事とし、文武を以耕耘の事として、心の生理を生長養育し、教学に長し、偕に聖菓を結はむ事、何の幸か是に如んや、

一 毎日清晨に盥櫛し衣服を整て聖教賢伝を熟読すへし、文才の拙き者は、或は孝経四書の経文を読、或ハ先学著述の仮名書を読、触発・栽培・印証之三益を求めて、心を冊子の上に放任する事なかれ、  
一 食後には射を学ふへし、時過後鎌・太刀等を習ふへし、馬鉄砲は人により時により難学者なれば勢に任せて可也、武芸ハ治平の具、戈を止の義なれハ、相和し相輔て敢て争心殺気を挟事なかれ、  
一 書数ハ文武の芸術におひて其便少からず、時を以是を習ふへし、

一 礼業者六芸の尤重きものなれハ、礼ハこゝろの敬を

あらはし、樂ハ心の和を述たり、礼業を学ばむと欲する人ハ先此心を存養すへし、縦ひ礼業を学ふ事不能人も若敬和徳あらハ毎事無体之礼を行ひ日々二無

声の樂を鼓せん、故に君子の礼樂ハ其身をはなれず、

一 礼用軍用欠へからず、困窮を恤て下民を救ふ事、分

限に応して有へし、家居飲食、衣服器物、妻子の私

用におひては儉約を専として、こゝにおひて儉約な

らすんハ、或礼用を欠人力、或ハ軍用を廃スル人力、

或ハ慈悲ノ利濟の心なき人成へし、世俗其恥にあら

ざるを恥テ恥心よく顧省して、迷をわきまふへし、

一 朋友の交、自他敬讓有相和睦し、温恭自虚にして益

を得るを以て本とす、威儀恣にして言語卑して、争

心浮気を以交者下流の凡俗也、他人の是非、世間の

あたごと者あへて口に云事なく恭敬の誠を尽すへし、

色欲の雜談禁之、况姪行におひておや、風は必ず心

に依てあらはれ、言は心の声なれば、その恥を知る

へし、

一 朋友の交、一体ノ心を存し、其困窮を相すくひ、其

業を相助て、物我の我意我念に蔽れ、便利にひか

る、事なかれ、若物我の意念起る時は一体の良智を

味し、同胞の親愛を亡す、魔障也と深く提撕警覺す

へし、

一 朋友の交、過を規し善を勧るを以真実の親とす、過

を見て規す事なく、善を知りて不勧ハ、同志切磋す

るの本旨に非ず、徒に其罪を咎め其是を争ふも、又

同志切磋するの始願に非ず、是を規するに和を以し、

是を勧るに時を以すへし、ミだりに論弁をなさざれ、

議論稍不叶事あらは、心を虚にして自反せよ、夫良

智の愛敬万物を以一体とす、我手足の破るゝ時は、

是を治る心必平癒に到らされは止す、人之心病を療

するも、能知て善に導の意案をめぐらし、過を聞人

も良薬口に苦きを不厭して、病に利ある事をすへし、

過を規ス人に向て蓋藏外に慎むは、たとへハ病者の

医師に逢て其病を隠すか如し、心事光明にして内外

なく、自心に恥て念上に捨去すへし、

一 今日者格外の大水、下者西田川壺丈余、上者市橋の

田中物見窓杯より内江水入、たんととふ番所其外三間茶屋門杯洗崩す、平原四郎兵衛殿、当年七拾九才二而、今日程の洪水ハ初而也と被申候、西田町ハ漸五寸位すく、

十二日甲子 大霽、

一朝六ツ時起、夕詰二而九ツ前出勤、泊り北郷多仲殿大鐘過出勤、右江替合御暇、次渡等之儀、早晚之通、暮前より市郎左衛門と兩人二而弓を射、六ツ半時取止、夫より父上様御方江罷出候得ハ藤島孫左衛門殿入来、四ツ半被帰候、九ツ時臥候事、  
一 椀島踊昨日、谷山踊一昨日二而候処、大洪水二而延居、今日一所二打込有之、誠二にきやか成る事  
二 而候、

宝曆二年申二月廿一日上士踊之事

一 上士踊被遊 御上覧候付、四本御道具二而表より御出有之、犬垣之内御棧敷江 御入、八ツ半時踊相済御帰館、凡踊人数千百八拾人余、

宝曆二年申二月廿三日

一下士踊当日雨降二付踊迄被遊 御覧、御通り之儀者御断二而直二御暇被下候、踊九ツ時過二相済事、  
但、四月廿八日踊人数江御通被下候惣人数式千百人、

一 宝永三年戊三月十三日同十六日上下士小踊

総音

州様被遊御覧候書付

宝永三年朱書マ、一正月之日帳二致引札置候事、

右士踊之節迄ハ御対面所御庭之筋二相見得候、

三月十三日於御本丸御対面所御庭、上方士踊備

御覧候事、

一 踊人数四時 御城下供屋向堀涯二相備居可申候事、  
一 四ツ時過 御出座、踊備 上覧候、御家老・若年寄・横目頭御対面所中段之縁二被相詰候、支度ハ不洗物、  
一 御用人・御側御目付之儀ハ、御縁並二御庭江半分ツ、相詰候、支度右同、  
一 御対面所中段落縁江御前置ことく二御側詰之内より可相詰候事、



一物頭御庭江相詰候事、

一踊相濟、踊惣人数江於御対面所御庭押卷三拾枚敷付、余多之御銚子二而御通被下之候、酌御小姓相勤之、御肴不被下候事、御酒部屋虎之間頭縁二可仕掛候事、

右之外ケ条略ス、

一抑御兵具所於上之間正月十三日捕手初之由緒を尋るに、義弘公高麗御渡海首尾能御帰朝被遊候節、御当地士中より奉祝御吉事を、於御対面所御前二而士無残銘々得手之取手仕事候処、連々士之者共捕手之儀疎く相成、後ハ御兵具方御先手与江士中より惣身代相頼、御先手与迄捕手仕事二相成候処、余り御対面所二而ハ古風成故、いつの比より御兵具所江相直り候哉、左候而、主君為御名代御家老衆御下り二て、御城下士中ハ無残上下著用二而御兵具所江罷出、都而土地江致平伏居、捕手相濟候上銘々捕手人数江祝詞いたし罷歸事候由、ケ様成目出度御規式之事候故、左も可有之筈候処、今ハ右様之儀者不存、何歟見物事之様存、猥ニ入込無作法之事二候、然とも間

ニハ薄々為存人二而候哉、服合相改候而見物之人も

有之候、此外御城内ニ而切声相掛候儀曾而不成候、老体之者より承候故、荒増留置也、宍ハ得者といふ心二而御名代江拝領、

一新納四郎右衛門殿被致死去候、然処(朱書ニマ)誠ニ調敷事有之候為由、前江病氣平快之立願有之候を、死去三日前

ニ麻上下著用二而右立願被取返候よし、訳ハ自分此度之病氣弥快気無之候、夫ニ全快之立願いたし候儀、甚取間違二而候、定て死去なるに神様も嗚々御心配之筈、氣之毒之由也、

十三日乙丑 晴天、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、大鐘より暮前迄弓を射候、暮六ツ時御しやうろふ様御迎ひに門迄出る、八ツ時寝候事、

十四日丙寅 霽、

一朝六ツ過起、七ツ前より大鐘過迄、夫より直二方々御墓参り、終二戸柱町田家江参、五ツ前帰る、四ツ

過臥候事、

十五日丁卯 霽、

一朝六ツ過起、五ツ時分一昨年母上様御死去の哀を絶兼て、

哀なり五十(朱書ニマ、)の坂にふミかゝり

こゑなくきゆる露の命ハ

と読ければ、それにてハあしゝとて父上様御詠、

かなしミを増して三年の魂まつり

なからへ残る身の哀さは

一大鐘より暮迄弓を射候、外二郷十郎・吉左衛門・市

郎左衛門、九ツ時御しやうろふ様御立、夫より諸子

祝、七ツ半臥候事、

十六日戊辰 霽、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、出掛北郷要人殿・栗川権

十郎殿・新納五左衛門殿所へ暇ニ参る、八ツ後退城、

七ツ前より大鐘迄弓を射候而、夫より横山安之丞殿

江参候得ハ留主二而、土持平右衛門殿へ参候得ハ是

又留主、谷山角太夫へ一刻立寄、直ニたんとふ屋

敷へ参、竹五本伐、暮帰る、たんととふ筋誠ニ大崩

レ、坂中等大損、其外所々筆紙ニ難記し、夫より父

上様御方江罷出候得者藤島孫左衛門殿入来、四ツ過

被帰候、九ツ過ニ臥候事、

十七日己巳 霽、

朝六ツ時起、弓を射候、五ツ前取止る、六ツ半時分

より吉左衛門ニも入来ニ而弓なり、四ツ時出勤、八

ツ後退城掛戸柱墓・拙宅墓・寺江参詣、七ツ前帰る、七

ツ過より老人ニ而万年青小屋作、暮引入り、九ツ時

臥候事、

一元禄九子年日帳正月十一日之場ニ、今日御鎧御祝早

晩之通有之、御出座無之者 御通ハ無之候事、

一鎌田後藤兵衛殿・伊地知八右衛門殿より承候ハ、明

日未明より御膳進上諸士中より有之、晩御料理諸士

江被下候付、中入なしニ御能被仰付候、右ニ付舞台

詰之同役御門押番・張番等之儀、例之通可申渡旨承

候、御庭より三町<sup>三間之</sup>より見物被仰付候間、諸事例  
之通可申渡旨承と云々、

肝煎七人

足輕六十式人

<sup>(朱書「マ、明ナラン」)</sup>

右者昨日御膳進上二付、未明より御門張番・御庭下

知御兵具所江相付相勤候人数二候間、御賄之儀何方

二而御仕廻申答二候哉、得御下知申候、

一 明廿一日 <sup>(綱書)</sup> 太守様御官位為御祝儀 御膳進上二付御

能被仰付、依之面々火用心入念候様、<sup>(朱書「マ、」)</sup> 早々、

<sup>(朱書「マ、甘ナラン」)</sup>  
正月七日

右四ヶ条、御兵具<sup>(朱書「マ、」)</sup>元禄九年日帳二有之候事、

十八日庚午 晴天、暮前雨少々ばらづく、

一 暁大鐘過起、郷十郎殿起す、六ツ過弓を射候、五ツ

時分土持平右衛門殿江参候得ハ留主、相良作太郎江

参り暫居候而、五ツ半時分帰る、帰り掛又々平右衛

門殿江ことり候得共未留主也、今日者泊り故七ツ後

より出勤、四ツ後より夫迄之間壺人二而万年青鉢置

小屋作方、夕詰ハ小笠原轍殿二而代合也、五ツ過御

引ケ、九ツ時臥候事、

一元禄十五年御兵具所日帳ニ、黒烏毛植翰之御長柄百

本御道中御持せ被遊候、御備鑓之様ニ新敷被仰付候

云々、<sup>(朱書「マ、」)</sup>其通二候得共、其時分迄者御道中御長柄鑓

百本ツ、為御持被遊候者歟、

一 先年者西下馬とて、今之天下馬上下乗之真向中辻番

所下二下馬壺ツ為有之由、

一 先年者御道中御上下之節御長柄鑓数本為御持ハ無之

哉之旨、御兵具所押番川路与右衛門江相尋候得ハ、

自分杯十七八之時分

三位様御代迄ハ御長柄鑓三拾本御道中御上下二為御

持二而、直二与右衛門御供いたし居候よし也、

十九日辛未 霽、

一朝六ツ時起、泊り明にて四ツ時帰、八ツ後より礮加

治木別荘ニ同席中出張にて弓射有之、夜四ツ時帰る、

四ツ半臥候事、

二十日壬申 霽、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、夜八九ツ時  
臥候事、

一 幼少之者へハ夏あはもり少しツ、葉之よし、

一 七夕於虎之間御鎧・御旗等之御虫干何年鑑より相初

り候訳、御記録所へも能相知れ不申候、宝永二年之

御帳留二、旧例之通御判物其外御虫干被仰付候、御

帳留而已二而、外二御帳留等無之由、初発之御初り

ハ古来より之御旧式二付、元禄九年御回録(回禄力)之節、御

帳留等焼失いたし候二付、基不相知旨御記録奉行相

良甚太夫殿より承候、右二付、御鎧・御旗等之御虫

干古来より之御旧式之筋二被相尋候、

天保六年未七月九日

少将齊彬公御兵具所御見之節、御鎧仕調方右松

十郎大江被相糺候一件写

暑氣甚敷候得共、弥御安康御毎勤奉賀候、然ハ先日

拜見仕候御道具、其砌申上置候通之儀御座候へ共、

尚又御調文等見合申候処、左之通御座候、

一 歩行具足

右ハ、先日拜見仕候仕寄具足と相唱候者ハ、先祖

伊東一定差図を以、岩井喜兵衛製作と相見得申候、

世俗二一樣成具足数多有之候を仕寄具足又ハ順見

など、申事も有之候得共、何ぞ右同様二為限事二

而ハ無御座、右通御調文も歩行と相見得申候、

一 押太鼓并覆

右者、御調文茂相見得不申候得共、甲州流仕立二

相違無御座候、其時分杉山八藏より調文仕差上候、

御兵器為有之由御座候二付、如何様彼方調文と奉

存候、

一 大床机

右ハ、調文仕差上候筋相見得申候得共、金物等之

次第調文二合不申候、尤、甲州流仕立二者似寄申

候得共、右通之事故究而難申上御座候、

一 甲請台

右ハ、御調文相見得申候、尤、諸頭々之者為持申

候者御座候付、御備組仕調差上候砌、為致出来候

物二而可有御座候哉と奉存候、併右御調文ハ

御前御甲請台二御座候、然二数本之事故、如何様

其砌一所二御出来為有之事候半と奉存候、

一 鉄楯

右ハ、甲州流仕立之物ニハ無御座候、於大坂払物有之候を、杉山八藏世話を以御買入為被成筋、書留ニ相見得申候、尤、仕立之次第ハ致相違候得共、依場所御用可相成奉存候、八藏より御世話申上候半と奉存候、

一 大小旗并昇具足

右ハ、先日も申上置候通、拵方ハ勿論、小道具等ニ到甲州流仕立之物ニハ無御座候、勿論御調文茂相見得不申候、決而三田上源十製作共ニ而者有之間敷哉と奉存候、

右之通御尋問ニ付得と考合仕御調文等見合候処、

右通相見得申候間、各様御心得迄此段申上置候、尚不相分儀も御座候ハ、無遠慮可被仰付候、重而可申上候様仕度御座候、以上、

六月晦日

右松十郎太

吉利仲様

中村黒人様

右同別紙

一 伊東一定と相名乗候以前二右松と二代相名乗申候、

右二代目より伊東と名乗、一定孫代より当分之通右松と相名乗申候、

一 右一定事、伊東十郎右衛門隠居名一定と申候、

一 三田上源十事、何方素生之者と申儀相分不申候、然共大坂牢人ニ而、元禄比之者と被存申候、

一 のれん幕と申者本陣御大将之居間通ひニ打申候、

口達ニ而被申出候書留之写(朱書「マ、」)

一 元禄之比三年肝付家之鎧製作有之、三田上源十、右年鑑之比一定存生之由、

二十一日癸酉 曇、晴、夜五ツ過より雨降いだす、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後升形登様所江参候様申来、右へ差越候而、夜五ツ過帰宅、直ニ父上様御方江罷出、九ツ過臥候事、

一 折田清十郎殿病氣ニ付、今日より内々月番承、明日ハ夕詰ニ付、明後日より表向月番承、尤、当月中ニ而、合番村橋彦九郎、

一 先日之水に新上橋・武之橋橋柱洗流し、当分迄も舟渡之よし、

二十二日甲戌 雨、

一朝六ツ過起、九ツ時出勤、大鐘前帰宅、夕話なり、直二前内記様江参、先日拝借之安藤氏書留之書物御返濟、内記様二者島津勇馬殿所ニ碁打之由ニ而御留主故、直八様江御隠居ニ而御返し申上置、夫より横山安之丞殿江参候得共留主故、土持平右衛門殿江参候得ハ是又留主、谷山角太夫殿江参候得ハ当分非番ニて暫居候而、暮前より町田家江精進落ニ参る、帰り二者父上様・母上様・郷十郎殿・安田喜藤太殿同道なり、

二十三日乙亥 雨、

一 六ツ過起、四ツ時出勤掛升形登様江一刻参り、直二出勤、八ツ後退城、夜九ツ時臥候事、  
一 小松右近殿所八ツ後より弓射之企ニ而、平田直道との・平田龜遊殿・三崎平太殿外ニ二三人なり、平太

殿より嘶承候、右近殿儀ハ兼而弓ニびくつき候人ニ而、其日射場ニ而度々びくつき候由、射場皆々射仕舞候而、巻わら初り平太殿壹番ニ可射と被致候得ハ、先御待可被成と被申候ニ付被取止候得ハ、右近殿江被射候様被申候由、右近初矢又例之びくつき候処、弟矢之儀、先御待候而、腰共御入レ席を御たゝし可被成と被申候付、其通被致候へハ、御手前儀ハ一郡をも領、一郡之御政事被成御方ニ而候、殊ニ何歟御心掛被成候御方ニ候得共、此弓之びくさへ御直し被成候儀不相調位なれば、何しに御政事相調可申哉、是大抵相分候者ニ候得ハ、是より屹と相直可被成と被申候得ハ、弟矢よりびくも無之、兼而之弓より猶以宜為有之よし、

二十四日丙子 雨天、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、直二上野氏江参り、暮帰り、拙宅二者昼より約束ニ而今晚者東郷藤左衛門殿・鎌田孫右衛門殿・児玉清之丞殿・相良休右衛門殿入来、九ツ時被帰候、

一 寿国寺御法事之節、寿国寺キガク和尚仰キ見れハといふを三度申候二付、福昌寺タイゴン和尚キガクエ申候ハ、某今承候得ハ仰キ見れハといふを三度迄被申候、其方儀ハ為差知盲目ニ而候、仰き見るとハ何ニ而被見候哉之旨申候得ハ、タイゴンへハ為何返答茂なく、仙眼寺へ申候ハ、見る事ハ目ニ而見る事もあり、胸にて見る事もあり、心にて見る事もあり、タイゴン杯少しハ出家かと思へハ浅学チヤネエ仙眼寺と被申候よし、流石之タイゴンも甚以迷惑いたし候と也、当分兩僧共二世二名ある名僧なり、

一 右タイゴン和尚南林寺より福昌寺へ転住候時分、下方より帰懸下町町人大家之処江立寄候由、其事を恵灯院クハンジヨ和尚跡立而承タイゴンエ諫候者、南林寺へ居候内ハ兎も角もあれ、此福昌寺といふ勅願所へ住職ニ而此山中之主なり、左候而、町下杯に軽々敷差越候儀甚以不宜、以後屹と謹候様申候得者、タイゴン和尚至而氣悦、其方ニ而無之候而ハかゝる儀を諫候人ハ外ニ無之、別而辱由を述、以後謹むとの事なり、タイゴン参りし考者、出家貴賤・上下・貧

富無構皆同様ニ思ひ候が出家の本意なれば、右様ニ下町杯に参候得共、御国之儀ハ片意地所故、下町杯ニ参候而福昌寺タイゴン耽女色ツケルなど申候而ハ、別而如何之事候間、改可申と申候由、

廿五日丁丑 雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後（退城脱力）九ツ前臥候事、

廿六日戊寅 曇

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、大鐘過より前内記様江罷出、四ツ半帰宅、九ツ時臥候事、

廿七日己卯 曇、晴、夜二人雨大降、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ時後退城掛登様江参、五ツ過帰ル、九ツ時臥候事、

廿八日庚辰 霽、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ時退城、帰掛昨日之礼ニ登様へ参、直ニ帰宅、七ツ前より弓を射、七ツ

過福留吉左衛門所へ參、大鐘より鐘場江出張、暮引入、父上様御方罷出候得ハ段々客人有之、四ツ時分帰候、九ツ時臥候事、

一 東郷重尚など被致候由、御弦を巻候時、惣体ハ芋ニ而巻、矢筈之あたり候辺計を真綿ニ而巻、其上を紙ニ而巻候得ハ、小中りいたし候者之由、

廿九日辛巳 夕方より雨、

一朝六ツ時起、弓射、五ツ過時分止、日出前より吉左衛門・市郎左衛門ニも出張、弓射、四ツ時出勤、八ツ後退城、直ニ壹人ニ而七ツ時迄弓射、暮六ツ時より五ツ時まで巻わら射候、

天保十二年辛丑八月朔日 七之巻

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、九ツ後退城、帰掛升形・垂水・宮之城・今和泉・重富・前内記様江參、八ツ前帰ル、今日者太守 齊興公御出座有之、夜九ツ過臥候事、

一 惟新公山之寺和尚へわかめを御送り被下、其節一所御歌被下于今有之由、

山寺にひとり坊主かあると聞

若女をやひてしやれものにせん

其節和尚御返歌 (朱書「マ、」)

二日 晴、癸未、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、今朝平田鞆負殿妻おためとの事死去ニ付、四ツ後より右江差越、八ツ前帰宿、御ば、様儀桜島御湯治故、魚船差立候処暮ニ御著船、今晩横山安之丞殿入来、四ツ過被帰候、九ツ過臥候事、

一 五節句・七節句之事

一 正月七日 一 三月三日

一 五月五日 一 七月七日

一 九月九日

右五節句

一 正月元日 一 八月朔日

右二節句加て七節句



三日 雨、

一朝六ツ時起、今日者風邪氣ニ而かたひら著し候儀難成候間、加藤氏江御殿頼之書状差遣、四ツ時臥候事、(宗信)一慈徳院様より御家老鎌田典膳殿江弓台御用として壹寸弓為作可差上旨被仰付候処、典膳殿被申上候ハ、御弓台とても御射難被遊、御弓を御道中杯ニ為御持被遊候ハ誠ニ御名聞と申者ニ而不宜、六分位之御弓を相頼可申段申上候へハ、左様ならはまづよろしくと被仰置、御側衆を以為御作被遊、或時典膳江御弓拜見被仰付との事故被罷出候得ハ、壹寸弓出来荒作之儘ニ而、其上御すがけニ而三筋まで御射御見せ、跡之御弓ニ者御指先より血はしり、是ニ而も典膳名聞かと被仰候へハ、頓と迷惑被致地ニ平伏、夫成ニ始終頭不上となり、

四日 曇、

一朝六ツ過起、四ツ時より郷十郎殿・吉左衛門・市郎左衛門杯寄合、九ツ時分迄弓射、九ツ時分臥候事、

五日 霽天、

一朝六ツ過起、弓を射、四ツ出勤、八ツ後退城、七ツ時より二拾建計り弓を射、暮前より六ツ過迄二拾立計り兄弟ニ而射、射場鎌田孫右衛門殿・相良休右衛門殿入来、辻元弥兵衛ニも入来、野拙弓孫右衛門殿・弥兵衛ニも被射候、大鐘時分兒玉清之丞殿弓射打立之由ニ而、白木弓持參、弦被貫仕掛方迄被頼候、

六日 晴天、

一朝六ツ過起、弓を射候、四ツ時出勤、八ツ後退城、暮前より六ツ半時分迄巻わらを射候得共、父上様より罷出候様御使来り、直ニ罷出候処、藤島孫左衛門殿・辻元弥兵衛入来、孫左衛門殿ニ者四ツ過被帰候、弥兵衛者夜八ツ時帰ル、同刻臥候事、

一川上新太夫殿、先達而谷山出張ニ而被座居候前鶏之ふん有之候へハ、被握見又本之処江置候、跡之手ハ(朱書ニマ、)豊江こすりつけ不被洗候由、誠ニ見となしにて候、一二階堂部殿ハ酒吞方下戸ニ而候処、鉄砲場ニ而からく被出候ニ付、町田監物殿、夫ハ何ニ相成品ニ而

有之哉之旨被尋候へハ、是ハやまいもほり候道具ニ  
而有之との返答之由也、監物殿儀、兼而山いもほり  
手ニ而候付赤面之由也、

一 父上様御同席、其外小頭書役入来之節、其内二才之  
書役父上様より頭之方ニ致座候処、二階堂番殿右二  
才江被申候者、其方ハ何某か内方ハ被見候哉、余程  
生付能候と被申候へハ、及赤面末座江相下り候、

七日 霽天、

一朝六ツ過起、弓射、市郎左衛門ニも射ル、四ツ時出  
勤、八ツ後退城、八ツ半兒玉清之丞殿入来、大鐘前  
迄弓射、同刻射場より引入、又々清之丞殿・植村鉄  
兵衛殿入来暮被帰候、六ツ半時分巻わら兄弟二而曹  
射、父上様御方へ罷出候へハ前屋敷女様方御出ニ而、

四時分御帰り、九ツ過御暇、九ツ過臥候事、

一 総州様御代、御側御小姓何某とやらいふ人鼻毛長く  
候処、総州様御意候者、其方今日帰候ハ、其方

内方がひざ枕ニて寝候得と被仰候ニ付、当日帰り、  
今日ハ奇妙なる御意有之候、ケ様く二被仰候と申、

乍然遇々被仰候事故、先御意通ニいたし可見と被致  
候へハ、内方鼻之毛見出し、此事なるへしと則ぬぎ  
候而、翌日出勤之上、又々御意候ハ、昨日申付候通  
いたし候かと被仰、其方が内方も馬鹿でなひと被仰  
候よし、同席白尾金左衛門殿鼻毛甚長く有之候処、  
郷田仲兵衛殿右嚙被致候へハ、翌日ハ則鼻之毛ぬぎ  
出勤有之候と今日被咄候、誠ニ可笑く、

写

一 薩摩大隅両国并日向国諸県郡、都合六拾五万五千石  
六拾万石  
余目録在、此外琉球国拾貳万三千七百石事、全可有領  
知之状如件、

寛永十一年八月四日

家光 

薩摩中納言殿

右者 家光様御継目之刻御給之御目録之写也、

御直判之御目録者御文書方江相納有之候、為後証  
書写渡置者也、

承応三年午六月十七日

(町田久則)  
勘解由

(島津久頼)  
筑前

高奉行中

九日 晴、

一 暁大鐘、父上様御起し被遊則起、髪共結ひ父上様へ罷出、朝六ツ時より父上様御同伴にて柏百喜処江能有之、翁・鶴亀見物ニ差越、日出初り、四ツ前其分ハ相濟、直ニ帰ル、父上様ニ者今朝評定所詰ニ而御見出不被成、四ツ後弓射、外ニ弟其外吉左衛門ニ而候、今晚ハ泊り番ニ而七ツ時より出勤、夕詰有川勇四郎殿江代合、次渡等之儀早晚之通ニ而、巨殿へ伝言有之、大鐘時分より弓射、外ニ郡山郷士御雇足輕小川竹次射候、暮より押番泊り番黒江津左衛門・郷押番当分詰有馬善之丞招呼、四ツ前嘶いたし候、夫より又々小川竹次相手ニ而弓射、四ツ半時取止、直ニ臥候事、

十日 小雨、

一朝六ツ時起、泊り明ニ而四ツ後帰ル、八ツ時より上

村周内殿・奥山藤之助殿・植村鉄兵衛殿・鎌田孫右衛門殿・篠原二二三二殿・郷十郎殿同道ニ而韃鞮冬々屋敷ニ而弓射、暮帰ル、夫より父上様御方江罷出候得ハ、中馬甚右衛門との入来、四ツ過被帰候、九ツ時臥候事、

十一日 小雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、九ツ時臥候事、

十二日 小雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰掛浄光明寺へ参詣、夫より花舜軒御寺御墓江参詣、七ツ前帰、九ツ過臥候事、

十三日 小雨、風烈、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後より村橋彦九郎殿所参り、夫より伊集院半之丞殿・郷田仲兵衛殿・彦九郎殿同道ニ而平田靱負殿江精進落ニ

参り、九ツ時帰宅、八ツ前臥候事、

一今軍有之候得ハ、(義也)惟新様位者自分二も可有之と 大(重)

(奉)信院様被仰候よし、御気力強き御方様二而候、

十四日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、直御墓参、

十五日 風雨、

一朝六ツ時起、五ツ時出勤、八ツ時退城、直二平田正

十郎殿初而之御目見祝二参り、五ツ時帰り、帰掛右

松家式夜二参り、八ツ半帰る、直二臥候事、

一今日ハ 太守斉興公玉里より御帰殿二而四ツ時御出

座、御役之御礼其外隠居・家督・初而之御目見等七

拾余人有之、啓之介殿も今日家督之御礼、

十六日 小雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、

十七日 八ツ時分迄小雨、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、直二父上様・

前之内記様・直八様杯同道二而鳥越山伏所江弓持参

り暮迄射、四ツ時分帰る、

一今日者磯御飯屋江疏人被召、谷村江花火被仰付、六

十本上る、夜五ツ過相済、

一谷村花火者琉球二而者名高き者之よし、

一谷村半左衛門殿琉球江渡海之節、国玉花火可致献上

被相考候得共、唐竹無之場所二而其儀不相調と也、

十八日 霽、

一朝六ツ過起、四ツ後前内記様江参り弓二十立射、九

ツ時帰り、夕詰二而候間直二出勤、書役鎌田孫右衛

門居残り弓射、七ツ後泊りばん平田鞆負殿出勤、次

渡等之儀毎之通二而、同刻孫右衛門同道二而退城、

帰候得ハ、明日ハ父上様御用之承る、八ツ時臥候事、(朱書「マ、」)

十九日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、四ツ後帰る、四ツ半臥候

事、

一 父上様儀ハ野尻御地頭職ニ而候処、今日小林地頭職被仰付、野尻者父上様当番頭之時より当年式拾三年ニ而候事、

二十日 小雨、

一 朝六ツ時起、忝人ニ而弓射、四ツ時出勤、八ツ後退殿、直ニ韃鞬冬々屋敷ニ而弓射、外ニ鎌田孫右衛門殿・児玉清之丞殿・植村鉄兵衛殿・篠原二三二殿其外野夫共兄弟ニ而候、九ツ時臥候事、

二十一日 八ツ時分迄雨、後晴上ル、

一 朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、八ツ後弓射、七ツ後鐘之衆入来ニ付、二王堂馬場伊藤家ニ而参り、(朱書ニマ、) 弥兵衛・篠原二三二殿三人ニ而弓射、暮迄弓相濟、直ニ帰る、九ツ時臥候事、

一 明日より拙者弟郷十郎殿儀、町田主馬殿養子ニ被参(久憲) 候ニ付、父上様より左之通七ヶ条御戒書被下候付、拙者明日書改差上候様被仰聞候、

一 忠孝之心掛者不及申候得共、第一可心懸事、  
一 当分之顧身分驕之儀無之様心掛第一之事、

一 兼而申聞通、兎角文武者若き内之者候付、不懈様可被心懸事、兼而之付合も文武之中間ニ付合肝要也、

一 衣服之儀も仰渡を相守、成丈麤服可濟、勤ニ付而者 麤服ニ而難濟も有之候付、其心得者可有之事、

一 兼而之ニ才嘶ニ酒食もてはやす事無用、客之人体ニより被差出事も心得可有事、

一 二才嘶ニ者番所宮仕可然事、  
一 召仕者共叮嚀可召仕事、

右条々忘却有之間敷事、

八月

(名越盛胤)  
右膳

郷十郎殿

廿二日 霽、

一 朝六ツ時起、五ツ過六建計弓を射、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ前より村橋彦九郎殿・伊集院半之丞殿・伊藤万次郎殿同道ニ而韃鞬冬々於屋敷暮迄弓射、六ツ過帰る、今晚より郷十郎殿事、戸柱江養子ニ被

參、父上様御列越被遊候、拙宅江も二王堂馬場伊藤家おのり殿・鴨馬場平野家おもとの杯入來、九ツ時被歸、八ツ時臥候事、

廿三日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、九ツ時退城、直二升形権五郎様江一刻參、九ツ半時分より村橋彦九郎殿同道二而南林寺 大中様江參詣、今日大野清右衛門殿同役被仰付候付、祝儀二參候而、赤松(則也)主水殿先達而若年寄被仰付候付、同道二而祝儀二參、夫より今日八ツ時同席中之弓射二而小笠原轍殿所へ參る、暮過歸る、夫より加藤権兵衛殿同伴二而村橋彦九郎殿所江、(朱書「マ、」)四ツ半歸る、茶はなし、九ツ半臥候事、

廿四日 霽、

一朝六ツ時起、四時出勤、八ツ後退城、七ツ時より前江參、内記様と野夫兩人弓射、八拾建射中り勝之數的取二而候処、的二拾三取一生矢取二而、矢取二も二拾壹度參る、其余者内記様矢取、夜四ツ時歸る、

九ツ時臥候事、

廿五日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ時退城、四ツ時臥候事、

廿六日 霽、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、直二前内記様江一刻參、夫より戸柱町田家墓・母上様御墓・花舜軒御寺江參詣、七ツ時町田家法事二參、夜四ツ時歸る、四ツ半臥候事、

廿七日 霽、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退殿、八ツ後平田新吉殿入來、同道二而伊藤万次郎殿所江弓射、暮過歸ル、四ツ過臥候事、

廿八日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ時出勤、四ツ時

太守齊興公御出座有之、

七之卷終

一 去年四月藏方不足二而致欠落候御小姓与石原喜藏京  
都二而被相捕、昨日致著候処、今日不時御吟味問合  
有之、拙者八ツ前より御殿より直二相勤、大鐘過相  
濟、御裁許掛問付大山清太夫殿二而候、評定所より  
帰掛登殿所江一刻參、直二帰る、夜入父上様御方へ  
罷出候得者町田勘左衛門殿入来、四ツ時被帰候、三  
原七郎右衛門殿・渡辺彦太郎殿二も昼より入来二而、  
五ツ前被帰候、四ツ時臥候事、

天保十二年辛丑九月朔日 八之卷  
一 朝六ツ時起、五ツ時出勤、四ツ打切、  
太守齊興公御出座、八ツ後退城、帰懸戸柱町田家江  
參る、七ツ前帰宿、九ツ時臥候事、

廿九日 四ツ時分より小雨降りいだす、

二日癸丑 晴、

一 朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、四ツ過臥候  
事、

一 晦日 霽、  
一 朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後より  
伊藤万次郎殿江参り弓射、外二伊勢平右衛門殿・中  
村孫次郎殿亭主二而候、暮帰宅、四ツ過臥候事、

一 朝六ツ時起、鑓場江出張、四ツ時引入、今日者鑓終  
日稽古有之筈、近藤氏・伊勢氏・平田氏・有川氏・  
植村氏・吉富氏・鮫島氏杯出席、外二も追々出席、  
四ツ半より前内記様江参、千筋之矢数射未相濟候得  
共、七ツ時より泊番江出、勉弓持参二而暮迄六拾建  
射、外二西田与力・篠崎主左衛門・児玉源左衛門・  
川村新藏参り四人二而弓射候、暮より押番篠崎主左  
衛門・御押番黒江善藏・源左衛門・新藏二も招呼、  
五ツ半時被引取候、  
一 御引ケ五ツ過有之候事、

一 今日夕詰鎌田哲二郎殿江代合、次渡等何も無之段承候事、

成島邦之丞上書

慶長のむかし権現(家現)様駿府におわしましける時、御殿方の軽きもの存付を數十ヶ条認候而差上候を御覽遊し、そのものを御前に召て、汝か申所一々尤之旨思召るゝとて御褒詞ありけれハ、本多佐渡守御側に有

て彼者申上たるヶ条少も御用立へき事ハ無御座候と申上しかは、夫ハ其方存慮不宜、彼者申上候書面ハ御用立さる事なれとも、かやう二存付候事を我等の聴二入度存付たる志し称美せずしてかなはぬ事也、都而主人江対し存慮を申立もの者、戦場にて一番鏑をいたすよりも猶仕にくきもの也と仰けれハ、佐渡守も上の御寛仁大度を殊之外感し奉しとそ、(文昭院カ、家直)文昭院様二ハ、町奉行とも市中にて町人共の御政道を取沙汰いたし、狂歌・落首杯二も仕申ふらし候事、以の外不届なれハ、敵敷吟味仕へしと言上せしを聞しめして、夫ハ少しも苦しからず、左様狂歌・落首杯あ

らハ何程も写し取て差上へし、下の取沙汰を聞てこそ政事の得失も心付所ハ有へしと被仰しかは、かく申上たるもの感伏し奉りたり、(吉恋)有徳院様御代山下幸内と申浪人者御政事を批判し存慮を申上候時、年寄共ハ一統浪人の身にて、ヶ様成無礼之儀申上候儀不届なれハ、御咎め可被仰付哉と申上けれハ、たとへ下賤の身にて不用の事申上たりとも、上の為にと申上たるものをハ称美すへしと仰ありて、御褒美銀を下さるゝ事、是等皆夏の禹王善言を聞度毎に物なれしと申、聖人の振舞と千古同轍の営にても尚諫を設置て下々の言葉を求められ候、漢の文帝・唐太宗など、申高き大賢英王たちハミな下々の詞をよく聞てこそ今世まで美名芳跡を顕さるゝ、乍恐

当御代御仁心厚くおわしませし事ハ、士民町人其外信臣共ミなく御尊申上候事ハ聖人感格を申処にて、自然と御徳義の下へ通り候、神明不時議の場にて候、是全く御貞賢の処ハ申上候迄もなく、数十年來聖人の道を耳に留められ御心二熟し遊し候御光外へあらはれ候儀難有存上候、しかるに昔禁中にも白河院・



鳥羽院抔専仙洞にて御政事御世話ましく、武家にも足利義満・義政など隠居して後重に政務を指圖いたされ候処、其間ハ下々もミナ隠居の政事とのミ心得居候処、隠居終られて後其家の威光俄に衰へ候事茂ま、御座候、是ハ其時の心得よろしからぬ故にて候、権現様何れも御隠居の後万事の御世話被遊、是ハ御当主様御孝心厚く候故万事御指圖をうけさせられ候事にて、当御代又此模様候得共、天下之人今日迄も万事西丸より出候御政事とのミ存候処、当 上之御仁慮の感格之徳にていつとなく下々上察(恐力)してあれハ、 当上御自身の御政事となら如何計難有からん、大早に雨を待心にてさ、やき居申候、左候得ハ、唯今の御政事をハ天下万民目を付可罷在候処故、爰の御手始には是非一廉の御仁政を施され候て、困窮難儀の事を御救遊されずして叶ぬ御場合二御座候、御仁政の遊しかた年寄共を始夫々其筋之役人江仰付候者々、何程も是あるへし、宮室を卑しく力を溝洫につくすとは仁政の第一二候、然るに當御代にハ前々より御一身の御栄耀を少も御好なく、

只今御慈悲を專一と遊し候得ハ、はや自然と聖人大徳御身に備り給ひ、此上もなき御事を天下一統ありかたかり罷在候、しかしながら余り細々御世話御座候得ハ差支多く相成、都而政務の害ニ罷成候、古人も天下を治る事ハ小鮮を煮るか如しとたとへ申候、小魚を鍋に入置て、其煮かげん試いたし度存、度々鍋の中江箸を入動し候得ハ魚ミな潰れ申候、天下ハ広きもの二候へハ、自身一人にて瑣細之事迄行届世話せんとすれば心計疲労し、果ハ精心倦ミて大病を引起し、其節に先祖・両親へ不孝ニ相成、天下も其苛政に苦ミ衰亂いたし候、秦始皇・隋の文帝など其身の才智にまかせ、大臣等を疑ひ瑣細之事迄も自身骨を折て、終二病を起し子孫迄も衰へ申候、天下の器ハ寛仁大度ヲ体に備へ、英明独断の廉なくてハ一日茂安く経へからず候、寛仁とハ広く慈悲を施し、大度とハ小事にかゝわらず、夫々役人に申付手をするさず、英明とは臣下の善悪を見分候事、独断とは決断場ニ至て衆人の詞ニ迷ハす定申候事御座候、此四徳備らされハ慈悲も仁政茂姑息と申者ニ成て、婦

女の小児を哀憐することく罷成て広く及不申候、又晋の代には兄弟多く大国の大名に取立られ、何れも我等は先帝の御子也迎我儘を振舞、銘々權威を争ひ、終二晋の代ハ兄弟の為に乱れ申候、是全く天子の權威薄く相成候故の事二候、(秀忠)台徳院様ニハ此咎をよく御心得遊し、越前・越後両家を始恩を以て御なづけ、威を以て御伏し遊し候手本にて、一ツ乱れてハ法令も立不申、亦三年の間父母の道を改すと申衆人難儀ニも天下の害ニ茂不成事ハ、可成程父のいたし置たるハ先差置宜と申事候、天下衆人の害に成事ハ即日ニ茂改候が孝道ニ而御座候、文照院様ニハ此処を御心得あらせられ候故、(綱吉)常憲院様御棺前におひて御自身御断被仰候而、殺生禁断御ゆるし仰出されて、誠ニケ様成処か英明独断ニ御座候、上の権下へ移り、下の威強く相成候へハ擁蔽と申て、下々の事中途に留りて上へ通せず、権を専らに仕候へハ上の思召下へ届かず、天下逆乱の基に御座候得ハ、権者下へ移らぬやうに政事を執行ひ申へき事御座候、畢竟ケ様の事上ニハ元來御心得事候得共、此節分て

御大切の御時節と奉存候得ハ、恐をかへりみず御側まで申上候、老のくり言ニ御座候あらましなり、

三日 霽、

一朝六ツ過起、泊明ニ而四ツ時後御暇、直ニ老人ニ而式拾建計弓射候、八ツ後より伊藤氏へ一刻参り、直ニ加藤権兵衛殿同席中始而之参会ニ参、拙者老人ハ暮前より東市郎殿処江参、五ツ半時分迄居、夫より又々出候得ハ、其節ハ皆々引取、有川勇四郎殿・伊集院半之丞殿杯被居候、無間同道ニ而帰る、帰候得ハ御隠居藤島孫左衛門殿被参居、四ツ後迄被嘯候、四ツ半臥候事、

四日 小雨間々止、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、直ニ同席村橋氏・上野氏其外段々同道ニ而北郷多仲殿所江弓射ニ参り、五ツ時分帰る、四ツ過臥候事、

五日 曇天、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰掛右松家  
江一刻立寄、八ツ半時分帰る、大鐘時分より郷十郎  
殿入来、兩人二而三拾建弓射、又跡二居残り三十建  
射、鏝稽古二才衆段々入来候得共、面相損し候二付  
稽古無之、夫故暮迄居ル、植村鉄兵衛殿暮迄被居立  
被掛候、四ツ過臥候事、

一先夜加藤東市郎殿会之節、此度川辺二被行、種子  
島之門人見廻二參、五日計居候而帰候節、彼者詩杯  
贈り候二付返し二読候迎被差出候、

はる／＼ととわれし時のうれしさに

かへて名残ハいとまさりけり

難あらハ可申のよしを承りて、

明治十一年消ス

はる／＼ととわれし旅のうれしさに

かへて名残小いとまさりけり

明治十一年に此歌を見て左に又詠、

時敏

はる／＼ととひくる君ハあさからぬ

なこりのうちにわかれけるかな

六日 晴

一朝六ツ時起、六ツ半時より宮之城屋敷二而右松家稽  
古備立二而差越、四ツ時宮之城より出勤、直二御暇、  
八ツ後備あけかた有之、七ツ前済、七ツ後帰宅、直  
二戸柱町田家江参り弓射、奥山藤之介殿・郷十郎殿・  
拙者三人二而四十立射る、暮植村鉄兵衛殿・左近充  
新七殿入来、九ツ過同道二而帰る、直二臥候事、

一当月十五日早天大阪より

惟新様御像御著二而大乘院江御入之筈也、  
(義弘)

右二付、 太守斉興公江伊集院織衛被申上候ハ、当

月十四日之夜中より伊集院より

惟新公御像御立二付而ハ、其晩ハ妙円寺江も二才共

参詣之晩二御座候間、いさかひともいたさすやう通

達可申之由被相伺候処、何しにいさかひ可申哉、夫

二ハ不及との御意之よし、誠二御尤之御意御先見奉

感候、

七日 小雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰掛右松家  
江参り、大鐘過帰る、夫より十建余り弓を射る、夜

九ツ時分臥候事、

光久公御筆写

役目二付而地頭申付者、又者此方存寄二而無役之者  
二も地頭申付候事者重き儀二候得者、其外城ハ地頭  
申付候者二預置事候故、地頭所之者者惣而家来同前  
之筈候処二、外城衆中其外所之者地頭をかるく、敷  
存候故、時々対地頭江大形之事も有之不屈候、此以  
地頭所之者右之旨を能々存、大形無之様可申渡候、

七月

御筆写

諸所地頭申付候者其所を預置事二候間、自分了簡を  
以諸事差図いたす筈候処、地頭申付候迄之儀と存引  
請、差図不致候儀と存罷居事二而者無之哉、其故ハ  
何ぞ誤有之、地頭了簡迄二而可成儀ハ家老共江不及  
申聞候、地頭手前二而成事不成事と落著いたし、差  
図可致をうっかりと存其通二申出候付、家老共承不  
成筋二申達候得ハ、其分迄を申渡儀も間々有之由内々

聞得候、右之次第二而ハ地頭之詮無之候間、向後者  
地頭所之儀、諸事地頭引受可致差図候、ケ様申付候  
上此以後地頭難勤者も候ハ、其節者地頭断申出可  
然候、此段家老共より諸地頭江直二可申渡候、

七月

条々

一長島江地頭被召移候儀、

御心入有之被 仰付儀候間、能々入念御仕置可被申  
付事、

一雖不新鬼利死旦宗并一向宗御禁止堅固可被致沙汰事、

一一向宗師匠分之者隣国より罷越候者、一夜宿を茂借

間敷由可被申渡之候、若忍候而居候者則追放申付、

宿主之儀擲置、早々此方江可被申越事、

一異国船之儀者最前所江渡置候条目之通見届、万事入

念可被申付事、

一隣国騒動之儀、雖令出来堅固二致仕置、島中之者疑

惑無之様常々心掛可為肝要事、

一所之者自然隣国江致欠落候者早速向江相断可召帰、

欠落者許容之儀、天下御制禁之儀候間、何方ニも無用捨可被申談之段、内々如何様之口能有之者ニ而も、内証之子細可被申遣之候儀可為無用事、

一其許衆中土屋甚右衛門・向井助兵衛、頭取ニ而密々  
二一向宗法談之様成儀を以勸人之由風説候、雖然実儀者噯衆并横目衆慥成披露之上ニ而可致沙汰と存候  
処、此節右兩人其外余多出水江差越、山田主計・同

一出家ニ而も於在家法談、就中俗人談議仕候事天下御禁止候間、違背之族者可被搦捕事、

増右衛門・面高栄右衛門江相付、風説之儀迷惑ニ存御断申出度存候間頼之由申二付被承達、其地江差越致詮議書物之上靈社之起請文を以断申出候、勿論ケ様ニ社可有之儀と存候事、

一有川太郎左衛門・松崎采女并伊地知正兵衛ニ而申渡候数通之条書、噯衆手前ニ致格護置候条、得と可被見届事、

一右之儀ニ付此程島中二ツ二分、結徒党万事不和ニ有之由風聞ニ候、是以不可然事候、若相背族者可有披露事ニ候、自今以後島中之者不挟狐疑随分和談仕、無疎意御奉公相勤候様可心得事、

延宝四年二月二日

(島津久元) 帶刀 印  
(島津久卿) 中務 印  
(島津久竹) 出雲 印

一島中之者、向後者御國中為差知可守寺院之教、尤、於在家仏法めき候儀、天下御制禁之上者曾以仕間敷候、若違犯之輩於有之ハ可及沙汰事、

山田増右衛門殿

寛文六年午三月七日

(鎌田政有) 源左衛門 印  
(新納久了) 又左衛門 印

(町田忠實) 勘解由 印

(島津久茂) 中務 印

(島津久通) 図書 印

一 其方島之衆中在郷之者共、去々年比より致徒党法談之様成事端々有之由、其聞得候二付而節々横目衆を差越為立聞候処、分類徒党之風説必定之事二候、宗旨之儀ハ浄土宗とも一向宗とも埒不明候得共、俗家之法談御禁制二候故則達 上聞候事、

一 徒党之儀者天下御大禁二候間、一途可被仰付候得共、田舎者二而如此之仕合何角被 遊 御思慮候処、土屋甚右衛門・向井助兵衛申分、甚右衛門并相中より瀬戸口八郎右衛門・宮内三郎兵衛罷越、島二居住難成候間、何方成とも被召移候様二と申出候二付而、

幾人程望候哉相尋候得者、式拾五人書出し候、兩人合廿七家内二候、其段達 上聞谷山・平松・帖佐江被召移候、右書出之表二而者、徒党之儀ハ無其疑候、曲事千万二候得共、右之諸所江為召移迄二候、誠二御憐愍之御仕置辱儀候事付、近外城より色々風説申

遣島中騒動二成候儀此中も有之候、左様成無分茂熟(朱書「マ、」) 振仕者者相捕置、無用捨可被申出事、

一 右式拾七人之外二も同前二移可被仰付由為申出族、寔以疎意二不奉存由為申出首尾を以静謐之由候得共、以来御大禁之徒党之儀無御心元被思召二付、為御仕置相良新右衛門移地頭被仰付候間、島中之者奉得其意、弥致安堵候様可申付事、

一 島中最早別条有之間敷候得共、右如申無分別者二候間、上向計二而内心者不易者も可有之候間、万事入念聞廻、横目之衆江も可申付、併余心懸達仕足浮者共於有之者還而可為曲事、

一 此度島中御仕置相替被仰付仕合二私之宿意共有之、理不尽之儀於申出者不限嘸・横目欄敷可及其沙汰事、  
右条々相守無緩疎様可申付者也、

寛文六年午九月廿八日 源左衛門 印

勘解由 印

又左衛門 印

帯刀 印

図書 印

八日 雨、

一朝大鐘前起、今日ハ天氣次第於韃靼冬々屋敷ニ伊藤  
万次郎殿・伊勢平右衛門殿・別府善之進殿・中村孫  
次郎殿杯相会終日弓相企置候、雨降出し、夫故今日  
ハ取止可申段伊藤氏断申遣、四ツ時出勤、八ツ後退  
城、夜九ツ時臥候事、

九日 霽、

一朝六ツ時起、五ツ時出勤、四ツ打切  
太守斉興公御出座、九ツ後退城、夫より平山矢九郎  
殿・梅田九之丞殿・島津登殿・今和泉屋敷・加藤権  
兵衛殿・戸柱御墓・拙宅御先祖様方御墓・花舜軒御  
寺・戸柱町田家・重富屋敷杯へ参り、七ツ時帰宅、  
九ツ前臥候事、

十日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、直ニ帰宅、  
七ツ後植村鉄兵衛殿入来、弓四拾建兩人ニ而射る、  
外ニ落合八郎左衛門殿・讚良甚之丞殿杯入来候得共、

当分鑑面相損候ニ付不相構弓射候、四ツ後臥候事、  
一八ツ後浄光明寺へ参詣、加藤東市郎殿・同清次郎殿  
列参詣、同道ニ而帰候事、

一少将斉彬公御鷹狩之節、有馬上総介様ニも御出ニ而、  
少将様御跡一寸も御はなれ不被遊、始終御付添被成  
候を斉宣公御覽被遊御意候者、豊後守と上総介ハど  
ふかであるとなり、其通ニ而兼而少将様御方上総介  
様者見様之内より御出ニ而、夜ハ九ツ八ツ之時分御  
帰候由、

一上総介様御出ニ而何歟御書物御読被成候処、御知り  
不被成字有之、少将様江御尋被成候処御意候ハ、  
私之申上候儀御聞被成候ハ、何ニ而も御教可申と  
被仰御教被成候、又々御存し不被成候字出御尋候得  
者、先刻申上候通御聞被成候へハ御教可申と被仰候  
由、有馬様ニ者無類之御美人ニ而 斉彬公御取付被  
遊候と也、少将様被仰候儀ハ何事も御聞被成候と  
也、

十一日 間々小雨、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後致退城、直ニ帰宅

候得ハ辻元弥兵衛弓持参、兩人ニ而暮迄百建射候、

拙者中り者四拾七本、五本ならしニ三本不足候、弥

兵衛夜四ツ時分帰る、拙者読歌短冊相望候ニ付此二

首を送る、

初秋

朝またき竹の葉末の露散て

いと、身にしむ秋の初風

露

見るか内に明はなれ行小山田の

かせの稲葉の露そみたる、

一今夜八九ツ時臥候事、

当時歌林

享和元年五月廿八日宣長か四条のやとりの会兼題

鴨河納涼 嵯峨山松

日野一位殿 資枝卿

石河や瀬見の小川の清きせを

尋てたれか夕すゝミせん

御幸せし嵯峨山松の深みとり

千とせ経ともいや榮らし

徳大寺大納言殿 公迪卿

むかしより幾度月をむすふらん

鴨の河水清き流に

嵯峨の山千とせ経にける松ならば

御幸せしよのことも問ハまし

園大納言殿 基理卿

風すさむ鴨の河原の夕すゝミ

袖にやかゝる水のしら玉

幾とせかこゝに経にけん葉かへせぬ

陰いや高き嵯峨山の松

富小路新三位殿 貞直卿

風渡る鴨の河波立かへり

明日も又来て夕すゝミせん

行幸待みさを色に顕して

年経る嵯峨の山松の陰

(朱書「マ、」 (朱書「マ、」)

五十鈴川鴨の河風すゝしさハ

いつれや波の立まさるらん



跡たえし夫もうき世のさかの山

あはれ行幸を待そ久しき

錦小路三位殿 頼理卿

しはしとて清き流をもとむれハ

あつさわするゝかもの河水

行幸せし千代のふる道跡たえぬ

嵯峨野々山の松の木高き

芝山宮内大輔殿 国豊朝臣

夕すゝミ暑さ流るゝ水鳥の

鴨の河辺ハたちうかりけり

色かへぬ松にハしのふさか野山

行幸のあとハふりし昔を

桜井上野権介殿 供秀朝臣

打よする浪もすゝしき色ミえて

袖にふくなり鴨の河風

さかのやま行幸もあれと君か代に

陰さかへ行峯の松かも

日野中宮権大進殿 資愛主

石川やせみの小川の夕すゝミ

しのひくの秋風そ吹

嵯峨のやまうきよのさかもしらてこそ

松は千とせの齡経にけり

上件之外地下歌数多略之、

宣長

たをやめの蟬の羽袖もすゝしけに

夕風渡る鴨の川橋

さかの山たえし行幸を君か代に

けふかあすかと松の色哉

妙法院宮御庭十二景

陀峯彩霞

むらさきの雲かも立と見るまでに

あみたか峯に霞ミえけり

平林春花

たちつゝく木々のとこ葉にこきませて

はやししみゝに咲る春花

青田乱蛙

夕されハ蛙妻よふ小山田の

苗代水に蛙つまよふ

喬松啼鵲

しみたてる御園の松の高き枝に

いゆきかえらひ鳴時鳥

西山夏雲

山の端の入りかゝよふ旗雲も

夏の夕ハ常ゆけにミゆ

蘆簷明月

軒端もる秋の月夜の影清ミ

かやのそゝきに露光ミゆ

曲塙秋草

たもとほる里のかきほの秋草ハ

初霜おきてうら枯にけり

虹橋丹楓

秋の池の虹の小橋に色ミえて

匂ふミキハのもミち葉のよき

眺園積雪

おしなへてこぬわ真白につもる夜ハ

あかときわかぬ御園生の雪

翠池浮鴨

ところえて広き御池をあし鴨の

かゆきかくゆき沖にたつろふ

蕭寺清鐘

うらさふる夜半の寢覚し音すみて

聞のよろしき山寺のかね

竹窓夜雨

風ましり窓の竹のはさやくくに

雨のふる夜ハいねかてぬかも

上件十二首、

宮の仰によりてよみて奉れり、

同宮御庭十景のうち

碧虹橋

園の名の木々のみとりも雲居にて

たつや御池に虹の高橋

件の歌 宮の御染筆の題御短冊書て奉れり、

同宮御ミつからかゝせ給へる富士の御絵に讚歌

つかふまつるへきよし仰によりて、よみて書て

奉れり、

不二の雪ふかき心をうつしたる

跡は消せし万代までに

又桜の花の絵に讃歌、是も同宮おふせにて、

わすれてハおられぬ花に袖かけて

いて一枝とおもひける哉

同宮月次御会六月九日

暑

けふの(朱書「マ、」)照日をいたミ不二のねの

雪もけぬへし望の日までに

池

国中に海原ならてはにやすの

池しおもほゆ香山ミれば

件の御会、月々に御題を賜て毎月よみて奉るへ

きよしなり、

閑院宮の仰によりてたんさく十二枚書て奉れり、六

首者古風、六首は近体なり、皆旧詠件のたんさくハ

芝山中納言殿御取次なり、園大納言殿に参りて初め

て見え奉りけるに、御くたものなど給りてねんころ

なるおふせことありけるによみて奉れり、

園の松めくミの影の深みとり

なを立よりにて千代もあふかん

中納言殿よりめされて度々まいりて式の祝詞の巻

を講釈、其時之御聴衆、

華山院右大将殿愛徳卿

三条大納言殿公修卿

園大納言殿基理卿

中山大納言殿忠尹卿

大炊御門中納言経久卿

河鱈宰相殿(実カ)寛祐卿

中山宰相中将殿忠頼卿

今城中将殿(定カ)完成朝臣

野々宮左少将殿定業朝臣

野々宮侍従殿定静朝臣

東園侍従殿基仲朝臣

花園美作権介公テん燕主

右之御方々の内公卿いづれも烏帽子・狩衣、殿上

人ハ大概上下著也、右之外地下聴衆家々大夫侍従

并宣長か召連候弟子共皆々次之間に列座聴聞、

はしめて中山殿参候時よみて奉れる四月廿九日也

ほと、きすかた山陰の忍ひ音を

高き梢にけふそもらせる

同日殿にて題を出されて 当座

山新樹

こゝろさへ花の名残は夏山の

青葉の色にかはる此比

宣長か四条のやとりにて昼八日毎に源氏物語、夜  
八夜毎に万葉集をよみ侍りけるに、其夜講釈を聞  
におはしける御方ハ、

富小路新三位殿貞直卿 錦小路三位殿頼理卿

日野中宮権大進殿資愛主、一  
条殿御孫也

件の御方々かくる夜なくおはしたり、其外に、

外山三位殿光実卿 倉橋中務権少輔殿泰仁朝臣

此御方々ハまれくおはしたり、又別に、

綾小路中納言殿俊資卿 富小路新三位殿貞直卿

錦小路三位殿頼理卿 日野中宮権大進殿資愛主

右の御方々の御望にて、大祓詞并出雲国造の神賀

詞を宣長かやとりにてよみ侍りけるを聞におはし

たり、

富小路新三位殿の初て宣長か四条の宿りをとふら

ひおはしましてよみ給へる、

山城のとハにかつきて伊勢の海の

玉の光に我もあはめや

御返し

伊勢のあまの身におはねとも山城の

とハにあふかん君か光を

日野中宮権大進殿はしめてとふらひおはしける  
時、

和歌の浦に行衛をたとる海人小舟

今より君を機に頼まん  
(朱書「マ」)

御返し

おもひきやはにふのこやに天伝ふ

日野々わくこの入まさんとハ

君にかくとはれましやハ賤か家を

和歌の浦路のたよりならずハ

富小路新三位殿家の題 五月雨

いふせくもきらふ雲かも気ならへて

日のめもミえぬ五月雨空

芝山中納言殿持豊卿より扇を給ひて其詞に本居

先生へ扇にそへてとて、

あつき日はよそにへたて、秋風の

ひくてとならん扇ともかな

御返し

色ふかきこと葉の露も散かゝる

陰をあふきの風そすゝしき

同宮内大輔殿国豊朝臣持豊卿御子の四条のやとりをとひお

はして、

宿とひて君にけふおふうれしさハ

雲晴て空をミることくなる

恙なき姿ハ今も伊勢島の

和歌の松原見るにうれしき

御返し

(朱書)「マ」とはれ君か光りに今宵より

旅ねの床の露もひぬへし

日野家御題 夏月涼

吹風はいとはるゝまで涼しさの

袂にあまる夏の月かけ

日野一位殿資枝卿にはしめて見え奉りける時よ

ミて奉れり、

立よれと和歌のうら松高き枝に

かけんことはも波の下草

かくて五六日になりけれと御返しも賜らさりけ

れは、下葉のうれひ歌とてよミて奉りける、

ことの葉の風の一つにも散てやと

雲のたよりをまつの下草

とよミて奉りければ御返し、

和歌の浦や千代松陰の見るふさを

誰かいなミの下草と見ん

又御返し 宣長

つとにせん伊勢の浦にもミるハあれと

かゝる恵のふかミるハなし

富小路新三位殿に源氏物語の玉の小櫛をかしま

いらせしをかへし給ふとて、

かりこもの乱れし筋をとき分て

うつしたふとき玉の小櫛か

御返し 宣長

あかつける海人の小櫛のはつかしや

大宮人のいかにミつらん

芝山中納言殿より馬のはなむけに翁の伊勢の国

にかへり給ふとて、

みなつきのころしも君かかへる旅の

衣はかせの宿りとも哉

綾小路中納言殿より馬のはなむけに自の御歌に  
かへて書て賜へるさいはらの鈴鹿川のうた、

鈴鹿川八十瀬の滝を皆人の

めつるやしるく時にあへるかも

日野中宮権大進殿より馬のはなむけに、

伊勢なるや二見てふ名を頼みつゝ、

君松坂のまつとしらなん

富小路新三位殿より送本居大人帰伊勢国候歌一

首并短歌

神風の伊勢の国なる松坂のまつ(朱書「マ、」かりありてうち日さす

都にのほり草枕旅宿りしてならの葉の

名におふ宮の古ことの万のことは朝よひに

ときかたろふと梓弓音に聞つゝさす竹の

大宮人もしつたまきいやしき人も明くれハ

日(朱書「マ、」の暮さて夕されは夜の明るきはみしゝしもの

ひさ折ふせて玉かつら絶ることなく我も又

おしへをうけてつかの木のいやつきくゝにいそのかみ

古の中道ふミ見れハあやにとふとく分いれは

あやにかしこミはしきやしまなミの親とおふ舟の

おもひたのミてたひまねくいゆきとひしにあら玉の  
月も経すして朝辺の朝たちゆけはいはんすへ

せんすへしらすなく子なすしたひうらふれ玉鉾の

道に立出て古郷の二見の浦のふたゝひも

さきくいましてかにかくにのほりきませと菅の根の

ねもころにのるそふの別路

天つ空あふきてそまつ玉くしけ

二見の浦の名をしたのミて

文化六年巳十二月十四日

御七十御賀舞楽有之、禁裏御所より被進候十

二月御絵御色紙写

仙洞の御歌

御屏風の歌

霞

末遠き千とせの春の色ミえて

ゆたかにたてる朝霞哉

若菜

閑院尹宮美仁親王心

まつめくむ雪まの草のはつかにも

いろあらはるゝ春の長閑さ

花 飛鳥井大納言雅威卿

春風の長閑なるよの花なれば

千とせもちらぬ色にミえけり

時鳥 冷泉入道等覚

ほとゝきすミすの葵の千世かけて

かれせぬ音をももらし初ぬる

芝山中納言持豊卿

あし引の山の滝つせ五月雨に

みかさにそへる万代の声

納涼 外山中納言光定卿

立ならず常盤の山の松陰は

ちよの秋をハ風やかすらん

秋野 有栖川宮織仁親王

齡なを野への秋とて咲花の

たまなす露ハ千世の数かも

月 正親町入道竟定

照せなを千とせの松の葉山より

いつる最中の秋の月かけ

紅葉 冷泉大納言為章卿

葛かつらちよくりかへし染かゝる

かへての枝に色を重ねて

千鳥 久世大納言通招卿(根カ)

年波をかけて長井のうら千鳥

とものふ千代の末ハかきらし

水 風早宰相寛秋卿(実カ)

ゐる鶴の霜の上毛のおなし色に

筵田しろくしく氷哉

雪 冷泉左衛門督為則卿

ふりつもる光りも千世の小松原

雪にさかへハいくもとのかせ(朱書「マ、」)

筆者 青蓮院一品宮

奉行 冷泉大納言

画 鶴沢探泉

主上より銀の御杖・御硯箱被為献、

御硯箱

(蓬萊カ) 蓬萊山御蒔絵原在中見返し、

苓詩一条殿被賦之、

御水入

黄金火焰三五、

御硯

養老の滝の本にあわし(朱書「マ、」白き滝の筋有之石、

江戸芝御屋敷新御殿御座御造立有之、

御庭江桜を植させ給ひける時御歌額二掛有之写  
修理太夫源朝臣世をのかれて新栖をいとなく、前庭  
に桜をあまたうつし植て言葉の花の種となしこゝろ  
をやしなへるとなん、すみならしはへらむ春の契り  
もいとしるくおほへければ、

権大納言雅威

しつけさに千世しる宿は花までも

齢をのふる色香とやさく、

左兵衛督雅光

あたらしき宿に色そふ庭桜

千世をこめたる花のことの葉

十二日

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、四ツ半臥候

事、

十三日 霽、

朝六ツ時起、四ツ時出勤、九ツ過より北郷要人殿同  
道二而帰殿、八ツ前より北郷氏被誘参同道二而、上  
野藤馬所二而同席八人人数分弓、暮過壺人先二帰り、  
武之橋月見二参り、歌八首をよめる、

名にしおふ今宵の月の照さすハ

いかてかくへき武の長橋

諸人の待し今宵のかひそある

名におふ空の月清くして

名にしおふ月を詠てかへるさも

わすれはつへき武の長橋

かへるさもわするへき哉長月の

月かけ清く澄のほるより

名にしおふ空の月かけ清ければ

いさ諸人のうれしかるへし

むかしよりいかにてらせる月なれば

今に名におふ空と仰かん



打むかふ見るめも遠き海原に

光りを移す秋の夜の月

海山やたのも河原の月影を

ミるめもあかぬ武の長橋

一八ツ時臥候事、

十四日 霽、

一朝六ツ時起、今日者庭そたけかた／＼にて御座之儀

相頼、八ツ後より名越善左衛門家内中・名越助右衛

門家内中参候而、昼者善左衛門・助右衛門・拙者共

親子三人弓射、夜入善左衛門・祐右衛門ども娘とも

踊有之、拙者二者明暁

(義)惟新様御像京都より御下り二付、横井少シ手前迄植

村鉄兵衛殿・児玉清之丞殿・郷十郎殿同道二而夜五

ツ時立参る、夜明大乘院江御著、妙円寺九ツ時御立

之由、水上迄者鎧武者共百四五拾人位も有之、西田

町迄ハ拙者二も御腰之御跡より御供、夫迄ハ麻上下

高も、たち二而候、千石馬場より此方ハも、たちも

おろし、拾間計御跡二態と相成候、今和泉本門通新

小路迄ハ鎧武者拾四五人位御跡より参る、跡二而承

候者、夜御著候得ハ自二才共之御供者沢山可有之と

之由也、案中其通也、当年妙円寺参詣之鎧武者三百

余人可有之と之事也、

十五日 九ツ時分より雨、

一夜前 惟新様御像御著二付夜明し、今日者又太守斉

興公御出座故五ツ時出勤、四ツ過

御出座、八ツ後より御兵具所御矢数射方相勤、人数

拾式人二而拾六建二而相濟、跡二而五寸的式拾建射

る、暮帰殿、四ツ過臥候事、

十六日

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、八ツ後花薙

軒御墓参、七ツ時分より郷十郎殿・拙者兩人二而弓

射、暮前より児玉清之丞殿・相良休右衛門殿・東郷

藤左衛門殿所江被参答候付、拙者二も可致同道被申

候二付参り、九ツ半時帰、

十七日 霽、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後帰殿、直ニ花舜軒  
御寺御墓参詣、七ツ時より前内記様江参り、父上様・  
郷十郎殿・内記様同道ニ而宮之城江弓射ニ参り、八  
人ニ而七拾建射、暮過帰、四ツ後臥ス、  
一少将斉彬公御歌 初秋雲  
なにとなく今朝たつ秋の色見えて

きのふにかわる峯のしら雲

十八日 霽、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、大鐘過より  
郷十郎と兩人ニ而弓射暮過迄、四ツ過臥候事、  
一少将斉彬公ニ者寒中ニも御駕籠之御簾毎も御明遊し  
候由、御供目付相勤候郷田仲兵衛殿嘶ニ而、自分被  
相勤候節も雪降杯ニ幾度も其通之事被為在候ニ付、  
御簾おろし可申之由被申上候得共、御合点不被為在  
雪者御ひさより降懸候よし、下々を能御存遊して之  
御事ならん、

十九日 夕方より雨、

一朝六ツ前起、六ツ時奥山藤之介殿・郷十郎殿入来、  
五ツ過迄弓射、四ツ時出勤、四ツ後御暇、八ツ後よ  
り権五郎様・源太夫殿・野門休右衛門・国所源左衛  
門・西之原源左衛門殿、戸柱より御ば、様・御ば様・  
松林院殿・おきは殿御出、夜五ツ前御帰、四ツ過臥  
候事、

二十日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ時迄弓射、四ツ時出勤、八ツ後退  
城、七ツ時分より前内記様所弓射ニ参、暮帰ル、九  
ツ臥、

二十一日 霽、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退殿、七ツ後より  
拙宅ニ而弓射、(朱書ニマ、)村田市郎左衛門と忝尺的に五拾建五  
拾本之賭ニ而、拙者候得者六拾五本射候而かけにも  
勝候、暮より加藤東市郎殿・相良作太郎殿入来、九  
ツ时被帰、八ツ過臥候事、

一町田次郎九郎殿病氣にて先日死去、前日辞世、

六十余年被俗羈 身従世態過生涯

心居安<sup>(マ)</sup> 稟天命 只愧無功至死期

六十世を無分別にておくりきて

いまはつかしく死る米虫

凌雲院竿瑟四産大居士 石原嘉右衛門

四産大居士ノ辞世ヲ拝覽、落涙の余りに、

昨日まで仁をたすくる言葉あるを

けふはなみたの手向をそする

此歌者当君ハ賢くハなき筋我等に者不合点

咲花もひらかてむなし散ぬらん

賢き君の御代にありなは

ちかき比君とものして末吉にまかりて帰りし<sup>(マ)</sup>の

後去にしと聞て、

吉川源右衛門

功す賤男われにとへよかし

旅のうさにもあけつらひぬる

手向の心持にて

驚烈

恥かしと思はざるへし世中は

ときにあはねは功もなかりき

廿二日 晴天、

一朝四ツ時出勤、八ツ後城より下る、<sup>(マ)</sup>帰掛登様江参、

大鐘時分帰、

廿三日 晴天、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、今日鐘稽古

所二而拙宅二而父上様・直八様・郷十郎殿留主番之

弓射、暮より父上様御方二而内記様と碁打、昼之弓

者六十建五本ならし賭られ、六本ならし射候而賭二

者勝候、内記様夜九ツ時分御帰り、九ツ半臥候事、

廿四日 霽、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後前江

弓射参、暮帰宅、九ツ時臥候事、

廿五日 小雨、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後弓射、

夜九ツ半臥候事、

一 以手紙申入候、御記録方江高麗人之儀ニ付被成御尋

儀有之候、今日平田(清九)右衛門所江御方可被參候由鎌

田藏(政信)人殿より申遣ニ而候、御返事細々可承候、若陸

ニ而難成候ハ、乗物廻可被仰付候由、以上、

八月十七日 高崎惣右衛門

淵辺領右衛門殿

覚

一 慶長二年之年 義弘様朝鮮国ニ被成御渡海何方ニ御

陣候哉之事、

一同七月番船破之事、

付、陣場より直赤国江御入候哉之事、

一 南門責之事、

付、御滞留之事、

一 晋州江御通之事、

一 拝南江御通之事、

付、御滞留之事、

一 泗川古館江御著之事、

一 新城江御移之事、

付、月日承度候事、

一 漠南人大軍相亡候様子細々承度候事、

一 義弘様御軍敗被遊候所之事、

付、被成御向候方之事、

一 晋州之川渡候而敵討候人名字之事、

一次日敵方より參候使之事、

一 敵軍兵数之事、

一人質參候時人数并月日之事、

一 泗川城被成明捨候日之事、

一 小西殿為迎御出候様子之事、細々承度候事、

一朝鮮国より御帰朝之時月日之事、

右之外ニも御覚之儀細々被遊付而可有御差出候、

御記録方御用ニ而候、以上、

亥八月十八日

平田清右衛門

淵辺領右衛門殿

覚

一慶長二年丁酉二月上旬

羽柴兵庫入道惟新公朝鮮国江為御渡海西刻帖佐被遊御立、其夜蒲生江御一宿二而候、然ハ其日ハ晴天二

而候処二、御立被遊候刻雨降、御供衆皆々被為濡、

頓而又晴天二罷成候、其刻老体之衆物語二、御首途

二如斯雨降候事ハ從昔御吉例之由被申、其外野原二

狐火共相見得申、何モ不思議ニ沙汰申候、

一義弘様御供之衆、新納弥太右衛門殿・川上四郎兵衛

殿・同姓休右衛門殿・加治木萩原寺殿・大田吉兵衛

殿・新納勘解由殿・桂民部殿・敷根三拾郎殿・久木

山仁兵衛殿・押川六兵衛殿・大脇弥五右衛門殿・木

村平太夫殿・是枝半左衛門殿・花堂佐左衛門殿・伊

尻半兵衛殿・大山三次殿・上床藤右衛門殿・白坂七

右衛門殿・瀬戸口弥七殿・財部伝内殿・平山对馬殿・

赤崎銀右衛門殿・宇都宮甚兵衛殿・古河全兵衛殿・

矢野主膳殿・菱刈源兵衛殿・白坂式部殿・法元太郎

左衛門殿・白坂助六殿・野添善兵衛殿・南郷淡路殿・

鎌田勝右衛門殿・白尾孫九郎殿・新穂主馬殿・中馬

与市殿・市来源介殿・米良千助殿・福永久左衛門殿・

丸目五右衛門殿・鳥丸六右衛門殿・長田筑後殿・木

佐貫四郎左衛門殿・亀沢甚右衛門殿・川上助左衛門

殿・園田縫殿殿・谷山為右衛門殿・久木山龍兵衛殿・

鍋倉小左衛門殿・有馬勝左衛門殿・厚地彦右衛門殿・

子息彦三郎殿・池田平四郎殿・内倉九郎左衛門殿・

野添慶吉坊・本田兵右衛門殿・寺原早介殿・牧田助

之丞殿・西甚十郎殿・黒江九左衛門殿・中野勘兵衛

殿・坂元番左衛門殿・前田孫兵衛殿・鹿野屋吉岐殿・

岩松玄蕃殿・有馬安右衛門殿・黒木甚右衛門殿、人

数上下三百余人茂御座候半と存候、外二も余多可有

御座候得共竟不申候、

一次日 義弘様蒲生御立、入来江御著二而候、(旧記雜録)

日入来御立被成、隈之城江御着二而△彼地江十日余

御滞留二而候、其内平佐之北郷作左衛門所江一日被

成御成候、又鹿兒島より種子島左近將監殿・樺山権

左衛門殿其外御供衆余多参著二而候、其後向田より

御出船二而候、久見崎江御下被遊候、御座船八十一

端帆、御船頭東太郎左衛門、早船之御船頭開備後、

惣御船数十一二艘も御座候半と存候、久見崎江十日

余り御滞留之内二高江山二而御狩共被遊候、其後久見崎御出船二而天草之内佐志津二被成御著、彼元江一兩日御滞留被遊候、其後佐志津より樺島江被成御渡、樺島より平戸江御著二而候、平戸より壹岐之風元被成御著、彼之所へ順風無之候故數日御滞留二而候、其後風元より海上四十八里被成御渡海、対馬之内桑振小浦と申所江被成御著、小浦より又灘二十里被成御渡、対馬之内飛崎と申所江御著二而此津二も五日御滞留被遊候、其後飛崎より海上四十八里被成御渡、其日之申之刻二普山堺二被遊御著津候、此所江軍大將備前中納言殿被成御座候間被遊御対面、其日頓而夜舟二被召、翌日之未之刻二加徳之島薩摩之御陣二被成御著候、比ハ四月二而御座候、

一義弘様被遊御陣候処高麗加徳之島<sup>(旧記雜録より補)</sup>江<sup>(旧記雜録より補)</sup>又八様与一ツ御城へ御在陳二而候、然者△又八郎様御事ハ文禄二年二高麗二御渡之由候、

惟新様御渡海迄ハ五六ヶ年之御在陣二而候、惟新様御事も文禄元年二日本惣人数一所二高麗江被成御渡海、而三年被成御座候而被遊御帰朝、又慶長二年御

渡海二而候、始者唐島へ薩摩之御陣為在之由候得共、惟新様御渡海一兩年前二唐島之御陣御たゝみ被成、此<sup>(旧記雜録より補)</sup>加徳之島江御陳被召替候由也、△加徳之島ハいかにも細き島二而候、加徳之島之前二唐島有之候、南北十四五里為流大島二而候、加徳と唐島之間横半里、長三里程之瀬戸二而候、

一又八郎様御供之衆、島津図書殿<sup>(忠長)</sup>・同姓又五郎殿<sup>(忠信)</sup>・島津右馬頭殿<sup>(以久)</sup>・伊集院源次郎殿<sup>(忠愍)</sup>・種子島左近將監殿<sup>(久造)</sup>・北郷作左衛門殿<sup>(久實)</sup>・島津豊後殿<sup>(久實)</sup>・伊十院抱節<sup>(久造)</sup>・比志島紀伊殿<sup>(有恭)</sup>・樺山權左衛門殿<sup>(重時)</sup>・入来院又六殿<sup>(久幸)</sup>・町田図書殿<sup>(久幸)</sup>・川上源三郎殿<sup>(久國)</sup>・山田弥九郎殿<sup>(有恭)</sup>・喜入撰津殿<sup>(忠純)</sup>・鎌田藏人殿<sup>(政賢)</sup>・穎娃主水殿<sup>(親賢)</sup>・敷根藤左衛門殿<sup>(頼元)</sup>・伊十院源介殿<sup>(久林)</sup>・伊勢弥八殿<sup>(貞成)</sup>・比志島彦四郎殿<sup>(貞昌)</sup>・伊勢弥九郎殿<sup>(貞昌)</sup>・穎娃弥三郎殿<sup>(久音)</sup>・吉利下総殿<sup>(忠愍)</sup>・渋谷次郎左衛門殿<sup>(反卷)</sup>・同三四郎殿<sup>(重種)</sup>・三原備中殿<sup>(宗俊)</sup>・町田源左衛門殿<sup>(重行)</sup>・五代勝左衛門殿<sup>(重純)</sup>・鮫島筑右衛門殿<sup>(重純)</sup>・相良勘吉殿<sup>(重行)</sup>・二階堂与右衛門殿<sup>(清盛)</sup>・有馬次右衛門殿<sup>(親光)</sup>・阿多甚左衛門殿<sup>(清盛)</sup>・吉田大藏殿<sup>(親光)</sup>・本田助左衛門殿<sup>(兼三)</sup>・肝付三五郎殿<sup>(長信)</sup>・本田与兵衛殿<sup>(長信)</sup>・相良吉右衛門殿<sup>(長信)</sup>・新納小兵衛殿<sup>(長信)</sup>・

村田刑部少輔殿・弟子丸藤左衛門殿・税所次郎右衛門殿・伊勢内記殿・鎌田次右衛門殿・菱刈伴右衛門殿・本田又左衛門殿・岩切雅榮殿・平田五次右衛門殿・伊東喜左衛門殿・伊東肥後殿・敷根仲兵衛殿・寺山四郎左衛門殿・鹿島久吉殿・市来孫左衛門殿・野村市右衛門殿・平田新左衛門殿・加治木和泉殿・村田三郎兵衛殿・野村但馬殿・市来清十郎殿・相良玄蕃殿・堀弥右衛門殿・三原彦次郎殿・野添帶刀殿・市来ノ大日寺・志布志大慈寺・加治木萩原寺・汾陽理心・園田清左衛門殿・中野甚左衛門殿・五代舍人殿・村尾与五郎殿・八木民部左衛門殿・平田大久坊・伊十院弥七殿・町田弥兵衛殿・財部甚次殿・黒田嘉兵衛殿・東郷源四郎殿・面高連長坊・本田勝五郎殿・法元右近殿・別府小吉殿・伊十院治部左衛門殿・伊地知民部少輔殿・伊地知平次郎殿・二階堂帶刀殿・桑原与助殿・慶頓坊・久保七兵衛殿・山本六左衛門殿・市成佐助殿・大山稻介殿・福島清右衛門殿・阿多源六殿・関主殿介殿・本田兵助殿・山田弥兵衛殿・梁瀬二左衛門殿・田尻是助殿・大迫清右衛門殿・隈

岡茂兵衛殿・佐谷田覚右衛門殿・鹿島右衛門殿・三原七左衛門殿・国分平次郎殿・祇答院伴介殿・有川藤七殿・津留九兵衛殿・二渡次兵衛殿・川上藤右衛門殿・川野与次右衛門殿・鮫島与五郎殿・甌正右衛門殿・田中珍阿弥・有村六左衛門殿・肝付弥五介殿・築瀬兵右衛門殿・本田勝津・関重右衛門殿・葉丸壹岐殿・徳永助右衛門殿・有川源次郎殿・市来伴右衛門殿・安藤権右衛門殿・猿渡与早殿・米良三宇坊・黒田六郎左衛門殿・伊地知彦八殿・井尻八郎殿・奈良原狩野殿・長野六兵衛殿・舍弟少次郎殿・大河平源太左衛門殿・加世田藤七兵衛殿・有馬寸右衛門殿・桑畑五郎兵衛殿・白浜七助殿・相良与市殿・久富木佐吉殿・郷田吉右衛門殿・竹之内宮内左衛門殿・勝目兵右衛門殿・蒲生舍人殿・久留善兵衛殿・横山主水左衛門殿・萩野三位坊・辺牟木佐吉殿・壹岐主計殿・奥民部左衛門殿・山口源五左衛門殿・竹下九郎殿・辻兵右衛門殿・猿渡兵部左衛門殿・神戸佐平次殿・山路市兵衛殿・益山八右衛門殿・白坂仲右衛門殿・井上市助殿・海老原九右衛門殿・豎山安右衛門

殿・窪田利介殿・春田弥右衛門殿・入田市之丞殿・

神崎早右衛門殿・楠元右京殿・松山才右衛門殿・葛

西正右衛門殿・逆瀬川彦松殿・伊尻伝次殿・林藤七

兵衛殿・宅間与八左衛門殿・深野掃部兵衛殿・深野

清六殿・同清七殿・勝目宮内左衛門殿・家村志岐殿・

草道藤左衛門殿・蓑輪狩野殿・執印吉太殿・樗木左

近殿・野崎十兵衛殿・小田弥兵衛殿・有馬玄蕃殿・

篠原与右衛門殿・橋口助左衛門殿・藤山藤右衛門殿・

有馬善右衛門殿・山内与右衛門殿・厚地軍右衛門殿・

床浪善助殿・池本奎兵衛殿・有馬源兵衛殿・池之上

善助殿・二本清之丞殿・有馬甚兵衛殿・肥田善右衛

門殿・中島善左衛門殿・塚田次郎左衛門殿・細山田

仲右衛門殿・肥多早右衛門殿・松山六右衛門殿・横

山長右衛門殿・奥関助殿・竹松勘右衛門殿・黒木彦

右衛門殿・榊五右衛門殿・井口権兵衛殿・久保盛石

衛門殿・人数上下六百人、

義弘様御供之衆迄二都合御人数壹千騎茂御座候半と

存候、但泗川之御城江敵大軍押寄候刻ハ、薩摩之御

人数雑兵迄二壹千人ハ無之由沙汰二而候、右之外二

も御供之衆定而余多可有御座候へとも竟不申候、

一高麗江御渡海之諸大名衆、備前中納言殿・筑前中納

言殿・安芸宰相殿・羽柴兵庫入道殿・島津又八郎殿・

長曾我部土佐守殿・同右衛門太郎殿・寺沢志摩守殿・

鍋島信濃守殿・蜂須賀阿波守殿・小西撰津守殿・島

津又七郎殿・立花左近将監殿・安国寺・松浦肥前法

印・生駒讚岐守殿・中川修理太夫殿・藤堂和泉守殿・

池田伊予守殿・大村新八郎殿・筑紫上野介殿・藤堂

佐渡守殿・吉川藏人殿・高橋九郎殿・加藤左馬助殿・

有馬修理太夫殿・脇坂中務少輔殿・毛利民部太輔殿・

早川主馬亮殿・相良宮内少輔殿・羽柴藤四郎殿・熊谷

伴次郎殿・伊東民部少輔殿・福原右馬頭殿・秋月三郎

殿・竹内源右衛門殿・垣見和泉守殿・大田飛彈守殿・

毛利老岐守殿・同豊前守殿・加藤主計頭殿・宗对馬

守殿・高橋主膳正殿・五島淡路守殿二而候、此外二

も御大名衆余多可為御渡海候得共、然と存不申候、

一諸大名衆方之御陣之儀、普山堺江八軍大将備前中納

言殿、同敷四国・中国・九州之御大名衆余程此処二



山堺より海上十四五里茂西歟と存候、安川原江毛利  
壹岐守殿・同豊前守殿・島津又七殿・秋月三郎殿・

高橋主膳(直次)正殿・相良宮内少輔殿被成御座候、但普山  
海より十六七里西歟と存候、蔚山江加藤主計殿被成

御座候、但普山(堺方)界よりはも西二而候、道程不存候、

又加徳之島江ハ 惟新様・又八郎様被遊御座候、但

普山堺より十二三里西二而候、南無拝之島江者宗対

馬守殿被成御座候、順天江者小西撰津守殿・有馬修

理太夫殿・大村新八郎殿・松浦肥前守殿・五島淡路

守殿被成御座候、右之外二も所々御陣可有御座候得

共、然と不存候、

一 加徳之島之前二番船三度参候、始ハ加徳島より大田

吉兵衛(忠綱)・右馬頭殿衆川上六郎兵衛殿(忠実)兩人安川原江御

使二被参被罷帰候二、番船此船を見付追懸申、海上

壹里半御座候処半道も被参候時分加徳之島より海上

を被見候得ハ、番船味方之船二押懸取合体二相見得

候間、何れも船二乗り追々続き被申、然ハ敵より急

二追懸候得共、大田殿頓而加徳島江著被申、川上殿

ハ加徳之北二小島之有之候二著被申、加徳之島より

何も統被申候故、頓而敵ハ引退申候、次之度者加徳

之南之島崎二番船水取二参候処、何方より申上候哉、

御陣二相知何れも統被申、然者唐人俄二驚人申船二

皆々馳乗候、余り急二乗候哉、一兩人海二落入相果

申候、其時分敵近二被参候衆中野甚兵衛殿・山路殿

兩人相果申候、

忠恒様も御統被遊候得共、最早敵引退申候、頓而其

日ハ夜入候故、 忠恒公并御供衆其元江野宿被遊候、

次日義弘も小船二而被遊御差出、水主江洲入被仰

付海二落入候唐人皆引上ケ申候、又山ヲ御狩被成候

へハ唐人壺人狩出シ、則召列如御陣御帰館被遊候、

其次之度ハ番船加徳之前二押廻、頓而罷帰候、其時

ハ為何儀も無御座候、

一番船破之儀、西七月十三日ニて候、唐島と加徳之島

之瀬戸之出口を番船五拾余艘二而海上をせき塞き罷

居候付、十二日ニ藤堂和泉守殿船大将二而、備前中

納言殿其外何れも諸大名番船破二被成御立、同十三

日之夜内二被召懸番船悉被成御焼捨候、 惟新様・

又八郎様茂十二日ニ唐島江被成御渡、四五里陸路被

成御統、陸江上り候而敵余多御討捕二而候、其後番船不殘相亡候故、何れも三日御滞留二而皆々御帰陣被遊、其時陣場より直二赤国江<sup>(朝鮮軍訛書より補)</sup>者御立二而無御座候、

一赤国人之儀、同廿五日 惟新様・又八郎様其外諸大名衆又赤国江御立二而候、其日者何茂唐島江被成御渡、翌日唐島御出船二而、七月八日二赤国之内波頓と申所江御着被成、此波頓江大川有之候二付、其河を御船二而御登被成波頓之在所江御着二而、其夜者何茂此河江添候而御陣被遊候、薩摩之御陣者河より北二大谷御座候二被遊野陣候、其後此所江五ヶ日御滞留二而、又南門と申所江日数七日二御着被成候、但御着之日ハ八月十三日二而候、此南門江朝鮮人大勢籠城候間、何茂押寄城之四方二皆々御陣被付候、薩摩之御陣者敵之城より北之方江四五町引除キ、加藤主計頭殿と奥海道を中二置而陣二被成御取候、彼御兩陣之儀者敵之城二御掛不被成、只奥方より若敵二加勢茂可有之と御用心二如此之由、敵之城者広キ田之中二瓦之類二而四方二土手ヲ築キ上ケ、外二大堀を掘

り其下二乱杭を振立大城構申候、爰許江三日御滞留二而、八月十五日之夜城涯江押寄弓・鉄炮を散々二打立、鎗・長刀二而被責入候間、頓而其夜之半時二無異儀落城候、逃行敵五百余人薩摩之御陣之前を馳通候間、其敵四百式拾余人薩摩之手より御討捕被成候、敵一人木二馳登候間、惟新様鉄炮二而御射落被遊候、然者其夜者八月十五夜、如何茂明月二而候所、薩摩之御手敵二茂御掛不被成、緩々と御陣二並居何茂他国之衆被致軍候を御見物二而候、殊二薩摩之御陣者如何茂高キ所二而候間、敵之城を目下二見、何茂諸人之働具二相見得申候、然者此城四五町方之大城二而候所、敵漸四五百人二不相過候事、為何儀二而如此無勢二候哉と諸人沙汰二而御座候、後日二承候得者、三日前二大雨之降候夜窃二夜二紛小西殿陣之前より過半為落行之由候、

一同十六日右南門落城之間、義弘公・忠恒公より以<sup>一</sup>使札日本江御注進被仰上、太閤秀吉公及<sup>△</sup>上覽、則其御返札高麗江參候覺、八月十六日之注進状御披見候、赤国之内南原之城大

明人楯籠付、去十三日取巻、同十五日之夜落居、其方手前首数四百二十一被討捕、則鼻到来、粉骨之至二候、最前番船被切捕度々之手柄無比類候、弥先日之働之儀、各申談丈夫可被申付事肝要候、猶増田右衛門・長東大藏(正家)・石田治部少輔(三成)・徳善院(玄以)可申也、恐々謹言、

十一月三日

会津少将

景勝

加賀大納言

利家

江戸内大臣

家康

羽柴兵庫入道殿

島津又八郎殿

一其後此南門江皆々拾日余御滞留二而、夫よりまた何れも道を分、各御請取之道筋を御通被成、頓而南門より奥天条と申所江御著被成、同 惟新公・忠恒様(日記雜録より補)御請取之道筋より日数二日二天条江御着被成候、

然者南門より天条江御越之時、道二而薩摩衆と他

国之衆と七八人被致喧嘩、村尾与五郎殿并他国衆一(重良)

兩人相果被申候、其後天条江五三日御滞留二而、又

天条より奥拜南と申所江兩三日二被遊御著候、然者

拜南之者何も妻子を引列近辺之山江城上り仕候間、

長五六寸之手札二島津之人と書付使二持せ山々二御

遣候得ハ、何れも御手二相付其所之米上納仕候、其

後拜南江廿日計御滞留候得共、諸大名御帰陣候、同

御兩殿様も拜南より泗川之古館江被遊御著候、但拜

南より泗川迄之日数覺不申候、比ハ霜月歟と存候、

一泗川之新城江御移之事、右 御兩殿様自赤国泗川之

古丸江御參著之時分、此泗川之内二新城と申而古丸

より一里半程有之候所江為薩摩之御城御普請有之、

御普請之御大名長曾我部土佐守殿・伊東修理太夫殿・

島津又七殿(豊久)・秋月三郎殿(種長)・垣見和泉守殿(直次)・高橋主膳(秀成)

正殿・池田伊予守殿(秀雄)・中川修理太夫殿二而御座候、

直二 惟新様・又八郎様同赤国より新城江御著之筈

候得共、御普請未相調候故、先古丸江被成御座候、

其後古丸江一ヶ月程被遊御座候へハ、頓而御普請相

調候故、十二月廿日比二古館より新城江御移被成候、  
則 忠恒公者御本丸江被成御座候、 義弘公者二之  
丸江被成御座候、此泗川之新城者此中薩摩之御陣之  
有之加徳之島より二日路西之奥二而御座候、其後御  
普請之諸大名ハ各如御陣被成御座候、

一 戊二月歟と存候、新納勘解由殿内衆古仙界之山江鹿  
鞆二參、覺悟之外二虎二行逢申、其虎を射捕、夜入  
時分二御城江致持參候、 御両殿様御前江召寄御褒  
美二而候、其時大口衆市来孫左衛門殿矢祭被仕候、  
虎討候人江名を被下候、虎兵衛と申候、

一 古丸晋州猿羽見江番手之事、内々奥方より漢南人大  
軍打出候由風聞有之候間、為物見古丸江相良玄蕃殿・  
勝目兵右衛門殿・押川六兵衛殿・川上六兵衛殿其外  
一兩人被召置候、晋州江者寺山四郎左衛門殿其外余  
多被召置、猿羽見江者川上久右衛門殿、外二余多被  
召置候、新城より晋州猿羽見道程五里程御座候、古  
丸江者壹里半程御座候、

一 戊四月中旬比歟と存候、敵方より龍海と申唐人為和  
平之使晋州之御番所へ參上仕候、

御両殿様晋州江被成御越、右之使江御逢被成御振舞  
共被下候、追付罷歸候故 御両殿様も如新城被遊御  
歸館候、其以後敵方より又和平之儀致違変、急度大  
軍打出候由候間、晋州并猿羽見之番衆皆々如新城被  
曳入候、

一 右和平之使參上二付、順天之小西摂津守殿江御内談  
之為御使鎌田藏人殿(政寛)・敷根藤左衛門殿夜船二而順天  
江被為越候処、順天と泗川之間二而船を瀬二乗上而  
即時二乗返し、藤左衛門殿・藏人殿死去被成候、加  
子・船頭并乗船等ハ無何事新城へ歸申候、

一 漢南人奥方より大勢打出候由内々其間得候処二、戊  
九月十九日漢南人五十六万騎を相催勢を三手二分、  
一手ハ柳田閔・万量篇両大将十八万騎、順天之小西  
摂津守殿陣之中途迄押寄候、一手ハ同十八万騎、蔚  
山之加藤主計頭殿陣江是も中途迄押寄申候、亦一手  
ハ孟老爺・等老爺両大将其勢廿万騎、泗川之新城薩  
摩之御陣へ中途迄押寄、頓而新城より五里有之晋州  
と申所へ打出十日余罷居候、薩摩之御陣二大勢相賦  
候事ハ小西殿・加藤殿より御人数多由承、大勢相賦

候由也、然ハ漢南人蔚山・順天・泗川三道江人数を相分、急度城本江可押寄之由各致約議中途へ近陣付罷居候間、尤薩摩之御陣も内々其御用意有之、然処為物見古館江番衆を少々召置候処、同廿七日晋州より敵二百余人押寄番衆を取籠候間、何れも相働切通、漸々御城ニ引入被申、其刻相良玄蕃殿・勝目兵右衛門殿戦死ニ而候、川上六兵衛殿も半弓ニ而数ヶ所手負候得共、漸々御城江被引入候、押川六兵衛殿敵一人被討捕候、敵御城近迄追来候得共、頓而引退候故味方壱人も出合不申候、

一 漢南人大軍亡候事、漢南人晋州江打出、以使官薩摩之御陣ニ様子申上候間、来ル朔日孟老爺・等老爺大將其勢二十万騎ニ而可押寄候間、可有其心得之由申上候、薩摩之御陣も内々御用意ニ而敵之寄来を被成御待、御城之御門東大手之口江者御両殿様被成御座候、北之御門塩入口江者島津(忠長)書殿御堅ニ而候、御供之人数皆々左右方之御門を堅め敵之寄を被相待候、然処日限無相違十月朔日巳刻二十万騎之敵御城を取巻如雲霞寄来候、惟新様者御門之脇右之矢倉江被

遊御差出候、又八郎様ハ御門之左、伊十院(忠貞)源次郎殿矢倉へ被遊御差出、御鉄砲暫被遊、御供之衆も双方之矢さ間より弓・鉄砲ニ而被相戦候、忠恒様頓而義弘様御矢倉江御登被遊御一所江御座候、御側江伊勢(貞昌)弥九郎殿被為居候、敵方を被遊御覽何歟と御意候処ニ、自何方參候哉、白狐・赤狐御城より戰場江馳出候、

御両殿様被遊御覽不思議之由御意ニ而、虚空ニ向御手を被合候、御供之衆も是ニ被得勇候、其後忠恒様又本之矢倉江御登被遊、大手之口者敵味方互二弓・鉄砲之取合ニ而、左程之儀無之候、北御門ハ敵以外ニ責候間稠敷被相戦候、敵ハ其勢廿万騎、味方ハ纒一千余騎ニて候間、薩摩之御陣御難儀之体難尽筆紙ニ候、永々於御籠城ハ御勝利有御座間敷之、善悪を不計安否之御一戦ニ被召究即時ニ可有御切出之由被仰渡、少時節を御待被遊候処ニ敵陣ニ余多召置候煙燒壺ニ火飛入、其音夥敷候故近居候敵是ニ驚方々江逃散候、御城近居候敵此音并人数之諫ニ驚、跡ハ最早致敗軍と存候哉、為足浮体ニ相見得候間、

忠恒様被遊御覽時節ハ可為今候間、早々可切出之由被仰出、因茲大手之口より何も打出敵を被切立候、

惟新様・又八郎様茂被召御馬戰場江御懸出被遊候、

既二大手之口より御打出被遊候間、北之御門より壹

度二城を被打出候、味方東西之御門より壹度二被打

出候得ハ敵一さゝへも不仕、二十万騎之軍兵何も逃

立申、味方人数是二得勇、逃行敵をさんく二御討

候間、則時二敵之骸を臥候事足之踏処も無御座候、

殊二<sup>(朝鮮軍覺書より補)</sup>為引立敵二而跡二帰合戦者一人茂無御座、△

我先二逃行候間、敵ハ数万騎御討捕候得共、味方の

戦死ハ壹人も無御座候、晋州川涯迄三里之間御追討

二而候、

忠恒様者城を四五町御掛出し被成、御自身御手を被

碎敵余多御討被遊、小岡之有之候処江暫御馬を被休

候、御側江御供之衆本田<sup>(親正)</sup>次右衛門殿・野崎十兵衛殿・

我等罷居候、追付又御掛出被遊候間、次右衛門殿・

十兵衛殿御馬之口を取而被致言上候、御大将之ケ様

成刻余り御先懸者不被遊物二而候間、暫御引得被遊

候様二と遮而被申上候処、伊勢弥九郎殿血刀を乍持

御前江參上被成候、左様成御取紛何かと御意之内二敵も卒度程延候時分又々御懸出被遊候間、御馬之口

を被取候衆も御意二不叶御馬之口を被放申候、其儘

御一騎御懸出被成候、御供之衆も少御馬二相付走被

申候得共、御馬早く被遊候故皆々後れ被申候、我等

ハ若年之故弥以後れ申候、壹人相続申候、道二里程

參候得者、小山之有之候所より忠恒様一騎御懸出被

遊候間、則懸御目二御馬二相付候へとも又々御跡二

後申候、其日新城より晋州河涯迄道四五里之間二、

午之刻より申之刻迄御追討二而敵三万八千七百余入

御討捕被成、殘敵悉晋州之川江被追入候、其時飯野

衆久木山二兵衛と中人河を馳渡、向之川涯二而敵壹

人被討捕候、其段直二見不申候得共、後日二仁兵衛

殿嘶二而候、其日

御両殿様道三里御続被成候へ者日暮候間被遊御帰館

候、先手之衆も日入候故晋州川涯より被罷居候、

義弘様道二里御帰被遊、夜入候而被遊御軍配候、御

向被遊候方ハ北二御向候歟と存候、自夫

惟新様・又八郎様御父子共二被遊御帰陣候、其日味

方之戰死之衆市来清十郎殿・瀬戸口弥七殿兩人二而

候、又順天之小西撰津守殿陣も敵十日余り中途江罷

居候、薩摩と同日二城元江押寄、城より十町程有之

岡之上二陣を取三日罷居候得共、敵よりも不懸、又

從城も不被懸出、徒二日を送り候処二泗川之寄手敗

軍之由承、敵引退候由也、又蔚山之加藤主計頭殿陣

も薩摩と同日二敵城本江押寄、度々城涯二攻寄候得

共、城より壹度も不被懸出、漸是を防迄二而日を送

候処二泗川之寄手敗軍之由承、是も引退候由なり、

一次日敵より差出候使為何儀二參候哉覚不申候、

一右敵之首御切捨二而候間、次日首集二被參、御城之

大手之口江首を被集、大口衆市来孫左衛門殿江被仰

付、御城近二拾五間方二大堀を為掘、首皆々築籠大

塚二被築置候、其後廿日程仕候得者首くさり蛆塚を

持起候間、又式拾間方二掘り被築入候、其塚于今可

有御座候と存候事候、

一敵方より人質被參候日限覚不申候、

敵大勢相亡候打脇にて候人数もいかほど候哉不存候、

人質二被參候人ハ渭濱と申人にて候、如日本御先二

被差渡候、年三十計之人二而御座候、

一狐御吊之事、御陣中より馳出候狐二而御座候哉、一

疋蒙疵御城より二三町有之候野原江死罷在候間、大

日寺・大慈寺其所江被成指出引導二而候、

一又八郎様より薩摩江被仰越候御状之覚

急度申遣候、此国之儀従大明国大軍打出、蔚山・順

天・泗川右三道江相分人数、別而当所江大勢相賦依

押寄、連々如格護候、晋州表江被召置候番手之衆も

如本城引入候処、此境江指向將軍和睦入眼之旨頻依

令懇望候、小西撰津守殿・寺沢志摩守殿遂相談、日

本と大明後代無嘲様二和平之<sub>(日記雜録より補)</sub>入魂候処、從敵方令

違変、右之沙汰<sub>(日記雜録より補)</sub>有之間繰寄猛勢、去月廿七日古館

江為物見少々召置候人数捕籠<sub>(日記雜録より補)</sub>雖欲討果候、各碎手

切通、無異儀当城へ引籠<sub>(日記雜録より補)</sub>候、乍去少々越度共候而

其儘敵も引退候付其涯不及行、最前和睦之約議令表

裏、剩人数少々被討捕、其鬱憤難散之処、去朔日已

刻数十万騎押寄相囲当城企銚楯候事、従大明国之催

にて候間、夥敷儀可有推量候、然間永々於及籠城諸

卒之勞弥防戰可難成と令議定、不計善惡遂安否之合戰、切崩数万騎討捕、不慮之得勝利於三国菴名誓候

事不可勝計候、 武庫様御事ハ于今不始儀二候、我

等初之事二此等之仕合、併非人力之成所候、抑当家

之儀ハ代々御信心專候之処、近年神社及毀敗候之条、

神力も無頼、連々雖祈

(義弘) 龍伯様・ 兵庫様被碎御信心之旨不被成御忘失往古

之勤故候哉、惣而当国江平生不相見得白狐・赤狐走

出戰場、奇妙不思議各成感力、是軍兵得勇、猛勢容

易討捕候事、偏神力且者諸卒之粉骨難尽筆舌次第二

候、寺社中連々被抽懇祈方へ可被申渡候、如此於手

前得大利之故、順天・蔚山取巻候敵悉引退候、順

天事ハ此中海陸取巻候間、番船可討果と南海・固城

衆寺沢志摩守以相談調兵船押懸候之処、番船茂早致

敗軍候而一二艘行後候之間焼捨候、当時ハ何も静謐

之体候、從爰在高麗從諸大名預使者播面目、近日從

敵方差出使官無事之儀申候間、猶以小西摂津守殿・

寺沢志摩守殿令談合具申含、右之使返進候、無別儀

相濟候ハ定俄可為帰朝候、今少之儀候間、留主居衆

以熟談弥無緩様分別簡要候、謹言、

十月十日

忠恒

一右朝鮮人大軍相亡候儀、 義弘様・忠恒様より 龍

伯様江被仰越候、 龍伯様其刻伏見江被遊御座候故、

高麗より之御状御老中江御差上ケ被成候、御老中被

成御覽 御兩殿様江御状御給之覺

去月二日龍伯江御注進状、昨日到来令披見候、然而

其表大明人九月十九日罷出、晋州陣取、去月朔日其

城江取掛候処、大鉄砲二而被打立、其上被及一戰、

即時伐崩、晋州川涯迄追詰悉被討果之由、殘党等晋

州大河へ被追入、無残所御働誠以御手柄無比類次第

二候、殊江南大将九人、合人数二十万騎有之処、如

斯之儀無申計候、並御父子自身被碎手数多被討取之

由無是非儀候、因茲御家中衆手柄之由令察候、然ハ

蔚山・順天表江罷出候敵も右之仕合候間、定可為敗

北候、雖然先度小西・寺沢依注進、此方御人数船手

以下追々可被渡海之旨被仰出候、随而德永法印(春巳)・宮

木長次を以如申遣候、敵於引退者各被遂相談、諸城



釜山浦江被引取、自夫可有御帰朝候、恐々謹言、

会津少将

(旧記雜録より補)  
▽十一月三日△

景勝

加賀大納言

利家

江戸内大臣

家康

羽柴兵庫入道殿

島津又八郎殿

一 高麗より御帰朝之事、慶長三年戊戌十月下旬羽柴太

閤秀吉公御他界之由高麗江相聞得、大名衆も被成御

帰朝候、御両殿様も(朝鮮軍覚書より補)▽十一月十七日ニ泗川之新城

より辰刻ニ御出船ニ而、其日之申刻ニ着船島江被成

御着候、小西撰津守殿・大村新八郎殿・有馬修理大

夫殿・松浦肥前守殿・五島淡路殿茂其日順天被成出

船、

御両殿様より△御先ニ著船島江御著之筈ニ而候処ニ、

未被成著津候付無御心本被思召上、若朝鮮人日本勢

之帰朝之儀を承軍兵を相催為押寄儀も可有之候、左

様之処ニ巨細不被聞召届、其諸大名より先ニ急御帰

朝候と世間之評判茂可有之候間、小西殿之為迎順天

表江被成御越様子可有御見届之由被仰出、義弘様

著船島より如順天被成御渡候、御供之衆荷物等磯辺

ニ置人数計被召列候、忠恒様御事も可有御同道之

由被仰遣候得共、御虫氣ニ被遊御座候間、明朝可有

御越之由ニ而 惟新様御忝人御越候故、御供衆も半

分召列候、我等も 又八郎様御供仕著船島江罷居候

間、順天之様子巨細不存候得共、順天江被参候衆嘶

承候間、大体書付之申候、

義弘様申刻ニ著船島御出船候而順天之瀬戸江夜入ニ

御著被遊候、然処其日順天江如御意漢南人大軍打出

小西殿陣寄来候得共、最早三日前ニ小西殿順天出船

候故、敵も自夫順天ヲ打過、泗川之新城薩摩之御陣

ニ可押寄と、夜明時分ニ順天之瀬戸を罷通候処、未

明殊朝霧懸り世間未明候故、

惟新様御船余多瀬戸口江相繫被成御座候所江敵船を

漕掛申、敵も驚、是則類船申通候哉、頓而御船立ニ

而押寄、半弓を以散々二射崩、則熊手を以味方之船を引寄、煙硝壺二火を入船中江抛籠候故、味方之船迄焼割候、依之其船二被乗合候衆、無是非敵舟二切乗被相果候衆も多々有之候、即時二焼死之衆も御座候、又海中江飛入候衆も有之、左様之衆者鏑・長刀二而討捕申、或半弓二而射申候間、則時二味方五拾余人被相果候、其内二敵より熊手を以引寄為生捕衆も御座候、大山稻介殿(幸綱)も海二飛入、海上江被浮居候を味方之船に引乘為申由也、敵ハ大勢二大船、味方ハ小勢二而小船候故、惟新様も御召船誠二御難儀候得共、御供之衆身命を捨被相働候故、漸々引取被遊如唐島被成御渡候、然処二喜入撰津守殿・樺山権左衛門殿(高)其外味方五拾余人、散々責懸候付及難儀、南無拜島江船を押付、宗対馬守殿明城之有之二被籠候、依之敵より右之乗船を打割海上江致番罷居候間、難儀為相極之由候、又立花飛彈守殿・寺沢志摩守殿・高橋主膳(直次)正殿同敷押寄御戦被成候へ共被召負(朝鮮軍覺書より補)彼方家中衆茂過分二戦死之由△候、然処 忠恒様御事者左様之儀も不被遊御存知、著船島より如順天被成御

渡候処、海上三里茂御渡海之時分、順天より日本之商売船余多參候間、御供船より順天之方江為何儀も無之候哉と被相尋候へ者、商人共申上候ハ、只今於順天之瀬戸高麗と日本御船軍御座候、敵ハ大船二大勢二而相働申候間、日本方被成御討負御船さんく罷成候、彼山二当而余多如枯木見得候ハ皆敵船之帆柱二而候由申候、其段 忠恒様江申上候へハ、御鎧被為召拾勾筒之鉄砲被成御持、帆柱二被懸御腰御急被遊候間、頓而於中途 義弘様江被成御參会候、惟新様御召船奉見候得ハ誠二御難儀被遊御座候体二相見得、御船之垣悉相崩申、方々江敵之矢相立有之候、従夫 御両殿様御同道二而本之著船之島江日入時分二被成御著、又爰許江御滞留被成候而、若敵寄来候而者御術有間敷候間、如唐島可有御渡之由二而、追付著船島御出船二而唐島之瀬戸江被遊御著候、其日身命を捨相働被遂戦死候衆、町田源左衛門殿・二階堂与右衛門殿・阿多源六殿・伊十院治部左衛門殿・數根三十郎殿・奥民部左衛門殿・桑原与助殿・財部(頼道)神次殿・井尻八郎殿・山口源五左衛門殿・萩原三位

坊・猿渡兵部左衛門殿・市来源助殿・有川源次殿・

白坂助六殿・大河平源太左衛門殿・白尾孫九郎殿・

丸目(賴利)五右衛門殿・鎌田勝右衛門殿・肝付弥五郎殿・

米良千助殿・久保木佐吉殿(久富木九)・福永休左衛門殿・隈岡

茂兵衛殿・逆瀬川彦松殿・鮫島与五郎殿・有馬安右

衛門殿、味方五拾余人戰死之由候、右之外二も余多

御座候へ共竟不申候、

一 樺山(久高)權左衛門殿・喜入(忠統)摂津守殿其外五拾余人之衆ハ

いまた南無拜島江籠城之處、其人数之内より深野掃

部兵衛殿(重厚)・同清六殿(重政)・同清七殿父子三人小船を(朝鮮)見

付打乗窃(軍覚書)二南無拜之島を△忍出、唐島之瀬戸江参細々

様子被申上候、就者伊十院源助殿・伊勢弥九郎殿・

五代勝左衛門殿・有馬次右衛門殿・鮫島筑右衛門殿

島之様子見届可被参之由被仰付、則掃部兵衛殿同心

二而南無拜之島江被差渡候得ハ、番船島を取巻船二

火を焼き罷居候間、漸々島迦より船を押付、磯を伝

籠城之衆へ取合、追付迎船を可遣候由被仰置、右之

衆ハ如唐島帰帆二而候、則迎船被遣答二而候処、諸

大名御談合二而、ケ様二薩摩衆方々被致難儀候事小

西殿故二而候間、小西殿より迎船を被遣可然候由被  
仰談、小西殿より船を被遣、敵方江不相知様夜中二  
島迦より人数を繰取如唐島皆々被参候、

一次日唐島より御出船二而、普山界之前二椎之木島と

申小島江御著被遊、次日又椎之木島御出船二而 惟

新様对馬之飛崎二御著被成候、 又八郎様ハ对馬之

内八重出水江御著被遊候、次日又对馬之桑振小浦江

御著候而三日程御滞留二而候、其後小浦御出船二而

壹岐之風元江被成御著、是茂三日御滞留二而候、於

爰許深野掃部兵衛殿江切腹被仰付候間、鮫島筑右衛

門殿太刀取二而被致切腹候様子者、南無拜島江余多

籠城候処、余人二不申談候而掃部兵衛殿父子三人窃

二船二乘島を忍出傍輩を捨置候儀、義理を不存者之

由被仰出如斯候、其後風元江御出船二而壹岐之瀬戸

江御著津被遊、是二一両日御滞留候、次日瀬戸より

筑前之今津江御著被成、今津より博多之蓮前ケ津へ

御著二而候、

御而殿様御事ハ直二如伏見被成御上落候、伊十院(忠貞)源次郎

殿其外分限之衆ハ余程今津より御暇二而如薩摩被成

御帰国候、然ハ博多江為何儀ニ而候哉、石田治部少輔

殿・浅野彈正殿御兩人御下向ニ而候間、御両殿様

博多五ヶ日御滞留ニ而、頓而治部少輔殿御同道ニ而

忠恒公者陸地御上洛、〔朝鮮軍覚書より補〕 惟新様者御跡より御船ニ

而御登被遊候、忠恒様博多御打立ニ而豊前之内内

裏江御着被成、内裏より御船ニ而下之関江御渡被成、

爰許江茂両三日被遊御逗留候、其後治部少輔殿より

七端帆之関船被遣候間、是ニ為召下之関御出船ニ而

其夜之亥刻ニ四釜戸江御着被成、追付四釜戸より陸

路ニ而兵庫江御著被遊候、次日又兵庫より△御立被

遊、伏見江御著ニ而候間、伏見と兵庫之間ニ能勢茅

野と申所薩摩の御領分ニ而候故、忠恒様御召替之

御馬無之付、其処より為御召替夫駄壱疋・口引・挾

箱持壱人罷出候、御召替之御馬並御供之衆も余多有

之儀候得共、博多より治部少輔殿やつれ候而上洛被

成候故、御召之馬并御供之衆者二三里御跡ニ被參候

故如此候、

忠恒様御側江ハ漸五六人も被召列候、〔朝鮮軍覚書より補〕 頓而義弘公

茂御船ニ而伏見江御着被遊候、折節龍伯公茂伏見江

被遊御座候間△

〔推新公之〕 龍伯様・又八郎様茂被遊御対面候、

〔朝鮮軍覚書より補〕 一慶長四年亥正月 義弘様・忠恒様江高麗御忠切之為

御褒美 義弘様江正宗之御腰物御拝領、忠恒様江

出水一処并長光之御腰物御拝領ニ而被為任少将候、

其感状之覺

今度於朝鮮国泗川表大明・朝鮮人催猛勢相働之処、

父子被及一戰則切崩、敵三万八千七百余被討捕之

由忠切無比類候、因茲為御褒美薩摩御蔵入給人分

有次第一円被宛行、諸目錄別紙ニ有之、并息又八

郎被任少将、其上御腰物長光、父義弘江御腰物正

宗被為拝領候、於御当家御名誉至也、仍状如件、

安芸中納言

慶長四年正月九日

輝元

会津少将

景勝

備前中納言

秀家

加賀大納言

利家

江戸内大臣

家康

(羽柴兵庫人道力)  
薩摩少将殿

島津又八郎殿△

一 義久公ハ亥二月被遊御入国候、 忠恒様ハ四月御帰国被遊候、 義弘様者御滞留ニ而直ニ関ヶ原江被成御立、 関ヶ原より御帰国ニ而候、 其後高麗之人質上方より被召下、 薩摩より如唐島被成御返し、 坊津より出船候、

右、我等覚之趣任御意書記進覽仕候、若御用ニ相

立候者本望奉存候、以上、

(朝鮮軍覚書より補)  
万治二年亥八月廿七日△ 淵辺領右衛門

平田清右衛門殿

(朝鮮軍覚書より補)  
右高麗人之儀、

御記録方江御用ニ付御文書奉行平田清右衛門殿より愚老存知之通細々書付可差出之旨承

候間、覚之趣荒々書記指出申候、然者我等儀十五歳ニ而

義弘様之御供仕、慶長三年ニ高麗江罷渡候故、若年ニ而万事之儀然と不存候、其上高麗入茂当年六十四年ニ罷成候、我等八十歳ニ及候得者万事如夢覚罷居候之処、御文処より早々可書出候由承候間、少々存之儀茂然々勘不申書調指出申候、其後静ニ其時分之儀致思量候得者、少シ月日之相違或書落之儀、其外御城御陣之処ニ相違之儀御座候間、其後心静ニ思出書直書加召置候、又御状等茂御文処ニ不書出候得共、為一覽書加召置候、高麗入之儀者夥敷軍ニ而候間、右覚書之内多々相違之儀可有之候得共、若子孫之用ニ茂可相立敷と存、大体如此ニ書記召置者也、

万治三年子五月吉日 淵辺領右衛門

元真△

廿六日 雨降、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、暮四ツ過臥候事、

一市来源右衛門殿被作候筆之はんしもの左ニ記ス、

若年白髪 老年黒髪

有用猶黒 無用頂冠

廿七日 朝小雨、後晴る、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰掛直ニ鎌

田愛太夫殿所江参り弓射、外ニ九良賀野巨殿・北郷

多仲殿・北郷要人殿・桂真十郎殿・北条織部殿・本

田休兵衛殿ニ而候、暮過帰宅、父上様御方江罷出候

得ハ藤島孫左衛門来議、九ツ時被帰候、直ニ臥候事、

廿八日

一朝六ツ過起、泊番ニ而七ツ時登 城、夕詰鎌田哲二

郎殿江代合、次渡御金一件問合書卷ツ也、八ツ時臥

候事、

吉野狐御狩之事

抑御当家と奉申者、鎌倉將軍源頼朝公之御子忠久公

之二十余代三ヶ国之太守 薩摩守四位中将様トソ申

ケル、然ルニ今入道シ給ヒテ御名ヲハ 総州ト奉申、

薩摩之内磯ト言所ニ隠居シ給ヒ、御代ヲハ御嫡男

繼豊公ニ譲リ給ヒ、聖賢ノ道ヲ行給ヘハ国民万歳ヲ

ウタヒ悦ヲ為ニケリ、爰ニ 総州君之御近習ニ大田

五郎右衛門ト言者君之御使トシテ被召登セケルニ、

帰国前ニ江戸ニテ白雁ヲ相求、帰国ニ至テ君ヘ差上

奉ル、君之御秘藏無<sup>レ</sup>限、然ルヲ享保十年五月ノ頃

狐此鳥ヲ盗ミケル、因<sup>レ</sup>茲君御立腹被遊之故、同五

月二十八日ニハ雨中嫌ハス、五番・六番之士八十人

計、御二男 <sup>(貴備)</sup> 玄蕃様狩大将ニテ、相従フ人々ニハ川

上一学殿・相良源太夫殿・名越左源太殿其外御扈從

衆、都合上下百五十余人ニテ磯近所之野原透間モナ

ク狩ケレトモ、狐ハ一ツモ出サリケリ、兎角セシ程

ニ其日ハ空ク暮ニケリ、去レハ君ノ御立腹イヤマサ

リ、六月一日ニハ右組之士百人計、 玄蕃様狩大将

ニテ脇ニハ川上殿、都合二百余人両方ヘ分リ給フ、

一方若大将 玄蕃様二百余人随テ山ノ手ヘ廻リ給フ、

又一方ヘハ老武者川上殿ヲ大将トシテ百余人磯ノ手

ヘ向ヒ給フ、扱百余人之兵天地ヲ響シ、山モ崩レン

バカリニ狩リケル、爰ニ川上殿方へ狐一ツ走セ出爰  
彼ヲ蒐廻ルヲ、種子島彈正殿之犬是ヲ喰殺、則磯へ  
被レ差上ケレハ君ノ御機嫌好ク御褒美也、日モ西之  
山ノ端ニカ、リケレハ、其日ノ狩ハ止ニケリ、翌二  
日ニハ四組へ被仰付士二百余人、組ニハ(頭脱力)入来院殿・  
平田新左衛門殿、大將ニハ 玄蕃様・川上殿、都合  
五百余人也、朝六ツ時磯天神之浜集リニテ、五ツ前  
ヨリ狩始、毛倉ト言所ニ押寄五ツ狩樂程狩ケレトモ、  
狐ハ一ツモ出サリケリ、今日ノ日モ西ノ山之端ニ蒐  
リテ侍レハ空ク狩止ニケリ、四日ニハ右同組へ被  
仰付士四百四十余、組頭ニハ小平太殿・鎌田六郎太  
夫殿、大將ニハ 玄蕃様・一学殿両方へ分リ給フ、  
一方ニハ 玄蕃様ヲ大將ニテ小平太殿・一番・三番  
之兵、又一方へハ一学殿・六郎太夫殿・四番・二番、  
都合五百余人也、扱両方之狩人トモイサミ勇テ懸リ  
ケルニ、一学殿方へ猪ノ穴一ツ走出山ニコソ向キケ  
ルヲ、彈正殿犬付脇差ニテ則時二飛込ミ突殺ス、扱  
又 玄蕃様方へ鹿ノ穴走出ル、然ニ組ノ者共生ナカ  
ラ手取ニソシタリケリ、誠此人々ノ働ハ、古御名

祖 頼朝公御代ニ富士ノ牧之場ニテ新田力宍ニ乗タ  
リシモ角ヤト思ヒ、左様二人々働キケレハ日モクレ、  
漸ク夜入時相濟トナリ、同五日ニハ上ノ人数士二百  
余人、狩大將ニハ彈正殿、組頭ニハ十藏殿・町田宇  
右衛門殿・平馬殿、五ツ前ヨリ狩始、天地ヲ響シ狩  
リケルニ、漸申ノ刻バカリニ狐一ツ走出、既ニ罟ヲ  
破ラントセシヲ、石原佐左衛門下人終ニ棒ニテ是ヲ  
押ヘケル、彼犬スカサス喰付終ニカミ殺ス、良有テ  
又一ツ出、諸方ノモノトモ追カケ危ク見ヘシニ、ト  
アル堀ノ内へソ隠レケル、然ルニ両方ヨリ犬ヲ入終  
ニ是モカミ殺ス、扱二ツノ狐君ノ御前へ出サレケレ  
ハ、君御褒美不斜各御感ニ思召サル、扱又六日ニハ  
下之士トモニ被仰付、組頭ニハ藤次郎殿・肝付殿、  
狩大將ニハ 玄蕃様・一学殿、都合上下五百余人磯  
山下道ヨリ押登、七ツ狩樂程イサミ勇テ狩リケレト  
モ誠ノ狐ハ出サリケリ、扱モ不審議成モノ社トレタ  
リケレ、形ハ兎ノ如ク耳四ツ、足八ツ、目一ツ有ル、  
如何様是ハ目一ツ五郎ノ子ナラント人々雜言セシト  
ヤ、左様成事モ日モ山ノ端ニ懸リケレハ今日ノ狩モ

止ケリ、左様ノテイ分カリセハ君ノ御機嫌悪シク、依之同九日又々下ノ士ニ被仰付、前髪取候者ヨリ四拾才ヲ限り可罷登トノ旨ニテ、病人外一人モ不殘馳登、組頭ニハ主馬殿・肝付殿・郷九郎殿・藤次郎殿・新納殿、此人々先トシテ朝六ツ時生殺シ耳取集ニテ士都合一千人、上下トモニハ千五百人計ニテ、天地ヲ響カシ山野モ崩ル、計ニ狩ケル処ニ、狐一ツ馳出ケル、兔有杉ニコソ入ニケル、ナガレヨリ二町計、横一町計成リシヲ二重三重ニ取包、山ニハ犬ヲ入、諸方ヨリ時ノ声ヲ揚ケテ山モ崩ル、ハカリニ狩ケルトモ、無是非狐一ツ走出囲ヲ破ラントセシヲ、市來ノ住人谷山山之丞トイフモノ出追懸ケシカ、終ニ追付狐ノ首ヲ押ヘケルニ、山之丞ガ犬喰付狐ヲ生ナカラ手取ニシケリ、是ヲ見テ弥勇ヲナシ、爰ヲ千途ト狩ケレトモ外ニ狐ハ出サリケリ、扱モ彼狐君御定ニ被差出ケレハ君御感不斜、近習外様之者マテモ適強モノ哉ト感セヌ人モナカリケリ、十一日ニハ又下ノ組へ被仰付、吉野実方ニ集リ朝日出ルヨリ催馬樂ト云所ニ二狩楽マテ狩ケル処ニ、磯ヨリ御使有之、唯

今蘇鉄山へ狐出タル由ニテ、早々磯ノ様ニ可參之由ニテ、各取物モ取アヘス磯ノ上へ相集ル、然ルニ組頭衆ヨリ磯へ御差図ヲ得給ヒテ御囲内ニ狩楽狩ケルトモ、狐更ニ出サリケリ、日モ又山端ニカ、リシマ、無是非狩モ止ニケリ、扱今日ノ組頭ニハ主馬殿・平田殿・鎌田殿・小平太殿・肝付殿・右衛門殿此衆也、今日之御狩ニハアマリ犬無之、組中ヨリ中狩二人也、但一日ヨリ五人ツ、也、同十三日ニハ上ノ士ニ被仰付、組ノ士五百余人、其外伊集院衆中四十余人、郡山二百人、桜島三人、都合一千余人、組頭ニハ伊集院半太夫殿・十藏殿・平馬殿・北郷殿・宇右衛門殿、狩大将一学殿、扱モ此大勢ニテ雀力宮ト言フ所ヲ狩ケレハ狐一ツ走出ル、然ル処ニ中西二郎兵衛殿下人狐ノ尾ヲ取テ引返シケルヲ、次郎兵衛首ニ取付主従二人ニテ是ヲ執留ル、此兩人力働ハ昔ノ虎狩ノ安田次郎兵衛・福永長野ニ相同シ、扱モ千余人之狩トモ此勢ニ勇ヲナシテ狩ケル、又一ツ走出ル、人々追カケケレハ為方ナク兔有堀ノ内へソ入ニケル、然ルニ堀ノマ、逃ントスル処ニ又犬寄合、則時ニ喰殺ス、



或人之曰、西田弥右衛門カ持犬也、扱此二ツノ狐君ノ御前へ被差出ケレハ君御感不斜、殊之外御褒美被遊、其外御前へ在合人々モ皆是ヲ感セン人ハ無カリケリ、同十五日二者下之士ニ被仰付、今日ヨリ五十人以上御免、組頭ニハ肝付殿・新納殿・島津藤次郎殿、組ノ士六百余人ヨシノ別府辺七狩樂程イサミ勇テ狩ケレトモ、狐一ツモ出サリケリ、日モ早夕陽ニ及ケレハ数百ノ狩人モ空ク狩ヲ止メテ、漸々夜ニ入時分急キテ宿ニ帰リケリ、然ルニ十六日朝六ツ前時分又々被仰付之由御触有之、六ツ時生殺ノ上耳執集可申之旨ニテ、五ツ前漸々相集ル、御組頭ニハ川上縫殿殿・島津小平太殿・新納殿、組之人数四百人計、帖佐ヨリ二百余人、都合六百余人、礮ノ蘇鉄山之上ヨリ狩始、中ノ別府辺其外七社<sup>ヤシロ</sup>辺迄五狩樂程各精ヲ出シテ狩ケレトモ、狐ニ似タルモノモ出サリケレハ、勢ヲ失ヒテ其日モ山ノ端ニ蒐リテコソ是非無ク狩ヲ止ニケリ、同廿一日ニハ又々下へ被仰付、礮辺越ヨリ最御囲内御狩セ為被成ニ付、朝六ツ時上稻荷之明神之前集

リニテ我劣ラシト押出ス、組頭ニハ市太夫殿・七郎太夫殿・鎌田源左衛門殿・島津小平太殿・藤次郎殿・縫殿殿、一伝言今日狩ニハ少々病氣ニテモ罷登可申候触ニテ、人数ハイヤマシテ侍ラント也、頃シモ六月土用ニテ侍レハ、兼テ身上能クテ美食ノ身ニテ世ヲ渡ル人ノ体程ヲシキコトハアラシメラレ、武士タル者カリソメニモ忠孝ヲ思ヒ侍ラスハ有ヘカラス、扱今日ノ狩ニハ礮ヨリ案内トシテ士二十余人、其外御扈從衆少々押出之由覺ユ、一組ノ人数八百余人、扱犬ナク之谷山・帖佐ノ人数押入テエイ／＼声ヲ出シテ山モ崩ル、計狩ケレトモ、狐ハ更ニ出ザリケリ、扱礮奉行衆へ差図ヲ得給ヒテ九ツ時天神ノ浜へ押出ス、良有テ礮ヨリ御差図有之、御囲中之故何レモ無力ニテ爰ヲ千途ト精ヲ出シテ狩ケレトモ、狐ニ似タルケダモノモ更ニ出ザレハ、君様ヨリ申之上上刻御暇、我モ兼テ居家ニソ帰ケル、古語曰、為君則為臣、以臣ト言リ、君ノ御政道正シク座ス故、頃シモ林鐘土用最中也、然レトモ皆

恨ミル人モナクテ数日之狩ニ勇ミイサンデ登リシ  
モ、誠之君之御政道故成ルラント憑モシカリケル  
御代トカヤ、

廿九日

一朝六ツ時起、夜前者泊り番、四ツ後御暇なり、

とことは集拔書

第九卷より  
拾一卷ノ一迄

常不止集拔書第九卷

橋口鉄眼写

○富山伝内左衛門殿歌

富山伝内左衛門殿、(重豪)栄翁公御供に而江戸より被下候

節道中にて、

ふりまハすほつす団ハさもあらは

あれびいどろごしの目こそおそろし

目こそおそろしは栄翁公御事之よし也、ほつす団は伊藤仙太夫殿・児玉四郎兵衛殿の事の由也、ほつす之役に団之役にてなり、

○かく之病之妙薬

水戸之家中にかくの病氣を仕いたし候者有之、余り難儀に付遺言いたし置候ハ、自分死候得者万人之為にも相成事二候間、名医之数々相頼、自分之咽喉ノドをたちわり、味細ニ為見おくへきと也、然れとも左様ニも難致、類中相談之上国衆江言上之上、奥医師相下り、たちわり見候得ハ、吉野紙之様成者之下(物カ)にうじ多く付居候由、夫に虫之薬杯段々相用候得共不死処より、煙管のやに相付ケ候得者直ちに右之虫死しめと也、夫よりかく之病氣ニやにをくわせ候得ハ能相成候処より、公義にも右之段水戸より被申出候得ハ、かく之病氣ニは日本国中やにくわせ候様触流し有之しと也、其事を谷山角太夫殿嫡子被聞付、御国田舎にて死候を相待かく之病氣之者にやにをあめにて包み丸薬にいたし、外には麦之粉を被付被為喰候

処、其者日々快罷成候由承る、この事をはなしに上野良淳江かく之病氣は為何故にて食事よく不通者哉と相尋候得ハ、老年に相成候而漸々のんと潤ひ薄く相成、自然と不通と被申候、是も道理にて候、

○楓林曰、谷山氏は外祖父時敏ノ友ナリ、

○写真之事

先達而長崎より御取寄之大写真鏡トトロヤかんといふ者、御兵具所三番蔵へ御仮格護有之候を、今日異国方之書役其外鳥居平七持參候而明方いたし候得共、始終不得明候而空しく被相納置候、彼引取候処又々園田与藤次殿被參候而明方いたし候得ハ能明(妙カ)き候、先刻明候ハ逆廻しにて不明候、是ハ誠ニ奇明なるもの也、遠目鏡にて、此方之大奉書程計之ビイドロに向に有之候山にても人物にても何にても能移るなり、夫を直ニ其ビイドロに移し候而又紙にうつす為め之道具也、人之像杯書ニ能道具と取沙汰なり、

楓林曰、ユハ天保十三年十月十日の記事中ニあり、其時分は未だ写真の術開けざる頃なれば、定め而妙なものト

驚かれ候ならん、今より思へばおかしき考起れど當時之事なれば無理ならず、

○馬之糞拾ひ

当分鹿兒島御城下中、方々馬之ふん拾ひ有之候、是は大方は喜入之者供之由なり、先肝付活道殿御城下に馬糞たくあへ居候ハ見分惡敷、殊ニ貴きもの二候間、私領之者共取ニ參候而こやしニもいたし候様ニと下知候而夫より始まりしとなり、

○肝付活道の事

活道代二者、私領之掃屋二者始終大鍋に湯を為沸被置候由、是ハ急事之節、洗米を打込ための湯なり、

○義士四十七士之報仇

義臣伝之四十七人報仇も敵討ニ而者無之、主人之統志といふものよし、或人いひしといふ評儀も有之、併上野之介故に主人も切腹、故に敵討ともいは(すカ)をといふ、吟味も有之なり、

○横山安之丞殿 ○楓林日、外祖父之師友、

横山安之丞殿ハ加藤家天真流三段打ニ而候、是ハ學者故ニ六ツ時より小兒之者とも毎朝素読有之候故、毎朝方々江ことられ、夜中より六ツ前迄闇夜之晩ハ灯日ニ而稽古、児玉清之丞殿所へも大方ことられ候由、学文之儀はいふに不及、推察あるへし、武芸も劍術而已ならず、鍵・弓・軍学・古術人並より越たるもの多きよし也、夫故拙者共小兒之内書物習ひニ参しニ、六ツ時分めつたに中带ニ而被帰候事有之候、左様之事ハ不存、只脇方杯へ被泊候など、存居候也、

○大口之境廻

大口には三年目ニ忝度ツ、境廻りといふか有之よし、其節大口之押ハ縮緬羽織・踏込・駕籠ニ而、所之年寄・与頭ハ馬上、其外ニ廿計之ニ才共二十人余、是ハ中带ニ而跡より付居候由、肥後之方よりも見分多人数有之候よし、其内ニ帯刀之方も段々と相見得候由也、御国ニ而申候得ハ、寄合杯と為見得人体之人も間々相見得候と也、右通繰出し候而空鉄炮を何方

ニ而か打候と也、

○安之丞殿の話

横山安之丞殿被申候者、寄合以上等ニ而先々大役にも相勤候人、だく之人と交り候而善悪を能知り、諸事に心を配らす候而は不宜となり、

○冬月を読む ○楓林日、外祖父の歌、

霜かれし野路の笹原風冴て

いと、さむけき冬夜月

○益山金兵衛殿董之歌

益山金兵衛殿董之題之歌被読候節、思ひ叶ひ候趣向立兼しに、態々野辺にすみれ摘に被参、袂に入被帰ければ、帰り路にて袂しとりしに、

つみたためかへる袂の露しけき

すみれはもとの野へやかふらん

○月の影にて谷山純香殿歌

澄影はすゝきおしなみ降つもる

霜とミきりの秋のよの月

はるくくとミねのあらしやをくるらん

空行月にくもゝかゝらて

海山のいつくにミるもさやかなる

影ハへたてぬ秋のよの月

明らけき神よのまゝの秋つすに

すむ久方の月そくもらぬ

須磨のあまのうらのとまやも影のうちに

悔ミやらるゝ月のさやけさ

よをかさね馴みる月のさむしろに

露霜置て秋そ更ぬる

九月十三日夜武蔵にて則興

長月の影めつる夜は草まくら

うきもおもハぬ武蔵のゝ原

長月の月夜よしとも故郷に

いかてかつけん武蔵のゝ原

長月のこよひハふしの峯かけて

雲そ晴ぬる武蔵のゝ原

長月の澄だかハらの月見んと

夕露分る武蔵のゝ原

長月のかけハ霞の関の名も

しらてさやけき武蔵のゝ原

長月のくもらぬかけをもゝ草の

ミなからやとす武蔵のゝ原

長月の影てりまさる秋の色を

草木にも見る武蔵のゝ原

長月の夜さむにも猶松虫の

なくねはかれぬ武蔵のゝ原

長月のかげにこゝろのよるとこそ

かりもなくらぬ武蔵のゝ原

長月の霜夜の菊はむらさきの

一本ならぬ武蔵のゝ原

長月の都ハさそなこへにしも

露玉しく武蔵のゝ原

長月の名におふ影にあくかるゝ

心はてなき武蔵のゝ原

長月の明らけきをハ君か代の  
末とふく見ん武蔵の、原

○牛追物

鎌田ニハ牛追物といふも為有之由、其伝書類折田清  
十郎殿持合之由、匣杯も犬追物場より格別広きよし、

九之巻拔書終り

従是十之巻拔書

○北条織部殿の書

加藤権兵衛所伝書箱之蓋を先北条織部殿被書候由、

我心非石不可転  
非席不可卷

○御通達写

○楓林曰、中将様とは島津斉宣  
公之事、齊彬公之御祖父

中将様御不例之処、不被遊御勝候付、御一門方・御  
女中方・島津若狭・一列・大目付以上・一所持・一  
所持格・寄合・寄合並并諸御役人・諸士より惣代新

番黒葛原吉左衛門を以奉伺御機嫌苦候間、此旨向々  
江不洩様可致通達候、

十一月

菱刈(隆魁)  
安房

諏訪・稲荷・築地神明宮江両舞神楽

御一門方 相中

(齊宣女、種子島久道室)  
松寿院殿

島津若狭

一列 相中

御城代  
御家老 相中

御側詰  
若年寄 相中

大目付 相中

右同片舞神楽  
大番頭以下 相中

諸御役人

一所持格

寄合並 相中

寄合 相中

右者

中将様御不例之処、不被遊御勝候付、右之通御祈禱

寺社奉行請持被仰付、御札守之儀ハ追而被差立候、  
惣代黒葛原吉左衛門殿より被差越候間、向々江可致  
通達候、

但、御一門方より大目付迄ハ御内御取次を以、御  
看相添被差上筈候、

十一月

安房

右之通御通達有之し故、一首詠し独吟、

諸人のたのむ誠を神もしらは(采書)○楓林日、外祖父ノ

歌」

君か齡ののはんとそおもふ

○嶺松 ○外祖父之歌

嶺におふる松は千歳の色ミへて

さハかぬ御世のすかた也ける

○唐人九歳稚子到長崎賦二首

煙水微茫道路長

蒼波万里在他郷

逢人欲語言音別

終日無言送夕陽

夢裏分明帰故郷

双親向我問扶桑

華鯨樓上一声響

撫枕猶疑在大唐

○島津主計殿娘九才なる人の歌

秋夜月といふ題にて、

軒はより垣ねにつとふ笹かにの

糸までも見ゆる秋夜月

此歌、其比の先生方取直し、糸さへ見ゆるとし  
て京都へあけられハ、また糸迄も見ゆると直し

来れりしと也、

○二階堂彦之進殿十三才之時之歌

野田某十三才之時多賀之山より落て死せられしに、  
朋友の二階堂彦之進殿十三才にてよまれしと也、

盛りをもまたて散ぬる花ハげに



哀此世のあたし色なる

○東郷次助殿狂歌

何某殿歎寺社方取次より宗門頭に被仰付候節、東郷  
伝兵衛殿嫡子次助殿狂歌、

諸宗をははなれてもまた一向宗

仏ゑんふかき人にこそあれ

○御通達

一 中将様御不例御養生不被為叶、先月廿四日被遊御逝  
去候二付、今十九日より慎左之通り、

一 山野之殺生并鳴物、日数五十日可相止候、

一 普請・作事等、日数三十日可相止候、

一 漁獵并諸商売且又家職付音高き儀茂、日数七日可相  
止候、相止候内者町屋之店鎖之、用分相達候分可明

置候、

一 御直士、日数五拾日月代仕間敷候、

一 足輕其外壹身者、日数五拾日月代仕間敷候、

又者并町人・百姓等不及其儀候、

一 髭すり之儀、日数七日仕間敷候、  
一 火用心、別而可入念候、

右之通、支配中江可申渡者也、

十一月十九日

御家老座印

○御儉約被仰出候事

此節儉敷御儉約被仰出候上者公辺而已二も無之、諸  
大名逆茂万端入用少々、各安心いたし相勤候様有之  
度、勤向とは乍申、御武事二付、たとへ存外之散財  
有之候共、銘々覚悟之儀二付、別段可達品茂無之候  
得共、平常之勤向并献上物等無益之費用は成丈相省  
候様有之度候、献上物之儀は、享保・寛政之度々追々  
手輕き方に被仰出候得共、古今同種之価も時勢に依  
而者高下有之事二候得者、仕来候献上物之内にも江  
戸表二而調達之物を在所二引替、又々在産之品を江  
戸表之調達二送候方勝手之向茂候ハ、聊か無斟酌  
可被相同候、御用向無御差支分者申立通二も可相成、  
且又年中定式・臨時御祝儀事二付鮮鯛献上之節、暑  
中或は風雨等之砌品柄調兼、心配之上不相当之入用

有之趣二相聞得、炎暑之時分杯は猶更厚く心配可有之候得共、献上之以後時刻も移り候儀二付御用二相立兼候儀も候間、御樽代・鯖代等之準例を以而向後鮮鯛献上之節、十万石以上金貳千疋、五万石以上者金千疋、以下者五百疋、代金を以相納候様可被致候、右之通可被相触候、

九月

右之通段(従力)公義被仰渡候条、可承向々江可被申渡候、

○御葬送御先例

三位様御不例御万才之御後者、白銀瑞聖寺

江被為入候様奉承知候二付、御先例相糺候

処、左之通御座候間、御内々奉入御覽候、

一 御元祖様御事、嘉禄元年(三二)於鎌倉二御逝去被遊候処、

御尊骸御国許江御引越之上、本立寺江御葬送被為在

候、其時分鎌倉之御時勢、諸大名様ハ參觀交代等も

被為在、御当地同然之御振合かと奉存候処、御地へ

御納りも不被為在、遙二御国許迄御下り被遊候儀、

深き御訳合も被為在候事と乍憚奉存候、

但、御元祖様御事、頼朝公御子様二而御納り被為在候哉二候得共、その儀も無之、御国許迄御下り被遊候儀、決而御訳合も被為在候筋と奉存候、

一 御三代久経公御事、異賊御堅固之為に筑前箱崎御役所江御在勤被遊候処、於御地御病氣被為発、終二御逝去被遊候処、是又御国許江御引越之上、本立寺江御葬送被為在候、

但、此異賊と申候者、蒙古日本を侵候時の事にて十万人之精兵を以攻寄候処、神風大二吹起、船覆り賊兵都而濺死、生死是を得候者、纔に三人と明更等之内二相見得申候、

一 又市郎様久保公御事、御同道二而朝鮮江御渡海被遊

候処、文禄二年於御地御逝去被遊候得共、御尊骸御

帰朝之上、御国許福昌寺江御葬送被為在候、

一 泰清院様御事、寛文十三年於御当地御逝去被遊候処、

御国許御引越之上、福昌寺江御葬送被為在候、

一 大玄院様(綱目)・円徳院様御儀も御当地二而御逝去被遊

候得共、是迄御国許江御引越之上、福昌寺江御葬送被為在候、

(續豊雜室)

一 淨岸院様御事、御当地二而御逝去被遊候処、御婦人様之御事候得共、格別成御方様被成御座候二付、御国許江御引越之上、福昌寺江御葬送被為在候、尤、淨岸院様御事、目黒祐天寺開山祐天僧正儀、別而之御帰依僧二而御法脈等も被為受、阿弥陀堂其外二三門等御建立、御万才之後ハ彼寺へ可被為入旨、屹と御書付を以為被仰達置候得共、御逝去後は淨岸院様被仰出候ハ、右之通祐天寺へ御納付之筋御約束迄も被成置候得共、又々 思召之御訳合有之、御逝去之上ハ御国許江御下り被遊旨御沙汰御承知被遊候御事二付、御国許江御引越被為在候、勿論其節 淨岸院様御娘(真舎院力)真舎様よりは是非〳〵御当地江御納り被為在候様、分而為被仰遣由候得共、三位様迄御返詞、御女姓之事故、御愛情彼是尤も思召筈二候得共、その儀二付而は御訳合も有之故、其意に難為応との事二而御国許江御帰葬之筋伝承申候、畢竟右之通被仰出候儀茂深き御賢慮之趣被為在候御事と古老之者とも申伝、于今感服之儀二御座候、

右之通 御正統様方其外格別成 御方様、於他国二

御逝去被遊候而も都而御国許へ御帰葬被為在、是迄御一靈様も他国江御納り被遊候儀御家例も無御座候、畢竟右之通都而御帰葬被為在候も、畢竟国家升平之時分ハ御祭礼彼是御仏詣等も何も御不如意不被遊御座事候得者、天命人心之向皆又々いヶ様之御意變御到立も難計、其期二いたり候而も御領国之儀、遙二遠国之儀二候得者、余程慚悔仕二而も不及、夫故深き御賢慮之趣被為在、上古より右通御計方御座候等と乍憚奉存候、就テは今般瑞聖寺江被為入候儀、是迄御家例も無之、誠以不容易御事、おのつから上々様御賢慮も可被為在奉存候得共、方々一狐猶子之御模様も被為居候節ハ、乍恐御当伺之御事かと奉存候、

淨岸院様祐天寺江之御例通り、御支より思召を以被仰出候筋之御計にても無御座候而者相叶間敷哉と奉存候、此儀私より誠以恐至極奉存候得共、於御国家二上もなき御大切之御事故世事を不存、御家例等相しらへ、御内々申上置候、何分二も篤と御賢考被遊可被下候、

御記録奉行相良八郎右衛門より伊十院仲二を以差  
上候、

○中原林左衛門殿状之写

打続昨日も御出ゆへ、置ぬ棚さへさがして、何がな  
御もてなし申上たく存ながら、殊之外成御急きにて  
本懐を遂ず、残多き限無御座候、さて御持参之間似  
合四枚に御望之向を調候へ共、更に心に叶不申、其  
所謂いかにとならば、廿四文ハ多年のミなれてはや  
水くさく成、近年唐近くの泡盛をませくりて老後の  
たのしみと仕り候へハ、天にも届かす、地にもつか  
す、ふらりくのかぼちやかつら、もつれたる文字  
の有さま、御物笑のたねと恥入て、どふばや書すま  
してくねて、持合の黄成料紙探出してためつすかめ  
つ認ても、猶八重律もつれたり、ひつミゆかみの筆  
の跡、とかくに御笑草のたねびやうたんとも申べき、  
此はげあたまの六十三ハ、壁こしの古入道とからな  
んほう、手を習ふてももふ此赤面が白ふ成朝ハ中原  
にて御座候まゝ、ぜひなハ事とよろしう御取成奉上

存候、已上、

師走廿五日

我書てよめぬものありとしのくれ

と或人の口すさみせしもことわりなり、

中原林左衛門

田中七右衛門様

一昨日ハ久々に御出被下候得共、御もてなし申上度心  
庭如心ながら御急、殊二折から自由之客入打重りて、  
日を下知すへきやうもなくして麁薄之至、御残多き  
限無御座候、さて島津家お頼御座候而十郎様より私  
もち前をと被仰遣候、もとより其考二而御座候得共、  
島津家御不案内にて半切を被遣たるにハ込入申候、  
私持前の向二、而者拵句こそ得手と覚申候、然処拵句  
と申者御存之通、幾字も引続き認てこそ面白きに、  
切はなしく認てハ更に見所も無御座候、依之申上  
候、適々御望と御座候得ハ、下手之盃書すまして差  
上致もの二御座候、左候へハ市中の奉書紙は中々用  
立不申候、夫ゆへ間似合紙を一枚御求被遣候様御申

可被下候、扱生漉の間似合の紙と申者必底紙多し、  
依而公入間似合紙と申が却而宜御座候、ちと薄目に  
して手当りやわらかになめらかにして、申さばよか  
よめじやうのも、たふらなつる心地にして至極宜御  
座候、此紙一枚二付六十四銅ツ、二而御座候、是な  
らは下手茂十分二出来申候間、必此紙をお求被遣様  
二御演説可被下候、其上書認可申候、此半切追而返  
上可仕候、以上、

十二月廿一日

中原林左衛門

田中七右衛門様

○島津斉彬公之はなし

備前岡山之御養子春五郎様御出之時、御兄様斉彬公  
能菖蒲を見付させられ候二付、御覽二可入と被仰候  
得者、春五郎様御返答、其菖蒲者何方よりそ進上二  
而御座候哉、また態々御取寄二而御座候哉と被仰候  
得ハ、是は何方より態々為取寄との御返答二而候処、  
左様ならば私二者拜見不仕と被仰付、とふいふもの  
かと被仰候へハ、わつか菖蒲之ものを遠方より御取

寄、誠二人・ついへいたつら成被成様、左様之花は  
私二者面白無御座と被仰候得ハ、 斉彬公また被仰  
候ハ、春五郎殿二者や、もすれはちひさなことをい  
ひやると被仰候よし也と、有川勇四郎殿嘶也、

○中原林左衛門発句

ちのミ子の母をやすむる田植哉

○斉宣公御詠歌

高城郡万輔といふもの親に孝たるを達

貴聞て 斉宣公御詠歌

薩摩かたたきのこふりの万助は

是そ誠のなてしこの花

(朱書)  
「拾之終拔書終り 従是十一之巻拔書」  
(巻力)

○水無瀬恋十五首歌合

建仁二年九月十三夜

春恋 夏々 秋々 冬々 暁々

暮々 羈中々 山家々 古郷々 旅泊々

関路々 海辺々 河辺々 寄雨々 寄風々

作者

左馬頭藤原親定(朱書)後鳥羽院  
左大臣良経

前大僧正慈円 権中納言藤原公継

俊成卿女 宮内卿

大藏卿藤原有家 左近衛権少将藤原定家

上総介藤原家隆 左近衛権少将藤原雅経

読師 家隆朝臣

講師 定家朝臣

判者 皇太后宮大夫入道积阿

当座付勝負追加判詞、

一番 春恋

左勝 左大臣

うくひすの水れる泪解ぬれと

猶わか袖はむすほふれつゝ

右 俊成卿女

おもかけのかすめる月そやとりける

春やむかしの袖の涙に

左歌は雪の中に春ハ来二けり鶯のといへる歌を

とり、右歌は月やあらん春やむかしのといふう

たの心也、ともに艶にハ見へ侍るを、左猶わか

袖はむすほふれつゝといへる姿、殊二よろしく

見へ侍れハ、左を以て勝とす、

二番

左勝 親定

月残るやよひの山のかすむ夜を

よゝしと告よまたすもあらず

右 宮内卿

さてもまたなくさむやとてなかむへき

そなたの空も薄霞つゝ

右歌さてもまたとをけるより姿おかしくハ侍る(みえ脱カ)

を、薄霞つゝといへる末の句、ふるくもいとい

ひなれても聞えずや侍らん、左弥生の山のかす

む夜をなといへるこゝろ姿、いみしくおかしく

見へ侍り、尤可為勝、

三番

左持 有家朝臣

夢にたに見ぬ夜な〜を恨ミきて

衣春雨しほれてそふる

右 雅経

ひとしれぬ(すカ)おまへてむせふひまことに

なミた打出る袖の春風

左衣春雨しほれてそふるといへる(詞カ)調よせ多く見

へ侍り、右またかの解る氷のひまことにといへ

る歌の心を恋に引なして泪打いつる袖の春風と

いへる、左よせ多く、右は艶に見ゆ、仍なすら

へて可為持、

四番

左勝

わすれめや花に立まよふ春霞

それかと計り見らしあけほの

(群書類従より補)  
▽定家朝臣△

右 家隆朝臣

うらみても心つからの思ひ哉

うつろふ花に春のゆふ暮

左歌はそれかと計り見らし曙、右歌はうつろふ

花に春のゆふくれとよめる姿心ともによろしく

見へ侍るを、勝負此つかひ八時の衆儀にや侍ら

んと申侍しを、左勝とさためられ侍しなり、

五番

左勝 前大僧正

恋もせてなかめましかハいかならん

花の梢におほる月夜を

右 権中納言

思ひきや匂ひをおくる梅ケ枝を

うつりかをのミ身にしめんとは

左なかめましかハいかならんとをきて、花の梢

二をほる月夜をといへる心姿いみしくおかしく

見へ侍り、(右カ)左思ひきやとをきて末に何とせんと

ハなといへる事、常の事にやと人々申され侍し

かハ、左を以勝とさため申侍りしなり、

六番 夏恋

左勝 親定

(宋書)  
「新統古」うき名のミおし明かたの天の戸に

さてもいかにいはかき沼のあやめ草  
わかなミたかる山ほと、きすい

あやめもしらぬ袖の玉水

右

俊成卿女

〔宋書〕  
「統拾遺」

はかなしや夢もほとなき夏の夜の

ね覚計のわすれかたミハ

ねさめ計のわすれかたみといへるも優ならざる

〔宋書〕「おし明方をうき名によせて山ほとゝぎす

にはあらず侍るにや、しかあれともいかにと置、

なみたかれる心

あやめもしらぬ袖の玉水といへる、ものゝあや

めしるはかりのものゝいかゝよろしからすとハ

思ひ侍るへき、以左為勝、

七番

左

宮内卿

身にあまる思ひをさても夏虫の

われひとりとや色に出へき

右勝

有家朝臣

しのひあまり鳴や五月の雨雲の

よそにてのミややまほとゝぎす

左ハ身にあまるといひ、右ハ忍ひあまりといへ

る心ともに優成らざるにあらず侍るを、左ハわ

れひとりとや色に出へきといひ、右ハよそにて

のミや山時鳥といへる文字つらき、すこしハマ

さるへきにや侍らん、

八番

左持

権中納言

よそまでハ軒のたちはなかほる夜に

昔かたりを忍ふとやみむ

右

雅経

きかしたゝ人まつ山のほとゝぎす

われもうちつけの小夜の一声

左歌心は、かすかに侍れと姿詞優に侍るを、右

歌初にきかしたゝといへるハあまりなる様に侍

れと、末の句など今少し心有て聞得侍り、なす

らへて可為持、

九番

左勝

左大臣

草ふかき夏野分ゆく棹鹿の

音にこそたたね露そこほるゝ

右

家隆朝臣



時そとや夜半のほたるをなかむらん

とへかしひとのしたの思ひを

十一番 秋恋

親定

左歌よそへといひ姿詞誠ニおかしくこそ見へ侍

れ、右とへかしひとのしたの思ひをといへる又

よろしくハ侍るを、句の初とのしふかき難に

ハ侍らねと、歌合にハたへなるよりハ耳に立様

に侍る上に、猶左の音にこそ立ね露そこほる、

尤勝へきにや侍らん、

右勝

前大僧正

野への露は色もなくてやこほれつる

袖よりすぐるおきの上風

左歌よしやさハといへるより松とな告そ秋のゆ

ふ風心詞誠ニおかしくハ見へ侍るを、右歌また

色もなくてやといひ、袖より過る萩の上風いみ

しくおかしく侍るを、猶勝負可申由侍しかハ、

左おとるへしとハ覚えすなから、右の可勝にや

侍らん(朱書)とめつらしからん為に、殊更に申侍り

しなり、誠ニかたわらいたくにこそ侍りしか、

十番

左持

前大僧正

夢にたにかさねそかぬる夏衣

かへすとすれは明るしの、め

右

定家朝臣

ほとゝきす空につたへよ恋侘て

なくや五月のあやめわかすと

左かへすとすれは明るしの、め誠におかしく見

へ侍るを、右空につたへよ恋侘て鳴や五月など

いへる文字つゝきあしからす侍るにやとて、例

のをのゝ定め申侍りて持に成にしなり、

十二番

左

権中納言

わかこゝろいかにかすへきさらぬたに

秋のおもひハかなしきものを

右勝

定家朝臣

今宵しも月やハあらぬ大かたの

秋のならひを人そつれなき

両首共に秋の思ひにたへさるこゝろハをなしき

を、左ハ彼潘兵(潘岳カ)か秋興の賦のこゝろにても侍ら

ん、かなしきものをといへるややす(ら脱カ)かならんと

きこゆるを、右は猶心ある様にやと聞得侍しか

ハ、右の勝になり侍しなり、誠にかたはらいた

く侍るにか、

十三番

左持

俊成卿女

なきわたる雲井の雁の涙さへ

露おく袖の夜半のかたしき

右

雅経

なかめしや心つくしの秋の月

露のかことも袖ふるきころ

左歌雲井の雁の涙さへなといへるこゝろすかた

宜しくハ侍るを、右歌又露のかことも袖ふるき

比といへる末の句など、いとふおかしく侍れハ

持とすへくや、

十四番

左

左大臣

せく袖に涙の色やあまるらん

なかむるまゝの萩のうへの露

右勝

有家朝臣

物思はてたゝ大方の露にたに

ぬるれはぬるゝ秋のたもとを

両首の心姿共にいとおかしく見へ侍るを、しる

て委細に申へき旨侍しかハ、左せく袖にと侍や、

末に萩の上の露と侍るにしるてかなわすやと申

侍し、右はたゝ大方の露にたにといひて、ぬる

れはぬるゝ秋の袂をといへるよろしくや侍らん

とて、勝になれしにや侍らむ、

十五番

左

宮内卿

物思ふたもとハいはす鹿の音ハ

たゝ大かたのねさめなりとも

右勝

家隆朝臣

(朱書)「新古」(朱書)「山城」  
思ひ入身ハふか草の秋の露

たのめし末や木からしのかせ

左歌心すかたおかしく侍るを、右歌身ハ深草の

秋の露といひ、たのめし末や木からしのかせと

いへるこゝろ猶よろしく侍るとて勝に成侍しや、

十六番 冬恋

左 左大臣

あしかものはらふつはさに置霜の

きへかへりてもいく世経ぬらん

右勝 雅経

霜ハはやふるの中道中々に

かれなくひ(てカ)とをなにしたふらん

左歌心詞宜しくとかなく侍りけるを、右ふるの

中道中々になといひ、かれなて人をといへる姿

おかしくやとて勝にまかり成にしを、今しつか

に見給へ侍れば、冬草とも浅茅ともなくてたゝ

中道かれなてといへる、いかゝとも申へくやと

見へ侍れと勝に定り侍りにける、

十七番

左勝 宮内卿

落つもる涙の露ハ小夜衣

さへても袖に見へけるものを(らカ)

右 有家朝臣

しはしこそよそにみきはのうす氷

とけてハやましむすほふるとも

左さへても袖になといへる姿ふるまひ誠に勝に(らカ)

侍りけり、

十八番

「イさしぬれはたへにし音もおほへぬに(朱書)

跡なき雪をあわれとそみる」

左勝 親定

うつりゆくまかきの草も折々ハ(朱書)「菊イ」

なれにしころの秋をこふらし

右 権中納言

冬のよハいくたひはかりね覺すと

いふもまところむひまやなからん(朱書)「イ左歌跡なき雪の上を見てとハれん日影をしれる」

左歌まかきの草も折々はなとつゝきて、姿心誠(朱書)「菊イ」

にありかたくのミ覚へ侍るを、右歌増基法師か

歌のこゝろもおかしく侍るを、上の句のとりな

くなりて見へ侍る上に、恋のこゝろも少く侍ら  
んとて右の負になり侍し也、

十九番

左勝

前大僧正

いたつらに千鳥なくなる河風に

思ひかねてやゆ(もカ)くかたそなき

右

家隆朝臣

恋をのミすかのねしのき降雪の

きへたにやらす山ものゝに

左思ひかねても行方そなきいミしくおかしく見  
へ侍るに、右ハすかのねしのき降雪といへるハ  
よろしく侍るを、末の句山ものゝにふるき詞  
に侍れと、しるて庶幾すへからすや侍らんとて  
左勝侍りし也、

二十番

左勝

俊成卿女

(朱書)  
かよひこし宿の道芝かれく(新古)に

あとなき霜のむすほふれつ、

右

(朱書)  
〔同〕

定家朝臣

床の霜まくらの氷消わひぬ

むすひもをかぬひとのちぎりに

左歌心姿宜しく侍るへし、右歌も床の霜枕の氷  
などゝいひて、むすひも置ぬといへるも優にハ  
侍れと、左猶宜しく侍れハ勝に成き、

廿一番 暁恋

左勝

家隆朝臣

わすれすよ今ハの心つくはねの(朱書)〔常陸〕

ミネのあらしに有明の月

右

雅経

なみたさへしきのはねかきかきもあへす

君かこぬよの暁の空

左ハ今ハの心つくはねのといへる心よろしく、  
右ハしきのはねかきかきもあへすといへるは、  
君かこぬよハ我そ数かくといへる歌を思へるも  
優にハ侍れとも、峯のあらしに有明の月にも猶  
まさり侍へし、

廿二番

左勝

親定

しら露のおきてわひしき別をも

あふにそかこつ有明月

右

有家朝臣

又(んカ)こぬといひてわかれし名残のミ

なかむる月に有明の空

左はあふにそかこつ有明の月、右はなかむる月

に有明の空、いくほどのことにハ侍らぬを、か

の今こんといひしはかりに長月のといへるはい

ミしく侍るを、又こんといへるハ殊外にとり

てそ聞得侍るなり、左しら露のをきて(きカ)侘しさと侍

るハ、殊外に聞へ侍りけり、尤勝とす、

廿三番

左勝

前大僧正

たのめいる夜半も今はの袖の雨に

月さへくもる有明の空

右

俊成卿女

おしミかね別しよりもかすく／＼に

思ふかたミのあり明の空

此歌姿詞いと宜しく侍るを、左夜半もいまハの

袖の雨にと置、月さへくもる有明の空こそ上下

始終ことに宜しく聞得侍れ、仍て勝に定申侍り

しなり、

廿四番

左

宮内卿

今ハたゝ風やはらはんうき人の

かよひ絶にし庭のあさ露

右勝

定家朝臣

おもかけも待よむなしきわかれにて

つれなくミゆる有明の空

左歌心姿は優に侍るを、うき人のといへるやち

かき頃も人よミて侍しかと、いかにそとよハき

様に聞へ侍るを、右歌宜しくや侍らんと思ひ給

ふを、有明計にて月なきやいかにとさたの侍り

しを、作者やかて此本歌も月ハ侍らぬと申侍り

しかハ、誠にさこそ侍りけれとて勝に成侍りし

なり、

廿五番

(朱書)  
左二勝イ

左大臣

もりあかす水のしら玉今ハとて

たゆむもしらぬ袖のうへかな

右勝

権中納言

ふくる夜を猶うらミけんあふことの

名残も今ハ恋しきものを

左水のしら玉今ハとてたゆむもしらぬなといへ

(朱書) やすらかならす侍るへし、  
る心おかしく侍るを、右末の句や八らかに侍へ

仍て左勝になり侍る也  
しとて、右の勝につけて侍りにしなるへし、

廿六番 暮恋

左勝

親定

いかにせんこぬ夜あまたの袖の露に

月をのミまつ夕くれの空

右

定家

なかめつゝまたはと思ふ雲の色を

誰夕暮と君たのむらん

左歌こぬ夜あまたの袖の露といひ、月をのミ侍

夕暮の空といみしくおかしく侍りて、左勝にて

侍るへし、

廿七番

左

宮内卿

今こんとたゝなをさりのことの葉を

待とハなくて夕暮の空

右勝

雅経

あちきなくそへし心のかへりこて

ゆくらんかたのゆふ暮の空

両首の夕暮の空心姿共に宜しく侍りけれど、待

とハなくてといひ、ゆくらん方のといへる、たゝ

いさゝかのこゝろよりとみへ侍るにや、右の勝

に罷成侍りけるとぞ、

廿八番

左勝

左大臣

なにゆへと思ひもいれぬ夕たに

待出しものをやまのはの月

右

前大僧正

いかにせん侍へしとたに思ひよらて

くれ行かぬハ打しほれつゝ

左歌待出しものを山端の月と侍るを、右歌待へ  
しとたに思ひよらてといひて、くれ行かねとい  
へる文字つゝき、是もいみしく侍れ、左山の端  
の月猶うちまさるになり侍りしなり、

廿九番

左持

俊成卿女

身にそしる人なき床の夕ま暮

涙の露をはらふ秋かせ

右

家隆朝臣

いまハたゝまたれしあとの夕暮に

くもる計そかたみなりけり(るカ)

左人なき床夕ま暮といひ、泪をはらふ秋風宜し(の露脱カ)

くハ侍るを、右くもるはかりそかたミ也けると、

又艶に侍れハ持にて侍へし、

三十番

左

権中納言

萩のはに風打なひく夕暮や

人を恋しと思ひそめけん

右勝

有家朝臣

おもふことの身にしみわたるなかめ哉  
雲のはたての空の秋風

萩の葉に風打そよくといひ、恋しと思ひそめけん  
といへる、やすらかに聞へ侍る、雲のはたての空  
の秋風ハ、かの天つ空なる人をこふる身ハといへ  
る歌を思ふなるへし、雲のけしきもことく侍  
れは勝に成る、

卅一番 羈中恋

左

定家朝臣

君ならぬ木葉もつらし旅衣

はらひもあへす露こほれつゝ、

右(勝脱カ)

家隆朝臣

し(朱書「遠江」)の原やしらぬ野中のかり枕

まつもひとりの秋風の声

左歌木葉もつらし旅衣といへる姿よろしからず

も侍らねと、右歌松もひとりの秋風のこゑとい

へる心籠(本のまゝ、  
れるやうにヤカ)さやとて勝に申侍しにや、

卅二番

左

有家朝臣

むさし野やひとり思ひにむせふ哉

きつゝなれにし妻もこもらて

右勝

雅経

草まくらむすひきためんかたしらす

ならハぬ野への夢の通路

左ハむさし野やとをき、妻もこもらてなといへ

るけふハなやきそといへる歌の心なるへしとハ

見へ侍り、右ならばぬ野辺の夢の通路といへる

ゆふに見へ侍るを、左ひとり思ひにむせふ哉と

少いかにそや聞わかれす侍るにや、右の勝のよ

し申侍りし成へし、

卅三番

左勝

親定

君もこしなかめやすらんたひ衣

あさたつ月を空にまかへて

右

左大臣

(朱書「駿河」)  
宇津の山うつゝかなしき道たへて

夢にミやこの人ハわかれす

左歌朝立月を空にまかへてと侍心姿、源氏物語

の花の宴の歌など思ひ出て、いみしく見へ侍り、

右歌はうつのやまうつゝ悲しきなど侍り、近来

うつのやますこしあまたに聞へ侍にや、仍左に

侍るへし、

卅四番

左勝

権中納言

わきもこか家路にかへるこゝろ哉

かさなる山をしひて過れば

右

俊成卿女

わすれしの契りむすひし枕さへ

あらぬかりねの夢にはかなき

左鞆中の心ハたしかに侍るへし、右ハ忘しの契

りむすひし枕さへといへる優に侍るにや、左か

さなるやまをしるて過なといへる様さへたしか

に侍るにや、左の勝にしるし侍にや、

○卅五番

左勝

前大僧正

つたの色に袖をあらそふ旅ねは(に脱カ)

うつゝもかなしうつのやまこへ



右

宮内卿

めぐりあはんほとをいつといふへきそ

たよりたになしうつのやまこへ

左右のうつのやま(おカ)かなしく侍れと、左ハ蔦の色

などゆへあるやうに見へ侍る、右たゝたよりた

になしうつの山越といへることなることにやと

て、左の勝とす、

卅六番 山家恋

左勝

俊成卿女

ひとゝはん比たにつらき山里の

月に心の松風のこゑ

右

家隆朝臣

▽(群書類従より補)わすらるゝ人めはつゐにかれにけり

誰山里の冬とまつらん△

左比たにつらき山里のといへる心よしあるへし、

右人めも草もといへる歌を思へるやとハ見ゆれ

とも、いと言おほせても聞えざるにやとて、左

勝に成侍る、

卅七番

左勝

左大臣

山かつのあさのさころもおさをあらミ

あわて月日や杉(ふけるカ)ふく庵

右

定家朝臣

風ふけハさもあらぬ峯のまつもうし

恋せん人ハ老にすもすめ

左あわて月日や杉ふける庵殊外勝りて侍にや、

勝と申侍へき、

卅八番

左勝

親定

身をしれは思ひもよらて杉の庵に

猶さりとともと松風そふく

右

有家朝臣

思ひわひなミたふりそふ峯の庵に

かたしく雲やうちしくるらん

左歌杉の庵に猶さりとともと松風そ吹く、おかし

く聞得侍るを、右歌かたしく雲の打しくるらん

ほといかゝと聞ゆ、尤以左勝とす、

卅九番

左勝

前大僧正

山かけややまのりの尾の長き夜を

われひとりかもあかしかねつゝ

右

雅経

君しるやみやこもよそにミねの雲

はれぬ思ひになかめわひつゝ

左山鳥の尾の長さよをわれひとり(か)ともなと侍句

姿けたかく聞ゆるを、右君しるやとをけるは及

かたく聞ゆ、

四十番

左持

権中納言

ひとりふすまやの板間の雨そゝき

落る涙のかすそへんとや

右

宮内卿

物思ハぬ人ハたえたる山里に

わか身ひとりの秋のゆふくれ

左まやはかりハ山里の心なくや、右歌の末の句

去年百首の中に有家朝臣歌をなぞらへて持なり、

四十一番 古郷恋

左勝

親定

里ハあれぬ尾上の宮のをのつから

待こしかひもむかし也けり

右

左大臣

すへまてと契りてとはぬ古郷に

むかしかたりの松風ぞ吹

左歌尾上のミやおのおのつから誠にめつらしく見

へ侍るなり、右末の句よろしくハ侍れと、猶以

左為勝、

四十二番

左持

有家朝臣

あたひとのこゝろよりまつあれそめて

庭もまかきも野への秋風

右

家隆朝臣

さゝ浪(朱書「近江」)やしかの古郷いくかへり

わすれかたみの袖ぬらすらん

左歌あたひとの心よりあれそむらんいかゝ、右

歌もしかのふるさとも袖ぬらすらんといかゝ、

可為持、

四十三番持

大僧正

左

色にみよ袖にしくれのふるさとの

ミかきかハらの秋のおもひは

(群書類従より補)  
▽俊成卿女△

右

飛鳥のあすかの里も秋ふけぬ

出しし人はをとつれもせて

左歌ミかきか原の秋の思ひ宜しく侍へし、右飛

鳥のと置くこと／＼しくや聞へ侍らん、秋更ぬ

といへるハ宜しく聞ゆ、又持にすへくや、

四十四番

左

権中納言

まかきには鹿もなれきてつまよふと

聞に袂そいと、露けき

右勝

宮内卿

ちきりしもあらずなりけり面影は

ありしなから(朱書)「撰津」のわたりなれとも

左まかきにハ鹿もなれきていへる心とかくこそ

侍りぬれ、末の句のかたのけさや侍らん、右あ

りしなからの渡りなれともといへることなる事  
も侍らねと勝へくこそ、

四十五番

左持

定家朝臣

つれなきをまつとせしまの春の草

くちぬこゝろの古郷の霜

右

雅経

人ふるす里をも何かいとふへき

わか身ひとりのうき名也けり

左歌待とせしまの春の草などハおかしく侍るへ

きか、なんそ聞侍しほとに、くちぬ心のなとい

かにいへるにや心得す侍る、右里をいとひてこ

しかともといへる歌をやとハ見へ侍れと、愚老(意カ)

及かたくのミ侍れハ持とすへくや、

四十六番 旅泊恋

左持

俊成卿女

老おもふこゝろのはてもゆくへなき

あしやのをきのうきね也けり

右

宮内卿

今ハとてあかて出にしあけほのに

いなのみなとも月そかハラぬ

右の歌あかて出にしこゝろすくなくやと侍しか

と、左芦やの沖もさまできこへられても侍らね

ハ持にや侍なんかし、

四十七番

左持

権中納言

しるらめやかせのたよりを待わひて

袖に浪たつかちまくらすと

右

定家朝臣

わすられぬなミ路の月にうれへてハ

身を〔朱書〕〔備前〕うしまとにとまる船人

左梶枕すとはてゝ侍るいとゝなど侍りしを、右

の身をうしまともさまでも侍らんにや、また持

に定侍りしなるへし、

四十八番

左勝

親定

思ふひとをうきねの夢にみなど川

さむる袂に残るおもかけ

右

有家朝臣

思ひねの夢路に人を〔朱書〕〔摂津〕ミなど川

さむれハもとのうきね也けり

左右のみなど川、さむれハもとのといへる宜し

く聞へ侍れと、猶さむる袂に残る面影いみしく

侍り、左為勝、

四十九番

左

前大僧正

船とむるむしあけの磯の松のかせ

たか夢路にか又かよふらん

右勝

家隆朝臣

うき枕なみになミしく袖の上に

月そかさなるなれしおもかけ

左誰か夢路にかまたかよふらんと心おかしく侍

るを、右浪になみしくといひて月そかさなると

いへる宜しく、勝にて侍りしなり、

五十番

左勝

左大臣

まてとしもたのめぬ磯の梶枕

むしあけの浪のねぬよとふ也

右

雅経

かたしきの袖のうきねもなみまくら

ひとりあかしのうらめしのミヤ

左右の上の句はともに宜しく聞へ侍るを、右の

末のうらめしの身やことのほかよわく見へ侍り、

左むしあけの浪のねぬよといひ侍り、尤可為勝

侍り、

五十一番 関路恋

左勝

前大僧正

東路やひとり旅ねの日かすへて

涙せきあへぬ足柄関

右

権中納言

いかていわんかたこそありけれ関守も

いづくなこそその名をこたへけん

左歌とかなく見へ侍る、右歌いかていわんなど

めつらしき様にハ侍れと、心を得ず侍れば、左

の勝にこそ侍ると申侍るへし、

五十二番

左持

家隆朝臣

わすらるゝうき名もすゝけ清見かた

関の岩こそ浪の月影

右

雅経

見し人の面影とめよ清見かた

袖に関もる波のかよひ路

左右清見かた共に宜しく様に侍るを、左うき名

もすゝけいかにと聞へ侍るを、浪の通路者少し

まさるへくやと見へ侍れと、持につき侍にけり、

五十三番

左勝

俊成卿女

逢坂のゆふつけ鳥よなれをしそ

哀と思ひ音に聞てこし

右

宮内卿

たへはつる人やハつらき心から

名さへうらめし逢坂の関

両首の逢坂の関いくほと勝負侍らぬにやと見へ

侍れと、左勝につき侍にけり、ふるき心もゆへ

なき様にあらず侍れハ、又さてこそ侍らめ、

五十四番

左勝

左大臣

わか恋かこのよを〔采書〕伊勢山一関と鈴鹿川

すゝろ袖のかくハしほれし

右

有家朝臣

是もまた関もれとかハ清見かた

みせはや袖の波の月かけ

左歌此よを関とすゝか川めつらしくこそ侍るを、

右歌見せはや袖のなと優に宜しく侍るを、上句

いかに侍るにや、左可為勝、

五十五番

左勝

親定

恋をの〔采書〕撰津須磨の関屋の板ひさし

さして袖とも波ハわかしを

右

定家朝臣

須磨のうらや浪に面影たちそひて

関吹越る風そかなしき

左右すまの関、左ハさして袖ともなとめつらし

く侍るを、右ハ関吹こゆるほとあまりにやと聞

五十六番 海辺恋

へ侍る上に、左誠に艶に見へ侍る、尤為勝にや、

左

俊成卿女

契りしを我身ひとつに〔采書〕陸奥まつ島や

をしまの浪の音計りして

右勝

有家朝臣

松しまや恋せぬ蟹のぬれ衣

ぬれてもしはしほさぬものかは

両首の松島や、左ハわか身ひとつといへるよろ

しくこと侍へし、右恋せぬあまのといへるぬれ

衣とやあるへからんとそ身へ侍れとも、右勝へ

く侍りにけり、いくほとのことゝもそれ侍らね

ハさして侍なん、

五十七番

左勝

親定

いかにせん思ひありそのわすれかひ

かひもなきさに波よするそて

右

宮内卿

友と見て伊勢をのあまに宿からん

ものおもふよハ袖もかはかず

左思ひありそのと置てかひもなきさに波よする

袖、いとおかしくも侍るを、右友と見てといへ

ることや侍らん、左勝尤可然歟、

五十八番

左勝

左大臣

打わかれもにすむ虫ハよそにして

須磨のうらみにあざりかねつゝ、

右

雅経

ちきりきな扱やハたのむ末の松(宋書「奥州」)

まつに幾夜の波ハ越つゝ、

右歌まつに幾夜の浪ハ越つゝといへる、艶に者

侍るを、左歌猶こゝろふかく侍にや、仍勝と付

侍へし、

五十九番

左持

前大僧正

こゝろある伊勢をの蟹のぬれ衣

ほすへき浪のおりをしらはや

右

定家朝臣

別のミをしまの蟹の袖ぬれて

又ハみるめをいつかかるへき

左右ともに勝負なく侍とて持にさため侍し成へ

し、

六十番

左

権中納言

いそなつむいせの海士人わか袖を

たくひとみへんことそかなしき

右勝

家隆朝臣

もしほたれひるまもなきをわくらハに

とへともまたし須磨の波風

左の歌たくひとミへんこと古今の歌の詞いてく

へしともミへ侍らぬにや、右歌とくともまたし(へカ)

須磨の浪風尤勝につき侍へし、

六十一番

左勝

左大臣

(朱書「大和」)初瀬川ゐてこすなミの岩の上に

をのれくたけて人そつれなき

右

定家朝臣

(朱書「奥州」)  
名とり川わたればつらし朽はつる

袖のためしの瀬々の埋木

左歌初瀬川ゐてこす波のなと万葉集のひきての

えんにも侍るを、右歌名取川瀬々の埋木ことふ

りて侍へし、左の勝可然侍らん、

六十二番 河辺恋

左勝

親定

我たもと扱山川の瀬になひく

玉もかりそめにかハくまそなき

右

俊成卿女

なかれての契りをよそに(朱書「山城」)みなせ川

かけはなれ行水のしからミ

左扱山川の瀬になひくとおき玉もかりそめにな

と侍る文字つゝき、誠に見どころおふくこそ見

へ侍れハ、尤勝に侍るへし、

六十三番

左勝

宮内卿

(朱書「大和」)  
あすか河契りハおなしむかしにて

かはる名のミや瀬に残るらん

右

雅経

さゝのくまひのくま川にぬるゝ袖

ほさてや人のおもかけを見ん

右歌さゝのくまひのくま川ふるきこゝろ宜しく

見へ侍るを、左飛鳥川かハる名のミやせに残ら

んといへる心誠ニよろしく侍へし、尤勝とす、

六十四番

左勝

権中納言

しらさりつミハすゑまつる御(歌九)拔河

神さへうけぬ思ひせんとハ

右

家隆朝臣

千鳥鳴く河辺の茅原風さへて

あはてそかへる有明の空

左歌みハすへまつるミそき川なとゆえありてこ

そ見へ侍るを、右歌有明の空ハつねのことなか

ら又宜しく侍るを、河辺の(ちが)芦原などいふにしも

あらす侍にや、左神さへうけぬといへり、勝に

侍ること宜しく侍るへし、

六十五番



左勝

前大僧正

ともすれはなき名立田(朱書「大和」)の川浪に

けにぬれ衣しほれるつる哉

右

有家朝臣

(朱書「山城」)音羽川せきいるゝ水の瀬をはやミ

たへ行人のこゝろをそミる

右歌本歌の上下のいとほどかはらす侍るにや見

へ侍れハ、勝としるし侍しなり、

六十六番 寄雨恋

左

権中納言

雨降は軒のしつুকのかすくゝに

思ひみたれて晴るゝ間そなき

右勝

俊成卿女

ふりにける時雨ハ袖に秋かけて

いひし計りまつとせし間に

左雨降はとをけるより末の句まで雨のよせあり

てハ聞得侍るを、右時雨ハ袖に秋かけてなとい

へる文字つらき(ハカ)えんにハ侍にや、仍為勝、

六十七番

左

有家朝臣

あけまさる雨もなミたのふるまゝに

えならぬ床に露まさるらし

右勝

定家朝臣

行ゑなき宿ハととハ、なみたのミ

(朱書「上野」)さのゝわたりのむら雨のそら

左歌えならぬ床ハ家床にや侍らん、右さのゝ渡

りの村雨の空ふるからすハ宜しく侍へし、勝字

付侍へし、

六十八番

左勝

親定

思ふことそなたの空となけれとも

(朱書「河内」)いこまの山の雨のゆふ暮

右

雅経

なかめわひたへぬなミたや雨とふり

しくるゝ空にまかふよの雲

左そなたの空となけれともなといへる、まこと

におかしくこそ侍れと、右歌絶ぬなミたや雨と

降なといへる、えんにハ見へ侍れと、猶左の雨

の夕暮あはれたてこもりて見へ侍る、勝の字し  
かるへく侍るへし、

六十九番

左勝 前大僧正

はれぬ雨のくもりそめけん雲やなき

恋よりたてしけふり也けり

右 宮内卿

としへたる思ひハいとふかきよの

窓うつ雨も音しのふ也

左雲やなきと置て、恋より立し煙也けりといへ

る心姿めつらしくもおかしくも見へ侍る、右上

陽人などの心さこそハ侍れと左の勝字可然にや、

七十番

左勝 左大臣

こぬ人をまつよなからの軒の雨に

月をよそにて侘つゝやねん

右 家隆朝臣

わひつゝやうちやハねぬる宵の雨に

やかて更行鐘の音哉

左右両首ふかき心ともにて侍るを、月をよそに  
て侘つゝやねんといふ心まことによるしく、左

勝となり、

七十一番 寄風恋

左勝 宮内卿

きくやいかにはうはの空なる風たにも

松に音するならひありとハ

右 有家朝臣

うちなひき草葉にもろき露の間も

涙ほしあへす袖の秋風

右袖の秋風艶にも侍るを、左心詞猶宜しく侍る

にや、仍勝とすへし、

七十二番

左 権中納言

ひとりのミふしの嵐やぶやむこなく

恋をなとてハするかななるらん

右勝 家隆朝臣

いかにせん身のならハしの物とても

軒はの松に秋風そふく

左ふしの山風やむこなくするかなるらんとめつ

(恋を脱之)

右勝

俊成卿女

らしく侍めれ、右身ハならハしのものとてもと

消かへる露にみたる、下萩の

いひ、秋風そ吹といへる宜しく聞侍るを、ちか

すへこす風ハとふにつけても

くもの、よめりけるよし承けれども見及ハす侍

左歌よそに聞こし秋風といひ、物思ふ暮ハ我身

りけり、いかにも右勝に侍るへし、

ひとつといへる心詞宜しくも艶にも覚侍るを、

七十三番

右歌末こす風ハとふにつけてもといへる又宜し

左勝

親定

わくらハにいひこし比におもなれて

く侍へし、是ハさ衣申物語の歌の心に侍へし、  
勝字に付侍るに愚老面目にも侍へし、

さそあらましの庭の松風

七十五番

右

前大僧正

いかにせんなくさむやとて結ふ庵に

白妙の袖の別に露おちて

猶松風の峯に吹也

身にしむ色の秋風そふく

右猶松風の峯に吹也といへる心姿いと宜しく侍

右勝

雅経

れと、左わくらハにと置、さそあらましのなど

今ハた、こぬよあまたの小夜更て

侍るハ又及ひかたく侍へし、仍勝とす、

またしと思ふに松風の声

七十四番

左

左大臣

萩原やよそにき、こし秋風の

左歌身にしむ色の秋風そ吹といへる宜しからさ

ものおもふ暮ハ我身ひとつに

声といへる誠におかしかるへし、仍勝にさたま  
り侍りにけり、

親定	勝十四	負一	
大僧正	勝九	負三	持三
左大臣	勝九	負六	
定家	勝六 <sup>(四九)</sup>	負六 <sup>(七九)</sup>	持三 <sup>(四九)</sup>
家隆	勝六	負六	持三
俊成卿女	勝五	負六	持四
雅経	勝四	負六	持五
宮内卿	勝四	負九	持二
有家	勝四	負九	持二
権中納言	勝三	負九	持三

四番左忘れめや、よみ人見へす、

拾一卷ノ一終り

従是第五輯にうつる

常不止集

十二之卷

(天保十三年正月申)

一 樺山権左衛門御赦免ニ付御通達之写  
一 斉宣公御逝去之節之事共

常不止集拾式之卷

天保十三年壬寅正月元旦晴天、名越篤烈

一 朝六ツ時起、四ツ前出勤、帰懸升形登様所江参り、  
夫より重富屋敷・今和泉屋敷江伺御機嫌、加藤家・  
花舜軒御墓、夫より谷山・伊藤・町田家・横山安之  
丞殿所江参候而帰宅、当年

中将斉宣公御逝去、未 斉興公御忌中ニ付御役人計り  
伺御機嫌有之、夫故唯無捩所迄(安力)尋案否参候、

二日 霽、

一 朝六ツ過(起脱力)、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ前より伊  
藤万次郎殿・島津八郎殿・伊勢平右衛門殿・郷十郎  
杯ニ而拙宅ニ而弓射、暮より相良作太郎殿・加藤東  
市郎殿も入来、各々九ツ時被帰候、八ツ時分臥候事、

- 一 益山金兵衛殿吉野山旅行記
- 一 海国兵談拔書
- 一 古之遺愛
- 一 万治三年織部覚書
- 一 日新公世中御百首
- 一 栗野由来記
- 一 井上主膳覚書
- 一 稲葉・堀田二侯義論之書拔書
- 一 百官略歌

三日 間々小雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後郷十郎殿と兩人にて弓射、日入時分より戸柱御ば、様・松林院殿杯御出二付、父上様御方江、(采書「マ」)夜入九ツ過御暇、同刻臥也、

四日 霽、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰掛升形島津権五郎様江一刻參、夫より荒田二階堂源太夫様所へ參、大鐘過帰宅、夫より郷十郎殿・吉左衛門相手ニ而暮迄弓射、八ツ前臥候事、

五日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退城、帰宅、暮より横山安之丞殿入来、九ツ時被帰候、八ツ時分臥候事、

六日 雨、

一朝六ツ過(起脱カ)、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ半時分よ

り戸柱町田家江參る、まきわら杯射る、暮前より谷山角太夫殿所へ尋候者留主、相良作太郎殿被居、四ツ過帰宅、帰前詠一首、

しはしとて思ひながらも立寄り  
君か言葉の花に浮かるゝ

七日 小雨降、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後退城、七ツ後より伊藤万次郎殿・中村孫次郎殿・別府善之進殿・郷十郎殿入来、暮迄弓射、直ニ被帰候、暮より娘お藤誕生祝ニ而拙者小座へ御は、様・父上様・母上様・郷十郎殿拙者第ナリ・樺山助之進殿御出二而、四ツ過御引取被成候、九ツ時臥候事、

一益山金兵衛殿吉野山見物に被參候時之日記也、  
純業

みよしのゝよしのゝ山のはなを分みまほしと思ひやる、春もいくとせにか成侍ぬらむ、春ことにさわりのミして、徒にこゝろのうちにはふりにしに、ことし文政四とせといふとしあふやけのいとまある折を伺

ひて、弥生十日あまり二日といへるにおもひたちぬ、  
よしのよくみまほしと思ふ友とちいさなひて都をた  
ちいつるとて、

みよしの、山分衣花見んと

こゝろのとかに立いつる空

と口ささみてたちいつるに、都の花の盛りなるを、

ときハいま柳桜をこきませて

都ハ花のはるそのとけき

竹田の道を行に、をと、ひは嵐山の花を分みしにな

かはの盛りなりしに、けふあすこそ盛りをみすらめ

と思ひやるに、みちすからそことみやりて、

嵐山よそめにかけて見渡すも

それと盛りの花ハマかハす

昨日けふなへて盛りの花にこそ

たくひあらしのやまをみすらめ

行まゝに音羽山長楽寺の花の盛りなるもはるかにみ

ゆ、昨日ハ長楽寺の花のかけを問ひ侍りしに、春雨

降りいて、よもの梢の打かすミぬるに、けふは日影

もはれてはるかなからみゆる、

くりかけし霞の袖の糸桜

花色衣さらすとそみる

また音羽山の花を見やりて、

あふさかや関のこなたにほのくくと

音羽の山の花そかすめる

伏見の里を行にや、くれそひて、朧なる春の月桃花

のはやしにうつろふ、

みちとせの春を契りて咲もゝの

花のはやしに月やとるらん

十三日、朝とく起てふしミを立、桃の陰をとるに

さかりハすこし過のほとにみえ侍れと、のとかなる

日影にうつろひて、錦をさらすはいはんかたなし、

さく桃にこゝろをそめてのとかにも

みつ、越行花の下道

指月の森のほとりを行に河辺のかすめるを、

日影さす水の煙の立そひて

あさけのとかにかすむ河つら

巨椋のわたしとて入江のあり、船よりわたるに眺望

いとのとかなり、

春にいまおなしみとりの色そふや

いり江の蘆も岸の小草も

小倉の塔につきぬ、このさとより陸地を行、井出の  
里にさける山吹を、

今も猶井出の山吹めてしよの

春をふるさて咲匂ふらん

玉井寺にまかりしに、玉水のほとりに咲る山吹を、

立よりてみるかけ清き玉水の

そこさえ匂ふ山吹の花

また玉川のほとりに咲るやま吹を、

玉河の水きよくしてかけみるも

うかふにまかふ山吹の花

また蛙のなくをきゝて、

山吹のかけみる水にところ得て

いての蛙のもろ声に鳴

左大臣諸兄公の旧跡ハ、このところより南のかたに  
石垣村といえるにあるよしになむ、やまふきもあま  
たあると里人のおしへしに、とはまほしとおもへと、  
またゆきゝの人のよしのゝ花も盛りになりぬるとつ

け侍れハ、旧跡も道はるかなれば、よしのゝかたに  
とこゝろいそかれて思ひとゝまる、

水上をとほゝ嘸なと山吹の

はなにこゝろをそめて過ぬる

奈良に戌刻過る比つきぬ、般若寺の花のさかりをみ  
つゝ行に、やかて東大寺にまかりぬ、大仏殿のほと  
りにあまたの花盛なるはいわんかたなし、

あふききてめつるかすかの山桜

花のかけとふ人そ絶せぬ

池水にうつれるはなを、

たちよりにてみる陰清き咲花の

俯うつる池のかゝみは

春日の社に詣てけるに、御垣のほとりの花を、

かすか山花のしらゆふみつかきに

かけて久しく神やめつらん

やゝ暮そひて、三笠山さしいつる月いとのとかなり、

みかさ山霞に匂ふ花の色を

ほのかに見せていつる月影

こよひ奈良にやとる、



十四日、きのふみのこせしところをこの朝けのほと  
にみはやと立いてぬ、さしいつる日影に花の匂える  
はいはむかたなし、八重桜の盛りなるを、

八重桜花咲春ハふるさと、

なりにしならの都とも見す

若草山を見やりて、

かすか野やわか草山の名もしなく

春にみとりの色そそひ行

あまたの鹿のあそふを見て、

春日野や草ふミしたき棹鹿の

あそふすかたも春ハのとけし

手向山に鶯の鳴を聞て、

鶯のさえつる声も咲花も

神にたむけの匂ひそふらん

高円山のかすめるを、

梓弓春の朝けに見渡せは

かすみ棚引高円の山

猿沢の池のほとりなる衣掛の柳か、むかし采女なり  
ける女のゆへありてこの柳に衣をかけていけにしつ

ミしといふをきゝて、

わきもこかむかしをとえは春柳の

露もみたれて春風そ吹

爰かしこみめぐりて、巳刻する比奈良を立て、柏

木の森なとよそに見やり帯解地蔵に詣て、それより

柿本寺人丸(人麻呂カ)の塚にまいりぬ、青陽の春の花に無常の

雲ひとたひおふひ、黄壤の秋の露に別離のあらし長

吹て、大和国添上郡石上寺のほとり治道の森(朱書ニマ)の一の

草堂を建て、爰に柿本を葬す、身ハ竜門の土に埋と

も、言葉ハ鳳闕の宝となれりといひしふることも思

ひいてられて、

こけの下にうき身ハ露と消てしも

ことはの花そよゝに古せぬ

夫より在原寺にまかり業平朝臣の画像をおかみ、し

のふすりのかりきぬなど見侍りて、

今もこの俤うつす絵にしあれハ

いとゝむかしをしのふもちすり

いとめつらしくみ侍りて、この寺を立はるく」と行

ハ、布留山に花のさけるを、

石上ふるのやまへにふる砂を

かみよのまゝの花や咲らん

三輪山のはるかにかすめるを、

よそめにハしるしの杉のありとしも

かすみてわかぬ三輪の山本

申の刻過る比三輪につきぬ、明神に詣てゝ、

あふきゝてミれハ杉のミこふかくて

神さひけりな三輪の山本

社をたち、三輪か崎さのゝ渡りより檜原をなかめや

りて、

三輪か崎さのゝ渡りに見渡せは

ひはらのとかに霞む夕暮

佐のゝわたりのほとりより天香久山右のかたに見ゆ、

乙女子か霞ミの衣織かけて

くも井にさらす天のかく山

海柘榴市を行に、玉かつらのむかしも思ひいてられぬ、

隠口の初瀬の鳥井もまちかくみえて、日も夕暮

に初瀬につきぬ、おしなへて花の盛りなるはいはぬ

かたなし、

小初瀬や雲も桜にうつろひて

花の香霞む夕暮の空

うつし絵もえやハ及ん初瀬山

霞くまとる花の夕はへ

尾上の鐘ものとかにひゝく、

花の色ハ猶暮やらて初瀬山

ひはらにひゝく入相の鐘

やゝ暮そひてさしいつる月に花をみやりて、

さしいつる月の光りに初瀬山

ミね白妙の花そかゝやく

こよひ初瀬にやとる、

十五日、朝とく起て曙の花を見る、

初瀬山霞のまより花の色

ほのかにみえてかほる春風

家隆卿の江のうす花さくらほのくくと朝日いさよふ

小初瀬の山と詠給ひしを幾度かすして、さしいつる

日影に花を見る景気いふもさら也、これにことの葉

草の露をかけなハ花にあらしとやいふへからぬ、貫

之の梅とてあるを、

今もこのふりせぬ梅の色のミカ

ことはの花もよゝに匂ひて

巳刻過るころよりよしのゝかたにとおもむくに、花の盛りハかへりみかちなり、追分といへるところより多武峯に分のほるに、さかしきみちなればこゝかしこに休て、午刻過る比多武峯にわけのほりて、

かけ問て大宮つくり仰くにも

かしこきみよの昔をそ思ふ

あまたの花の盛りなるを、

(宋書「マ」)  
咲花かくしつかなる山なれば

わきてよにゝぬ盛みすらん

しはらくこゝかしこみめぐりて山をくたりて、日もゆふ暮にのほり上市といふにつきぬ、

十六日、朝とく起てやとりをたつ、よしの河桜渡といへるをわたるとて、

よしの川さくらわたしの名もしるゝ

花の波立春風そ吹

水上にあるいもせ山を、

みすもあらずミもせぬハかりいもせ山

霞へたてゝとふさかりぬる

麓のさとにさける花を、

さかりなるふもとの花にみよしのゝ

奥山さとそおもひこそやれ

千本の花とてあまたあるもはるかに見ゆ、

空かけて盛りの花や匂ふらん

かすミ色とるみよしのゝ山

なを分行に千本の花もちかくなりて、

盛りなる千もとのほなハミね幾へ

かさなる雲とみよしのゝ山

四手掛の明神にまいりて、

さく花をめつる神とや跡たれて

このみよしのに宮るしめけん

七曲といへるところをこへてよしのゝ町にいつ行

まゝに、関屋の花とてあるを、

名もしるゝこれや関屋の花ならん

こゝろそとまるみよしのゝ山

花そのゝ花を、

そらかけて霞そ匂ふみよしのゝ

ミねの花その盛りしられて

金の鳥井を過て、こよひ宿るへきところを尋てしは  
らく休ぬ、巳刻過る比よりやとりを立て、おくなる  
花をわけみはやと立いつるに、

みよしの、山分衣あくかれて

猶しも花の奥をとひみん

蔵王権現に詣てぬ、この神は桜を御愛樹なれハ、む  
かしよりはることにさくらの実はへをうつつくとな  
む、いく春もかくこせぬハ神の御めくみならんかし、  
ます神のめつるよしの、花なれは

幾春ふりぬ宮にさくらん

吉水院にまかりしに、〔朱書「マ、」古くも後醍醐天皇の御像を拜  
し奉りて、

みすかたをいともかしこく仰つ、

ぬかつく袖にしのふいにしへ

佐抛の神にもふてぬ、この山を御影山といへるとな  
む、折しも花の盛りなれは、

みかけ山うつろふ花の盛りをハ

さなきの神の嘸なめつらん

勝手の明神のうしろの山を袖ふる山となむ、天武天  
皇の御琴を弾給ひしに、天人あまくたりて乙女子か  
歌うたひ袖をひるかへせしところとなんいへるを聞  
て、

乙女子か花の袖ふるやま桜

むかしをかけて匂ふ春風

眺望よろしきところより花をみやりて、

咲花にうつもれはて、春ハた、

雲をすかたのみよしの、山

けふこそハ分きてみつれよしの山

雲にまかひし花の盛りを

蘆垣のよしの、桜雲とみし

そのよへたてぬ花そ名高き

きのふけふ盛りしられて花の色の

霞にあまるみよしの、山

花盛りた、白妙の吉野山

かすミも雲もことのはもなし

布引のさくらとてあるを、

滝の糸の夫かとみれハ布引の

さくらにかゝる花のしら浪

雲井桜とて高ねにさけるを、

皇のめてし雲井の花なれば

心たかくや咲匂ふらん

滝桜とてあるを、

みれハけにその名もしるき滝桜

みたれてかゝる花の白浪

鷲尾山のはなを、

さく花のかすむこの間に鐘の音の

ひゝきも匂ふわしのおの山

御船山のはなを、

みよしのゝミ船の山に咲花ハ

雲の浮浪たつかとそミる

遥か谷の花を、

むら／＼におりゐる雲とみよしのゝ

花かく谷のはなのさかりハ

青根かミねのはなを、

うつもれて青根か峯ハ咲花の

雲のいつくとみよしのゝ山

かすむ山路をはる／＼と分入て、

しほりせて猶山ふかく分いらは

花にかへさの道やまよはぬ

春風に桜かほりてのとかにも

花のかけ行みよしのゝ山

奥の院のほとりなる苔の清水はむかしにかはらすと

見えて、かすかに岩間よりなかる、

庵しめてくみにし人のいにしへも

こけの清水にうかふ佛

西上人のみとせまてすミしところとて庵あり、老木

の花の盛りなるを、

庵しめてみしよや人のしのひけん

陰も老木の花ぞ露けき

陰ふかし花に詠てしのふその

なれしみとせのいにしへの春

ところからいとしつかなり、

庵しめて住にし人ハしつかなる

やまをたのしむ心ありけむ

さかしきミねをつたひて山をくたるに、蜻蛉か滝に

つきぬ、滝のひ広さまさるありさま也、

いく千ひろ岩ねにふれてみよしの、

山ふところに落る滝つせ

かけろふの小野を行て、

わかくさのなひくもみえてかけろふの

おのゝあきつに春風そ吹

山をくたりて大滝村といえるにつきぬ、滝のある河  
のほとりなるやとよりみるに、この滝ハ上より落る  
滝にしもあらず、いはほとんちかきなれる川水の  
はしり落、いはにふれてくたけちる所也、このやと  
にしはらくかれいひものするうちに、筏みえきたり  
ぬ、この瀬をわたす、いと興あり、

よしの河滝ついはねをいかたしの

なれてやすけにくたすらし  
本のま、  
朱書「つ、」

宮滝といえるハこれも落くる滝にしもあらず、河の  
さまいわにせまりて淵瀬のみなきる滝也、いはほの  
さまところからおもしろし、それより高滝といへる  
をみはやと行に日も夕暮になりぬ、夏箕河に蛙のな  
くを聞て、

さひしくもなつミの河の山陰に

水の音して蛙なく也

日も暮そひ高滝のほとりを行に、滝のいとほのかに

見ゆ、

谷陰のいはねにふれて音せずハ

花とやみましミよしのゝ滝

さかしきやま陰をつたひて行ほとに、戌刻にも成ぬ  
らん、よしのゝやとりにつきぬ、しはらくけふのつ  
かれを休てまたよるの花を見はやと立出ぬ、よひの  
霞もはれて月花の光ありたるを、

雪の色にひかりかゝやくみよしのゝ

つきに見渡す花の盛りは

咲匂ふ花もさかりをこの春ハ

つきのよ比にちきり置けん

更行まで千本の花をみやりて、

よしの山千もとの花のかけ問て

月にしつけき盛りをそみる

きぬたの音のきこゆるもいとめつらし、

たかために花色衣かすむよの

月に打らんみよしの、せと  
また明かたの月を、

盛りなる花に名残や有明の

月影かすむみよしの、山

また花をみやりて、

かけ匂ふ有明の月ののころかと

まかふよしの、花の白雪

曙の花を、

影のころ月ハしらミて咲花の

ひかりに明るみよしの、山

朝日にはれぬる花を、

明てけさ日影匂えるみよしの、

花ハさながら雪の面影

鶯のなくを聞て、

なくかたの梢やいつこ吉野山

花よりつとふ鶯の声

いにし春、花の歌あまたよみけるうちに、ちきりありていつの春かハ名にしおふよしの初瀬の花を分みむとよミしに、あらましのねき事かなひてこの春か

くよし野・初瀬の花の盛りに分みしハ、けに花にえにしのあるとおもひつゝけて、

花盛よしの初瀬の花にきて

をりよくみるに契りをそ思ふ

東郷実庸かこそその春より都にのほりしに、このはるハよしの、花を分みはやとちきり置しに、陸月のはしめ母のいたつきの身にしあることをふる里より告こせしに、やむことなく国にくたりしに、わかる、折に、名残あるもおほきかうちに分てこのころにかゝるみよしの、雲とよミて送りしに、今かゝる盛りの花をみるに思ひいてられぬ、

たらちねのさわりあらずハ諸共に

きてみらんものをみよしの、山

実庸にひとふさの花を送りけるとて、

雲にまかふ儂さそと送るこの

花によしのをおもひやらなん

巳刻過る比よりやとりを立てふもとのかたにおもむくに、嵐山といへる高ねの花の散を見やりて、  
山の名のあらしをミせてみよしの、

高ねの花の雪と散かふ

並木の花はやゝうつろひて散しくを、

かさ衣袖さむからて散花の

雪をそ分るみよしのゝ山

六田のほとりよりよしのゝ花ハかくるゝまてかへり  
みかちなり、

契りありていつの春かは立かへり

またみよしのゝ花を分ミン

六田の辺りハむかし柳のあまたあるところにきけと、  
今ハみえすなりぬれは、

柳かと思れハ六田の春風に

ミつのけふりのなひく河つら

よしのゝ河に咲る山吹を、

あかすみるよしのゝ河のかすむせを

しからミかけし山吹の花

よしの河のわたせをわたり、こしへ・ひかいもとな  
といへるをとふりて行ほとに、畝火山もちかくミゆ、  
山さひいますみつやまといへるふることなど口すさ  
みて檀原のほとりを行に、むかし都のかはりしとこ

ろなれば、ふるきあとなど里人に尋て行に、かつら

き山に花のさけるを、

よそに吹風かほらすハかつらきや

高まの花を雲にまかへん

日も夕暮に当麻につきぬ、十八日朝とく起て当麻寺  
にまかり染殿との井の椀などみ侍りて行に、あした  
の原に雲雀のなくをきゝて、

のとかにも日影すめる片岡の

あしたの原にひはり鳴なり

みむろのほとりなる立田河をわたり、立田の明神に

詣て、

ます神の恵たえすは立田山

紅葉の錦秋ハきて見ん

立田山を見やりて、

色染むるもみちハ嘸と立田山

しくるゝ秋を思ひこそやれ

法隆寺にまかり、夫より富緒川を渡るに、

いかるかやとみの小川の水清ミ

さゝれもそれと見えてくもらむ



尼かつしといえるにこよひつきぬ、

十九日、朝とく起て菅原寺にまかり、夫より神功皇后の御陵山に詣て、かへるさに、吐師といえるところをすぎ木津川にいて、このところより船にてわたる、眺望いとのかか也、

泉川水の行瀬の末みえて

かすミをなかつ波の春風

はる／＼とこきゆくに、風波いとはけしくなりぬれハ、塔にあかりて行まゝに、八幡山に花の咲るを、

瑞籬に花のしらゆふ影そへて

あふく八幡の影そかすめる

淀の橋のほとりにて

御使をはしめ、殿上の舞人石清水臨時祭りに詣て給ひしを、

宮人の衣にすれる花かつら

ちらぬ色香を神やめつらん

廿日、朝とく起てかへるに、伏見の里に鶯の鳴をき、  
て、

万代の春を契りて呉竹の

ふしみの里に鶯やなく

巳刻過る比都にかへりぬ、人々つとひてよしのよくみしことなとかたらひて、待もふけに人々さけくミかはしときうつるもいとのかかなり、いく春も都のはなを馴見るのみか、よしの・初瀬の花を分みしことを思ふにも、めくミあるみよを仰かさらめや、

めくみある春にあはずハのとかなる

名所おふき花を見ましや

師卿の御もとによしの、おし花を奉るとて、

君よこの袖につゝみし花の色に

よしの、春を思ひやらなん

御返しあり、

つゝみこし袖の匂ひも花にそふ

よしの、春を思ひやらるゝ

とる／＼存より

なく一覽事

光実

海国兵談抜書

溺死を救方

一山雀ガク幾羽テモ二羽とも黒焼にして水に和し、惣身に塗る、

○又石灰を水に和し、惣身に塗てよし、○又生明礬ナマミョウラン

の粉を鼻中江吹入ル、忽ち水を吐出シて活、○又皂サイ

角子の粉に絹キヌに包ミ肛門中に入レ関元。百会サイの二穴

に針灸ス、忽活、

右、何レも一宿を経ルをも活スなり、

湯火傷の薬

○杉木スギノ葉黒焼細末シ、鉄漿テツに和し伝、○又石膏末。

胡麻ゴマノ油に和シ伝○飯を黒夕焼ハクシロて胡麻ノ油に和シ伝、

○胡瓜キュウリを細方に搗爛ツネタマシぬり付る、○又人家庖厨タイトコロを流す

塩味シホケのある下水中の泥ドロを付てよし、○白粉を卵白に

和し付てよし、

悪風ヲ知ル法

○雲横(にカ)ヲ柵引テ日色赤きハ悪風なり、○日月朦々として暈カサあるは悪風あり、○大白星。見へ難キハ悪風

なり、○西南に参星ウツボク動揺するハ悪風也、○諸の星ひ

らくくとして動く様なるは悪風、○雲行き早くして

箭ヤの如きハ悪風、○禽鳥の高く飛ふは悪風、○天色

ほの暗きは悪風、○人身頭執(熱カ)するは悪風ありと知へし、

古の遺愛 異本二明君行録とあり

一丁卯之年延享四年家督ましくて初て入国し給ひしより、

務て政を発し仁を施し給ひ、日毎に家老・近習役今

御側側役など召して、民間の疾苦と政事の得失とを問

せ給ひける、初め有邦公(繼豊)の御時非常の事共打凡ツクひて

国用ほとんど乏しく、録(禄カ)をはめるものには租米ノ出カを増

し、官に居るものには俸ホウ扶持(減カ)を滅ツクし皆式拾分拾分、又人こ

とに増銀をいたさしめて壹部五、公私の費用をは助け

給ひし事あり、此よし聞召国用のたらさるハ自己コの

よくを縦ホシにし、無用の財をついやすによれり、上に

あるもの自ら制して用を節にしなは、何のたらさる

事かあらん、いにしへより民の苦ハ租ソゾ税ノ年貢年貢、かの重

きによるといへりと、されはこそ、聖の教にも民を

聚斂シユシし公に付益せる、深く戒め給ふそかし、民の父

母として、たとひ仁政を施すことまで八叶はすとも

いかてそれをハ虐シエケルに忍んや、今日より以往一切サに免

して旧に復し、ことしすてに上入せしをも悉く数へ計りて返しあたへよと命し給ひければ、諸の老臣御旨を承りて、夫々に沙汰し且国中に触渡されける此日十二月十八の事なり

近年御所帯方難取続二付、(重服カ)出米出銀為被仰付置事

候得共、御領國中至末々差迫ツマヤリ之由被聞召上候、依

之此節猶又御所帯向巖蜜二御儉約被仰付、旧式之

内をも可被差欠候条、今年より右出米出銀之儀可

被差免候、

右之通被 仰出候二付、重出米出銀者今年より被

返下候間、与中・支配中・諸外城不洩様可被申渡(江服カ)

旨、地頭・領主・与頭・支配頭江可申渡候、

卯十二月

島津(久甫)左衛門

樺山(久初)主計

島津(久島)右平太

郷原(久雄)転

鎌田(政昌)典膳

御役料銀米・御切米等、其外諸職人賃取米御物より

代払有之候分、去寅八月より午七月迄式拾部壹引方二而相渡候様申渡置候得とも、今度重出米出銀御免二付右引方之儀ハ被成御免候、(迄服カ)只今引置候分被返下候儀ハ、首尾方難届候間、此節より先キ引無二而可相渡候、

右之通御側方・御勝手方江相逢、与中・支配中・

諸外城江可被申渡旨、地頭・領主・与頭・支配頭

へ可被申渡候、

卯十二月

左衛門

左衛門久甫今の左衛門祖父なり後に親しきものに語りて、君の

慈愛深くましませしは早晩のこと、ハイ、いと、就中

今般コノタヒの事は民を憂へ給ふ誠心より出而己イヤんと欲すれ

とも能ざるもの也、さきに御旨キヨシの下しとき、国用の

つゝ、かさるといたつらに飢渴の急のみにあらず、租

を増し俸(減カ)を減しても、猶たらさらんことを恐る、今

もし返しあたえは朝夕(をカ)のいかんかせんと申上なんと

しけるか、余りに御言ゴトばの切なるに推されてえこそ

いわさりし、且かく申出してもし汝ハ加判役にあら

すや、浅(かゝる脱力)ましき格護にて其任ニハよくも勝たるにそと、宣はせんにハ対へ奉らん言葉もなけれハ、唯々あつと答る声として旨ムネにしたかひしとなんいわれしとぞ、かくアホシメンまで国用の逼迫ツツシクしても、猶も民ハ聚斂(に脱力)し給はず、君子むしろ己の財を亡すとも民の力をやふるに忍びさるの御心操ハバ、下伝へ聞ても感動せさるものなし、其世にハ国人の愛ツツシクみ奉るこそ父母のごとく、敬ツツシクひ奉る事神明のごとくなりしと、老(老なき力)なれしき人々のいかめしく語り侍るも、けにかくこそと思ふ計なり、一家督し給ひし初め国用たらず、方アサに群臣と財を生せる道を論し給ひける時、老臣五人姓名前々に見えたり皆歎ツツシク状書願を上タテマツて、職田役料千石を返し奉りて公府に納んことを願ひ、諸の其大身衆名をも詳にせずも、各其城を致して真実をあらハす。公のために一利をおこさんことを求めけるに、己を益して人を損する事は我せさる所也とて、並に省ミ給はず(取揚力)、其比中山王尚敬今の中山王が高祖父なりも又使者を遣し、金若干両ツツシクを獻して国家の費用を助けんとしけれとも、たゞその志を賞し給ひて其物を受たまハさりけり、されと尚敬重て、むかし琉球饌

せしとき、浄国公若干両の金を賜りて賑救し給ひしに頼りて、君臣共に全きことを得たれば、今その恩を報せまほしと、かくハ獻し奉るなり、更に貢ミツギを納るにはあらずと懇ねに請ひて已ざりけれハ、訳もかわれハ強ツツシクに辞すへきにあらずとて、やうく受納れ給ひける、  
一細民百姓町人などのいふのの姦を作し科を犯して獄ツツシクに繋る者多きをかなし憐ツツシクませ給ひ、刑罰ハ国の大事なれば聊も緩ふすましきものなれと、民ものしらぬものなれハ、恒の産なくてハ恒の心もなし、恒の心なきよりして放僻邪侈の仕業をもなせるなれハ、罪に陥りたるとてそのまゝ無下に殺しなんと、民をあみせるにて仁人の忍びさる所なり、人を殺せるもの(罰力)にいたつてハ、天罪逃るへからず、されは我是をいかんともすることなしといへとも、或ハ火をさし強盜をなし、或は官物を窃ミしものなとハ、其悪少しきなるにハあらねと、飢寒の苦しみに堪かねて已ことなきのわきなれば、かたのごとく生業ナリヤイさえ付なば、なか前非を悔ひて良民とならざるへき、されハ此等の

たくひをハ一切にはなちつかはして、家にかへらしむへしと命し給ひければ、有司御旨を承りて沙汰しけるほどに、死刑若くは流罪に極まりたるもの、(赦カ)数を得ること凡若干人、獄中ほとんど空しきにいたれり、されは囚徒(シツト)ミナ再造の恩を感じ御樓門のほとりに至り、御城(シツト)に向ひてひたすらに拜し奉るもの夜毎に絶すとかや(延享四年、之事なり)、かく人に忍ひざるの心をもて人に忍ひざるの政を行ひ給へハ、是より後に罪人すくなくして、刑ほとんど措(ブク)に近しとなん、

一 農民の利に趨り欲にふけるもの多くして、動(ウ)もすれは禁を犯して窃に黄櫨の実をちぎり、徼外境目(ハシ)に出して粥(ヒヤ)きけるに、其事露頭して刑をやふるもの往々(ウルト)絶さりき、此よし聞召し黄櫨の国内に益ある、その利すくなきにハあらず、されと君子ハ人をやしこのふ処のものをもて人をそこなはずといえり、我むしろ(国立公文書館所蔵本より補)財を失ふとも、民をして是かために罪に陥らしむるに△忍ひず、有司に命して悉くその木を伐除かする程ならハ、民もおもひを絶て我も煩ひなきに近らんかとのたまひければ、徳の流行せる事速かなる

習ひにて、内側より外表に聞へ朝(下)より野舎に達して感戴(難有)難有せざるものなけれハ、令のいまた行ハさるに盗ミ粥くもの先止にき、(下知)

一 或時馬を走らしめて谷山の邑に遊び給ひ、晡時(申)申の比(フヒ)及ならせ給ひける時、荒田村の渡り俄に雨の降ければ、御供の人々おもひよらぬ事にて其備なけれハ、皆ひたぬれにぬれける、されは御傘持進ミて傘をハさしかけ參らせけるに、從者皆ぬれひたりて憂苦せんに、我独かゝる便利(ベリ)やハせんとのたまひて敢て当り給わす、左右廻り頻に勧め奉りけれども耳にも聴入給わす、そのまゝ雨を冒して馬を馳給ひけり、されハ御傘持ハせんかたなく傘を斂て肩に負ひ御跡に付て走りけるとなん、君の民と憂を同しくし給ふことかくのとし、百姓(諸)人車馬の音を聞羽(ウ)鹿の美を見て、誰か欣々然として喜色あらざらんや、(御鑑等のこと)

一 或時鳥を愛し給ひて御庭の中に地籠をしつらひて飼置せけるに、鳥来りて劫(カラス)かしければ、左右見付て追放し、扱憎(ニク)ひものかな、いさ涼さして取んとて其あたりにさし置けるに、或日ひとつのからすのかゝり

けれハ、老オソなききものおさなきもの打寄てとらへ、己は憎ウツひ奴ヌかな、今こそ覺つらめと打擲しける、此さまみそなはして地籠カサネにさわりたるハその鳥カラスにやとの給ひけるに、初めて疑獄なることをおもひあたりて、何れも俯伏して罪を謝しけれハ、たとひその鳥カシコマリのなしたるとも彼ハものしらぬものなれハ、人として罪すへきやうなし、ましてそのからすのなしたらんもいまた定まらざるをや、速かにゆるすへしとのたまひける、是人を愛せるの心を推して物に及ほし給へるなり、

或翁の語りけるハ、七才の御時江戸にましくて、矮チビ鶉ホを国許より取寄給ひて飼置せけるに、からすのさわりければ、左右弭して取らんとしけるを聞召てと、め給ひしと、又かたへの翁のいひしハ、又三郎様と申せし比、高輪の邸にいまして繡眼シユウガン児を飼せ給ひ、或日籠トリカゴを御庭の木の枝に懸をけるに、からす来て劫かし終に喰殺しければ、左右はこし取らんとて、その木の枝に鳥餅ヤマモチを付けるをみそなハして止め給ひしと、異説紛々として孰を是と

し孰を非とすへきやうもなければ、姑シヤウく記せしも  
の、伝(待カ)りけるに抛りて、かくハしるしぬ、

一犬の死したるをは包カハラに盛りて、海川にすつるもの、多きを聞召て、いかに獣の尸カハネなれハとて、生類なるをはかく無下にハすまじきことなり、今より後、牛馬犬猫のたくひ一切に土中に埋めしむへしと、有司に仰せて国中をいましめ給ひける、是生を愛せるの心を推して死に及ほし給へるなり、

一府フ下モト城シヤウに池の平と唱へる所あり、鶴丸山御城山をいふの西の禁フモトにして、新照院より草牟田へ行くにハ、此によらずして外にかよふかたなき所なるに、霖雨の比などハひたもの岸の崩れて往還のなやミ大形ならぬよし聞召、有司に仰せて夫役を興し、川流の方に添ひて懇道コンダウ新を開しめ給ひ、平の傍よりおりさかりてはるか向なる隆盛院のほとりになるやうにはなりぬ、是又民のために一利を興し給へるなり、

一家督ましくて入国し給ひしより専ら節儉を務め給ひ、御膳は一汁一菜を供しめ、御服ハ木綿を用ひ給ひてミな木綿也といえり、御刀は鉄テツをもて飾とし鮫サマを加

へ給はず、その余の飲食器物も又ミな国産を用ひ給

ひて、他国に求め給ふことなし煙草まで服部産をやめて、分産を用ひ給ひしといえり

就中御服をは江戸にましませしときも、朝覲キン御登会

同御寄ツムキの時こそ帛紬ツムキなども上衣にて召させけれ、燕

居御内証内にハ綿布の外かりにも用ひ給はず、染ハいつ

も鼠色をもて定めにし給ひしとぞ、かく自ら服を制

し食を節にして身をもて教給ひしほとに、苟くも官

に居る職に任せるものはいふ脱力にや及ぶ、匹夫匹婦までも御

徳に化し、数十年習染たる華美の俗も俄に變して質

素の風とハなりたり、

一 近き比よりして風俗衰へ、人心も日に偷イサシク、土風も日

に薄く、漸々家業をわすれて利欲に趨ウツスるのならハし

となりもて来らぬ事れる力を憂させ給ひ、自ら教書仰を作

りて大に国中を戒め給ひければ、諸の老臣も御旨を

承りて副書添書して下されける、

近年士之風俗儀力悪敷、耽利欲候者共有之由相聞得、

甚以不可然候、末々之者迄邪成心底無之様可相嗜

候、  
十二月

別紙之通被仰出候条不致忘却可相守候、此旨与中・

支配中・諸外城江可被申渡旨、地頭・領主・支配

頭江可申渡候、

卯十二月

島津久忠左衛門

樺山久初主計

島津久忠右平太

郷原久雄軒

鎌田政昌典膳

百の有司は皆朝服して、敷舞台に至りて謹て命を聞

けり、其余の士庶人は各其与頭・支配頭宅に趣て拝

聞しける延享四年十二月十八日の事也

一 薩州串木野郷下石村島平村農民に助右衛門といへる

ものあり、早々父を喪し母に事へて至孝なり、定省

朝夕の機嫌聊か怠る事なく、冬ハ己か身をもて母の

衾をあたゝめけり、その身生れながら耳聾て物音を

もわかされは、夜ハ母の傍に寝て手をもて再三その

呼吸イキサシを伺へり、母いたく老て起つこと能ざるに成て

ハ、毎ツねに背負セヲヒて出て遊び慰めける、母田をみむこと

を望める時ハ、己か田ミよく登ミれるには実をもて告て

歡はしめ、登らざるには人の田のよくみのれるものをさして、己か田としてその憂へなからしめぬ、母疾ひあるとき産業をやめて傍に侍れり、母死せんとせるとき、汝かく我に侍らハ、恐くハ農業廢れてますく貧しからん、我死せるとも葬らん事叶ふましといへるに、粟壹俵を持出して、既にその設けあれハたとひ万一の事ありともいさゝかその憂へなしと慰めけれハ、母喜ひて安心し死しけり、その喪に居ても泣きかなしめるさまハ節を過るほとなり、されハ闔郷（一郷中をいふ）を稱して孝行助右衛門といへり、公の国に就かせ給ひし明のとし、有司以聞言上せしかハ大ひに賞しさせ給ひ、米若干俵を賜りて旌表（名をあらはすをいふ）し給ひける、

一 御庭の中にひとつの蜜柑のありけるを愛し給ひ、ひと、せ実を結ひてうるわしかりける比、御庭を廻りみそなはしけるに、人のちきりたると覺へてかたへの枝の疎かなりけれハ、何もの、所為（シツメ）やらん、我此蜜柑をハ秘蔵せしハ誰もしれること成ルに、かゝる不届ハなしつものかハと御氣損（色脱力）し給ひけれハ、右

左近侍の人々はかために手足を握りて懼居たり、

かゝる処に村野（フシバマワリ）与十郎（本姓岩切氏、与五兵衛某か二男二而）

子と成て村野氏を言（フ）せり、後に故ありて彼家を辞し、岸喜右衛門某か後を繼てまた岸喜右衛門と稱しけり、今の御老公の御時御使番となり、御側役二うつされ、表御用人に終れり、今の喜右衛門父なり、また十二三才なる御側

御小姓のありけるか進ミ出て御前に畏り、与十郎こ

そちきりて候、あまりに実のうつくしくてたべまほ

しくかく仕たる二而候と、憚処なく申上ければ聞し

めし、御氣色たちまち常にかへらせ給ひ、扱ハ汝が

しはざなり、窃にちきりたるこそ不調法なれ、有の

儘に申せしことの老なしさよと、御感斜ならず辱く

も褒美とらせんほとに、何にても望み候へとありけ

る、与十郎者自ら罪かふむるに究て命の下るを待ける

処に、おもひのほかなる御誼なれば涙せきあへす、

某不調法をなためらるゝさへ身にあまりて覚候に、

いかて御賞賜をハ受候はんやと、たちて御使申けれ

とも強ての御誼に是非もなく、さらハ恐なからつね

に御側に召置れる御守刀をハ申請候而、家の守り

なりともいたし度と願ひ奉りければ、能こそ望ミた

るとて守袋まで添て下し賜りけるに、畠山孫平太と



言ひしも御側御小姓二而、与十郎と諸共に蜜柑をちきりけるか、与十郎が首実白しけるをみて、猶もつゝみ隠していわさりければ、後の戒めとて御前にめして、医師(を脱之、セナカ)して背に点しチクサ艾の大ひなるをもて灸治せしめ給ひしとぞ、凡君の善を勧め悪を懲し給へること皆この類タカひなれハ、賞を得るものハ益々勧め、罰を被るものハ悔ひあらためぬ、

或人此事をもて淨国公の事なりとし、或翁の語り(吉宣)

けるも、与十郎・孫平太同じいとけなかりしより、

▽礪御屋敷につかふまつりて御側御小姓たりしが(国立公文書館所蔵本より補)

△与十郎は後に 慈徳公(宗信)に付参らせられ、孫平太

ハ 淨国公の世を没し給へるまでつかへ奉りけるとなん、されはいかさまに礪御屋敷にての事にや侍つらん、されと他の扱所ツリもなければ果してその然るや否やをしらす、しはらく旧聞しける処を記

して、後の識者をまつのみ、

一宥(縦意)邦公県官のために増上寺救火使是を火の御を領し給ひけるに、御不例まし(叶カ)てその事計ひかたけれハ、世子二而渡らせ給ひて御位を撰ツキし給ひけるとめ給へる

也、或夜二更の比及、増上寺の界内袋谷といえる所

に火を失して燃上りければ延享二年二月廿日の事、(国立公文書館所蔵本より補) 〽なて設け置れたる土ども召具せられ、御敷台より御

馬にめしてたゞちに表御門より出給わんとす、御近習役岸喜右衛門(後の喜右衛門が養父也)△御馬を招て表御門ハ公儀(控カ)

の火消衆御守殿をかためんとて、門外に充滿しぬれハ通路も自由ならず、しかし西御門より出給はんに

はと諫め参らせけれども、何かある、駈破りて通ら(脱カ)すと、表御門より出させ給ひ、そのまゝ御馬を飛

して駈給ひける、是をみて御供のめんくも続ひて駈しほとに、さハかりの大勢もたまりかねて、左右

にさつと開ひてけり、夫よりたゞちに増上寺に入らせ給ひ、床机にかゝりて采配取て下知し給ひけれハ

県官の神社奉行以下の諸有司公の床机にかゝせ給へる(脱カ)をみて皆馬より下り、式体して通られけるといへり、普代恩顧

の士とも命もなにかおしむへき、今をかきりと禦きけるほとに、幾程なく大寺の界内を出て片門前町の

方に向ひて焼行きけり、折しも風烈くして芝の御邸も程近ければ心元なく思して、誰かある、見て参れとありけれハ、御言葉の中より早中通御目付(今の御目付)

なり谷山善左衛門馬に乗りて駈出、是を見て湯地喜兵

衛劣らしと徒立になりて走り行善左衛門ハ寺の大門より出喜兵衛ハ柵を越へ堀

を渡りて出、須シハツクありて喜兵衛まつ馳歸りて告す、將監

橋に向ひて御屋敷の方を見渡候に、人馬東西に行通

ひ、火炎ヒハ八方に飛散り、御屋敷たゝ煙の中につゝ

まれてそれと分かたく人にたつね候へは、御殿(守脱力)ほと

んと危しと申すと、善左衛門もやかつてそのことく反

命しければ、扱こそと人を源寿院増上寺之頭司に遣し火已に

南さして焼行なれば、寺の氣遣もなしと手勢引くし

歸りすると告給ひ(国立公文書館所蔵本より補)そのまゝ御馬にめして堀涯を駈

通り、西御門より御邸へ入らせ給ひ△けるか、後を

かへりミ給ひて、供の者共、汝らハ東門より火先へ

廻りてふせき候へと高らかに呼らせ給ひ、御自分は

近習の衆を召具して、たゝちに御守殿にぞ登らせ給

ひける時に、火方に東御門前の市塵シを焼けるか(片門前海)

手のこらす焼きて、西庇寺前通(朱書)て、(朱書)かりを過ぎ爰に及ひけるといへり御旨を承りたる土共なし(朱書)か

ハ猶予すへき、我劣と声を揚て走出、家のなかは焼

たるに升りて打消しぬること幾々といえる数をしら

す、県官の有司是をみて余りにいたつかはしとやお

公義のこと

もひけん、薩摩衆は此方へと火のなき方へ誘ひ引け

るに、薩摩勢ハ火のある方を消し候、火のなき所ハ

けされ候はすと口々にのゝしりけるにそ、有司腹を

立て、さらはとて火坪なる通町に列れてゆき、大ひ

なる家のなかば焼たるをさして、これ消されよとい

えは、心得たりとて我先きにと屋の上にかへ升り、

急ひくゝ声を出して禦きけるほとに、立所に消し留

たり、扱各いふやう、火消衆の下知をまつまでもな

し、心にまかせて消ばやと諸方をかけて消し廻り、

印を立ること凡七十余ヶ所なり、見るもの胆を禿し

て薩摩衆は鬼神にやと驚きあへりけるとそ、君幼

かりし御時より寛仁にして、大度ましく深く民の

心を得給ひしか、かゝるきハにのそみて衆の身をい

たし力をつくせし(国立公文書館所蔵本より補)こそゲ実に尤の事なり△、

一年若きものとも動ウもすれハ喧嘩闘争して、ハ刃傷し

て死せるにいたるもの絶さるよし聞召て、あたらし

とかな、かほとまて軽くせる命をはいかなる不思議

も出来んするときに、我馬前にて捨たらましかは、

其名の後世にのこりて芳しからんハいふまでもなし、

国のため家のため栄耀ともなるらん、よしなき私  
闕に命をは捨んこと、たゞに犬死になるのミかは不  
忠不孝の罪をも逃るましそと、歎息まし／＼ての給  
ひければ、禁し戒めよとの御誼もなけれど、かゝる  
難有御意を伝へ聞てハ誰かハ感涙にむせはさらん、  
心に銘し骨に割(刻カ)ミて身持をたしなミしほとに、聊一  
朝の怒に其身を忘るゝもの絶てなかりしとぞ、

一 己巳の夏寛延二年江戸より着せ給ひしより、御寢食や、  
常のことくましまさず、(群カ)郡臣の朝賀御祝儀の出をいふをさへ

請給ふことなく、漸くにして腫氣になつミ給ひて、  
仮初ならず煩らわせ給ひけれハ、医薬・祈禱聊かを  
こたる事なしといへとも、更に其験なく日に添ひて  
重らせ給ひけり、されは近習の人々ハいふにや及ふ  
百の有司より府史胥徒蔵役・筆者・肝煎・足輕などいへるたくひなり、のたくひ  
にいたるまで、憂もだへて手足を空にまどふ心地し  
て、公退御殿へよりカささがる暇へカにも家事をいとなむ思ひもなく、  
たゞひたすらに神社・仏寺に詣て御回復を祈りける  
もの日夜跡をつくはかりなり、わきて切なるものは、  
夜ことに丑の時まで家を出、丹誠抽つるものもあり

けるとかや小倉喜藤太ハ、時に御家老の筆者たりしか、夜こと  
六日目までハ社内にて絶て人にあはさるるか、七日めの夜結願にてか  
へるさに、華表居のあたりにて不凶人に行逢たり、能々見れハ公子  
久峯君にそありけるといひし、久峯君ハ、公の異母の御弟にて、知  
覽家を継給ひ、奎殿と申せし御方なり、公子の御身にて御僕をさへ  
随へず、独り丑の時の歩ミ運ひ給ひけるも、君を敬ひ兄を愛ミ給へ  
るの御心の底ふかきとハしられける、此外かゝるたくひまれど多かる  
へけれど、我しらさる処ハいか、せん洩しぬ、喜藤太ハ後に唐船方  
に遷され、御広敷番の頭にいたり御抱守を兼ね、いまの喜藤太父な  
り、又年若き士などハ十里二十里の遠きをもいわず、

或は七日或三日をもて定めとして、水引の新田宮・  
国分の正八幡宮・額娃の開聞嶽・曾於郡の霧島嶽・  
出水の加志久利社などいへる名山・大川に夜を日(にカ)を

継ぎて歩を運ひ、君の玉の緒結はせ給へと誓願かけ  
ていのりける、其迫切の至情、是を寺山太次右衛門  
用央府下の歌人なり、  
仕て御舟手儉者也君か身のいたつきはらへ誠あり  
て国を守りの神ならば神と読ミける歌を見てもおも  
ひしられたり、また美代六郎兵衛清相亦歌をもて名あり、  
仕て御馬方たり江戸に在て、八百万神と平に守りなん三国の民の祈  
る涙にと読しも併アツせ考へつへし、それから中にハ数日  
食を断ちて社に籠り、身をもて代らんことを求めけ  
るものもありしとなん、村田九郎右衛門といひし士家貧しくし  
て独りの老母あり、上乘大廻り舟のな  
監使をいふ

として世渡しけるか、公の疾を祈るとて母と暇乞して立別れ、新田宮に詣て身をもて代らんことを求め、その日より食を絶ちて社に籠り、日毎に三百余の石きさを下りて谷川に浴して丹誠を表しける、如此なる事凡数月にして、精疲力極りて起たつことも不叶けるにはや世を隠れ給ひしと聞へければ、臥しつゝ軫ひつ泣き哀しめと詮もなけれハ、漸くに社をはらバひ下りて、別当寺なる僧のもとまでたとりゆきける、住僧則扶け入て食なとす、されと死生大命あれめ、漸にしていのちたすかりけるといえり、

ハ神明もいかハ、ハせん、其年の七月十日にハ終に世を辞し給ひしと聞へければ、暗夜に灯の滅たること、中御外表鳴を潜めてものいふ人もなく、た、首をたれて涙にむせふのミ、やかて喪を発して国中に告けれハ、朝城野外声を放て号哭、水漿口に入らざる形勢譬るに物なし、古の老姑を喪せるかことしといひしもかくやあらんと思ふはかりなり、余りのかなしみに心や迷ひけん、白昼に灯をか、けて往来せし人もありけるとかや聞しかわすれぬ、爰に内外の医師共ハ昼夜をわかたす御病床に侍り居けるか、御養生叶わせ給わざりければ、今は為方なしとて葉の箱なと取納め退出の用意しける処に、その日までも神に参り仏に詣て、平二祈りける二才をいふ、御逝去之由を聞きて大ひに腹をたて、こはやぶ医師やうつ

け兵道どもか為所なり、いざ打殺して殿の供養にやせむと、上は吉野橋新橋をかきり、下は南泉院の下より御春屋地藏堂の角迄も引廻して、大勢待うけしなど取沙汰しけれ、醫師共胆魂も身に添はず、時移るまで退出せんこと叶はず、漸く事鎮るをまちて、鼠の走るかことく頭をか、けて逃帰りけるとなん、或翁のかたりけるか、臣子の情尤さもありつらん、寺山用央も慟哭の余りに神明の助けなき事を恨みて、又一首を賦しける、此国を守りの神もつらきかな君の玉の緒むすひとめねバ、美代清相も亦御卦を聞きて悲にたえず、数首を詠し懐を述へける、その一首聞に、今堪ぬうつゝの哀さをやかてさめゆく夢になしてよ、其外和歌をもて名あるもの各その情をのへさるハなし、されと余り事繁くなるまゝ、わざと筆をハ留めぬ、

一 天性孝友まし、御父母に事へ給ひて定省怠らせ給わす、御弟妹に交り給ひて友愛篤くまし、ける、  
 淨岸院大夫人、養女也、実ハ清閑寺左少弁照定卿の御母也といへり、鐘愛し給へる事御自分生せ給ひしに異ならず、

公の御喪を聞召て臥し転ひくなき哀ませ給へる形勢、見侍るもの感動せざるハなし、菊姫君公の御妹に生給へるところ也、後に松平修理太夫重政に嫁し給ひて江戸溜池の邸にまします、真合院君是ナリも亦哀悼の余りに倭調を賦して懷を述給ひける、月花とめてしも夢のむかしにて今は涙の手向をそする、

一 尾張中納言宗勝卿の御娘房姫君へ縁組すませ給ひける元文五年申のとし、四ツちかひの御めおとりにていまた幼く渡らせ給ふとて、婚姻や、延させ給ひけるうちに、房姫君仮初ならず煩らわせ給ひて、終に空く成給ひける辰のとし、されとその御妹嘉知姫君とてありける寛延元年、か継て入興し給ふへきに究りて同二年巳ノ春、やかて婚姻整わせ給んと上下喜ひ合る処に、公又病ひに臥しさせ給ひて、終に世を辞し給ひければ同年の夏、その事叶わす御たがひに御不遇なりしこそ世にはかゝる例しのなきにしもあらずと、いと哀なる御事なり、されは十八の御年世子二而御暇賜りて初て入部し給ひ年うしのと、明る十九の御とし、江戸江上らせ給ひて御世続せ給ひ、又その明のとし入国し給ひしは、はや二十なる御齡なりけるに、配偶のましまさざれハとて、

荷も婦人を近付給はず、常住座イヤシク臥表の御休息所今この間、その時の御休息所なりといへりにましゝて、(妙心方、繼豊側室)妙信夫人に定省し給へるにあらざれば、敢て大奥へ入らせ給わすハ、公の御実母二而、初め原良の御館にましゝけるか、公の御世繼せ給ひて入国し給ひし年、山下の御館を嘗せ給ひて移らせけり、されと天

奥江主婦のいまさざれハ、夫人山、その定省し給ひて侍座下よりかけてましませしといへり、公の同母の御妹にて、今新城の家にまします心鏡院とのこれなりにせしめ給ひて、御方の御方をせしめ給ふことなし、されは夫人 公のとしや、長け給ひて御子渡らせたまハさる事を深く憂へさせ給ひ、いかにもして妾を進め参らせはやと、或時 公の寵愛し給へる村野与十郎前に見を近付給ひたり、今宵はあなかに殿をすゝめて奥へ入れ奉れかし、そのため鎖口奥表ののを閉トササさすましとありければ、与十郎は稚心フサナに畏りて候とて罷りぬ、扱其夜公の御寝所に居て鎮らせ給ひてのち、密(密カ)に御側へ進よせけるに、碯と起上らせ給ひて、何条奥へ入れとや、こは誰か教たるそと宣ひける、誰も教へは仕候わす

と申上げるに、いやさないひしぞ、よも汝か所存にてハなし、いわせたる人候はん、隠すましと、再三詰らせ給ひければ、与十郎も隠すに言葉なく有のまゝを申上げるに熟々聞召、こは思ひの外なる御誕かな、我等には尾張との娘に縁組済ぬれハ、近きうちにはおのつから婚姻も整ひ候ひなん、さもあらんするのちハ、兎も角もあるへけれど、いまた夫人をハ迎すしてまつ奥などへ入り候はん事、世のそしりも恥かしく候、且はさる事して候はんには、国中のものともいわれなき行跡をもなしてんに、何とか沙汰し候ひなんや、母上の仰ハさる事にて候へとも、御旨に随ひ奉り難きなりと聊猶予し給へる御心もなかりければ、与十郎も今は為方なく夫人にかくと告参らせけり、されは夫人も深感動ましますとはいへと、猶も深き慮まし／＼けん、公の定省し給ひけるにハ、いつもみめよき女をは数人すくりて綺綺めんに白む衣せ、粉墨おしろひを伝させなどして御側に給仕せしめ給ひ、いかにもして御心を遷さんと計らひ給ひける、されと時移るまで侍座し給ひても、御目を

めくらしで見給ひしことさへなかりし、或時定省畢て出させ給ひける時、何かしとかいひし女のみめかたち世に勝れたるか御裾を引て止め奉りけり、是も夫人の御計らひにてかくはしけるとなん聞へけるか、聊も御心も羈されたまハす、他の侍女ともを呼ばせ給ひて、何かしハ酒に酔ひたわけたると覚ゆるそ、よく／＼介抱してよとのたまひて裾を奮ひてかへりミ給ハさりき、又或時夜のいたく更ぬるまで寝入らせ給さりけるに、御近習役福山平太夫或人の曰、河田蔵太左衛門が事也、に兄篠崎甚七か養子と成て、篠崎蔵太左衛門といへり、公の二才の御時より事ふまつりて奥御小姓たり、今の老公の御時に及て数職を歴て御御用人にいたり、今の祖父なり、平太夫ハ後に表御用人に選され、御勘定奉行に終り、御次に臥し居て、いかに長くして苦ませ給へるにやと窺ひ参らせけるに、されバよと宣ひければ、今宵こそ奥へ入らせ給ひて寝させ給へがし、所もかはりて珍らしく友なひ給はん人も侍りて御心や慰ミ候はん、いざ参りて按内申さんとして、はや立行て御鎖口をたゝかんとしけるを、急かしくと、め給ひて、いやとよ平太夫かくハせまひそ、我

等いまた夫人むかへされは、かりにも奥へは寝まし

きとなり、いかに夜の長けれハとて、かゝる放埒の行跡せんこと勿体なしと宣ひけるとそ、或翁さの件々の事を語りて、凡人の情制し難きものは色の欲より甚しきハなし、人の家を取り国を亡すも、皆職モトとして此に由ることなれ、されは聖の教へにもこゝをハ深く戒め給ふそかし、しかるにこの君漸く二十計の御齡にして、かく自ら色の欲をハ制し給ひて婦女をハ近付給わず、侍臣の請コトひをも止め給ひて母堂の求めにも応し給わさる、御守の固き事古の賢き人にも恥給ふまし、殊に国人の標準たる御身なれハとて、かくまで自ら畏れ敬ミ給へる御心の底そいと感に堪たるわさなりと、涙流して語りけるを聞きて諸共に袖をぬらしぬ、

一 入部し給ひし初より、夜ことに老臣衆を内朝御書に宴し給ひて、上下の情を通し補闕の益を求め給へり、毎ツねに老臣を戒め給ひて、古より大名ハ賢き家老さへあれは、其身はたとひ愚なるとも国の治らぬハなきぞ、汝等務て忠をつくし過を補わんことを思ふへし

との給ひける、

一 或時ひとりの老臣の不足せしことあり寛延元年正月公國にまします國老頼姓内膳久国江戸に卒ス、疑、その闕をは補ひ給はんとして、國老の衆を召して群臣誰か其任カクに称カクふべきものと問せ給ひけるに、何れもかねてその格護やなかりけん、退きて愚按をめぐらし候はんとしてまかられけるときに、鎌田典膳政昌今の源左衛門祖父なりは聊か身にいたわることありて出仕なかりければ、後の日に政昌をはひとりめしてまた前のことと問せ給ひける、政昌畏りて何かしこそその任カクには称カクふべきものにて候と、少しも猶予せる心なく申上られければ、汝何の見る処ありてかくはいふそと、重ねて問せ給ひけるに、別の儀にてハ候ハす、いか成職務の煩らハしきをも弁へ候ことは、水を決ツキるがごとし、是をもてその任カクに勝へなんことをしれりと対へ奉られる、汝は同役（聞しめし脱カ）どもと違ひ兼而その格護もありと覺て問つるまゝにこたへけるこそ、その職（も脱カ）に恥（も脱カ）ましきものなれ、されど我が問へる処は器量なり、汝かこたへる処ハはたらきなり、はたらきをもて人をとり候は、凡百（ハシク）の有（ヨコ）

司のことにて家老のわきにてハ候ハす、家老ハ万の(民腕カ)上にたちて一国の政を行へる職なれハ、口に扱はん言葉なく、身に扱はん行ひなくて、人の矜(ツシ)ミ式(シキ)るほどの器量なくてハいかてその任には勝へ候へき、たゝにはたらきの勝れたれハとて薦(ヌ)め挙るやうやあるとの給ひてければ、政昌も理に服しぬ、

一馬を好ミ給ひ、或時浦風といひしたくましき馬を求め給ひて御自ら試ミ給ひけるに、却退(アゲナリ)して進まさりけれハ、憂(ウ)させ給ひてさまゝ御手を尽して責給へ共、その癖(クセ)あへて直らす、鎌田政昌かねて責馬のこともて己か任としけるか、此由を聞て御前へ進ミ、やつかれにひとつの手業こそ候へ、預り参らせて試ミ候はん、明の年下り給はん比には必ず乘直して返し奉らんこそと申上られければ、さらハ汝に預(け)からずるとて直に下し給わりて、御身ハやかて江戸のことく上らせ給ひけり、爰に政昌ハ浦風を私第(サシキ)の前なる千石馬場の街(チヤウ)に引もて出し夜ことに乗りけるに、初のはとは聊か公の試ミ給ひしに異ならさりしを、政昌強て責すしてたゝ己かゆくに任せ置けるほとに、

(益々カ)益その癖を顕して西田橋のきわまてにほしきまゝにぞしざりもて行ける、されと政昌倦ず厭す、凡そ四五拾日計かほとひたのりに乗けるに、漸くにしてやゝ前をさして進む様になり、扱こそ思ひて手綱引締(シ)て責けるに、なんなくその責にしたかひて、終に己か癖を改て良馬とはなりぬ、扱明のとし江戸より着せ給ひければ、政昌やかて浦風を引参らせて上りけるに、大に喜ばせ給ひて、汝いかゝして此癖をハ直しつるやとの給ひける、畏りてしかゝのよし申上られけれハ、はたと御手をうたせ給ひて、扱は我心得ハ悪かりつるぞ、我ハ馬を御するに暴(ホウ)を以てせしほとに馬の従わさりし、汝は馬を御するに仁を以てせし故馬能く従へり、是誠に馬を御するの良法なり、たゝ馬のミにあらず、人を治るもまたこの心得あるへし、我いま汝に頼りて馬を御するの術を知り、又人を治るの道を得たりとのたまひて御感賞斜ならさりし、

一封内御領(ハツ)に鬼界島といへる処あり、島の中に大ひなる石のありけるを民挙(コノコラス)て銀なりといへり、島宰官代人



をして試ミしむるに果して銀なりけれハ、遂に具状

事の様子を委細（イブシ）に認めるをいふして本府をいふに以聞せり、国老平田朝

負正輔（曾父なり）御前（祖脱カ）に出で此由を奏して、近き比は国

用も続かせ給わてやむ事なき御時なるに、かゝる幸

の侍りなんハいかさまに天の我君を助け給へるにこ

そ候ハめといと嬉しげに申上られければ、聞召たち

まち御気色損して、何条天の助けとや、こは汝か心

得ちがひたるなり、それ国用の足らざるハ、奢を長

し欲を縦にするによらすや、されは務て財を儉にし

用を節にするの道を求むへし、しかるにそれをハ疎（ラロツカ）

にして徒に天の助けをば待なんこと浅ましき格護也、

我ハたとひ雨のことくに銀の降たるとも嬉しくもな

し、まして今の時に当てかゝる奇特のあるへしとも

覚へすとのおたまひければ、正輔ハいふにも及はず、

有合人々その理に服せざるハなし、後に刮摩工（クハツマコウ）のもの

のを遣して其実を試ミしむるに、銀にハあらて石な

りければ、衆ますくその御聡明（ソウメイ）をそ感じ奉りける、

一学問を好ミ給ひ経を（四書五経の）御守役伊十院仁左衛

門俊矩（後に見）に請させ給ひて（スコフ）頗る大意を弁へ給へり、

門俊矩（後に見）に請させ給ひて（スコフ）頗る大意を弁へ給へり、

いまた世子にてをわせし時、御記録方添役吉田周右

衛門清純（ヘクミ）に御記録奉行となり、嘗テ笈を負ひて東武に遊

して大学を講せしめ給ひ、家督ましまして入部し給

ひし船中にて、御記録奉行安藤佐平次茂真に孟子を

命せられし（此に茂真）てことなとありし、されと、あ

ながちに記誦講説空によみに覚へを求め給わす、ひと

すちに躬行実賤（踐カ）口にのべとくを求め給わす、ひと

は必ず侍臣をして大学一篇を読ましめ、旁に聞召し

て自ら戒め給ひし、又余力には博諸芸に遊ひ給ひ、

射ハ日置流をは家臣東郷四郎左衛門（その祖長左衛門重尚）

伊予守義則に受しよりこのかた世に学ひ給ひて、已に楊を

穿ち虱を貫くの術を得給へり、東武に往し給へる時

はいつも巻藁（ワラ）を行列の中に齎しめ、駅（エキ）に宿し給ひし

ことに必ず是を射給ひける、又船に乗り給ひしにも

射の障りなればとて矢倉の欄干をは除かしめ給へり、

常に強弓を好ミ給ひて厚さ壹寸彊（ハカリ）の弓をばく彎せ

給ひしといへりと、御馬は柴崎流をは初御家老比志

島隼人（イリフネ）今の中（甲カ）之助（乙カ）に学ひ給ひけるか、範房ハ御祖

父也（高祖父也）

父淨国公(吉世)より伝へける故淨国公ハ是を東武旗本の土柴崎十郎左衛門より伝へ給へり、十郎左衛門

か家世々御法をもて名あ、後本のみまに八まのあたり淨国公に学ひ

給ひてその奥旨を極め給へり、世の御をもて名ある

ウマノリ

者も及ハぬきわなり、嘗て布引とて誰も御しかたき

(驛馬カ)

驛馬ありしを御自ら請ひてのらせ給ひけるに、た、

シユクワマ

両耳をたれてその不羈を見すことかなわす、又増上

キマカセ

寺失火之時御門外よりた、ちに御供の衆と馬を馳給

ひしにも、余りに強く馳しほとにをちぬものこそな

かりけるに、御身ひとりハ墜給わす、是をもてその

芸の神に入ることを知るへし、書ハ尊朝流をハ親王

の遺文に肆オサひ給ひて、雲に遊び童を驚すの体をあら

わし給へり、又心を和歌に寄給ひ、己巳のとし江戸

よりかへり給ひしとき、品川シユクモトハウマツキトコロトイフコト駅に時鳥の鳴を聞て賦

し給ひける、

折にあへす聞も中々あはれなり

(立カ)

旅方空に鳴ほとゝきす

又中オサ山サシ豆イといへる所にて、

山深ミ秋のあハれをねにたてゝ

妻こひ佐る小男鹿のこゑ

其外剣を振シツひ銃シツを試るのたくひにいたるまで、各其

妙を得給テツホウわさるハなし、所謂聖者か何そその多能な

るや、

(繼豊繼室)

一淨岸院今年大夫登城ましませし時、御姫菊姫君三才と

同く従ひ参らせて、初吉恋て有徳廟の御見参ケンサシに入らせ給

ひける享保二十年卯二月、時に御年甫めて八才にならせ十三日のことなり

給ひけるか進退周施礼を失ひ給わす、応イ対イ唯イ諾イ節イを

過り給ふ事なくほとんと老成人のこことくましマナシキくけ

れは、見侍る者ウツツシ愛しミ重マんシせさるハなし、徳廟深く

嘆称し給ひ、まのあたり御膝ヒザもとにめして御背をな

てさせ給ひて、此兎面魂たゝならず、器量世に勝れ

たり、成長の後必大隅守か家を興さんもの也、我か

家にて西の丸へ孫など設けすらんにハ、この益之助

公御かことくあらまほしきそとの給ひける、又つら

く御顔をみそなわして、汝ハ曾祖父(綱世)薩摩守大玄公をいふ面

顔によくも似こそ候へ、薩摩守には我等もわかゝり

し比介抱になりたるものありき、汝か家の老臣共の

うちにハ定て知りつらんものもあるらめとの給ひて、

やかて延寿国重五代金十の短刀を取出し給ひ、是ハ刀ハ

余り上作にてもなければ、名にめて、祝ふてと御

手つから賜せけるに、(いやカ)はや刀ハ大小余ほと持て候ほ

とにほしくハ候ハすと辞讓し給ひける時に、大夫

人御傍にまし(い)て、さなひ給ひそ、上様より賜

せけるものに辞讓し給ふやうやあると喻させ給ひけ

れハ、為方なくやかて拝賜し給ひける、徳廟ます

く御喜色にて、無欲にさへありけるよなどて御感

賞斜ならず、又烏帽子・長範頭巾など品々下し賜り

(国立公文書館所蔵本より補)し、かくて日も漸く西山に傾くはかりなりて御暇

賜り△て御館へ帰りいらせ給ひければ、宥邦公す

なはち登城まし(縦豊)て拝謝し給ひけるに、徳廟い

と御機嫌うるわしく御座ちかく召て、汝はよき子を

ハ持たるぞ、祝ひとの給ひて御手つから尉斗をは給

りけり、(契カ)

或人の語りけるは、此時 徳廟より望のもの候ハ、

何にても聞へ参らせよと御誕ありければ、御庭に

ひとつの梅の木のありけるをさして、是たべがし

と請ひ給ひける、徳廟聞召武具又ハ何にても相

応の品こそあらめ、あまり(に脱カ)軽き望ミかなとありけ

るに、いや、他の望とて候わす、か様の花木こそ

得まほしく候とのたまひけると、又或人のいひし

は、御庭に幾千人しても(十カ)輒く動かしがたき大ひな

る石のありけるを請ひ給ひけれハ、即下し賜ると

はいへと、御邸へ遷し給はんことなりかたく候、

そのまゝにて今に島津石とて御庭にありけるとな

ん、二説ともにまだそのことの実否を詳にせされ

は敢て正しく書せず、姑く付録して後の考をまつ

のミ、(シハラ)

一いとけなくましませしとき、夜ことに侍臣をして古

今の治乱興廢(ハイ)の事を語しめ給ひけるに、相良作平次

時に納殿役人(イナノ)御用人ナリ(イナノ)咄の本といへる草紙を求め得て、

頗る学を好ミ(イナノ)声言あり咄の事を語りけるに、或夜おかしき

事を語り出して一座ころひたおれて笑ひけるに、御

自らハ從容として微笑だにもし給わさりけれハ、何

れも怪ミ奉りて、此咄は初めて聞召たるにやと問ひ

参らせけるに、いやその咄は咄の本逆見たる事の覚

へて居るそとの給ひし、佐平次退てのちに語りて、

此程より夜ことに語りつるハ皆公のとくに(に脱カ)しろめし

けることなるに、聊かその色をもあらわし給わす、  
 今宵問ひ奉りてこそ初てそれとしられたり、幼くは  
 おはせしかと御心の底そいと恥かしく候といひける、  
 一世子にてましませし時、島津主殿初は久貫といひし  
 国老あり今の主殿、人となり剛毅にして果斷あり、其  
 子姪を戒るのこを見るに、頗る学問あひて義理に  
 コメイシツネくからさりし、番頭より升りて大監察に遷され、  
 少老を歴て国老となり、外国入寇コウの事を是を異国掌り  
 ワカトシヨリヲホメツケてその武備御手をカヘ変更せり、ひと、せ江戸セト云にありて  
 翻花瘡を煩ひて、以の外なやミけるに、猶手あらひ  
 口ホそ、き、髪ミ結ひ、月代そりて平日のことし、療  
 医制して貴客の病ひ軽くあらず、かく自ら強め給は、  
 恐は増長して他日の患をなさんといへるに、いや、  
 それかしもかくとハしりつれと、加判役の身なれば  
 是非もなし、常にこそ出仕は叶はされと、今にても  
 あれ、大事に臨ミ大儀を決せるやうの事出来なんに  
 ハ出て承らんとする格護なりとて敢て承引なかりし、  
 かくて日を経るに随ひて病いやましほとんと危く聞  
 へけれハ、同僚リヤウ樺山主計久初同しく江戸に監居尋來て、  
トウヤクナカマ

爰元にてハ療養も心に任せ候まし、片時も早々暇告  
 して国元江下り給へと勧められけるに、久貫色を変  
 して、こは思ひよらぬ事を聞へ給ふものかな、百の  
 有司などの上にはさも侍るへし、重柄を握る家老職  
 身をもていかに病の苦しけれハとて、かくまで自由  
 の勤ルビ佐せん事夢々あるましき事也、況哉某当職とな  
動作カりしよりこのかた死をもて心とせしこと今に三十年、  
 身を東地の土共なし候半事もとより願ひなるをやと  
 おもひ切りたる風情なり、されば久初も為方なく、  
 そのよし 御前に奏して思召とて暇賜はせけれハ、  
 久貫もいまは何をか猶予すへき、謹而君命の辱を拜  
 し、発足の装をそ趣ウツケしける、やかて事調ひければま  
 つ御暇乞とて参殿しけり、 公間召御自ら御部屋を  
 出させ給ひて久貫に對面まし、ければ、久貫畏り  
 て、やつかれ此度の病回復を得候はん事心元なく候  
 得とも、今生にて再び尊顔を拜し奉らん事ハよも叶  
 ひ候まし、追々成長まし、て国家に臨ミませ給へる  
 御身なれば、何よりも御徳を修め給ふこそ肝要に  
 候へ、御徳の修らすしてはいかて御政道も整トク候へき、

家老には樺山主計侍り候程に、大小の事はと謀らせ給は、遺れたるをも拾ひ、闕たるをも補ひて御為

に成候へし、やつかれ死すとも何の残る事か候はんといひて敢て両眼に玉のこくなる涙を浮へける、

此さまみそなハして、いまたいとけなくましませと

いと御心に徹しけん、御自らも涙くませ給ひて免角

のをいらへもなく御部屋へ入らせ給ひけり元文四年末五月の事なり、時に御

江おもむきけるか、中途大坂にて終に空しくなりぬ、

古語に、所謂人の臣たるもの己を有することなしと

は久貫のいひか、

穎娃内膳久周チカハ久貫の弟なり、御家老職を命せら

れ退て後、久貫の宅にいたり、辱くも同役の仰を

蒙り、冥加カ實身にあまりて候、されと不肖の私なれ

は、その任に勝へ候はん事心得なくこそ候得、御

指南を受候而而の心得共いたしたく候と、懇ネシコロに

請われけるに、久貫、いや、御家老職とてさして

心得になる事も候はず、いまトカこたへ居られけるか、

やかて上下カミシモ衣具持出してた、是を着て腹をきると

はかり格護し給へ、何の難き事も候ましといわれける、

久貫江戸に詰居ける時、いかなることにてやあ

りけん、浄国公の江戸江着せ給ひし前御目通遠

慮といへる罪をかふむりて、君のあたり近くへ

いつること叶わさりける、扱着せ給ひし日にな

りて、久貫朝服していちはやく表御玄喚へ出ら

れるにそ、人々見咎て、御目通り遠慮の御身

にて勿体なしと止めけるに、御目通遠慮なとい

えるハ内証にての事なり、今日は君の御着とて

旗元衆本カなといつれも来り給へるに、家老職の身

として迎へ奉らすして叶ひ候はんや、いかに御

意とても主殿には苦しからぬそとて、敢て承引

かさりし、浄国公中途にて此よし聞召、表御

玄喚よりハ入らせ給はて、東御門よりして入ら

せ給ひける、

一幼君にてましませし時、こゝかしこと嬉遊キし給ひて

政府御家老座アツビに至らせ給ひけるに、樺山久初御座江詰居

けるか、儼然として容を正しくし、何故に爰へハき

たらせ給へるそ、爰ハ御家老座とて大事の御座なれば、仮初に來り給ふへき所にあらず、とくくさらせ給へと申上られければ、迷惑まし／＼て出させ給ひける、その時二階堂主計行旦、いまた小坊主にて付參らせけるか後に国老、後後に此事を語りて、稚な心にハ殿様に対し不届後ハいひつるものかな、御意もあらハつぶる打わりて呉んするをもの脱力と恨ミけるか、今にして是をおもへは、誠に国の大臣ともいふべきほどありて、人の及ひかたき所なりといはれるとそ、久初頗る学を好ミて倭歌を能せり、始め用人たりけるか、しきりに遷りて国老となり、久貫と並ヨキユカひ良久夫をもて称せられける今の権左衛門、曾祖父ナリ、

後日の苦ミをいかんがし給はん、御煩ひの仮初ならぬことはその隠れなけれハ、出仕し給はぬとて誰か(批力せん脱力)訛判人の候はんやとあながちに止められども、我いかに身をはいつくしむとも、独り君をいとおしむの心なからさらんや、たとひ御病の床に侍らむ事叶わすとも、いかてしばしの出仕せざるべきとて聞入なけれバ、家来とも為方なく、さらハ駕籠にめさせ候得、馬に乗せ奉らん事ハとても叶ふましとて駕籠廻させけるに、即ち打乗りて登城せられける、扨御家老座にいたり三の間に控へ居て主計こそ御機嫌伺とし出仕仕りたると御用人して伺われけれハ、直二御通り候へとあり、されと二の間へは敢て進まてかたへの郎下に伺候せられけるに、同僚衆やかて出合られければ、畏りて御機嫌をハ伺われける、その形勢見るもの涙を(漉がさる力)そなかさんハなし、退出の後同僚衆相語りて、主計殿なれハとそかほと(所力)の所労にても出仕せられけれ、余人のいかて堪へるぞ(所力)ならんと感じ合れけるとなん、一十才にならせ給ひて初めて外(宿力)に居住まし／＼けれハ、

〔雜書〕

宥邦公諸の有司に選ひ給ひ、伊十院仁左衛門俊矩を

大坂御留主居より挙て御守役御用人同班にて、十八人月俵を賜るとして付

参らせられける元文二年四月の事也、此俊矩といひしハ幼くし

て父を失ひ、ひとりの老母ありけるに力を竭し養ひ

をなせり、人となり嚴毅方正にして妄に笑語せず、

学を好みて篤く志し、家貧して昼は薪とり水汲ミな

として生業を営ミければ、夜ことにすなはち燭をと

りて書をよミ、膏油カウもてひかけに継けり、されと博

く聞き強くおほゆる事を好まず、ひとすちに身に行

ひ実にふむことを勧めければ、鬩閭カツリヨその行ひを称

し、士大夫をいふをいふ、従ひ遊へるもの多し、初メ録仕禄カ

扶持方のためにして小吏リたりしか、名吉ナキチ升り聞へて郡奉

奉公するをいふ、三年コトシ、尋て御目付となり同五、又純明奉行

今の御裁ツカサドの事を掌れり同六、その罪人を糺問せて、辞

許掛ツカケなりコト、氣原ケハラ疑ウタガハシつるをいふにして人を感動せるほどなりければ、

情マコトなきものその辞を尽すことを得ず、実をもて告げ

るゆへ、一たひ問ひて立どころに弁せしとかや、未

幾ばくならずして長崎御付人に転せられ同七、累シキリに

大坂御留主居に遷されける同十、ミなよくその職に

称ひて能吏の称あり、御守役となるにをよひて常に

御側に侍りて、善を述べ邪を閉ち誠を尽して教へ導

き、少してくカ、過ちましますスナハは輒ち顔を犯して諫め奉

り、敢て欺き隠せる事なかりしその事下に見えたり、俊矩公の十才の御時より十五の御年まで凡六年か間事ふまつりて、寛延二年戊四月十三日、七十二才にして身まかりけるといへり、今の十郎養曾父なり、

されは公の徳器成就し給ひて、大ひに人に過させた祖服カ

まひしとそ、まことに所以ユエあることに哉、

一公二才十三カの御時、御膳所より葛餅クツを調へて進参らせけ

るに、殊之外塩梅あしくて御口カドに適わさりければ、

やかて別に調へ替て上りけり、されは最前の葛餅を

ハ左右を召して賜せけるに、御髭の塵取ともにやあ

りけん、こは結構なりと幾度も挨拶して参らせるを

聞召モクセジ、默然モクゼンとして何の御いらへもなかりけるに、罷

りし後御側に侍りけるもの共に向ひ給ひて、あいつ

ともハ味のよしあしもわからぬと覺ゆ、醬麩（粟粉カ）に豆粉アメコ

付て食せてもよも食ひしるまし、いさ調へて食せな

んやとの給ひければ、いつれも尤なりとてはやその

用意ありける処に、伊十院俊矩此よしを聞いていそき

御前にすゝミ、こは勿体なき御事かな、いかなるあ

やしの賤の男とても誰かハ齧麩をわからさらん、まして御側に事ふまつるものともをや、今もし彼等に食せ給はんにハ、よくわきたるともそれとは申まじ、きわめて結構なるとて誉るにてこそ候はん、是君は臣を欺き、臣ハ君を欺き候にあらずや、君臣たかひに欺かは何をもてか政事を沙汰し給ふへきと諫め奉りけれハ、その事止にき、

或説に、左右俊直なる事憚りて公のいとけなきを欺き、饅頭（矩が強脱カ）に砂盛りて餡とし、試みに食せ給へと

勧め奉りけれは、面白き事に思（国立公文書館所蔵本より）してその用意させ

て俊矩△召して食せ給ひけるに、稽首俯伏して

食尽し、聊か怪る色もなかりける、いかに砂ハな

かりつるやとの給ひけれハ、君の賜へるさやうの

もの、侍るへしとは覚へ候はず、たとひ侍りたる

とて賜ものなるをはいかて覆（など吐せる脱カ）候はんやと申上けるに、迷惑まし（覆）くて左右を責め給ひしといへり、

又一説に釜土に豆粉付て餅とし、左右をめして食

しめ、その鼻しがみて覆ちけるをは興しさせ給ひ

ける、俊矩か出て食はんとしけるに及びて、それ

ハ釜土なるそ、食ましとあはたゞしくと（止めカ）かめ給ひけるを聴々食（食ヒス）なり、扱御前に畏りて御遊ひも品こそ依候へ、かやうの事し給ふものはあらずと顔を（すしてカ）

犯して諫め奉りけるといへり、二説皆疑ふらくハ本文の事と一時のもの語りにして、その記せる所の異同あるのみか、されといまたいつれを是とし

孰を非とせんことをしらすれば、姑く付録して並に説をそんしぬ、但し前説のときハ俊紀かその道をもて君を戒めしはさもあるべき事なれと、

公の幼きより穎悟にして識量（チ）まじませしこと前にいひしことくなれば、いかに左右の欺きを信して

師傅（シ）を辱め給へる事の爰にいたらんや、齊東野人の語に近ければ必ずしも取らずして可也、（シチモリセウ、イカヒト）

一同し比大井の御屋敷のほとりに遊び給ひ、蚩取らせと興しさせ給ひけるに、蚩田の中に向て飛去ぬれば取らぬとすれとかなわす、いと無興なりけるを大脇

弥五兵衛衣か、けて田の中に入れ入り、下腹までも泥（ヒ）に塗れて数多取て奉りけり、されは殊之外喜色まし、御館に帰らせ給ひても猶その事宣ひてくり



返し、弥五兵衛を称誉し給ひけるときに、伊十院俊矩御傍に侍り居て此事を聞き、君は三州をしろしめすの御身なれば、遠く見なわし広くきこしめしてこそ賞罰をなし給ふへけれ、かく眼前のミを守りて(一人の脱力)裏美し給ふへからず、其上三州の土苟も君の録を食(禄カ)ミて誰か君の事に力を尽さざるへき、強に弥五兵衛一人に限り候わずと申上ければ、尤なりとて止ミ給ひし、

俊矩既に御守役の命を蒙り、退きてのち御守役ハ幼君を補佐ソノイし奉るの職にして責大ひに任重ければ、やつかれごときのよく勝る所に候ハすと、国老に就て辞し奉るといへとも、敢て免し給はず、されは大小の事やつかれに委任し給ひて、兎にも角にもやつかれか心のまゝに教育せしめ給はんか、然れハ謹而職を請候はんもしさること叶はず、何やうの事ハ告し、何やうの事ハ告すまじとならハ、憚りながらあながちに命を返し奉らんにこそと重て窺ひ奉りければ、辱くも聞召屈られ、何事も某方に任せられ候程に、一分の見込をもて計らひ

候へと命し給ひける、その後淨国公俊矩を大磯の

館にめして、又三郎殿公の初追々人と成らせられ

候間、学問共勧め候て、四書の講釈をも手づか

ら叶ひ候ほどにそなし△参らせよとありければ、

畏りて御前を退き、次の間に参りて、人君は万の

民を治るをもて職とし給へるものなれば、まつ一

ツの御身を修め給はずしてはいかて叶ひ候へき、

されハ御自らの知識を磨きたまひて一事をし給

ひてハ、輒ち是を御身に行ひ給へるこそ御学問の

肝要にて候へ、かの書籍を講釈せるやうの事ハ書

生共の事にて人君のわさにて候はず、たとひそれ

をばなし得給ひたるとも、御身におひて何の益か

候半ん、やつかれ人君の学問をもて教へ奉らんと

格護して候に、しかゝの御旨を承り候而者心も

惑ひ候、いかゝ仕候はんやと侍臣に就而申上けれ

は聞召、扱は我誤りつるそ、汝よきやうに教へ候

へとのたまひける、

一俊矩御守役となりけるその夜、親しき友たちなる山

田泉鏡院喜三右衛門父なり・山元納助助右衛門父なり杯ゆきて賀しける

に、俊矩此人々に向ひて、今日も御殿にて難有御事かなと賀せる人のありき、我もさこそこたへ居つれど、難有ハ己一身にかきりたる御恩をいふの辞にて、かやうの事にいふへきにあらず、殊に御守役などは幼君を補佐し奉るの職なれば、是ほど大事なるはあるまし、我は如何してその任に勝んやとたゝ心を苦しめ、おもひを煩はす計りなり、何の難有事かあらんといひける、

一 俊矩江戸にありける時、ある大名の御元にしかくの事ありて使参らせらるへきに究りて、何某とかいひし人その任に当りけるか、又なき大事なれハ心うき事に思ひて、俊矩か長屋に行き向ひてかくと語りぬ、俊矩聞きて、扱は大事之御奉公成るぞ、よくく念入れて勤め給へと戒しめける、扱その人重ねて此節の御使を方に一ツも仕損しては身の恥辱はさならなり、家の瑕瑾ともならんこと口惜ければ、その時こそハ腹かき切て死なんものと思ひ究て候といひけるに、俊矩色を変して、こは勿体なきことをのたもふかな、かほとに浅ましき格護にてハその任に

勝へ給はん事いと心元なく覚へ侍る、(国立公文書館所蔵本より補)▽まつ考へて見給へ、かくまで大事の御使なる△に、もし仕損し給はんには、そなたの腹は十重二十重切給ひたるとてかふり給へる責ハよも塞かり候まし、そなたの身の恥辱・家の瑕瑾ハいふまでもなし、朝廷御をハつかしめたまはん罪何をもて補ひ給はんや、されは兎にも角にも知恵を尽し、分別を極めて腕のつゝ、かんなかり勤め給わてハと喻しければ、その人感服しぬ、

一 俊矩江戸より下りける時、(海中にて脱力)俄に暴風にあひて身殆ど覆らんとしければ、衆皆倒れ伏してよく起つものなく、漸々風強くなるまゝにいかゝはせんと周章ふためきけり、俊矩ひとり中の間に座して手つから茶を煎し、各さのミあはで給ふな、(朱書「マ、」)己か遊樂のためにてかゝる難儀にあはバさもあんなん、御奉公もて不幸にしてかくのことし、たとひ船覆りて死せるとも非命の死にあらず、何の悔る事かあらん、追付茶も出来なんほとに、吞て気をは鎮め給へと、天柱も折け地維も欠るはかりなるに、従容たる形勢見るもの目

を驚かざるハなし、やかて風止ミ波静りて衆皆安堵のおもひをなしける、

一 (妙心力、繼豊側室)  
妙信夫人は

公の御母にて渋谷喜三左衛門貫臣か女也、大奥に宮仕へし給ひて (繼豊) 宥邦公の御妾に侍り給

へり、公を懐妊ましましける時、御側医師馬場長堅

を召して何くれと御物語りありける序に、長堅古の

胎教 タイ 胎内の教をいふ事ハ小学に見えたり

夫人大に喜はせ給ひて、事 (タカ) のその教へに修ひ給ひけ

る、やかて誕生ましましけるに 享保十三年申ノ御形さへ 六月十三日なり

うつくしくて尋常ならざりければ、長堅人に語りて、

胎教ハ古の道なり、聖人いかて人を欺き給はんや、

此君必ず大に人に過させ給ふことあらん、目を拭ひ

て待へしといひけるか、後果して賢明の君とはなら

せ給ひし、初め夫人妊ミ給ひし時、

宥邦公命して芝の邸の御奥を修造せしめ給ひ、及び

産児の設けとて御部屋 マフセ の経営ありける、落成日 マツク の日

にあたりて鶴一双御路地長屋 フシシ の上に来り、止りて聊

か人に恐れたる気色もなく、躑躅 チキシヨク として下りけるを

人々捕らへけるに、高さ四尺計り、手馴たること年

経て飼たるがごとし、その日鶴 ツバサ 五翼又飛来て屋の上  
に舞ける、見るもの皆奇異 イ の思ひをなしけるか、是  
に到りて初めて スイソウ 公の瑞相なるとはしられたり、

古之遺愛本 (畢カ)

補遺

一 先年より儒書など染々と不被聞召候故、土橋大右衛

門・有川八十郎 二子皆御側御小姓なり、後に大右衛門ハ大兵衛 と改め、八十郎ハ勇馬と改む、皆御小納戸とな

りより被遊、御聞度旨度々為申上由二候、然共何之

色をも不被仰出候付、八十郎より又々申上候得とも、 (者カ)

此程より度々の勸 ス、メ 至極尤二候得共、爰二者了簡有之

段被仰出候故、其通二 (百カ) 而乍置扱思召之程奉承知度大

右衛門など申合、八十郎より御尋申上候得者、当分

儒書など聞たるもの共多く有之候得とも、不聞者二

何ぞ為替事も無之候、左候得者、今日 〳 の自分の

修行にいたすがよきと心得候段被仰出候、

一 常に御木馬被遊、御小姓などにも御乗せ被成候、右

之木馬御座末之広間に有之候を御寝所脇江御直させ

被召置候、然処二御小姓度々本之広間廊下に直候付、

或時被 仰出候者、木馬を直させ召置候へハ其ま、  
本の所二直シ候、心中之程を不存候へハ其筈之事也、  
広間二有之候而者 繼豊公被成御座候処近く候間、  
御寝被遊御座候節、泥障アズの音高く御目覺なと有之候  
而ハ如何二候、一間二而も遠く候へ者少しなりとも  
おろ聞へ候筈二候間、右之通直させ置候由被 仰出  
候、

一延享三丙寅十月廿八日江戸芝御屋敷二而穎娃内之主膳時に  
老たり、今の木屋江御入二而、夜入八ツ時過御帰殿之  
信濃祖父なり

処、御部屋江御帰之事間違にて不相通、御明り等も  
不出、御小姓茂御迎二も不罷出、尤、御玄喚番茂御  
帰掛被遊候故、驚き候体にて不都合有之候、右二付  
御玄喚番よりも御断申出候処、何を間違ハ無之候、  
断申出二不及よし被仰出候、其時夜番之御玄喚番者  
新御番河内仙兵衛・御歩カチ行赤崎源四郎其外両三人有  
之候由、源四郎余り

御意之難有さに得と寝られざる程有之候由、直咄二  
而候、

一或夜御寝前二、明朝ハ御月代可被遊旨被 仰出、大

橋大右衛門致承知罷居候処、明朝二成御目覺有之、

御手水なと差上御剃刀箱を見候処二、兼而者五ツ之  
御剃刀箱を繰廻し二下候得とも、次渡無之と相見得、  
皆下り候而一ツも無之故、驚き早速取二遣、扱御前  
へ罷出右之ズ誤申上、少シ御待可被下旨申上置候、押  
付御剃刀・上り御湯も上ケ参候処二、折角炉を御さ  
らへ被遊暫待上罷居候得共、思召入て御さらへ被遊  
体二候、御剃刀上候と直二御取付被遊候得者、先よ  
り御待兼被成御座たる様二而、大右衛門別而迷惑仕  
筈候処二、少も御待不被遊御様子、兼而御仁心深く  
被成御座候付、自然と上二頭れ候、其時之難有さ消  
入候様有之、夫より仕廻相下り同役又者御納戸小脱力なと  
江嘶奉感候由、大右衛門咄二而候、

(国立公文書館所蔵本より補)  
▽此一巻者、吾友たちなる人先君慈公の遺愛の久し

くして滅びんことを懼れて、平日聞けるところの  
黄耆の言葉の本としてひとつふたつ記せしもの、  
ありけるをも雑へ取りて、かく書つらねて一編と  
ハなしぬ、その事を叙しこと統紀なきか若しとい  
へとも、文理接続し血脈貫通して易ゆへからざる

の序あり、茲にもて遺愛の民にあるのよしあることを見つべし、その久貫・久初及び俊矩か事を付録せしもまた預るところなきにあらず、読める人その詞の浅近なるをもて穴賢忽にすへからすといふことしかり、△

在正本坂元次郎太家

一寛永十二年七月十二日夜八ツ時分江戸上御屋敷火事出来申候、其節我々事ハ芝町之海畑に掛作之家御借被成、山下里右衛門殿・牧野長助殿其外七人同宿申候処、亭主申来候者、火事御座候ニ各々御存知被成候哉、御屋敷之様ニ見得申候由申二付、則罷出、御成橋江馳上り見申候得ハ御屋敷ニ而候、先角木戸より走り入、御女房衆長持兩人にて引出し、又入可申と存候得とも、最早急ニ御座候故不罷成候、然処御大名衆より火消人数過分ニ被為続、町中よりも過分ニ參、火鎮り候故夜内ニ四方御囲被成、四方角御番所作られ申候而いづれも御番被成候、我々も御番仕候、左候而、伊勢兵部殿(貞昌)より被仰候者、火者金銀蔵

と御進物蔵之間より出来候と被仰候、我々申候者、金銀蔵より火者出来申間敷候、子細者御借銀こい人数諸職人余多參候而御蔵明間敷由、鎌田源左衛門殿より度々承候故、七月初より御蔵明ケ不申よし申上候、扱又火事出来候時分諸士御屋敷之様ニ罷歸候、是ハ不審者といづれも被仰候、左候処蒲地掃部殿と主計同宿之故、七月廿二日ニ掃部殿へ主計被申候者、此中火事以後少氣悪敷御座候付、御屋敷へも不罷出候、我等前方大坂江滞留申候時分知人之医師日本橋に御座候、是ニ參脈をも取、葉のミ可申候、今日者歸間敷候、明晩は必罷歸可申由掃部殿へ申置候而罷歸、八月二日迄相待、方々尋申候得とも不罷歸候故、伊十院小右衛門殿其外傍輩衆余多掃部殿所江被參、主計長持打明見被申候へハ書置有之候、様子ハ、我等すりきり申候而大橋・加治橋・呉服橋ニ而腹を切身をなけ可申候、其証跡二者我等刀之かうかい欄干之橋柱之根ニ埋置可申候、爰ニ而相果候哉といづれも可被思召候通書置申二付、右之書付いづれも芝之御屋敷へ持參被申候、蒲地掃部殿ハ中御屋敷江被召

出、市来八左衛門殿宿二而繩をかゝり、籠者二而すねをはさミ御責被成候得共、主計行衛不存候由被申、終二成敗二而候、宇田六右衛門も成敗被仰付候、我々事ハれいしやの起請被仰付候、御使衆市来八左衛門殿・鎌田源左衛門殿・伊東仁右衛門殿前二而血判仕、護摩所二被召置候、左候而、田中五右衛門殿・志布志赤崎志摩之丞殿・我等三人御国元へ罷下り寺を頼次第二御任可申上由二而海道御賦御手形被下、両人者罷下り被申候、我等事ハ御国元江罷下り申上候而も御取上ケ御座有間敷候間、諸国を尋可申と存御暇申上、先吉原傾城町二日二一度、夜ル一度ツ、続而五十日余りかよひ申候而尋候得共見出不申候処二、或人申候者、芝口二一句と申浄土坊主五穀を断千日立行御日待被成候か、きとくを被申人と承候故、此寺へ参とかくを不申候処二、坊主我等を被為見候而、おさ名ハ何と為申かと尋被成候故、おさ名を申候得者、人之養子など被仰候ゆへ、養子二而御座候と申候得者、大事之身上二而候、生国へ帰宅申度とも、爰元江罷在候ハ、来年五六月比二ハ身上相究り

可申由被仰候、夫より目黒不動江火之物をたち一七日籠り、結願之晝御夢想二我か縄二而御しぱり被成候、是織部とらへよとら采書ゑよと承と存夢覚め、扱々忝サ無申計候而、則下向仕大山不動へ参詣申、一七日火之物を断籠り、又一七日くりから不動之滝にうたれ、其後大山ぜんぢやう仕、大天狗・小天狗両社の宮へ参、随分析誓申上、夫より下向申候而、直二甲斐国へ飯綱御座候由承候而参詣仕、火のものたち一七日籠り申、御祈誓申上候者いつなの御ほうへん二而、此盗人御しらせ可被下候、某身にも不審之儀御座候ハ、是より虚空になけさせられ可被下候由申上、夫より武蔵八王子二出申、爰二上様御上洛之時御供仕候御道具衆千人御座候、此町へ五日滞留申尋候へ共見出不申候故、江戸へ罷帰り、又吉原へ日二一度、夜ル一度ツ、かよひ尋申候得共尋途不申候処、知人二吉田志摩と申はかせ申候ハ、小宿を取尋申候哉、我等知人吉原之大門脇二休右衛門と申人尾張侍二而候、是を小宿二いたし尋可申候由申二付、さらハ休右衛門頼可給由志摩江頼申、志摩我等を同

心仕休右衛門所ニ參、種々嘶仕候而頼申罷歸り、夫より五十日程かよひ申候時休右衛門申候ハ、くつわ太郎兵衛と申者之内ニおのへと申女をうけ候而召置候由承候、若此女ニ而候ハ、尋て一ツ遣由申候付、随分頼入由申候而又三十日ほとかよひ申、或時休右衛門申候ハ、如何程私銀被下候哉と申候故、我等申候者、壹部金之切茂何とそして可進と申候得者、休右衛門申候者、中々之儀承候、小判金五十兩百兩被下候而も不罷成候、是ハ世間ニ知れ申候得者、休右衛門ハ石こつみに逢申事ニ候、最早二度出入無用と申候付罷歸、右之吉田志摩江咄申候得ハ、扱々御身ハ誠之田舎人ニ而候、其ねきる所をこそ願ニ存候、是こそ主計よと引渡候ハ、式百兩ニ而も其上ニ而も遣可申候、則我等を志摩同心仕休右衛門所ニ參、先程私銀之儀被仰候由承候、小判五十兩可遣と申候得共、不罷成と申候得共相済不申、夫より百兩と申候得共納得不申候付、種々申百兩ニ申究、書付仕候而休右衛門へ相渡候得ハ、又々申候ハ、くつわ太郎兵衛内之六尺かりこめ尋度候、彼六尺ニ廿兩可遣由申

ニ付、又々廿兩重而百式十兩と書付相渡候得とも、主計行衛相知不申候、休右衛門申候者、此おのへを町人ニかわせ被成候ハ、休右衛門なかりと仕、買手外杯ニ出申候時、おのへニちわを掛度と申候間、我等下人善吉と申者式百めニ売候而おのへを三夜買せ申候、其時休右衛門おのへに申様、扱々此吉原内ニ上臈之千人茂其上も有之候、知者の男五人三人ツ、有之候、御身ハ壹人も無之由承候前二三人も為有之由、其薩摩様之内のおやとのとか殿様御前悪敷候而出入も無之由承候、御前よく候ハ、又此方へ可被參候、居所知申候ハ、文ニ而も可被遣候、休右衛門てなふてハ申間敷とたまし候へハ、扱々存候、御方ならてハ被仰間敷候、どこやら居やるげな程ニ文ても飛脚でも遣可申とおのへ申ニ付、休右衛門申候ハ、いつれ御身の心中ハむこひかと存候と申、居所尋度候得共最早たましりそうニ御座候故尋不申、休右衛門申候ハ、くつわ太郎兵衛親類之方より外二者落シ申間敷候、上野国高崎ニ太郎兵衛太郎むす子江戸屋と申而居付候、又越後之ぬまたニ壹人罷居候、此兩

国之外二者おとし申間敷由休右衛門申二付、其儘江戸を出、越後・上野之辺を尋申候へ共見出シ不申候故、又江戸江罷帰川野道春・帖佐長右衛門殿へ申候者、最早こんきもつきはて申候間、御檢者申受腹を切可申候、書物被成候而此段御申可給由申候へハ、道春一段能候半と被申、長右衛門殿ハ、いやく命を捨てハ不入物命あれハこそ海目も骨二達と云事あれハ、長右衛門口二付是非今少尋可申候由被申候、折節伊勢兵部殿・有川平右衛門殿を以被仰聞候ハ、盗人相知れそうに被聞召上候間、御道具衆之五人茂其上も御付可被成候、随分精を出し尋可申旨被仰聞候而、御酒肴被下候故忝奉存候、則我等刀小判金二両二売、江戸を出越後之ぬまたに參、夫より奥に可參と存候へ共、御番所稠敷御座候間通申儀難成、上野之辺を尋申、高崎を尋候処、大寢之七兵衛と申者計宿を借、其外諸国二而も宿を借シ不申候付、野宿又ハ堂宮など二而夜明シ方方尋申候、左候而、右之七兵衛二咄申候ハ、我等兄二而候者親と中をちかひ、金銀を過分ニ持出シ江戸を欠落申候、年比いくつ計

之者二而候、此辺左様之者罷居不申候哉、自然左様之者罷居候ハ、御知せ頼存候、頓而尋二可參候由頼置申、江戸へ罷帰候、然処二頼長法印と申山伏御湯殿へ參詣被成候付、少々三錢を上ケ頼申候者、随分御山二而御祈念頼存候由申、又吉原江日二一度、夜一度も通申候間尋候得とも、見出シ不申候間、又越後・上野辺を尋候而大寢七兵衛所江參候而承候得共、左様之人ハ不參由被申候付江戸江罷帰、四月廿九日頼長法印所へ參候得ハ、法印被仰候ハ、扱々夕部こそ下向申候、御頼被成候儀御山二而随分祈念申上しはり被置候、たふん煩候而居可申候、十日と間者有間敷尋出可被成候二付、随分精を出し尋可申由被申候付、其儘江戸を出上野表へ參、右七兵衛に尋申候へハ、是より三里涉川と申町二其方噂被成候年之比四十計之人、殊外銀持之風聞申候仕合、明る五月七日立市二而候、市二者必出申候由承候と咄申候付、其夜七兵衛所二一宿仕、明七日涉川町二參、そは切屋二入候而そは切とも被下亭主ニ申候ハ、少草臥申候間休息可申候、御免可被成候よし申候へハ、うす



(朱書「マ、」)

へいを敷馳走申召置候、左候而、立市を見申候へハ、深あみ笠をかふり、小田原あしたをふみ、脇さし計二而我等罷居候方ニ向人ニ物申のとふゑ出候を見申候へハ、無紛主計ニ而候、頓而引かへし参候付、我等もふかあみかふり立市之中をそろく〜と行見申候へハ、主計小路より町口江走出人ニ物申候、其時ハすかほニ而罷出候故、扱は爰元江居付候半と存、しらぬ体ニ而其町をぬけ、町頭ニそんとうたらと申大川ニ走こみ、氷をかかり方々神仏ニ祈誓をかけ本の小宿ニ参、亭主を表江呼申聞せ候ハ、某ハ薩摩家中(朱書「マ、」)之者ニも走人を尋行候処、当町ニ而見逢申候、定而爰元江罷付候半と申候得者、亭主とかくを不申やれかくやれと申而かゝよひ申聞せ候ハ、此御行人者走人を尋而被為行候処、当町ニ而見逢被成候由、五兵衛殿事ニ而社可有之とかゝニ申候得ハ、爰元之衆も江戸衆被申候得共、江戸衆ニ而者有間敷、とかく西之国之人ニ而も可有御座と皆々申由申候、左候而、我等より亭主ニ申候ハ、爰元ハ誰様之御領内ニ而候哉と尋候得ハ、井伊兵部少殿(直好)と申而、是より六里安

中と申所居城ニ而候、爰元掟衆ハと尋候へハ、是も安中ニ被居候と申候、左候ハ、当町之庄や二断被仰候而可給候由、亭主ニ頼申候様子ハ、某薩摩家中之者ニ而候、走人を尋候而二三ヶ年方々行申候処、当地ニ而見逢申候、其方よりからめ可被下哉、又ハ某からめ可申哉之委細申入候へハ、急キ御方よりとらへ可被成由申二付、左候ハ、庄屋所ニ可召寄候、右之人参候処を取可申由申候へハ、亭主申候ハ、あれ社五兵衛殿江使参人と申二付、立市中ニ入候而待申候へハ、主計こそ庄や所を心さし小田原あしたをふみ、深あみ笠をかふり添指壺ツニ而参処を、後より大たきニ取候而たをし縄かけ、扱是ハ大事之科人ニ而候由申候付、町之者案内申候間主計所ニ参候処、六尺壺人・女壺人罷居候、右之兩人ニ縄掛庄屋衆をよひ申候而申候者、先程ハ某宿主を以様子申聞入候、是ハ大事之科人ニ而候由申、少々財宝も可有之と見及候間、則改被成可給と申度候得共、今日ハ最早暮ニ罷成候間相印被申、左候而、番衆を被仰付可給由申候得者、町中計立内二十人外二十人かゝり火ニ而

番被仕候、左候而、女申候者、各被為知候通五兵衛殿久々煩被申、今日もめしにも不參候、めし可進と申候得とも、何としたか今日ハむなさわきしていつそくわりうものてないと被申候、茶成ともたて、進度候得とも、此体にて候間各頼申候、庄や申候ハ、兼而五兵衛殿被申、江戸ニ口廿間入三十間之家屋敷有之候得とも、江戸ハあきなし無御座候、爰元ハあきなし有之候間、次第二者江戸女房子とも召寄可申と被申候故、真事と存に今驚入候由申候、左候而、主計を別宿ニ召置候故、番衆をのけ我等尋申候ハ、扨如何様子して金銀藏二者入候而火を付候哉と申候へ者、宇田六右衛門被申候ハ、町屋ニ入て盗もせうか、品川杯ニ出すり切もせうかと談合申候得共、夫も不罷成、扨々三代双恩（ズ）の事なれ共、御藏金を盗取可申と談合申候而、御進物藏下よりつき上ケ戸かき仕合候得共かき不合候故、扨何として可入と存、茶湯坊主衆茶被申二階より可入と申候而、御成之時分三寸角打付御座候（本音「マ、」）をゆふり申候へハ落候間、金銀藏二六右衛門釘ぬき持入候而戸柵のじやうをはつし重

子を取、主計此かね持而出よと被申候、六右衛門ハ其夜御広敷御番ニ而候、主計金子を持玄喚ニ出、跡を見申候ハ二階ニ火あかり申候、扨ハ六右衛門火を付候哉と存候、其夜踊御稽古濟候而皆人寝しつまり申時分ニ而候、火を付ねハ外江出ル事難成候付、右之仕合ニ而候由申候、扨我等より申候ハ、同類あまた有之由候、先（補力）地掃部殿ハ同類之由ニ而、市来八左衛門殿宿ニ而繩をかゝり、すねをはさミ被成候而終ニ御成敗ニ而候、此外ニも過分有之由、誰々ニ而候哉と尋申候得ハ、宇田六右衛門より別二者忝人も無之候、去年吉原ニ差越候時分吉原ニ而其段承候、扨々掃部殿ハ夢にもしらぬ人を御殺被成候事いたわしき事と存候由申候、扨其後庄や衆ハ申候ハ、御檢者申請度候、飛脚忝人被仰付可給由申候得者、則安中へ飛脚遣度候得共、我々三人可參と被申、其夜たい松ニ而被參、明ル八日九ツ時分源正右衛門殿と申乗馬衆忝人差越候故、先大福帳三冊差出申被為見候而、米・麦・粃・大豆・小豆町中ニ押売ニ御買と被成候、正右衛門殿へ申入候ハ、彼者致欠落程之者ニ

而御座候間、爰元衆之金銀を借用為仕儀も可有之候  
間、互二出入等茂御座候半、左様之衆者申出候様二  
郷々へ札を立被成度候、左候而、返弁申儀とも候ハ、  
互申合返済可仕由候へハ、正右衛門殿夫二者及申間  
敷由被仰候、次二主計衣類等ハ江戸江持參可申候、  
主計家ハ如何様ニ被成可給候哉と申候へハ、是ハ爰  
元よりあかり物(朱書ニマ)二成(カ)いかた二而候、是も御取被成候  
ハ、御家老衆御書物可被遣候、左候ハ、則壳調遣可  
申候、五右衛門殿被仰候、六尺壺人ハ山伏之子ニ而  
候、かたわ者之故本金小判貳兩年季之約束ニ而本銀  
受取可申由ニ而金子貳兩請取申候、扱女者爰元二預  
り置可申候、改被成候米之内三十日飯米・味噌・塩  
渡置申候、扱主計二者五人組五人・ちやうり貳人相  
付主計刀大小為持、夜之物ふとん・小袖者黒葛四ツ  
二入、主計飼置候馬貳疋二付五月十一日洪川打立申、  
主計二ハさるくつわかませ召列板橋迄參候処、江戸  
へ者入間敷と申二付、左候ハ、足くつ手くつ二而召  
置可申旨申候二付、左候ハ、足くつ手くつ二て召置  
可申旨、亭主・ちやうりへ其通申付候得、ちやう其

儘引立馬ニ打乗候而日本橋ニ參候得者恥敷候間江戸  
へ者參間敷と申候付、主計着候笠を面ニかふせ手の  
くひニ而ひしとゆい中御屋敷之小宿ニ參候へハ、島  
津下野守殿(久元)・伊勢兵部少輔殿(貞昌)・川上因幡殿(久國)より御悅  
之御使共被下候、則心なわ取にて因幡殿御宿ノ様ニ  
召列可申由承候付召列之、(朱書ニマ)洪川より持參仕候黒葛四  
ツ其外書物等懸御目申候、主計ハ口之聞たる者ニ而  
種々申上候、洪川より引せ申候小荷駄壺疋ハ足痛候  
間、田村ニ而小判二兩二壳申候、青毛駒壺疋ハ江戸  
迄引せ申候、追而  
薩州様江 御目見仕候、左候而、明後十五日芝御屋  
敷ニ罷出、此中方々行候支度少も不替候而  
黄門様可被遊 御覽之由被 仰出候付、御湯殿山伏  
之けさかけ 御目見仕候、左候而、此中刀脇指迄壳  
払候故方々仕候段被聞召上候由ニ而、主計刀越前康  
繼、添差ニハ仁王清綱拵有之候を市来八左衛門殿御  
取次ニ而拝顔仕候、同十六日二者  
黄門様被遊 御下向候、夫より我等難被召仕候故御  
断申上、八月御使ニ罷下候処、先為御心付飯米被下

堪忍申候、然処伊勢兵部少輔殿三年目ニ御下り被成、

リ、

何分と御心付も不被下候哉、品々御褒美可被下由御

申被成候而追付御上洛ニ而候、然者御知行被下管ニ

一日新公御詠歌

而候、百石より三百石迄之御相談御座候由新納加賀

帚ちせん庭を我身にたくへ見て

守殿御咄承候、雖然下野守殿より先百石被下候而、

心の塵を常にらはへよ

次第ニ御手付可被下旨御相談有之候由ニ而、寛永十

修業する心を

五年七月御高百石被下候、扱又主計跡ニ有之候現金

聖人ハ心ひとつの丸木橋

六十五両・壹部金三切・鳥目拾貫三百文ハ渋川ニ而

よそめをすれハあやうかるへし

改衆より請取申候、外ニ小判金七両・壹部金五切・

日新公荒木田世中百首御詠調

鳥目壹貫六拾六文、馬壹疋、米・粃・大豆種々売物

世中の親に孝ある人ハたゝ

之儀として右同前ニ受取申候而江戸ニ而致上納候、

何につけてもたのものもしき哉

寛永十三年未五月七日七ツ時分ニ主計からめ取候、

あにおとゝ敬をなしはくゝむは

左候而、同十一日渋川罷出、同十三日ニ江戸江参着

誰もかくこそあらめ世中

申候、都合小判金四百三拾両盗取申候由ニ御座候、

世中ハ等閑ならて慰懃に

扱又小判金三十両ハ吉原之大門脇之訴人休右衛門方

あるへき事やしかるへからん

へ御道具衆兎玉左近を以被下候、

世中に朝ゆふはらをたつた山

右、後年到子孫為存知書記置者也、

紅葉を貌にさのミちらしそ

万治三年子八月日 坂元織部

世中のあつかひ草を露ほとも

(朱書)  
一右織部覚書中読次キ難キ箇所頗ル多シ、何レモ台本ノマ、ナ

しらさる人は咲止也けり笑

心して事をはいそけいそけたゝ

さハリ出来る物は世中

世中の人をあしくも思ふなよ

われたによくハ人もよからん

世中によき友立を持ぬるハ

心にくゝもみえにけるかな

人の物損するものそ大概に

事たにたらはかるな世中

世中ハ人に用をはいふならひ

たひかさなるやうるさかるらん

いくほともなき世中の月花に

うらみくせら口舌ノイハあちきなき哉

世中にといひかくいひ六かしき

ことは大方斟酌のみち

むらさきの色よりふかき世中の

よくには恥をかきつはた哉

世中に人をおかしと思ふなよ

人はこなたをおかしがるらん

理非のうへわれハまかへす思ふとも

よそのあつかひ聞けや世中

あやまりハ誰も一度ハ有物そ

ふたゝひあらはいかゝ世中

世中によわるゝ人のりやうしやうの

さたまらざるハさふち也けり

世中に如在はさらになれども

きをあつかわぬ人は曲なし

おもくせん物ともしらす世中に

たやすけなるハ起請誓文

堅貪に善をもなさすおくりなハ

人をは人かあきはてにけり

世中ハめにみることを本とせよ

聞ぬることはかはるものなり

人をわか心のことく思ひなハ

さういする事あらん世中

世中ハ賤山かつとおもふとも

あなとる心あるへからすよ

世中の人のかうしよくふかゝらハ

かならずあしきことや出らん

世中の人に似合ぬハたらきは

よからぬ事とをもほゆるかな

世中にすめハふしやうの有物を

それをいはぬは岩木也けり

世中に命のなかくありたくハ

生としいける物をころすな

世中ハものゝ稽古をするかなる

ふしの高ねに名をあげよ人

能智ある覚もあらは本よりも

しやうくハむせんと思へ世中

はつかしと人を思はぬ世中は

畜生よりもあさましき哉

世中ハたゝなにことも人なみに

ありぬへきこそ見てもよからぬ

成ましきことは世中ちからなし

なるへき道事イハちかへすもかな

禱るにもよらぬとむりをいふならは

神も仏もいらぬ世中

世中は徳して人にほめられて

損して人にわらはるゝなり

世中は命をすつる人の上に

ほうせんもありほうするもあり

世中に花もみちよりおもしろき

思ふまゝにハあらし世中

世中にさまたのもしく見えぬるハ

思ひあひたる一家類イ

人にたゝ誠のこゝろなかりせば

きよふかたちもあたら世中

よしゝと人にハいひて世中ハ

大事の遺例しらぬ物也

世中にちかつきてたゝよからぬハ

ものしりくすし情ある人

花の色もとうかななきも世中に

こく見えぬるハ移ひにけり

あらためて何とかあらんせうゝハ

しらすかほしてをくれ世中

世中に不思議慮うちませて

のちいかはかり悔しからまし

世中にわれこそ人にあらずとも

人になしたき子の行衛哉

世中にわろき心を持ぬるや

われハわろしとおもハさるらん

世中の人のむしんに思ふこと

いわさらんにハ何か増らん

誰をかも正直にせん世中は

こゝろ／＼にものをいふ也

やはらかにいひても物ハ聞ゆるを

なとかしやうにひかむ世中

世中に物をあしくもいひなすハ

笑止笑止也ける人のくせかな

世中ハねみたれ髪髪の風情して

昨日いひしやけふかわるらん

世中にいわれあるをもしらすして

なんいふことハれうし也けり

わさわひの出来る事ハ世中の

ことはひとつのいわれ也けり

世中に人をそねむハぬカめにみえて

鬼よりも猶おそろしき哉

世中の人は慈悲あれ心あれ

心心ならてハちとせをハ経し

人ためによからむことのさまたけに

かへす／＼もなるな世中

世中をすくさん道のかしこきハ

これや果報の初めなるらん

二心ありけるならハ世中に

人とは人のいふましきかな

思ふへき物ハ身よりも名也けり

名は末代の人の世中

春夜の朧月よと世中の  
はくちうたぬにしく物そなき

世中に人をそたつる心こそ

われをそたつる心也けり

不足なることをこらへよ何時も

うら見む事ハやすき世中

世中ハいつれの道もしならひて

時の人数に成ぬるそよき

世中の人にもとわてする事は

おかしき事の有ぬへき哉

世中ハ物にたのミをかくるなよ

さためなきかなく

口こもるならひなりける世中に

いふへき事(をカ)□何つゝむらん

人心あまりちひさくかなハぬは

かへりて損かあらむ世中

世中に酒のむことは見てそよき

のまさる人ハ見てよかりけり

世中にふとかるへきハ宮柱

ほそかるへきハ心也けり

世中に身のとり所なかりきと

いはれん事ハ無念ならまし

誰もたゝたらざる事を心得よ

あまれる事ハまして世中

忠をこそ人にせずとも心なき

そのはたらきハなにハ世中

世中に人をなにともおもはんハ

一 緩怠にしていたりなき哉

世中に教訓聞そつれなくハ

いかなることか有明の月

一声もほとゝきすより聞たきハ

道あることをかたる世中

心にも入てあつかふものならハ

口事ハ無為にやならむ世中

世中の人のうらみをうけざるハ

よかりしとこそ思ひしらるれ

よき事ハ例にもひけよよからざる

事ハためしに引な世中

網の糸ひとつすちめのちかふゆへ

みたれにけりな人の世中

第一に大事の異見第二にハ

無心の所望むやく世中

世中の人の恩をは恩として

わかする恩をおんとおもふな

世中ハ今日人のうへあすハわか

身のうへ也と心得んかな



世中にせましき物ハわれハかほ

そらことぬすミ勝負いさかい

世中に智恵方便の正しくて

身をおさめむとめてたかるへき(そ方)

世中に物くさくしてもしらて

物をハもたて物にかこちて

虎にのりかたわれ船にのれりとも

人の口にハのるな世中

世中に文ハ落ちるものなれハ

用心してそ異本  
心してこそ書へかりけり

世中にかくへき物ハかゝすして

事をかく也はちをかく也

世中に銭たにもたハ芸能ハ

いらぬとわれは思ふ也けり

返し

世中に芸能ありてそのうへに

錢をハ人のもたぬ物かは

貪嗔痴此三とくハ世中の

地こくととかれ給ふ仏の

親先祖なまとふらひにするならば

むくひあるへき世中の人

了簡しいかにかくすと思へともふイ

たゝよくしるハ人の世中人のイニ

思ひてをしつゝ後生を願へたゝ

久しからぬハ人の世中

世中につらゝものを案すれば

うれしきもなし悲しきもなし

世中に人をいろひて何かせん

柳ハみとり花ハくれなる

津の国のなにはの事も世事ハ

あるへきやうに有へかりける

世中ハ身のほとをしれしれやたゝしれのイ

しれや世中しれや世中

世中の君ハ千世ませゝと

すくなる人にあるは天恩

天てらす神のをしへをそむかすハ

人ハ世中富貴繁昌

世中の大永五年長月の

庚申の夜百首よむ也、

八日 霽、

一朝六ツ過起、出勤者泊番故七ツ時なり、夕詰北郷多  
 仲殿へ代合、次渡等之儀毎之通之段承候、大鐘前よ  
 り梅田仁三次殿・平田新吉殿御道具為拜見御兵具所  
 詰所へ被参、六ツ御暇被致候、五ツ過御引ケ有之、  
 夫より押番坂口善五左衛門・郷押番川路与右衛門召  
 呼、四ツ半時分迄嘶居候、八ツ半臥候事、  
 一大慈院様今日出水御入、

九日 晴天、

一朝六ツ時起、泊り明二而四ツ過御暇、月番方へ次渡  
 者御使番より足輕一件之問合書壱ツ、其外毎之通二  
 而次渡置候也、大鐘時分谷山角太夫殿所へ、留主故  
 直二帰宅、四ツ半時分臥候事、

十日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退 城、直二浄光

明寺 (古尊) 浄国院様・月桂院様江参詣二而、直二帰宅、  
(古尊側室、継尊実母)

七ツ後中村孫次郎殿・伊藤万次郎殿・伊勢平右衛門  
 殿来儀、暮弓射二而八十建六本ならしに六本越候、  
 夜入四ツ半臥候事、

十一日 霽、夜入風甚烈シ、雨降、

一朝六ツ過起、登城、四ツ後御暇、荒田御姉様 二階堂  
源太夫  
 へ参る、八ツ後帰宅、暮より郷十郎殿入来、四ツ時  
 分被帰候、九ツ時臥候事、

十二日

一朝六ツ時起、五ツ前出勤、今日者

大慈院様御着二而、直二福昌寺へ御入寺被為在、拙  
 者儀加治木屋敷物見角より御供 当分物頭相勤居候  
拙者年二拾四才 いたし  
 候、其外惣御供也、福昌寺柵門前より市ツ橋之方へ  
 各々打廻り帰宅なり、四ツ之頭鐘打候節、御先御殿  
 下へ出候、九ツ時分帰宅、暮より横山安之丞殿来儀、  
 四ツ半時分被帰候、夫より父上様御方へ罷出候得者  
 郷十郎殿・町田勘左衛門殿被参居、九ツ過各々被帰、

夫より拙者二も御暇、八ツ時臥候事、

栗野由来記

御当家島津之元祖豊後守忠久公より拾六代之太守島津修理大夫義久公永禄年中三ヶ国を御手二付国分へ御在城御舎弟島津兵庫頭忠平公後に義弘公、御剃髮、二而惟新公と御改名、永禄七年より天正十八年迄都合二拾七ヶ年飯野へ御在城にて、其内横川城主北原伊勢守退治 義久公より被仰出、島津(忠長)図書頭江大將被仰付候砌、飯野より御使中馬孫市を以御加勢人数七千九百六拾九人被差向候段御到来有之、五月十七日飯野御立、栗野川松尾城江御着、先軍之(手九)大将二者山口大藏・五代右京(惟宗)・白坂次左衛門・野村兵部・伊十院右衛門太夫・新納武藏守、御本城諸陣二者伊尻弥九郎・曾木五兵衛・中馬新左衛門・山田弥九郎・鎌田玄蕃・伊勢平左衛門・伊地知民部少輔・本田善藏致出陣暫時を相待候処、図書頭御手勢一万六千五百拾式人引卒、五月廿三日横川江籠城、六月朔日午刻より合戦相始、義弘公者五月廿八日栗野之城を御立、横川之内片城之岡江野陣を被召、六月朔日早

天江戸海道筋御行列二而城之南崎山原之向岡江控て被成御座候処、北原伊勢守舎弟民部(勢脱之) 義弘公を目二掛相戦ける処、飯野退体二相見得民部勝二乘て追掛る、江戸海道二而引退敵も海道まで出候処、国分大勢之内伏草して待居候処二、跡を取切、又飯野勢返し合、真中二取込責合候故、無行方民部殿も味方六人二成不叶と高き岡江上り、大隅住横川之城主北原伊勢守弟北原民部少輔と名乗、行年十八才二而腹十文字二切たりけり、相付五人同前死す、其日の戦相止、翌日大風二而戦無之、同三日巳之刻より軍相始、亥之刻まで落城にて、城にも火を掛士卒帰陣す、国分勢・鹿兒島勢・宮之城勢都而六月十日御引取二而、義弘公栗野御通掛二て飯野まで御帰城有之候、横川城番二者い十院肥前守久春二被仰付被罷居候、但、人数七百人為御用心被召付置候、一永禄年間之内菱刈・祁答院責、元龜三年木崎原合戦、天正四年三ツ山合戦、同五年野尻城責、同六年名山領城責付豊後取合、同十二年肥前島原御出陣数ヶ所へ之御合戦被遊御苦勞被遊御勝利二而御座候、然処

二漸々三ヶ国茂静謐ニ相成候付、 義弘公御事も御

年五拾六ニ被成御成候へハ、折々国分江御光越も遠

路御難儀被思召上候哉、天正十八年庚寅六月廿六日

飯野より栗野江御移城被遊候、文禄四年迄都合六ヶ

年御在陣(城力)ニ而、其内文禄元年壬辰年高麗御渡海、

惟新様・又市郎様・又八郎様御父子三人ニ而御座候、

一栗野川松尾城

但、惣廻り四十八丁ニして壹里三合余、三十六丁

ニシテ壹里七合余、

一東方鹿倉山より道程七八合程野久尾ニ広野有、

一南方大谷深牟田高岸、

一西之方麓小路高岸がけ之平、

一北之方大川水上(有脱力)飯野狗留孫嶽より川内久見崎ニ

流ル、

一本丸 弍反余、

一ニノ丸 五反余、

但、本丸ニ之丸之間深堀有、横七八間之間大坂(朱書)、  
橋有之、脇ニ大楠丸太引渡有之、

一大手口より御門口迄双方石垣枿形有之候、

一大堀数拾壹ヶ所

一外堀

一内堀

一新城堀

一大谷堀

一八幡城堀

一御厩城堀

一水上堀

一代官所堀

一長谷堀

一野久尾大堀

一大堀

一山之神社

右、惟新様御建立ニ而、大宮司藤井家江被仰付置

候、享保大御支配より表免落清右衛門へ有之、修

理祭り仕候、

一毘沙門堂

右、御建立ニ而堂守江田家江被仰付置候付、当分

但、南北二通、

但、南北二通、

但、北東南ニ通、西懸之原ニ而  
其上目付番所跡三重築立有之

但、南北二通、其内二馬乘馬場・  
弓場地御用井戸于今形ち有之

但、東南ニ通、藤井家  
屋敷より御門口通用有

但、南北二通、

但、東西之通、

但、南北大川平ニ而、  
其内横小路三ヶ所

但、東西二通、

但、東西より南二通、

但、東西二通道有、其外小堀数多有、

但、二之丸之内ニ所五社之内ニ而御座候、

但、(有之脱力)

但、(清水門之)

但、(鹿兒島県立図書館所蔵本より補)

但、本丸之内ニ有之、△

迄六月堂より年中格護仕居申候、

一 御用水二之丸之内二有之、字清水と申候、

一 南御門

一 北御門

一 清水口番所 但、定立付、

一 外禁戸番所

但、内堀外堀之境、右者鹿倉山道、左者吉松江行

陣之尾道、番頭藤井両家江被仰付置、御城山見廻

兼務相勤候、

一 炭床番(所脱カ)

一 かくめ落番所

但、定立有御忍口、

一 亀沢口番所

一 垂ノ口番所

一 一砂走番所(口脱カ)

右九ヶ所之関所跡于今有之、

一 護摩所(寺カ)所跡地

但、御城内より丑寅之方当分畠並藪山、

一 鏡之宮壺社跡地

但、御城内護摩所近方当分右同、かねの鳥井有、

字金鳥井と御前帳二も有之、

右両所とも御建立二而候得共、御在城已後廃壞

仕、御神体鏡其外諸具正若宮八幡宮殿江奉納有之、

一 御城下馬場

一 椽馬場 流壺丁余、横八間、外築地有之、

但、此馬場に御家老比志島紀伊守殿屋敷当分山

下家・園田家屋敷二而候、

一 躑躅馬場 流式町、横六間、外築地有、(余脱カ)

但、此馬場へ御老中町田勝兵衛者当分兒玉家屋

敷二而候、(屋敷脱カ)

一 大手口より亀沢口番所迄 流三町余、

但、此馬場江御老中伊勢(弥カ)平八殿屋敷当分野元家屋敷二而候

御城代川上三河守後入道シテ肱枕と改名、屋敷当分亀沢門名頭屋敷二而候、双方共高石垣、北之方大川面二御蔵屋敷有而三

河守屋敷当分字肱枕飯屋と申伝候、且又三河入道江者御家引直し拝領被仰付置候(守脱カ)

一 御普請方御兵具所跡但、当分緒方家・原田家屋敷と申伝候

一 二之丸清水口番所より大川面亀沢口迄御忍道跡有、(跡脱カ)

一 亀沢口より鍛冶屋前迄高石垣外拵其内番所有、

一 一砂走より新城之下迄おとり築地跡、槐ノ木垣于今有、

一 徳元寺大門口より地頭飯屋大橋まで立馬場通流二町

程

但、此馬場江御老中三原諸右衛門殿屋敷当分梅橋

家屋敷二而候、御在城以後居地頭阿多掃部殿屋敷

当分前田家屋敷と申候、

一南北之通横馬場五ツ

内、二ツ亀沢横小路、二ツ清水横小路、壹ツ鍛冶

屋横小路、

一菩提所徳元寺御修甫

右、徳元寺之儀者北原家菩提所二而候処、文祿四

年乙未七月四日休久四郎女、島津忠清四郎様御卒去二付、

蘭柱香公大禅定門之御位牌御安置二而菩提所へ被

仰付候、御城之御門拜領にて徳元寺へ引直被仰付

候、且又御霊屋一字とち尊にて御建立御修甫二而

候、

一祈願所蓮乗院御修甫 一良伝庵徳元寺 一城庵右同

一長香寺徳元寺末 一幸善寺蓮乗院末

右、件之通御城内へ跡地並其形有之、

一文祿元年之春 忠恒様御年拾七にて始而御上落、栗

野城を御立、真幸筋御通路にて日州赤江川より被召

御船、安芸之宮島江御着船、夫より無程日数廿日余

二大坂へ御着にて、天野屋忍濟と申町人之所へ御着宿力

にて御滞留、夫より境櫛屋之町麓屋と申町人之所江林力

御着二而候処被遊 御疱瘡、無程御快気二而いまた

とふも落不申、御湯月代も不被遊候処二京都より飛

脚罷下、早々御目見得と被仰渡候付、急二御立石田

治部少輔殿屋敷へ御着二而、治部少輔殿御同心二而三成

御目見首尾好相濟、其日京都御屋敷へ御入無懈怠御

登城二而候処、其年直二高麗御渡海之儀被仰出、御

請二而大坂より直二御出船二而御渡海被遊候事、

一文祿元年壬辰二月 惟新義弘公・又市郎久保公、西一力

国表諸大名衆同前各高麗御渡海御当りにて、肥前名

護屋太閣様 御出場二而都而御出船之苦御座候処、

御父子吉日之御首途崇宗廟力廟正若宮八幡江御參詣被遊候、

其日大雪ふりつもり、

御歌

野も山もみなしら旗となりにけり

今宵の宿ハかち栗のさと

又御発句

から立の其身ハやかて帰国かな

右二首於神前御則句被遊候、

一 御供廻之人数御首途為吉例備前の鍔刀磨ほし踊、兼  
而御執行被仰付置候通被仰出、各神庭二而白鉢巻御  
免二而相勤候、

義弘公御作意之御諷

一 若衆く待夜の油火者細く長かれくちよろくと  
四角八角柱角らしやかとのないことく添ひ能けれ  
詞御身を弁財天身共は生き不動身共かやう成人足ま  
かひの男共には情やかけんべい置(打脱カ)ケさなるまひさ  
置ひてくれ

一 露ほとも情かけさる若衆様何ののく名残のおし  
かるろふ詞とひよふ返

一 我はや備前の鍔刀く思ひまわせはときほしやほつ  
くく

右於神庭御執行相濟、直二被遊 御帰城候、

一 御両殿様御出陣之当日辰ノ一天被遊御立、直二正若  
宮八幡へ御参詣、御神樂被差上青銅神納二而社家頭  
取木瀬太郎兵衛江御意被遊候者、今度高麗出陣二付  
而者武運長(久カ)永延命二而首尾好帰朝之 御祈禱可致情  
成、且又無官二而者祈禱も不叶筈候、早速上京致吉

田家之伝を受可相勤、為其銀子三貫目拜領被仰付難  
有次第奉存候、其上社頭江相勤居候士社家八人木瀬・

原田・松下・池田・両池上・黒田・郡山江者独礼之  
御盃御項戴被仰付難有次第奉存候、左候而、社頭被(頂カ)

遊御立候得者、御供之面々古郷を出しより高麗迄渡  
海いたし、再帰朝者千二一ツも有ましく被思召上げ

ん、兼而御執行被成置候刀踊神庭鳥井之外二行列射  
手馬場二而軍勢為勇陣太鼓・かね打ならし、軍配団

扇に御かとりせ被成候、于今其時の踊毎年七月四日  
正若宮八幡より相勤、御位牌江御印之踊壹ケ年も無

懈怠若郷士共相勤申事、

義弘公御作意之御諷

一 御崎山をはやけつりたいらけてや川にしてナ船をや  
りたやおらかふねをナ

一 我ハヤ薩摩守のものちやほとにナとここで寄掛たりと  
もや迎しやセまひナさひた刀のヤ役ちやほとにナ

一 君か代の久しかるへき例には  
かねてそうへ置御代の松

一 小箆に征矢さしそへて城を廻ル者松千代様ヨ(ノ脱カ)

但、是は山田松千代拾五才以下にて御供にもれ、美男二而皆其名残をしミたると云々

一 松さまを小関に乗せて調てけりたやナおんとか瀬戸コノカに

一 帷子二巴を付て召スハ渋谷のコノ三五郎様よ

一 ちんの煙と我か児様はいくよとめてもとめあかん

一 あたご参りに袖をひかれた是もあたこの御利しよかなと御引立被成候へハ、皆々猛虎も手取二せん心地して、イハヲもくたく勢ひに勇立こそ面白し、

一 正若宮鳥居の真向江風呂の岡とて道程五六町も有之、栗野郷も見送りの岡にて御側衆十五才以下山田松千代・渋谷三五郎其外多人数、且木瀬・原田・松下・池田・両池上・黒田・郡山此八人も神前より直二麻上下二て致先供参候、右風呂の岡二而御通御盃不残被仰付、千秋万歳と被遊御立、見送り之人数江者御暇被下、各涙を流し退出いたし候、

一 正若宮别当梅中寺前代より妻鉢（帯力）之寺二而、山田家二而国分正宮之衆徒山田家互二子孫無断絶継来り、梅中寺境内田島御竿不入無代之地方二而候、其上社家屋敷ヶケ所被仰付置候、天台宗二而神道方本田家之

支配にて無之、南泉院派二而候、

一 上様方御参詣之砌は神納物并御幣・御酒・盛塩等差上候儀も旁受持御答等申上候、

一 正若宮社家郷士八人之儀ハ段々難有被仰付候由緒有之、余郷二者其例も無之、武屋敷ヶケ所・社（家脱力）やしき

ヶケ所、都合式ヶケ所ともに御免二而候、其上木瀬・原田・松（下脱力）此三人江者精進屋敷ヶケ所被仰付置、都合三ヶ所被下置、社家由緒帳二も頭社人三人と有之、

原田家之儀者前代より神馬御預格護被仰付置候付、神馬死馬捨やしきとて畠式反前代御竿不入被下置候処、享保御支配より新御竿入物成上納地面者、原田家永作地二而都合四ヶ所格護仕居右式段々難有被仰付置、脇郷江者其例無之独礼之御目見得両度被仰付候も正若宮御尊敬之故二候、

一 御両殿様御事、文禄元年辰十二月肥前名護屋より御出船被遊候、

一 木瀬太郎三郎御銀拜領被仰付候付、早速上京仕吉田兼見江神道伝授仕、文禄三年之冬罷下り御武運長久之御祈禱仕候、官名木瀬右京亮と改名仕候、（且亦脱力）関ヶ原・



大坂乱之時分者同前御祈禱被仰付相勤候、

一 又一郎久保公高麗二而御戦死之到来有之、

御懷様別而御歎敷朝暮御噂のミ有之、高麗之儀ハ是

より北に相当り候と聞及、久保公為菩提 御城よ

り子丑之方熊之峯とて高き岡拾五町も有之所へ大き

なる石塔を御城より見得候様被成御立候やう二被成

御立候、石塔于今有之、

一 休四郎様御事、御歳拾四二被為成候、文祿四年乙未

七月四日被遊御卒去、猶又御歎き差屯申計無御座候、

但、志七日相当候節御母君御歎、忠清一人嘸やさひしく行つらんと被成御意、其節御側御小姓松下源次郎御跡より追付奉らん

とて行年拾五二而腹十文字二かき切、彼墓(相果脱力)所位牌御側二有之、法名見姓道直大禪定門

一 御霊所徳元寺江被召建菩提所へ被仰付候、

但、北原家菩提所之寺号者徳重寺と為申  
由候へ共、文祿四年二徳元寺被相改候

右四十九院之御弔徳元寺にて御執行有之、徳元寺住

持引導二而、福昌寺よりも衆僧十人余被差越候、

御名代者川上三河守二而候、御霊前御手長栗野土木

瀬石京亮・飯野士大河士越右衛門へ被仰付候、

一 木瀬石京亮先祖永祿年間二而日州加久藤之内永郷浦

村常松之城主真幸六頭之名主職、常松、始メ宮房丸

後左衛門太郎とて、飯野御在城之節之御近習役、同

役者飯野士築地宗右衛門・中馬孫市二而候、右宗右

衛門娘御側へ被召置候処懷妊二罷成、折節左衛門太

郎無妻二而、右宗右衛門娘を妻二被下、無程男子出

生仕、初宮千代丸、後太郎三郎と申候、右宮千代丸

七才二罷成候年徒党者共常松城江火をさし焼払候付、

披官之孝左衛門と申者宮千代丸を背負夜中吉松内小

野寺江逃入候得共難罷居候付、栗野正若宮座司梅中

寺江差越、長誉と申住持江相頼養育にて罷居候処、

折節社家頭取木瀬家跡及斷絶候付、長誉了唱を以木

瀬跡目仕居候、右次第

惟新様二も漸々被聞召上候哉、飯野より国分御通行

之節者木瀬太郎二郎所へ御本亭罷成候而、折角御

目見得被仰付候、

一文祿四年乙未九月末高麗御帰朝、直二帖佐江御移城

二而、栗野江者御入不被遊候、御前様を始皆々御引

取、帖佐之様御越、川上三河守迄為御跡締御残置候、

一 慶長元年丙申三月 惟新様・又八郎様栗野正若宮八

幡江帖佐より高麗江御渡海之御願成就として御參詣、  
木瀬右京亮所御本亭二而日数五日被遊御滞在、難有  
蒙上意、其上

惟新様より左文字之御手鑑(櫻カ)一枝、又八郎様より金磨  
之御盃并一よ切之尺八拝領被仰付候而、御両殿様  
より右京亮江御意候者、先年高麗渡海之刻大願之本  
望成就いたし、神前之勤務骨を折大儀至極候、其上  
已前より此表致通路立寄候へ共、又と罷通事(榮カ)ハ無覺  
束、此節者限り(をカ)と名残おしげに被遊、御意、難有被  
仰下御泪ぐミ被遊、

御意諸共右京亮奉畏候、

一 正若宮江御參詣之翌日徳元寺江被遊御參詣、終日被  
成御座日暮前御立、桜馬場之角江暫く、御イミ御城  
之方を御詠有之、松の葉色枝振等を被遊御誉、桜馬  
場・つゝし馬場之方を御詠被為成、いと、栗野へは  
御名残も被為在候様被思召上体二相見得候、

一 忠平公御代より御側二御奉公仕候月野木藤太夫長男  
初新五郎拾五才之時、永祿八年辛未九月末飯野之城  
にて御目見得仕、月野木兵部左衛門と拝領被仰付候、

但、右兵部左衛門祖父月野木初秀若丸、中左馬介、後玄蕃頭、  
永祿八年舟岡山合戦以後於本國西国下向、日州真幸院小林南方  
へ令安置、右孫兵部左(捨カ)  
衛門、忠平公江奉公ス(諸県郡脱カ)

右兵部左衛門事、横川城責、菱刈・祁答院責、木崎  
原合戦より三ツ山合戦、野尻城責、石嶺城責付豊後  
取合、且又高麗御供迄首尾好相勤、肥前島原合戦之  
時老親当病二而御断申上、出陣二相洩候(洩カ)、其子孫い  
か、致断絶候哉、相禿当分栗野高田村百姓役相勤居  
候、(朱書二マ、一)

一 忠平公御代より御側江御奉公仕候渋谷上総守榮国・  
同軍八重直、木崎原合戦三角田まで、惟新様伊東新  
次郎と御鎧戦にて御突留被遊候節、馳続首を打取候、  
上総守・軍八兄弟二而、御側不去奉公仕候而栗野へ  
御供二而被召置候、幌一張正若宮へ奉納箱江入有之、  
尤、上総守墓所木場村之内後川原田之中江塚有之、  
古者花之木一本有之候得共、元文年間之比枯、当  
分桜之木一本植次有之、字を上総田と申候、名字何  
年間より書誤候哉、当分ハ渋谷墓所と申候而覚悟仕  
居候、(于今脱カ)

一月野木兵部左衛門・渋谷上総守・同軍八数ヶ所軍忠

無懈怠致御供、国も静謐相成、其上皆々共老体罷成、首尾好御暇被下候而栗野へ被残置候、

又伝曰、栗野土内田主馬亮事、御城御引取二而帖  
佐江御移城之節者生年三拾九才か四拾才かと覚候、  
いかにもあわれ御歎き中にて男女通路江罷出つく  
ばい御暇申上候、

一 御城より未申之方十四五町も有之米永村之内遠目番  
所跡高キ岡之上に目印之松壺本有之、字遠目ケ尾と  
申候、

一 御城より子丑之方拾四五町も有之北方村之内遠目番  
所跡花立之岡と申高き岡之上に松之木数本有之、

一 御城より卯辰之方四五町有之楢原之岡と申所二目付  
番所之跡有之、

一 御城より巳午之方壺里程有之木場村之内<sup>(鹿兒島県立図書館所蔵本より補)</sup>上床之岡  
と申所江火立番遠目付跡有之、

一 御城より戌亥之方一里程有之高田村之内△陣之岡と  
申所へ火立番遠目付跡有之、

一 御城より申酉之方拾二三町茂有之米良村之内田之中<sup>(永カ)</sup>  
に石塔式本有之、其由緒者、

惟新様御城より強弓にて遠矢被遊候、男矢女矢立候  
所江石塔被成御立候、

但、伝曰、御側江被召仕候大田武篇之介強弓之射  
手有之、御意二付五人張二而遠矢仕候、右武篇之  
介事、御意入二而御側江罷居候処、軍配備立之  
儀二付御備患敷なと、惟新様江申上、右武篇之

介江軍配被仰付致下知候得とも、薩摩武者共儀二  
而牢人もの、不受下知、散々之仕合にて被遊御立  
服、<sup>(腹カ)</sup>武篇之介可被打果旨御意有之、御側詰肥後・

江田・竹上・梅橋其外多人數被召列鶉狩二被遊御  
出、右武篇之介へはうつら立留りのつかり見被仰  
付、御城より南履掛原之内高キ岡へ上り壺人四方<sup>(葛カ)</sup>

を守り居候、

惟新様者諏訪山之東之岡上諏訪又者田渡り岡とも  
申所へ被成御座候処、うつら狩之者とも四方より  
責上り竹上帯刀と申者一番二討取候、其岡へ于今  
墓所・石塔・松二本有之、

又説曰、右武篇之介事、元来太田道灌之子孫二而、  
信玄公御亡落已後西国へ下着して隅州曾於郡へ居

住致し、(依カ) 義久公へ倚願御奉公仕候処、軍配之功  
有ものにて

義弘公へ被下候、

本場村之内  
一 稻荷大明神(鹿兒島県立図書館所蔵本より補) 但、御城より南七八町有之、△

右義久公御建立にて、永祿七年棟木板二御座候意趣

ハ、菱刈・祁答院御手二入候様二との御誓願二而、

社壇菱刈へ向被成御立候、

一 明珍轡壺口 但、(朱書「マ、」) 桐の頭のすかし有、

右高麗御渡海御祈願として正若宮八幡へ 義弘公よ

り御寄進被差上候、御祭礼之節今二神馬へ相用、銘

作之由、御馬役格護二而候、

但、越前之住明珍作と致有之、(銘カ)

北方村之内  
一 善神王大明神 但、(軍神にて伴貴兼) 代建立、文明年間

同所善神王臨宮  
一 六人之大王 但、(御城より戌亥之方道) 程十二三町も可有御座候

右義弘公御建立、伊東一乱之時御誓願二而被成御建

立、尤、高式石御寄付二而、慶長拾九年大御支配ま

ては高目録(百脱カ)にて御座候、然とも右高毀破之時分被召

上候、

義弘公所々江被遊御移城候次第

一 惟新様永祿七年甲子十一月十七日加世田より飯野へ  
御移、御年三拾才之御時也、左候而、天正十八年迄

被遊御座、其内元龜三年木崎原御合戦有之、且又

又一郎久保公・又八郎忠恒公加久藤於御城御誕生、

御年六拾五(五十六カ)まで二拾七年飯野江被遊 御在城候、

但、御一女様・御三男様右御城にて御誕生、

一天正拾八年庚寅六月廿六日飯野より栗野江被遊御移

城、文祿四年まで被遊御座、御年六拾壹、高麗御渡

海文祿元年壬辰年まで栗野より被遊御立候、

一文祿四年乙未秋高麗より御帰朝、直二帖佐江御移城

にて候、左候而、慶長拾一年まで年数拾壹ヶ年被遊

御座候、御年七拾貳まで被遊御座、又後高麗慶長

二丁酉二月帖佐より被遊御渡海候、

一 慶長十一丙午年帖佐より平松江被遊御移城、同十三

年まで被遊御座候、御年七拾四まで平松江御在城也、

一 慶長拾三年戊申十一月三日平松より加治木江被遊御

移城、御年七拾四才之御時也、

一元和五年己未七月廿七日被遊 御卒去、御年八拾五

歳、加治木江御移城より十二年目御卒去也、

十三日 小雨降、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退 城、暮より相

良作太郎殿・加藤東市郎殿入来、四ツ過被帰候、九  
ツ時臥候事、

一 齊宣公高輪之館ニ而御逝去、江戸にて御行水之節御  
孫

齊彬公御出ニ而御行水相済、御落涙ニ而御急ぎ御立  
帰リ被遊候へハ、御後之柱ニ而御ひたいを御打被遊  
候となり、 齊彬公儀者兼而 齊宣公御秘藏之御方  
様ニ而、去年御逝去之時迄三拾三才ニ被為成候を矢  
張ほん／＼と被仰候由、左様之御方様故猶以名残惜  
敷被為在候半と乍恐奉候なり、此咄ハ高輪御付御  
側御小姓三木原等殿より直嘶承候也、

一 齊宣公御病氣中 齊彬公始終御付添ひ御かん病至極  
御叮嚀ニ而被為在候となり、是ハ高輪之御付奥医師  
岩山玄伯殿嘶也、玄伯殿儀ハ

齊宣公御病氣故、極々急ぎニ而江戸之様被差越候処、  
着之翌日より人御見しり不被遊候と也、着当日則御  
伺ひ被申上候へハ、其節迄ハ未御たしかにて甚以御

満悦まし／＼、玄伯参りたかと 御意候となり、玄  
伯殿嘶也、

一 齊宣公儀ハかくの御病氣ニ而、此内より長く御不快  
被為在候得とも始終御ふし不被遊、毎日経書之御素  
読・御能御稽古御逝去十五日前迄ハ無懈怠被遊候由  
ニ而、もふならぬと御床に御臥し被遊候へハ、十五  
日目ニはかなく被為成候と三木原等殿嘶也、嗚呼哀  
哉、かく迄御勤被遊候御氣勇世ニ稀や、惜哉／＼、  
聞に落涙、書するに落玉難留／＼／＼／＼、

一 齊宣公御逝去半年前より我ゲ様御道具御とり集め、  
始終御当用之物迄御出し被遊候を奉見候得者、御  
自分様此病氣て終二者御養生無御叶と被思召上候哉  
と相考候得者、身之置処もなきやうにありたると沖  
渡来殿嘶也齊宣公御  
付奥医師

一 岩山玄伯殿頭ハ此璞ひん之字ニ而候処、此字あまり六ヶ  
敷候故、此伯之字ニ替候様ニと

齊宣公御意候となり、  
一 齊宣公七拾才ニ被為成候時者、是非薩州江下り御隠  
居被遊と、兼而御意被為在候となり、奇妙なり／＼、

去年六拾九才二而御逝去、今年七拾才二而正月十二日薩州江御着二而福昌寺へ直二御入寺被為在候、其節態々抛鞆之対之御道具久々振二拝し上候へハ、此度ハはかなくならせ給ひ、最早むかしに成給ふと奉存候へハ、誠ニ落涙余人を見廻し候而も其通りに相見得候なり、

永吉島津中務藤原久陽殿ヨリ被差上候

御祭文写山田十助殿作也、

維

天保十三年壬寅正月。永吉邑主。臣藤原久陽以三官守

一在三東武。不能親奔走以執三豆籩二使三弟伊勢貞章代

三久陽。恭以三蔬果之奠。

祭三故

正四位上左近衛中將。薩隅日太守。兼領琉球国。大

慈院殿舜翁溪山大居士之尊靈

嗚呼哀哉公之在日親承三光儀二持レ身以レ敬矜レ下以レ慈

教化遍布士民仰之

嗚呼哀哉百齡尚遠二豎忽窺又靡レ不レ禱邦匪レ無レ医彼

蒼者天奈三命与二時

嗚呼哀哉。瞻望不レ及。涕泗空垂神位穆々典祀燕々蘋

藻雖レ薄竭レ誠在レ慈

尚饗

十四日 朝小雨、後晴夜、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退 城、暮より前

内記様江參り、四ツ過歸宅、九ツ過臥候事、

十五日 晴天、

一朝六ツ過起、今日者 齊宣公福昌寺二而御葬送二而

九ツ時靈鷲院江參相控候、七ツ過福昌寺客殿縁より

御通掛御目見いたし、今晚者泊番二而獅子吼御門之

前張番所へ泊る、八ツ前臥候事、

十六日 霽、暮小雨、

一朝六ツ起、昨夜御だ火跡其外竜門橋之辺を見廻ル、

五ツ前歸宅、代合無構張番引取、足輕兩人ツ、御中

陰御法事迄之間召置賦也、御法事中又張番有之筈、

四ツ前登 城、八ツ後御暇、九ツ半臥候事、

井上主膳覚書

一我等拾九才にて長寿院様御供仕上七関ヶ原へ罷登候、

惟新様御兄弟者前より被遊御在陣候、長寿様者御留(義)

主にて御在国にて候得共、跡より様子により可被成

御出陣よし、内々御国意(用力)二而被成御待候、然処七月

末二上方より早飛脚參、早々可有御上洛由被仰下候、

其折節者浜之市二被成御座候故、宮内八幡(之カ)二し

而候間、しは違之祭被成、蒲生地頭職二而候故蒲生

衆中相付被罷登候、人数御待被成、帖佐之川口より

八月三日二御出船二而候、帖佐衆も相付、以上七拾

人程にて御登候事、

一右ごとく夜白を不嫌御登り候処、佐多御崎にて難風

仕、御船二塩入陣道具ぬれ候ゆへ、船を戻し五日被

成御支度御登り候事、

一瀬戸内に御入候得者もはや世間之様子前に相替り、

番船まで御座候様子、色々被仰御通候事、

一ケ様之儀二付弥御急ぎ、夜迄押船二而水主杯も精氣

尽、夜中ハ(にめしカ)しを兩度ツ、被下候事、

一兵庫江御船を着、地下人江銀子などを被下御頼候者、

當時衆中にて 御上様など其外薩摩衆在京被仕候、

何様成候ハ、通用を以心付可有由段々被仰置候、定

而此人ハ問屋にても候や、名者覚不申候、大坂二而

も同前被成候事、

一京都二而聞召候へ者弥六ケ敷候故、少年之者兩人京

都江被成御残候、其内壹人者鹿兒島下町江居候甚兵

衛と申者にて候、一人者鮫島治部右衛門にて候事、

一美濃路江掛被成御打立候処、路次関東方之陣多く候

間、毎度被成御難儀候、駒赤坂杯と申所皆敵方之陣

やらん、西国衆相通候事難成候事、

一駒野へ(のカ)こなたにて飯野衆中玉林坊へ被仰、里人を一

人からめ捕敵陣之様子・道之案内をおしへ(旧記雜録)候得、

無左候ハ、則打果し可被成由稠敷被仰付候付、し

はりながら△無是非御案内を申上候、後に銀子を被

下御返し被成候事、

一駒野辺江一夜之宿をとり御泊り被成候へハ、無兵糧

二而其あたりに夜にまきれいもを御取せ被成被下候

事、

一御先立薩摩衆伊勢平左衛門殿を大将にて多人数、是

も被成御通儀不相成<sup>(罷力)</sup>、彼辺二御滞留二而候、中国衆勢も同前二御座候事、

一 伊勢平左衛門殿被仰候者、長寿院殿ハ赤坂之陣を可被成御通様子と相見得候、彼大勢の中を小勢二而可被為通儀且御無用存し、跡より味方追々参着して待合御通尤のよし被仰候、其節遮而御返事、兎角も不被仰静二御相談次第と被仰候事、

一 右之ことく平左衛門殿方江被仰候而、跡御供之蒲生衆などに被仰候者、何様二も何れ我々明朝卯刻二可相通候、其用意可有之被仰渡候事、

一 玉林房<sup>(坊力)</sup>へ彼赤坂近所之在家江火を掛被申候へ、其間二可乗通由被仰候事、

一 我等御側江相詰候故、御挟箱より紙を取出し進上可申由御意候、如其仕候へハ御手自右紙にて俄二再拜を御切り被成、青竹之先江付被成候而、又々帖佐・蒲生之衆・御家中之人数迄被召寄被仰聞候者、明朝未明二可相通候、其時ハ我只一騎乗通可見候、再拜を先へふり候ハ、急キ追付候へ、跡のことくふり候ハ、跡二帰候へ、たとへ敵取掛候とも我者馬上なれ

ハ心易と被仰候事、

一 其後中国勢より使にて被仰候者、明日御通被成候ハ、御道可申由候、返事二被仰候者、中国衆之御鑑<sup>先敷</sup>未承及候、御同道不罷成候由、無曲二被仰切候を御側二罷居承候事、

一 翌日卯時に御立被成候、彼所より関ヶ原者四五里程御座候、其道者敵陣之前二一筋<sup>(小道脱力)</sup>二御座候、陣と道之

間田御座候、其田四五町計も可有御座哉と于今存候、玉林防<sup>(坊者力)</sup>へ方々走廻在家二火をつけ焼立被申、其近ク

二社御座候、火懸り則炎上仕候を見候事、

一 一夜も明候而跡を見候へハ、中国衆之黄色之旗差立、伊勢平左衛門殿旗も相続見得候、其時再拜二而御まねき候ゆへ御馬近く何れも追付候へ者、彼為に我は小勢二而通るなり、敵はあの大勢にこそ可心掛候、我々者氣遣なし、急き候へとて御馬をはやめ被成候事、

一 右のことくにて御老人御通候、然処二石田治部少輔<sup>三成</sup>殿より千計の人数にて相迎二老里計被遣、其衆被申候者、さてく各々はかの大勢の中を如何して御通



候哉、即鬼神にて候とほめ被申候事、

一 御馬を早道に乗被成、関ヶ原御陣之前にて馬を乗  
し御参、 惟新様被聞召付門外江御走出被成、長寿  
歟一番は其方たるへきと思ひしに案に不違と被成御  
意、殊之外被成御悦喜、御手を取陣二ハ入候を慥二  
見候事、  
(御力)

一 ケ様之首尾にて九月十三日昼前被成御着、聽而何れ  
も人数も参着候事、

一 石田治部少輔殿より御使二而、上洛大儀、万事之儀  
御頼候よしにて、金磨之軍配団扇を調置候とて御持  
参候事、

一 其晩に薪タケキも無御座候故、中間衆二参候得とも(旧記  
雑録より補)  
も無之由二而罷帰候、就其我等右之衆召列又々参候  
へ共△何にも無之、つゝしかふを引こやし取帰、漸  
く陣屋二火を焼候事、

一 其後陣中兵粮有之哉と御尋候へハ、無御座之由申候  
付、何れも御談合被成、夜中に田地之稻を取入可申  
と被仰付、諸將衆何れも稻を自手被成御持候、十四  
日之晩迄其通二御相談二而候、十三日より雨降り、

四日之日者大雨二而殊之外寒く御座候間、長寿院殿・

平左衛門殿杯も稲こつみに火を付御あたり被成候事、

一 ケ様之御談合最中筑前中納言殿野心之由注進候、就  
(小早川秀秋)

夫石田治部少殿方者川上四郎兵衛殿御談合御使者二  
(志元)

御出候由承候、後二軍評定二中納言殿を呼入候而質  
無之由承候、其時中納言殿ハ若年にて家老之評定と  
風聞候事、

一 翌日未明に御帰御座候、殿様御具足・羽織御申被  
(備力)  
成御拝領△二而候、是者大閣様より 惟新様江御拝  
(旧記雑録より補)

領△之御羽織と承及候、むりやう二大成鳳凰之縫白  
クにて候、御難儀二候ハ、我等御名字を授り、御  
名代に可罷立よし御申上候事、

一 中務様へ者別備とも後手(彼力)に御参被成、馬上より被成  
御暇乞、中務様被仰候者、今日者味方弱ク候へ者、  
鐘ハ突ケましそとて互二御笑候事、

一 玉林房を召寄被仰付候者、我は跡に残り打死シニ可致と  
(坊力)  
思ひ定候、其方者力强候得者 殿様御供仕候へ、隨  
分山中の難所等をせをひ候得と被仰付候、玉林房も

同前二打死可仕と被申上候得とも、稠敷被仰付御返し候事、

一 早朝二入来院殿と両人物見二御出候処、敵方より鉄炮を過分二打申候事、

一 後より筑前中納言殿取掛被成、敵左右よりさし合せ(にかカ)わきく、敷仕合にて、此時薩摩衆 殿様御側二皆々

被成御寄被成、如何可被成哉と口々二被申候、

惟新様兎角共未被仰出候、長寿院一人、御相談者至

此時入申ましく候、乍慮外合戦可被成衆(衆力)ハ其に御付

候へと高音二被仰、其時新納弥右衛門殿一番に中々

と被仰御馬を帰候、島津下野殿・毛利寛右衛門殿な

とも同前に被仰御残候、其外外城(衆脱カ)なども御座候へと

も然と存不申候、

一 池御座候、其前御こたへ被成候、長寿院御具足之上

に御拝領之縫白ク之羽織をめし、石田殿より被遣候

团扇二而人御招被成候而刀を御拔被成候、弥太右衛

門殿なども皆々刀を御拔被成候を見候事、

一 敵方より馬を七百計両度入来候、二度目之戦ひ大乱

罷成、薩摩衆大方後之堀二逃入候、長寿院馬を乗廻

し被成候而、薩摩者五百計也、逃るとも遠し、何れ(里カ)

面を見知候と齒かミを被成高音二被仰候、其時長崎

集人(集力)壱人鎧を持御馬之側二立寄、少もミれん申まし

きと被申、我等も此時迄者御馬相付罷居候、脇二御

尋候ハ、殿様者何程御退可有哉、何も被申候者敵

陣を押分ケ御退候、最早程遠く候と皆々被申候ハ、

扱者目出度、跡ハ我等御名代に打死只今可然と被仰

候を承候事、

一 其後我等へも鎧数本被取掛深手を負申候、御側を取

離申候故御最後之様子者見不申候事、

一 後に蒲生衆之話二承候者、三度目之合戦弥相乱、其

時島津兵庫頭死狂也と御名乗候へハ、大勢取掛鎧に

て突立候を余所ながら見申候と物語り承候事、

一 我等右之仕合ゆへ働不罷成候而退取申候、其後地下

人を頼申而在家に罷居候而、事しつまり折角之体にて

京へ罷登候而、夫より南部(部カ)へ参り大隅宮内之出家

円明坊と申人知人之故頼申候而、伊賀之國中野与左

衛門殿と申人高三百石程之士二奉公二出申候、彼所へ二三年罷居候、其後正興寺文之和尚御上洛之時、

国より頼上候而召列御下り被成候、其時与左衛門殿より刀大小給候而罷下候、于今其刀所持候、以上、

明暦三年酉九月十日 井上主膳

十七日 雨天、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退 城、七ツ時分より父上様御方二階取集め、夜五ツ過より父上様御方江、九ツ時分御暇、九ツ半時分臥候なり、

(樂方)  
稲田堀田二侯義論之書抜書

一知盛阿波民部を討ん事を請こと平土も恥る所なり、況や大将をや、如何となれば、徳川家康公參州長篠二おひて秀吉公と对阵の時、家康方井伊・本田・榊原・酒井などの勇将竜虎の勢をなして進む、秀吉方者堀休太郎、先手二田中兵部少輔進ミ来る、然る二兵部少輔何れの敵二掛て可戦や、休太郎の命を請て戦へしとて後陣之方二引退き、休太郎二かくといはれけれハ、休太郎声をはけまして、かゝる時節二至て先陣を退き下知請段臆病之至大比興者としかられ

しかハ、參河の諸將八目を引指をさして笑ひしと也、

一 (齊宣) 大慈院様御逝去二付而 近衛忠熙公・ (齊宣女) 郁君様御尊

詠写

忠熙公

何事も夢の世なれやわかれにし

むかしの秋を思ひ出れば

ありし世もかわらぬ道の旅なれと

かへらぬ旅と聞そかなしき

郁君様

六字の御名を句の上におきて、かなしさのあま

りつたなき筆にてかきつらね侍る、

何事も夢か現かたらちねの

ありし昔を思ひいつれハ

むらさきの雲にかくれて明らけき

御法の道はたとらさらまし

(朱書「マ、」)  
あひし世にうけし恵の数々を

猶したわれて袖そしほる、

みる度になげきの数ハまさりけり

心をこめし水くきの跡

手向にとたく香の煙くゆらして

ありし恵の跡したふなり

ふかゝりし恵ハ袖の涙にて

さらに名残のいとゝかなしき

十八日 霽、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、大鐘過より

植村鉄兵衛殿入来、暮過被帰候、今日者父上様・御

ば、様杯心岳寺江参詣被成候二付、御さかむかへい

たし御待申上候へ者、暮過御帰、四ツ過迄父上様御

方二而御嘶申上候事、

一礮の桜最早五本はかりハ盛のよし御咄なり、

稲葉堀田両侯義論書之内抜書

一義弘公大軍を切崩し伊勢路にかゝつて御退去の御時

三日五穀を絶ツ、臣者病んで立事不能、于時勇士指

宿清左衛門遙の在家に行て食を求む、折しも其家餅

をこしらへ侍る、清左衛門主に向て其餅くれへしと

いふ、主聞す、清左衛門刀を抜て振りしかは、家内

驚て皆逃去れり、清左衛門其餅をことくく取て持

来り、

義弘公を始め諸将不残あたへ侍りしかハ、各力を得

て無異に帰りしとなり、平常の時此ふるまひをなさ

ハ是盜賊なり、変に処して君の危難を救におひて是

を忠といふへし、かゝる大変ニ処して盜賊をなすハ

臣の道にあらず、君の餓死に及ふハ天也と云て、是

を忠といふへきか、敬といふへきか、是を誠の盜賊

といふへし、

十九日 霽、

一朝六ツ時起、五ツ半時分不断光院右松十郎太殿墓江

参り、夫より宅位牌へも参る、今日一周忌なり、夫

より四ツ前出勤、大鐘過退 城、四ツ半時分臥候事、

百官略歌

摂政は女帝のときといとけなき

帝のときにありし職也

関白は常にもありとおもふへし

万機の政とりそをこのふ

関白の隠居をさして禅閣(関カ)よ

二代つゝけハ大閣(関カ)といふ

但、父関白ヲ辞シ子関白ノ時、其父を(太関カ)、ト云、

其落飾ヲ禅閣ト云、

撰閣は左大臣(右府・内府其持に有)より持なれハ

太政大臣(意左大臣)まれのよし也

三公は大政大臣左大しん

右りの大臣(右大臣)さしていふよし

今はまた左り右りの大臣(ダイ)に

内の大臣(内大臣・准大臣ハ令外ノ官ナリ、三公ニハ不入)三公としれ

親王家伏見高松八条の

三家をさしていふとこそきけ(是にかきらす)

五摂家は近九一二に鷹司

是藤原の嫡流としれ(近衛・九条・一条・二条)

相国(則關ノ官)は其人からのあらざれば

古今位する人ハまれなり(大政大臣ノコト)

勅詔は大中納言(ウケタマハ)奉り

奏聞もする官としるへし

宰相はよろつの事に残りなく

ましハるゆへに参議(マシハリハカル)とハいふ

七弁は大中少に左右あり

其外ひとり権官そある

弁官は蘭を握りて口中に

鶏舌香をふくむ官也

少納言(給事中)御幸のさきに振鈴と

駅路(拾遺)のをして掌るなり

侍従こそ位はさのミたかゝらて

御傍はなれぬ勤也けり

外記はたゝ大政官にしたかひて

外(ノト)のかき物つかさとする也

八省(唐土にハ六卿を置、我朝にハ)大蔵・宮内(宮内を入て)八省とす

四分 卿・大輔・少輔・丞少・録少(中書)

執行(ツキモ)ひて重き官なり

式部(吏部)こそ諸事の式法たゝすゆへ

器量ひとしほ撰む官也

礼部

治部はたゝものを治る司なり

名にしたかひて心つけへし

戸部

民部と八民のつかさとよむ時は

其名におへる官と知へし

兵部尚書又衛尉

兵部こそ武具のつかさや世中の

武士の交名あらたむる官

刑部尚書又大理卿

刑部こそいましめものや国々の

有罪無罪をたゝす官也

大府

大蔵は禁裏宮かた其外の

数の倉廩つかさとするなり

工部

宮内こそ宮の内にて万代の

神祇かましき事をする官

七職 大夫権・亮権・進大少・属大少

太皇の太后宮といふ官は

帝の祖母の御名と知へし

皇太の後の宮と聞えしは

君の御母と思ふへき也

スヘロキ  
皇の後の宮はきさきなり

中宮女御此下としれ

匠作

修理職は造宮修造を掌とり

番匠までも支配する也

京兆

左右の京堀川すちを限りにて

東西わけて仕置する官

光録

大膳は節会其外大饗の

配膳のこと掌るへし

二十寮 頭・助・允・属

八省之属官也、唐土にハ六卿有、我朝にハ

大蔵・宮内を入て八省とす、

宮閣令

大舍人大内山の御警固

務る役と兼而しるへし

倉部

内蔵ハたゝその名におへる官なれば

御倉のかきを掌るなり

秘書

図書こそハ墨紙筆に一切の

仏像絵縁支配する官

尚衣

縫殿こそハ御衣其外のぬひ物を

取あつかへる官とこそきけ

シ天  
陰陽は天文またハもろくの

はかせの事を掌るなり

少府  
内匠こそ屏風其外禁中の

小細工かたの支配するなり

国子  
大学は儒道の中に名のたかき

其人ならて任するハなし

大楽  
雅楽こそハ音楽舞楽支配して

樂のたうくもあらたむる官

鴻臚  
玄蕃とハ異国和国の容介の

奏者務る官と知るへし

廟陵  
諸陵とハ世々の帝の宗廟の

祀其外つかさとするなり

度支  
主計こそ御調の物の数々を

あらためにける官とこそきけ

倉部  
主税たゝ御調の米の升目まで

つかさとりぬる官としるへし

為作  
木工こそハ諸国の山の柚とりや

木の道をよく考るやく

大倉  
大炊こそ日用の供御饗応の

飯炊くまで掌るなり

尚舎

主殿は伴のミやつこ引つれて

御庭の掃除務めるなり

尚薬  
典薬は医師のつかさと聞へつる

御番の医師を侍医といふ也

酒掃  
掃部こそ御殿の中の掃そゝき

つかさとりぬる官と聞也

無唐名  
齋宮たゝかもや野々宮伊勢などの

齋の宮の御とりつき也

典厩  
左右の馬寮のミまやの別当そ

東宮にてハ主馬を務る

武庫  
兵庫こそ武具の御倉を奉行して

又出納も支配するなり

九司三分正・佑・令史

職の重きは四分なり、職の軽きハ三分と知

へし、

市令  
東西の市は上京下きやうの

市の店をハ支配するなり

上林蔵水  
主水こそ氷のためし奏聞し

よろつの水を掌る官ん

宗正  
正親とは王子親王宮かたの

俸禄以下の事をしるなり

尚食  
内膳は不断の供御の御膳かた

主膳と共につかさると也

良醞  
造酒こそは禁裏官舎の酒の事

神酒なとまでも掌る也

采女  
采女とは君につかふるうへ童

正とはそれを支配する官ん

布護  
隼人こそ節会の時のおわします

又ハ御幸のさきををふ也

断獄  
囚獄とは獄舎の支配するなれは

常にまかする人そ稀なる

織染  
織部こそ方の織物さてハまた

染物以下もとりそ行ふ

柱下  
内記こそ禁中にての内々の

御かき物の筆とりとしれ

侍中  
蔵人は御近習の役つとむれハ

官位ひきくて禁色を着る

冠にをく頭の中将頭の弁

城門  
蔵人の頭さゝげものゆへ  
監物は御門くゝの番人を

あらためにける役とこそ聞け

勘解由こそ勘定方の奉行とて

長官次官判官主典

大夫とは大膳修理に左右の京

扱其外はすみてよむへし

武官左近衛大将・中将・少将・監

文官を上とし武官を次ことす、然れとも征

夷大將軍の号各別也と云々、  
(朱書「マ」)

近衛にハ大將中將少将や

左右の兵衛門ヒツクシもあるなり

近衛とは帝を近く衛るゆへ

務る役所陣といふなり

大將は將軍宣下あるなれは

中將少將これにつくへし

將監に左近右近のあることハ

近衛司の下としるへし

近衛司の下としるへし



勅負とは左右の近衛の下にある

左右の衛門の事とこそきけ

衛士はたゝ近衛司にしたかひて

御番をつとめ篝たくやく

金吾  
衛門こそ節会規式の度毎に

左り右りの御門番なれ

武衛  
御節会の白砂に陣をかまへつゝ

左右の兵衛警固する也

廷尉  
檢非違使の別当任の尉こそハ

大夫の判官誰かしといふ

世中に使の宣旨といふ事は

この檢非違使に補せられし人

(帥カ)  
師こそは筑紫に下り太宰府を

つかさとりぬる人をいふよし

師の官大中納言かねにけり

大式小式はこのしたの官

禁中の滝口院の北面に

東宮帯刀皆おなし役

綸旨とは勅の書物東宮は

令旨院にハ院宣といふ

位記口宣これそ御門の仰なれ

任官叙位に出る書もの

世中の神や仏に出るをは

宣命とこそ聞及ぬれ

帝王ハ行幸御幸とまうすなれ

東宮后行啓といふ

帝王の御身に近き姫宮を

内親王と申とハしれ但、親王宣下有テ云ナリ

帝王の御連枝かたををしなへて

竹の園とハ申ならはす

任官に勅授奏授や判授とて

ミつの差ある事を知へし

一二三公卿に四五位殿上に

六七諸大夫八九さふらひ

三家とは源氏の中もあることそ

藤原 藤原 村上源氏  
閑院花山中院なり

七清花  
徳大寺花山菊亭西園寺

久我や大炊に転法輪とそ聞

衛府にこそ督佐尉に志あれ

府生といふも此下の官

檢非違使に別当佐や尉志

皆それくの次第ある官

百敷や大内山にくものうへ

玉敷庭ハ禁中としれ

姑射山に蓬か洞と読たるハ

みな仙洞の事としるへし

玉殿や高屋皇居おふみやハ

是禁殿をさしていふよし

竜顔や玉体なと、いふことハ

御門の御身ツミを申なるへし

禁色や裏竜御衣と申せしは

君の玉衣と聞そ伝ふる

世中に儀同三司と申せしは

准大臣の事としるへし

脱履とは位を退スり讓位とは

位をゆつり給ふよしなり

むかしより即位踐祚と聞ぬるハ

位につかせ給ふよしなり

御位に二たひつかせ給ふをは

重祚再祚と申ならハせ

宝祚とは天子の位宝算は

君の御年のかすぞ知るへし

正二カ二位神の極位と定まれハ

従一位は大政大臣そかし

正の字は神の位にすみてよむ

人臣よりハ濁り読へし

正の字は左の御座ときく時は

従の字ハ右の位とそしる

正従二位左右の大臣内大臣

正の三位は大納言なり

正四位は皇太子傳に中務

三箇の太守參議七省

正四位は近衛の中將少納言

清花の君達なと、知へし

従三位は近衛の大將中納言

太宰の帥に彈正の尹

按察使や勘解由の長に衛府の督

伯と大貳は從四位下そかし

京職や春宮修理に四太夫や

彈正大弼從四位下としれ

三位より上八月卿公卿なり

(朱書「マ」、  
四五の殿上雲客といふ  
位脱カ)

右十首者曾我又左衛門尉尚祐の詠作也、

廿日 霽、夕小雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退 城、帰宅、直

二伊十院半之丞殿同伴ニ而吉野江弓頼ニ參候得者、

折節徳田半五郎作合之五部半弓有之候間、夫をとり

歸り、夜四ツ過臥候事、

廿一日 雨、

一朝六ツ前起、四ツ前登 城、八ツ後御暇、大鐘時分

より郷十郎殿入来、暮過被參候、(帰カ)四ツ過臥候事、

廿二日 曇、

一朝六ツ時起、六ツ半より福昌寺御法事詰、大鐘時分

帰宅、九ツ時臥候事、

廿三日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退 城、直ニ福昌

寺拝礼ニ付參り、暮前拝礼有之、直ニ帰宅、九ツ半

臥候事暮より相良作太郎殿、加藤東市郎殿、  
土持平右衛門殿入来、九ツ過被歸候、

廿四日 晴天、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後退 城、四ツ過臥

候なり、

廿五日 雨天、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後より

植村鉄兵衛殿へ參り、夫より児玉清之丞殿所江差越、

暮前帰宅、夜九ツ時臥候事、

廿六日 雨後霽、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後より御兵具所御矢

数相勤しんけん、外二同役村橋彦九郎殿・鎌田愛太夫殿・本

田休兵衛殿・加藤権兵衛殿其外与力・足軽十二三人

也、大鐘時分御暇、植村鉄兵衛殿入来、暮前被帰候、

四ツ過臥候也、

取次宮之原三十郎

一嫡々代々御内証元服

一御養料百俵

道橙  
岩下典膳

右者故中将齊宣公御方江混と相勤居候処、此節就

御逝去御役御断申出候間被成御免候、左候而、是迄

数十年首尾能相勤候付、別段之以

思召右之通被仰付、一世御養料被下置候、且其身代

取込拝借被下切被仰付、以来奥江罷通

(音興)  
太守様・

(音彬)  
少将様奉伺御機嫌、大奥へも罷上奉伺御機嫌候様被

仰付候、

右之通、表方へも致通達、奥掛・御勝手方へも可

相達候、

御召此節 御赦被

仰付、年頭其外月次御礼等致登

城、元服付而も父之御礼自身申上候様被仰付候、左

候而、家内者勿論、家来等迄心入を以慎居候儀も被

廿七日 晴天、

一晓大鐘起、六ツ時より河俣新六殿・児玉藤次郎殿・

植村鉄兵衛殿同道二而東郷梅見物二差越笠二而向田

抑所迄参泊る、向田江者夜六ツ半時分着也、四ツ時

御通達之写

榊山権左衛門

右者格別成家筋之詔を以

御直元服等は迄之通二而、月次并諸御祝儀事等登城

被差控候様被仰付置候、然処十三代之祖榊山美濃守

久高事、朝鮮又者琉球国御征伐之節致渡海別而之勲

勞有之、其外数代拔群勲功之家筋付、猶又厚以

思召此節 御赦被

仰付、年頭其外月次御礼等致登

城、元服付而も父之御礼自身申上候様被仰付候、左

候而、家内者勿論、家来等迄心入を以慎居候儀も被

成御免候条、此旨向々江可申渡候、

正月廿八日

和泉日置島津和泉  
久風殿ナリ

(朱書)

抑所迄参泊る、向田江者夜六ツ半時分着也、四ツ時

分臥候事、

廿八日 後雨、

一朝六ツ時起、向田町一見す、四ツ時分(朱書)より(マ、川内カ)川上り

二而平佐(皿カ)血山一見、夫より又川上り二而、また三里

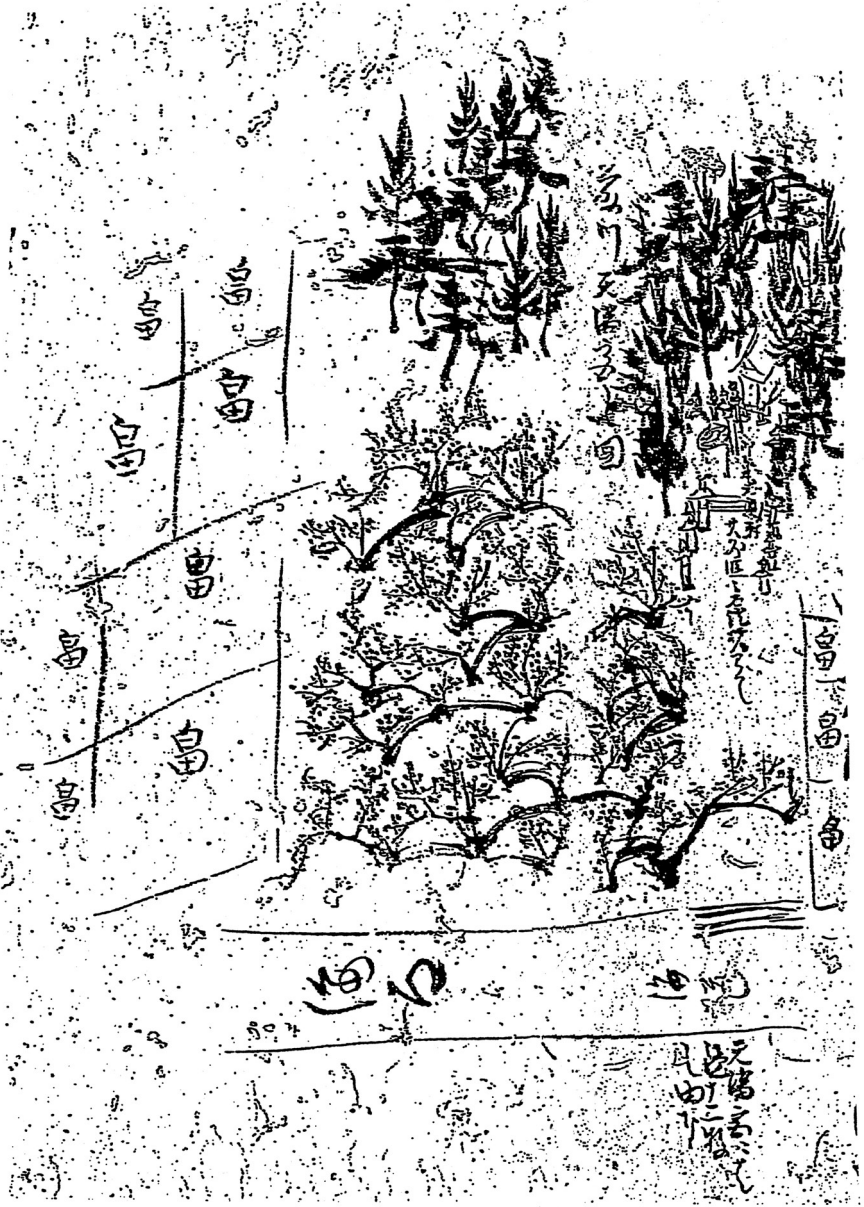
計り徒を参り東郷藤川梅見物なり、則興一首、

藤川や天満神の梅花

幾世愛こしことゝなるらん

天満宮江参詣候得者直二雨降出し、帰二者小雨降通

しなり、また向田江暮時分着也、四ツ時分臥候也、



廿九日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ時分より向田町見物、四ツ時分よ

り八幡新田宮江参詣、夫より京留御番所江参り、夫

より久見崎御船手江参、御船春日丸其外段々拜見、

日入前又々向田抑所へ帰宿、庄屋山之内喜左衛門参

なんこ杯有之、四ツ過臥候也、



晦日 晴天、

一 眺大鐘起、六ツ時より向田を出、日入時分帰宿、四ツ時臥候也、

拾貳之卷終

一 今日帰り掛市来之内中途二而河俣新六殿鴛鴦被持帰候二出家江被行逢候処、右鴛鴦鳥を出家の鼻之前江ふり出し、坊主いかんと被申候得者、僧何そいかんと申候、また些間ありて何々ありやなしやと申候、誠ニをかしき事なり、

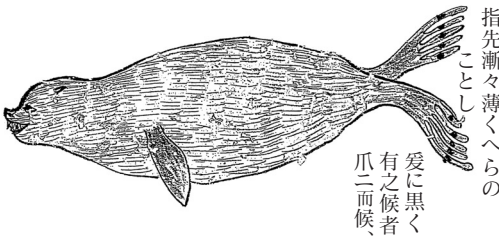
(朱書「マ、」)  
谷山之図之通

之者取得、地頭所

島津将監殿差出

候也、

- 一 長八尺五六寸位、
- 一 胴之程大馬胴のごとし、
- 一 毛深さ五部位、尤、毛色もくらもちのごとし、
- 一 爪と相見得候も漸々うすし、
- 一 面は江戸犬の面に似たり、



名越篤烈



常不止集

十三、十四之卷

(天保十三年二、三月中)

一尾張様御内福治庄左衛門娘十四才座敷八景

一唐人九才稚子到長崎賦二首

一原田政助宅變事有之直晰之覺

一義天様御石塔之事二付伊地知小次郎殿考述之書

常不止集<sup>十三</sup>之卷

とことは集<sup>十三</sup>之卷

天保十三年壬寅二月朔日晴天 十三之卷 名越篤烈

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後退城、帰掛荒田御

姉様所江參り、七ツ半時分帰宅、夜四ツ過臥候也、

水戸公聖堂之詩歌

弘道館中千樹梅 清香馥郁十分開

好文勿謂無威武 雪裏古春天下魁

本のまゝ、

あし原の玉ほの国の外迄も

にほひ伝よ梅の花園

一西海拾玉集拔書

一水野越前守御老中御免之節江戸落書

一水野一件ちよんがれふじ

一大坂新町茨木屋窓右衛門抱遊女直江上書之写

一御儉約二付詩

一五月十七日大洪水之次第

一京都宮様御欠落之次第

二日 霽、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後より  
上村周内殿・河俣新六殿・植村鉄兵衛殿来儀、同道  
二而磯山花見物ニ参る、暮帰宅、直二又々河俣氏江  
参り、九ツ半時分帰宅、八ツ時臥候也、

三日 晴天、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、暮より小俣  
氏・植村氏・上村氏入来、九ツ半時分被帰候、八ツ  
時臥候也、

四日 小雨、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、暮より相良  
作太郎殿・三原七郎右衛門殿入来、四ツ時分被帰、  
九ツ時臥候也、

五日 晴天、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ前より  
村橋彦九郎殿・鎌田孫右衛門殿同道二而磯花見物ニ  
差越、帰掛長音院江立寄、暮前拙宅之様彦九郎殿・

孫右衛門殿同伴、暮より横山安之丞殿も来儀、九ツ  
半時分各々被帰候、八ツ前臥候也、

六日 霽、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、大鐘時分よ  
り伊藤万次郎殿所へ差越弓射、四ツ半時分帰宅、則  
臥候也、

七日 霽、

一朝六ツ過起、今日者泊番ニ而七ツ後より出勤、壹人  
二而御兵具所射場ニ而八十建六本ならし射る、暮よ  
り竹之内運右衛門召呼、四ツ時分被引取候、四ツ半  
時分臥候なり、

西海拾玉集抜書

静隠の袈し侍りしに自詠

百とせの道しるへせぬとる杖の

齢静に年をかそへて

諏訪兼直元服之時兼利

梓弓春ハなひかん八千世をは

初もと結ひにむすひこめつる

自安 白尾金左衛門国長入道

ゆたかなる御代をあふかぬ家の風

初もと結の末か末まで

静隠

八十坂めつたころひにころひきて

あと見すそハかいらん米虫

平田民部左衛門可竹辞世

いまそしる谷行水の終夜

ときつくす也諸法実相

宗信君隠させ給ふ其とし長月のころ御庭の月を

見てよめる、

美代六兵衛清相

ませし世の秋ハきのふの昔にて

面影さらぬ玉たれの月

母の身まかりてひとめぐりにいたりて、

月野木茂右衛門臣与

去年のけふは、その森の枯しより

たのむ影なく袖そしくる、

とから島にて切服(腹カ)の仰をかふむりし時穎娃主水

誰もかく二度覚ぬひとねむり

一期ハ夢の明ほの、空

杉山八藏といひし人の一回忌追膳に、

平田民部左衛門可竹

ことのはもなくて其まゝこほれつる

泪やけふの手向なるらん

楠正成の墓をすくるとて田浦検校城賛

身ハ苔の露と消てもきえぬ名の

残るを誰もしのはさらめや

義久公江殉死のとき権大僧都仙朝法印

君ハ花おしむとすれと春風に

散らんやもとの根にかへらなん

浜田民部左衛門栄臨

武士のとりつたへたる梓弓

君にひかる、後の世までも

染川源之丞

入相の鐘のひゝきにさそハれて

夢路をいそく明かたの空

武彦石衛門

なからへてかゝる浮世に逢坂の

水より清き我心かな

山口対馬守

道しらす君の跡をも見送りて

乗おくれしといそきこそすれ

村田豊前守

君ハ君すつる命ハ春の夜の

露ちりやすき明かたの空

富山次十郎安永にて打死の形勢を見て

新納忠元

きのふまで誰か手枕に乱れけん

よもきかもとにかゝる黒髪

本田孫次郎親興の夏恋といふ題にて、立帰りま

た逢ふ事ハ夏衣うすきや人の契りなりけんとよ

みて次の日身まかりぬ、後に辞世也けりと哀に

思ひ侍りて、

牧平胤昌

此よにハまた逢事もなき人の

哀かたミと残すことのは

忠元墓所に詣て美代息長清相

埋れぬ名をのこしおく武士の

あはれむかしを忍ふ跡哉

世々をへて終に朽せぬ其名のミ

残るしるしの松ハ木高き

返し 新納内蔵久品

なき玉もさそなうれしと思ふへき

かゝる言葉の花の(朱書「マ、」□□を

こゝろある人にとわれし草の原

おもひやるにも袖そしほるゝ

此歌は一日に一首つゝ、百首をよめる、百首に満

する日によめる歌なり、その明の日はかなくも

身まかりぬ、

北郷四郎資茂

聞にいま涙そ落る消にしハ

三十余りの人の世かたり

(宗信) 慈徳院君の高野山へのほらせ給ふとき郭公の鳴

を聞て、君一年我国へ御下向の節、折にふれ聞  
も中々哀なり旅立袖に鳴ほとゝきすと被遊し御

詠歌を思ひいてゝ、

寺山用史

聞ハ猶君かむかしのしのはれて

鳴音かなしきやま郭公

暁鐘といふことを辞世に 植村新七

誰か又驚かされし暁の

かねに此世の夢さますらん

忍恋

平田可竹

しのひあまる袖の涙ハなにゆへと

とふへき人にいかゝ答ん

諏訪兼利

もゆるともよそには見らし難波めか

折たく声のしのひくゝに

橋口孝左衛門良金

思ひあまり夢より外に行通ふ

物もあらしな久米の岩橋

月前恋

諏訪兼利

しはしたゝ曇らて見せよ我涙

思ふかたより出る月影

甌島の住人

夢結ふ身のおろかさををとろかす

声もたかのゝ暁のかね

八日 晴天、

八日 晴天、

一朝六ツ過起、今日者泊明二而四ツ過帰宅、

九日 間々小雨、

九日 間々小雨、

一朝六ツ過起、四前出勤、八ツ後御暇、帰懸より今和

泉浜屋敷二而平田平七郎殿門弟中集り相談之儀二付

差越、七ツ半時分帰宅、直二伊藤万次郎殿所江差越

弓三拾建射、暮帰宅、暮より横山安之丞殿入来、四

ツ時分被帰宅候、九ツ時臥候なり、

十日 晴天、

十日 晴天、

一朝六ツ前起、四ツ前よりたんととふ野屋敷江参る、

八ツ時分迄福留万熊其外家来・下人二而梶之苗いた

し候なり、八ツ後より伊藤万次郎殿・村田休右衛門殿・松岡喜左衛門殿・竹之下伝左衛門殿・中村孫次郎殿・別府善之進殿・津留筑右衛門殿入来二而弓射、暮前帰宅、四ツ過臥候也、

十一日 晴、

一朝六ツ前起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、直ニたんとふ江参りなへ竹四束切、大鐘過より津留筑右衛門殿・松岡喜左衛門・基太村直八様御出二而暮迄弓三拾建射、暮過帰宅、

四ツ半時分より九ツ時迄弓射、九ツ時より射場惣体致掃除、九ツ半寝候なり、

十二日 大晴、

一朝六ツ過(起脱)、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後郷十郎殿所江参り弓射二而暮過帰宅、四ツ過臥候也、

十三日 雨、

一朝六ツ時起、四ツ出勤、八ツ後退城、七ツ後鐘場江出張、暮引入、四ツ過臥候也、

十四日 小雨後晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後横山安之丞殿江参候得者留主、夫より伊藤万次郎殿江参候得者は又留主二而、郷十郎との所江参候得者万次郎殿其外兩人被参候而弓射故、野夫も弓射二而六十建ニ七本ならしに三本越候、夜四ツ過帰宅、九ツ半臥候なり、

十五日 間々小雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰懸升形江参る、七ツ後帰宅候得者、父上様今日者たんとふ野屋敷江御弓二而御上り二付、野夫二も八ツ後帰候得者差越候得様御伝声有之候間、則打立のほり候なり、暮御同道二而帰宅、四ツ過臥候也、

十六日 大霽、

一朝六ツ前起、六ツ過より白坂壯之丞殿と兩人二而五ツ過迄弓射、今日者夕詰故八ツ前登城、八ツ後より御兵具所二而御雇足軽辰甚右衛門と兩人二而大鐘

過迄弓、百五拾建射候処、七本ならしに三本不足なり、大鐘過帰宅、夫より鐘場江出張、暮各々引取、夫よりまた福留吉左衛門父子三人二而致劍術候付出張、六ツ過引入、六ツ半時分より前屋敷へ夜噺ニ参、四ツ半時分帰宅、九ツ過臥候なり、

様江参る、友熊殿初誕生祝ニ付而也、夜四ツ過帰宅、八ツ時臥候也、

廿日 大霽、

一曉大鐘起、直ニ伊藤万次郎殿相誘、夫より別府善之進殿相誘、同道ニ而たんとふ屋敷ニ参り、六ツ時より暮迄三人ニ而終日弓ニ而三百五拾建、野夫二者五本ならしに式拾四本越、外ニ村田休右衛門殿九ツ過より出張ニ而百九十建被射候也、暮過帰宅、中馬甚右衛門殿入来、四ツ過被帰候、四ツ過臥候也、

十七日 晴、

一 朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後弓射、大鐘時分より鐘場江出張、暮引入、九ツ時臥候也、

十八日 晴、

一 朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、直ニ市来次十郎殿江参る、是先日御鐘奉行被仰付候付祝儀也、夫より直ニ升形登様へ参る、是法事故、暮暮帰宅、今晚加藤東市郎殿来儀、九ツ時被帰候、八ツ時臥候也、

十九日

一 朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、直ニ前内記

廿一日 曇天、

一 朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、大鐘より梅田九之丞殿所へ参り、夜四ツ半時分帰宅、九ツ過臥候なり、

一 以<sub>レ</sub>孝感<sub>ニ</sub>而父母安<sub>シ</sub>、以<sub>レ</sub>慈化<sub>ニ</sub>而子孫順<sub>ナリ</sub>、以<sub>レ</sub>弟友<sub>ニ</sub>接而兄弟和<sub>ス</sub>、以<sub>レ</sub>敬处<sub>ニ</sub>而夫婦正<sub>シ</sub>、以<sub>レ</sub>寛御<sub>ニ</sub>而奴僕尽<sub>ス</sub>其職<sub>ヲ</sub>、及<sub>ニ</sub>三家之事<sub>ニ</sub>莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>理<sub>ニ</sub>、皆位育也、但不<sub>レ</sub>如<sub>ナラ</sub>有<sub>レ</sub>位者<sub>ノ</sub>所感大而全<sub>ニ</sub>爾<sub>ノ</sub>、

廿二日

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、直ニたんた  
とふ屋敷ニ而 父上様其外兩人ニ而弓射、暮歸宅、  
四ツ時臥候なり、

廿三日

常不止集十三之卷終

五月十三日 晴雨、十四之卷

一朝六ツ半起、四ツ前戸柱御ば、様些御不塩梅之段申  
来候付、則岩下玄伯殿へ參、被參呉候様相頼、則戸  
柱之様參り候而夜明し、翌六ツ時歸宅、

十四日 雨、

一夕部より夜起、朝六ツ時戸柱より歸、直ニ四ツ前迄  
臥ス、夫より堀口の斉針相頼、八ツ時より花舜軒御  
寺御墓へ參詣、御墓ニ而、

無跡のしるしの石をとふことに

歎の数ハ弥増りけり

夫より戸柱へ參、夜四ツ後歸宅、九ツ半臥候事、

十五日 雨、

一朝六ツ時起、四ツ前御ば、様又々御不塩梅之段申来  
候付、直ニ罷出候得者御熱氣甚強、(朱書「マ、」)暫ハ放心配也、  
しかしながら漸々快被為成候、今晚夜起也、翌六ツ  
過歸宅、

一 詠寄松祝

和歌

左近衛權中将齊宣

松ことのかけも木ふかきくらひやま

登る千とせの末もひさしき

右御尊詠ハ 齊宣公御逝去後

齊彬公より土岐平太夫殿拝領之由、

十六日 雨、

一夜前者戸柱、夜起ニ而今朝六ツ過歸宅、直ニ臥シ五



ツ起、四ツ後より出勤、八ツ後御暇、直二帰宅、八ツ半時分より戸柱へ参る、四ツ過臥ス、町田家へ泊る、

加増之内五千石被召上、差控被仰付、居屋敷家作共被召上候、

一若年寄一万八千石上総貝淵呉服橋之内

林肥後守(忠英)

一大御所様御小納戸頭取八百石小石川御門外

(美濃部筑前守次、茂矩)  
美濃辺筑前守

名代

名代

御留主居番式百  
御拾八人扶持

深尾小源太

牛込白かね丁

御使番千九百石

花房七左衛門

築地

其方儀、兼々勤方思召二不応候二付御役御免、菊之間縁類詰被仰付、御加増之内八千石被召上、差控被

其方儀、思召二不応候二付御奉公御免、小普請入甲府勝手被仰付、地行之内三百石被召上、差控被仰付候、

仰付、居屋敷家作共被召上候、

右水野越前守宅二掃部頭・老中列座、同人申渡候、

右於堀大和守宅若年寄中出座、同人申渡候、大目付初鹿野美濃守、御目付水野舍人(忠二)・一宮主水相越候、右丑四月、

大目付跡部信濃守・御目付小出丹宮相越候、

一御側衆八千石 大御所様御用兼御用取次外桜田

水野美濃守(忠篤)

一落書

定役のやふれ太鼓にばちあたり

名代

林所か居所もなし

御先手鉄砲  
頭九百石

井上左京大夫

赤坂火消屋敷前

其方儀、兼々勤方思召二不応候二付寄合被仰付、御

林肥後守定役太鼓之由、  
御能組

翁三番叟

千歳  
肥後守  
面箱

筑前守  
美濃守

引払之荷車の駄賃者。

一。高砂―さすかいなにハ悪邪をハラひ

皆人のいひ上評判に太田ハ時を。

一。急ひら―さも花やかに見え給へハ

こふとハしらす賄賂ニ遣つた金

一。おしほ―なけてもかひそなかりける

おしこみに逢田向島の

弱法師―今よりハ更にくるハし

下に付ていた末社共ハ是からハ

道しう寺―なんほうおそろしき事ニ而候

祝言 寛政の御代に帰りなんく

養老

狂言

三人片輪

以上、

翁のうたひ

とうくからりとられた、住居からりとられた、高

ハあかりとられた、たえず取たり、凡青雲のつるハ

万才楽と仕舞たり、又近代の武家の常ハ公ニ姦曲を  
いたゝき、内証の取込ハそくくとしてあしたの日  
の恥をしらす、邪氣の三ツ零々と落て御代のうはあ  
けやうにうんたり、天下泰平・国土安穩随一の御祈  
禱也、

太田へくおたゝしあれやまたこのやつくより外  
二もあらんとおもふ、

御祝儀御能御献立

向付 中の口に出るとみんななか○  
△ふとひことを□

汁 心もちよくわかものを○  
生過てうき目を△

焼物 あんまりだしぬけて  
是からハ何と

猪口三人の面のかわ

香の物年来の勤向ニ

今迄の縁引ハ

平

閉門は

つらの色ハ

引払の

とろほうに

○洗鯉△  
□しそ

○たいらけ  
△みる

飛魚  
せうが

よごし

味増漬

しい竹

長いも

青な

車急ひ

あいなめ

御菓子 騷働未だ最中  
同類ハいまた

あるへい

引払の道具ハみちんこ落雁

茶 甲州へいつたらとふならふも

しら梅

大目付江

一 諸国酒造儀、半高相減酒造可致旨去子年相触候処、  
当五年之儀ハ諸国豊熟之趣二付、追而及沙汰候迄ハ、  
去ル巳年以前迄米高之内三分一相減、三分二酒造可  
致候、尤、隠造・過造等無之候様取締方之儀ハ都而  
是迄之通相心得、弥嚴重改方可申付候、若隠造・過  
造等いたすニおひてハ、其者ハ勿論、其所之役人迄  
吟味之上急度可申付候条、心得違無之様可致候、

右之趣、御料・私領・寺社領共不洩様早々可触知  
者也、

右之通可被相触候、

大目付江

一 不益<sup>(間脱)</sup>二手懸り候高直之菓子類・料理等向後無用候、

是迄拵来候共可相止候、

一 能装束、甚結構成も相見得候間、向後手懸之品相用  
可申事、

一 はま弓・菖蒲甲刀・はこ板之類、金物并箔用ひ申間  
敷事、

一 雛并もてあそひ人形之類、八寸以上可為無用候、右  
以下之分者麁抹之金入とんすの類装束者不苦候事、

一 雛道具、梨子地者勿論、蒔絵二候とも紋所之外無用  
候事、

一 高直の鉢植者売買停止せしめ候事、

一 きせる其外もてあそひ同前之品々、金銀遣候儀ハ勿  
論、彫物・象眼之類并蒔絵等結構ニ致間敷事、

一 女之衣類大造之織物・縫物無用可致候、縫糸糸入候  
とも小袖表壱ツニ付代銀六百目、染模様百五拾目を  
(三カ)

限り、夫より高直之品売買致間敷候、尤、帷子も右  
二準可申事、

一 町人共一統ニ花美之儀無之様致し、自今町人男女と  
も分限不相応結構之品着用いたし、又者髪之かさり  
等迄も大造成品相用候者も候ハ、組之者見懸次第

右居所・名前等相糺し、町役人差添させ、直二奉行所へ召連吟味いたし候間、左様二可相心得候事、

一くし・かふかひ・髪さしの類、金者勿論不相成、鼈

甲も細工入組高直之品相止、櫛代銀百目をかきり、

髪(か)かひ脱力さし右二準下直二仕込可申事、

但、髪結二縮緬之色切をこしらへ、又者女子用ひ

候はき物・鼻結等(結力)、高直之品売買致間敷事、

右之趣、享保・寛政之度并其後も相触候趣も有之候

処、累年世上華美二相成、銘々身分をも不弁立派を

競ひ、且又外見之不目立様二而も内実之高金成品々

猥二売買いたし候者共有之由二候、たとへもてあそ

ひの品二無之候とも、度々触出置候儀を<sub>(徳川禁令考)上</sub>△当座之事

之様相心得候より、畢竟等閑二成行、法度を△背候

段不届之至二候、併是迄之儀ハ格別之御宥免を以御

咎之御沙汰二不被及候条難有奉存、今般厚

御主意を以風俗改り候様被仰出候儀二付、不輕相心

得可申候、尤、是迄仕込置候品も可有之候付、来寅

年より急度停止たるへく候条、触面之趣相背候者有

之二おひてハ、役人相廻し遂穿鑿、無用捨厳敷咎可

申付候、尤、紛敷改方いたし候者、或者途中二而往

来之ものを捕改候儀等決而無之事二候、若右鉢(鉢力)之者

有之候ハ、其者を留置草早(早々丸)可訴出候、自今奢侈高

価之品、武家方二候共あつらへ候者有之候ハ、奉

行所へ相伺可任差図候、

右之通町々江相触候条被得其意、惣而花美高価之

品誂申間敷候、此度之御主意弥厚相心得、諸事奢

ケ間敷儀無之様可被致候、

右之趣可相触候、

丑十月

(拾之卷 二八八頁文書に同じ、本文略)

大目付江

端々料理茶屋・水茶屋渡世致し候者之内、酌取女・

茶汲女等年古く拘置候者共、近年猥二相成候趣二相

聞得、一体新吉原町之外ハ深川永代寺門前町を始、

都而隠売女二候者勿論之儀候、此度諸事御改革之折

柄風俗二拘候間、右場所々此節速二不残取払可被仰

付候処、格別之御宥恕を以一統御仕置・御咎等之不被及御沙汰、先商売替之儀御免被成候間難有奉存、

当八月迄之間追々商売替いたし、正路之渡世可致候、

併拘女致し候料理茶屋・水茶屋之外端々ニ数多可有

之候間、相對を以右女子共新吉原町へ<sup>(徳川禁令考より)</sup>▽奉公住替差

遣候儀、并右渡世之ものも吉原町人別に加り、遊女

屋商売いたし候儀ハ勝手次第之事ニ候、尤吉原町之

ものも△奉公人住替之儀申来候ハ、給金等ニ付不

相当之取計致す間敷、引越来候者へ及対談、遊女屋

相初候を無謂差障之儀無之様可致候、此上商売替不

致有来候場所ニ而隠売女渡世いたし候者、且於他場

所も右同様之儀於有之者、夫々厳格ニ御仕置申付、

地主者武土地・寺社門前地・町地之無差別其地面永代被

召上、家主・名主も可被処厳科候間、兼而其旨を存、

右被 仰出候趣嚴重ニ可相守候、

右之通町内へ可被相触候、

右之通町奉行へ申渡候間、為心得相違候、

三月

申渡之覚

矢部駿河守<sup>(定謙)</sup>

其方儀、町奉行相動候節、絶与力仁杉五郎左衛門・

同心堀口六左衛門外五人、去ル申年中御救米取拵

掛相動、品々不正之取計ニ及ひ候始末巨細申儀者不

弁候得共、最前御勘定奉行動役中町方御用達仙波太

郎兵衛と申候御救米勘定控方内々為差出、或は西丸

御留主居動役中堀口六左衛門申談内々為書調候由付、

追而町奉行被仰付候、早速嚴重取計可有之処其儀無

之、右六左衛門悴堀口貞五郎を同心佐久間伝蔵殺害

ニ及ひ、高木平次兵衛へも為疵負、伝蔵致自害候節、

同人妻かねニ心当り之有無相尋候処、御救米勘定合

之儀ニ付、六左衛門等其身之不正を為可覆伝蔵重立

取計候様申出、心外之由兼々咄聞候間、右を遺恨ニ

含及刃傷候儀ニも可有之段書面を以相答へ、伝蔵変

死も五郎左衛門等之不正之ゆえ事起り候様相聞候上

を同人重科難逃儀と心得可罷在候之処、右之儀を有

体不申立、五郎左衛門其外之者共凶卒危急を救候場

合格別骨折候とて、寛宥之御沙汰を希候心故を以役

儀等閑之趣意二而、御暇・押込等申付候方二内意申聞候付、遂吟味候処品々不正之始末白状に及び、五郎左衛門者死罰、其外夫々御仕置被仰付候、心外支配違ひ之者共江申、穿鑿二及び候段々筋違之取計二有之候処、町奉行被仰付候儀、却而取繕候取計振二有之、殊二最所相尋候節ハ覺無之段申聞候儀共彼是御後音致方有之、且又御吟味中二別而万端相慎可罷在之処、懇意之者共へ此度之儀ハ寛罪之体(自力)二伺書を以申遣候、又者御政事向并諸役人之儀等品々誹謗せしめ、且又内意之者を以所々江申触候段、人心為致本のま、恠惑候手段と相聞得候、更二身分に不似合心体不屈之至、依之松平和女之進江御預被仰付者也、  
(定獻)

三月

右於評定所大目付初鹿野美濃守・町奉行遠山左衛門尉・御目付榊原主計頭立会、美濃守申渡候、  
(信義)  
(景也)

ちよんがれふしちよばくれ

やんれりんしよく如来。そもく水野かたくミをき、ねえ。することなすこと。忠心めかして。御時

節がらたの。なんのかのとて。天下の政事を。おのれかまゝに。引かきまハして。なんそといふにハ。寛政く。けんやくするにも。坊主かあらふに。とんな目出度。旦那の祝儀も。けん上の鯛さへ。おかねておさめろ。あんまひいやすい。きたなひこんしよふ。御威光が薄ひぞ。汐風くらつた。ねちけた浜松。ひろひ世間を。ちいさひ心て。せちへんはかりちや。中々いけねへ。隠居かしなれて。纔二半年。たつやたゝぬに。堂寺つぶして。御朱印取揚。あまたつぶして。路頭にまよはせ。芝居はおひ立。しつとつき合。ちつともするなの。千両役者も。淨留理太夫も。ぬつへらほの。すつへらほんの。坊主にしよふか。奴二しよふか。あけくの果にハ。義太夫娘を。手錠であつけて。面白そふなる。貌つきするのハ。とんな魔王の。生れかわりか。人面ちうしん。こゝんの悪王。扱々こまつた。世間の有様。老中で居ながら。論語もよまんか。よひもわるひも。先の旦那か。仕置た事たに。三年とところか。一年またすに。あんまり無慈ひな。改革よばわり。世中あらひ

や。しんせう直しを。にたしにつけて。下もの難儀にや。少もかまわす。おぼさんそたちの。旦那をあのやなし。夜る昼るかゝつて。をのれがぢやまなる。

桜田はしめて。美濃部にみちめをみせつけ。矢部も最初は。道具につかつて。そろ／＼する／＼すんとおとして。其跡自分のおへやの。伯父さんさつきと引出し。むやみに立身。一ツ穴からむじなや狐が。だん／＼はい出シ。とゝのつまりハどんなそこ意があるもしれねへ。女のいやかる。皮ツかふりの。越前ちんほふ。わるちやれするなよ。寛政本間の名代の越中ふんどし。かつぎにやつけねへ。へい／＼角力の。力もなひくせ。白川千鳥ハ。みさげた大馬鹿。いつたい生れが。ちかつてゐるのに。心もつかねへ。大はちあたりが。義理も名利も。さつは(朱書「マ、」い知すに。世上のけん門。きひしく止させ。自分ひとりてどつさりしめあげ。強よく非道ハ。日増しに増長。あのみまゝおひたら。花の御江戸は。こもつかふりの。宿なしばかりて。居どころあるめへ。時に水戸さん。どふしたもんたよ。面白おかしく。賢人めかして。

評判させても。さかまく水野々。いきおひこわひか。

やミもやたらに。鎧てしゝ狩り。お山ニ引込。ためいきはかして。だまつて見て居ちや。むかし／＼の御定め違ふぞ。一ふんはりや。旦那をいさめて。狐も狸も。化の正体直さまあらはし。世間の人をは。

すくはにやなるめへ。今のけしきて。三年おいたら。すてきに。たまけたそふどが。おころふ。いつか一度ハ。御ためになるよな。目はなの揃ふた。ひとが。出かけて。押付太田も。再勤させます。其時本間に。天下泰平。国土安穩の。御祈禱。ホウイ／＼／＼

音曲て払ひましょ。ア、ラけむたひな／＼。けむたい事て払ひましょ。今度焼たる両芝居。袖に泪を吹や町。喰や喰すの境町。拾三町の願まで。止んとせし所。あのにくらしい。浜松の悪魔げとふか飛て出。二町をハひつかミ。御役を権にかひ込て。合羽干場と思へとも。正伝町をひやつかせ。北新道の名にしおふ。小出か池へサラリ／＼。早ふ払ましょ。御役あかりましょ。役落せ払ひまし

う悪男

天保十二丑年冬大坂新町茨木屋惣石衛門拘遊女(抱カ)

直江上書之写

一やむことなき

上様の御まつりこと、下たるもの迄も御眸のあきららく、そのいさおしは和田ヶ原八十島々の浦迄も尽せぬ患生ひ茂り、蒼生鼓服(腹カ)のおんミよのいみしくもまたありかたく、ほそき流れの此身迄すくなる上の御教にしたかひ、なひく河竹のうきふしかはるつとめの身二も誠を立る心となり、静に浮世を見まいらするになやましや、猛きものゝふかた又は町々の人々など浅ましく偽の世の有様とハおもひまいらせ候そや、いつかかわせしかね言もきのふの淵も飛鳥川とかはる御客の習ひにて、今は苦界の此身より世の人々をあはれ二も悲ミ参らせ候に、夫世中の人毎にきみ傾城と見くたして、薄きを常のならひとハいかなる情なの人いひそめけん、誠を立るハ勤のならひなれハこそ、喜瀬川の亀菊は

後鳥羽院様に請出されぬるとかや、仏といひし白拍子

も清盛殿に愛せられ、父母の栄花を求し事、皆是誠

の恵なれ、情を契る習ひにて契情の字にしられたり、

また行平の中納言三とせを須磨の賤か家に松風・村

雨二人の女になれ給ひ、帰路折から和歌・狩衣の御

かたミと今更尽せぬ名残のなミた、皆是勤の誠なり、

されは仏の教にも煩惱即菩提と説給ひ、衆生済渡の

その為に普賢菩薩も定の沢の遊女と現し給ひしも、

塵に交る利益の為かたしけなくも日月は添(本のま、源カ)にも移り

輝き照し給ふそがし、松の位の勤より辻君(二脱カ)ときの世

渡りまで、あつき恵の御情憐ミ深き御誠も、我々か

勤の誠も誠ハ替らぬ御事や、扱此度の御しめしに

国々里々の遊女とも衣服の綺羅をいましめ給ひ、

櫛・笄にいたるまで其奢をやめ給ひしハ、乍恐これ

こそハ君か一つの御疾にて御間違の御筋なりと存上

奉り候や、浮世と隔りてかはるゆへ廓と社ハ申也、

廓の遊ひハ奢をもとゝし、上の御遊になぞらへ御簾・

玉階に花を飾り、一日の栄花に世の憂き事をわすれ

延年の樂を尽すの界なれば、唐も大和もかはりなき



娼門のあそびとハ唐詩の表二もあきらかなること君

しろしめす所也、今や遊女かたちをあらため、花に

粧ひ月にかさるの風をかへ、質素の姿になる時は只

是常の女にして、何によりてか遊客を歓しめんや、

何によりてかこかねを捨、世のうき事の忘草と成な

んや、乍恐このしめしハ昔にかへさせ給ひて、只々

万の民を子のごとく憐ミ給ひ民の父母と成給は、

賤き遊女の姿すらに御心を勞し給はすとも、世は南

面にして治り候半とそんし上奉り候、されハ孔子も

苛政は虎よりも恐しと仰られ候、苛政はからき政、

からき政とハ余りすミからすミまで御手を入させら

れこまり過たる御政事を申候御事二而、是又君かし

ろしめさる所也、かくありかたき御代に生れ、花咲

春のあしたより雪ちる冬の夕部まで、月雪花に誘は

れ御代をたのしみいつくしむ為の遊女となり、諸人

に誠をもて誠の中に楽ミ遊ふも、偏二君の御恵ミと

仰くひまより書つゝりたるよしなし言に高き御目を

おかしまいらせ候になん、元より流れの此身なれば、

あす白川の流れ汲せ給ふ浜松か枝のすくなる殿さま

へ差上まいらせ候、

かしこ

まよハしな流の末の身なれとも

おしへすくなる道しある世に

遊女直江

拾八才

詠改革

肩是芭蕉袴是葛 殿中衣服一時鹿

工夫織出真田帯 締得人間質素軀

詠保丑時

御主意全不可違。質素儉約元所祈。除無益奢制飲食。

省不<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>費改著衣。緞子棧留弥為貴。純子縮緬不

足罫。武家專嗜弓馬。町人能厲商買機。料理職人自

然瘦。馬喰別当次第肥。青樓騷<sub>レ</sub>客猶自少。芝居見

物勿論稀。遺手芸者無<sub>二</sub>見影<sub>一</sub>。曳手船宿作<sub>二</sub>哀微<sub>一</sub>。看

雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>氣毒<sub>一</sub>千万。新規改革天下戒。是復享保寛政度。

嚴命尚不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>。更不<sub>二</sub>心得<sub>一</sub>当座事。永年守<sub>二</sub>御

威光<sup>一</sup>輝。分限相応知<sup>二</sup>其位<sup>一</sup>。世間風俗可<sup>レ</sup>改時。一  
天泰平長久計。難有奉<sup>レ</sup>存万民婦

世間如<sup>二</sup>享保<sup>一</sup>、衣類道具篋、鼈甲百目、櫛、人形八  
寸雛、印籠無<sup>二</sup>梨地<sup>一</sup>、緒占禁<sup>二</sup>珊瑚<sup>一</sup>、来春初卯奢、纒  
可<sup>レ</sup>限<sup>二</sup>珠<sup>一</sup>

木綿打割袴小倉、窮々武士甚流行、皆伝諸術俄師範、  
三尺太刀引<sup>レ</sup>地長

狂詩選

諸人不<sup>二</sup>相織<sup>一</sup>、享保仁政年、漫莫<sup>レ</sup>愁<sup>レ</sup>禁酒、囊中自  
無<sup>レ</sup>錢、驕侈絹袖服、停止天下伝、君送<sup>レ</sup>返<sup>二</sup>享保<sup>一</sup>、明  
政満<sup>二</sup>眼前<sup>一</sup>、悪党閉口日、已見<sup>レ</sup>縛<sup>二</sup>同心<sup>一</sup>、盜心正断  
絶、君憶那免<sup>レ</sup>身、此度權門止、忠士髮衝<sup>レ</sup>冠、昔時  
奢已止、今日青樓寒、去<sup>レ</sup>奢酒盃遠、競<sup>レ</sup>芸<sup>二</sup>文武春<sup>一</sup>、  
傷心遊興客、不<sup>二</sup>是享保人<sup>一</sup>

詠敗風

豈計<sup>二</sup>縮緬木綿変<sup>一</sup>、通人近比不<sup>レ</sup>登<sup>レ</sup>樓、權門昇進皆已  
敗、富札中買共相休、頭巾有<sup>レ</sup>障各頭<sup>レ</sup>面、髮結被止

不堪<sup>レ</sup>愁、大仏首落苦<sup>二</sup>灰火<sup>一</sup>、高祖堂虚參詣幽、

当年の御趣意とかけて

来年の大の月と解

心は

霜を九七四<sup>ナ</sup>二正

十七日 大雨降、同変、

一朝六ツ前起、六ツ過戸柱より帰宅、四ツ時出勤、四

ツ後御暇、九ツ過大洪水之由ニ付さよミ坂よりつゝ

ら原橋・戸柱橋・抱新橋江見物ニ参、夫より戸柱町

田家へ参、八ツ前帰宅、暮より町田家へ差越、今晚

夜起、

一今日者大洪水ニ而西田橋丁門番所洗流し候也、外ニ

も段々けが人・相損候場所も過分有之由なり、未委

細不承、下ハ千石馬場梅田家角迄参、諏訪家前迄舟

通候由也、上も清水馬場より押廻し、諏訪馬場一盃

ニ水洗行也、

京都宮様御欠落一件

此度京都二而古今珍敷欠落之儀、

伏見宮様姫宮之勸修寺宮様者先達而夜抜、其次第八  
伏見様至而難洪、其上御姫様も沢山有之由、一ヶ月  
御化粧料鳥目五百文ツ、之由、男之宮之伯母様之由、  
兼而訳合之金銀御世話大きに被成之由、夫からの思  
ひ付二而ある夜御約束有之、男宮二も黒も、引・半  
天・いか物作の御太刀御はぎ、伏見様御裏江御忍ひ、  
宵よりよほと御待被成候処、姫宮二者欠落とはいか、  
の事とも不知、御用意も無之、女之とこ御出し見て  
参れと被仰付候付見二参候処、おそきゆへ御立腹、  
太刀を抜、今宵はのこらすなで切との事故、恐て御  
姫宮二申上候処、御寝巻之ま、二而、御太刀の由二  
而肩に掛、伏見迄ハ御走、直二船にて大坂江御下り、  
尼ヶ崎より姫路江御越、同所にて路金も切れ、本陣  
にて二三日御滞留之事御頼二付相知候由、御姫宮者  
御寝巻をぞろ／＼御引ずり尼ヶ崎より御ひろひのよ  
し、御帯ハひつしごき、男宮様者年ハ貳拾八才、姫  
宮様ハ廿五と申、途中見請候もの盗人が御姫様をつ

れて逃ると申候由、京都にて御在所しれず大騒働、  
御奉行へ御頼ミ御さがし、与力等姫路より大坂江送  
り人七百人のよし、御同所御物入大騒き之由、ケ様  
之御例神武以来二付、関白様御こまり、先男宮ハ遠  
島、姫宮者尼、付添行し者ハ死罪と申事なり、男の  
宮ハ百日程之坊主あたま之由也、

尾張様御内福治庄左衛門娘十四才詠歌

座敷八景

摘桶暮雪



富士の山ふもとの里のゆふ暮に  
空さむからぬ峯のしら雪

扇晴嵐



吹からに絵かける雲も晴ぬらん  
あふきの内にたゝむやまかせ

手拭掛帰帆



つなき船かせなき空に真帆かけて  
おきにもいてすかへるともなし

行灯夕照



山端に入日の影にほのくらく  
光をゆつる宿のともし火  
時計晚鐘



明暮に時をはかりのかねの声  
猶さひしきハたそかれの比  
琴柱落雁



琴の糸や引とめぬらん雁かねの  
天つ空よりつれて落ぬる  
台子夜雨



たぎる湯の首にまきれて夜の雨の  
ふるともしらぬ板間もるとも  
鏡立秋月



秋の夜の雲間の月とみるまでに  
うてなにのこる鏡さやけさ

唐人九歳稚子到長崎賦二首

煙水微茫道路長 蒼波万里在他郷

逢人欲語言音別 終日無言送夕陽

夢裏分明歸故郷、 双親向我問扶桑  
華鯨樓上一声響 撫枕猶疑在大唐

一天保十一年五月廿日原田政助直嘯之覚

去ル十四日不快有之、 毎夜夢見二大山伏申やう、  
我々共貧乏神二而疫病神也、 三ヶ年以前より此家江  
入込皆々取殺さんと思ひしが、 諸神之おふごありて  
恨を達する事難叶、 今此家を立のき候迄と夜毎二申  
ける、 十七日二者昼より不快二而二階へ臥居、 夜入  
五ツ前目覚、 小用二差越度蚊帳より出候処、 髪を取  
て押へけるを、 右之手二而攪し手を取候処、 大サ手  
も廻らす見上候処、 壺丈余り之山伏二而、 傍之翁も  
政助脇をとり、 暫ハ与合連子之元へ引れ行、 政助一  
声叫候処、 親駆付来候、 政助直様二倒候故何事そと  
向候得者、 不思議と計二而口不叶、 其内医師杯追々  
馳続、 顔色変し度々気絶いたし、 漸々気付候塩梅二  
(按摩力)  
而塩摩なとりながら右之嘯いたし候、 如何様夢二  
而も候哉皆々不審存候、 政助着たる袷之袖無之候付  
致詮議候処、 二階外家之上二落居、 彼是の次第占者

へ相尋候処、是は狸狐類之神通得したる者の仕業可成と為申由、誠ニ珍敷事故、後代咄之種ニも可相成記也、

一 町田家にて夜起せしに、戸柱之河音いと、たかければ、

篤烈

五月雨のこやミもやらぬところから

河瀬の浪の音まさるなり

三原七郎右衛門殿ニも夜起いたされしに、こののミハ皆二ツツ、かれ合っていると申されしを聞て、

三腹なる人を町田とくふのミは

二ツ三ツつゝつるくはつなり

十八日 雨、病人同変、

一朝六ツ過戸柱より帰宅、七ツ後より戸柱江參候処、些風邪之気分ニ有之候間、夜六ツ過帰宅、しらたぎりの弱かん宜敷酒茶碗式ツ呑候而、わた入を重而着し夜服取かぶり臥候事、

穆佐悟性寺御石塔一件私考

日州穆佐悟性寺

義天様御石塔之事ニ付預御尋、私式愚存誤計可御座、(有脱力)  
近比恐至極乍存心底、不申も非本意奉存、粗奉按(御履歴脱力)

候而左ニ申上候、

一 義天様御事、最初御舎弟様ニ而被為入時分、

怨翁様御代南方谷山・喜入・指宿等御退治被遊候節、(元久)

穎娃四拾町今高二シテ千四百石ニ当ル御拝領ニ而御移、南殿と為申

上由、然処

怨翁様又山東海江田倉底城被為改落、(攻力)加江田本城ニ

御修補ニ而阿多加賀守被差置、(時成)守護領穆佐三百丁、

池尻・白糸・細江等ハ不及申、川南之面々何れも御

手ニ属候故、御叔父伊集院長門守久俊為押移置れ、

漸兩三年被相動御断ニ付、義天様其御替り押として

応永七八年比ニも候哉、穆佐高城ニ被為移、御母堂

様妙久と奉申御事ハ佐多忠光御娘之故、其御兄弟佐多若狭

守ハ御叔父、又佐多弥三郎元忠・佐多讚岐守久信兄

弟ハ御外従弟之子ニ而皆々被召列、其外御一家二者

樺山伊賀守(惟音力)性音号池・末弘備前守兄弟、御内二者本田

(親類力) 部類・伊地知一類等被召付穆佐高城二被成御座、池

尻・白糸・細江等之城二も某々番手被差置、怨翁様

御機嫌別而不斜候処、同八九年比二も候哉、伊東大

和守祐安之御娘御婚姻被為整候而、同十年未五月二

日於穆佐高城御世子 (忠國) 大岳様御出生被遊候処、怨翁

様右之御縁与不被為叶尊慮、段々巷説申散、暫ハ御

不和被為成立、山東南方二立別れ、川北・宮崎・田

島・木脇・川南等不殘、其外土持旅之臬・岡富・財

部三家等ハ怨翁様御方二相付、綾・本城・深年・飯

田・葛良・池尻・白糸・細江等ハ義天様御方二相付、

勿論伊東和州ハ此御方二御一和被申上、互二及鉾楯、

怨翁様穗北境まで御出馬、有峯と申所二御陣被召候

得共、流石二御兄弟之御間二而自然と被為及御和睦、

大岳様未虎寿様と申上砌、怨翁様御陣二被遂御参

謁候而御引陣二為相成由、其後も御疑心不被為解候

哉、就御上洛方一之御用心二、応永十六年三月二日

佐多・新納・樺山・北郷・今給黎・山田・本田・平

田・上井等二契約状迄被仰付、同十七年六月御上洛

前日州油津二被為着候砌、(無力) 義天様毛頭御等閑御心

中為可被仰開、御自身不図被為遂御参謁、御互被

為及御和悦御頼母敷、御上京被遊、同年九月御下向

之節も被為召、則御参謁御祝儀等被仰上、同十八年

総州方山城守忠朝渋谷一味二而就御敵対、怨翁様

清敷鉾之尾御出陣二も鹿兒島迄被遂御参陣候得共、

御陣中二而怨翁様御病氣被為差起御帰陣故、

義天様御事、本田安了江被仰談置趣有之、暫如山東

御帰候処、同八月六日、怨翁様御逝去、御跡職ハ伊

十院彈正頼久御遺言と申立、其子初犬千代同道二而

鹿兒島へ相詰候故、佐多伯耆守親久等より早打を以

穆佐江御注進被申上、(出脱力) 義天様被聞召直二御馬、不

嫌夜白福昌寺御葬場へ御駈着、御方二者本田安了父

子、御一家二者佐多親久一類、其外山東より御供伊

地知兄弟不殘聖榮如此被書置、名前無之候得共、時之老名伊地知縫殿允季豊二付、其弟いち、左馬介、伊地知民部少輔重真、伊地知左近將監重春兄弟四人罷在

御親類二者佐多讚岐守久信・同若狭守・樺山伊賀守

惟音・末弘備前守等召列、直二御位牌被為持守護

職御相統被遊候処、本より乱居候山北四ヶ所ハ不及

申、山西判官守久者山門院二取構、山城守忠朝ハ碓

山之城、上総介久世ハ南方ニ御越伊集院頼久と合体、三州及大乱、先鹿屋忠兼カ危難を被為救、諸所向方御巡見、同十九年総州久世と御和談ニ而俱共ニ頼久を可被為討御手筈ニ候処、久世・忠朝等變約ニ而出陣無之、公甚御立腹、如此争乱之隙を伺ひ此年九月廿五日伊東祐安日州曾井城ニ攻寄、既二危を承、樺山教宗・北郷知久馳統、(源藤力)玄動と申所へ陣を取被相救候得共、佐多兵部少輔手尽、(貞力)高木左馬介討死、公も則三侯高城迄御出馬、御恩賞等被為宛行候処、同比又祐安弥乘勝、甚敷ハ御前様被成御座候穆佐高城ニ忍寄、西城二切乗候間、末弘甲斐守・佐多若狭守、(同讚岐守脱力)御内二者佐藤・松元・瀬口・椎原等必死ニ拒戦、乍漸被持留候得共、北郷・樺山被任御異見、一先御前様并御曹子様御二人、大岳様并御舎弟薩摩守用久ならん如末吉御引移、其後穆佐ハ勿論川北・川南等伊藤領分と相成、其比公ハ伊集院方・南方等御討鎮方ニ甚御隙を被為取、同廿七八年比ニも候哉、穎娃并別府等御退治之比之事、山田聖栄被書置候ハ、山東ニ社頓而可有御発向処、先南方へ一向退治有、伊東ニ取向候ハ、年月を経、

彼方退散する其旨を思召、薩州ニ心を置事なくて又三郎殿<sup>大岳様</sup>御事を差置御申、(久豊)存忠ハ山東ニ可有御座由を御思案有通内々御物語候云々、左候而、大概思召通伊集院方・南方等ハ御討鎮候得共、山北渋谷・(山脱力)西総州家杯と未被為及御和平候付、同廿九寅年御自身様伊集院迄御出馬被為在、山門院江者大岳様御発向ニ而判宮守久の居城被為相攻候処、守久御事、如肥州御出奔、御嫡子久世ハ其以前ニ御生害、御嫡孫犬太郎久林も其前河辺城より肥前高来之様御出奔被成候事有之、其砌之事も聖栄書記候ハ、山門判官殿御座候、動ハ和泉・渋谷より雑説有、其上犬太郎殿六ヶ国境ニ被居六ヶ敷事ニ而候、(不可然候脱力)山西ニ心置事候者て伊東ニ於取向ハ、存忠御事、日州ニ可有御座と御儀定有云々、左候而、前文之通御攻平ニ而、同三十年卯十二月比ニも候哉、  
義天様・大岳様御父子御同道、日州飢肥佐渡守・櫛間之野辺氏杯先御手付、油津へ御会陣被為在、御供ニハ伊地知縫殿允季豊・鹿屋周防守兼忠・(大寺力)大守美作守元幸・平田右馬介重宗等時之老名<sup>今の御家老</sup>ニ而、其